

北九州市監査公表第4号

平成20年3月19日

北九州市監査委員	山	柿	勝	利
同	大	津	雅	司
同	城	戸	武	光
同	山	田	征	士郎

地方自治法第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人より監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成 19 年度

包括外部監査結果報告書

平成 20 年 3 月

北九州市包括外部監査人

公認会計士 奥村 勝美

平成 20 年 3 月 19 日

北九州市包括外部監査人

奥村 勝美

平成 19 年 4 月 1 日付包括外部監査契約書第 8 条に基づき外部監査の結果について別紙のとおり報告いたします。

包括外部監査報告の概要

1. 監査の対象とした特定の事件名（監査のテーマ）

北九州市の「保育事業の運営管理」について

対象局：子ども家庭局保育課

なお、包括外部監査対象期間は、平成 18 年度（自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 19 年 3 月 31 日）であるが、必要と認めた範囲においては平成 18 年度以前の各年度分についても監査の対象とした。

2. 監査従事者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 奥村 勝美

(2) 包括外部監査人補助者

公認会計士 古賀 竜介 公認会計士 開 徹 英

公認会計士 吉田 雅伸 会計士補 後藤 大輔

会計士補 國廣 健一郎 その他 吉倉 正幸

3. 監査実施期間

平成 19 年 6 月 29 日から平成 20 年 2 月 26 日までの期間である。

4. テーマ別の指摘・意見の件数

テーマ	指摘事項	意見項目	合計
北九州市の「保育事業の運営管理」について	9 件	65 件	74 件
合計	9 件	65 件	74 件

5. 外部監査人の独立性

北九州市と包括外部監査人および補助者との間には地方自治法第 252 条の 29 に定める利害関係は無い。

目 次

北九州市の「保育事業の運営管理」について

.....	1
第 1 . 監査の概要	3
1 . 監査の種類	3
2 . 監査の対象と選定した理由	3
3 . 監査の視点	4
4 . 監査の方法	4
第 2 . 監査対象の事業概要.....	5
1 . 北九州市の保育事業の概要	5
2 . 新新北九州市保育 5 か年プランの概要.....	13
第 3 . 監査の結果	15
< 保育事業全般に関する意見 >	
1 . 公立直営保育所の収支管理について	15
2 . 定義改正前の保育所入所待機児童（未入所児童）について	17
3 . 第三者評価事業について	28
4 . (一般) 指導監査について	32
5 . 家庭支援推進保育事業に係わる根拠資料の承認・様式の統一について.....	42
6 . 社会福祉法人北九州市福祉事業団の保育事業について	44
7 . 保育士に対する研修の義務化および参加状況の管理について	62
8 . 公立直営保育所の臨時職員および非常勤嘱託職員の研修について.....	65
< 公立直営保育所の民営化に関する意見 >	
9 . 公立直営保育所の更なる民営化による削減について	67
10 . 公立直営保育所における給食調理業務の民営化の推進について	78
< 保育事業の人件費に関する意見 >	
11 . 公立直営保育所と民間認可保育所との人件費比較について	80

12. 公立直営保育所の予備保育士の加配について	84
13. 公立直営保育所の正規職員の実質過員について	90
14. 公立直営保育所の民営化に伴う余剰人員の公立直営保育所への配置について	96
15. 民間認可保育所の正規職員と臨時職員との配置の現状について	101
16. 公立直営保育所の臨時職員、嘱託職員の国民の祝日における報酬について	105
17. 北九州市の保育事業に係わる職員の出張宿泊料の定額精算について	108
18. 北九州市職員への給与の口座振込み推進について	110

< 認可外保育施設に関する意見 >

(認可外保育施設の概要)	112
19. 北九州市の認可外保育施設の把握状況	114
20. 認可外保育施設に係わる指導監督の状況	116
21. 認可外保育施設の利用者のニーズの把握状況について	124
22. 認可外保育施設に対する考え方	126

< 指定管理者制度に関する意見 >

(指定管理者制度の概要)	128
23. 指定管理者の応募期間について	134
24. 指定管理者の選定結果について	136
25. 指定管理者選定委員会の議事録作成およびその公表について	144
26. 指定管理者制度導入に当たっての保護者に対する事前アナウンスについて	146
27. 指定管理者選定委員会の委員の利害関係について	148
(参考資料) 北九州市の保育事業に関する指定管理者制度の導入方法及び結果	150

< 契約に関する意見 >

28. 委託契約（随意契約）に関する公正な競争の確保について	159
29. 給食調理業務委託の指名競争入札参加制限について	166
30. 給食調理業務委託の予定価格の積算について	172

< 保育料の収納事務に関する指摘と意見 >

(保育料収納事務の概要)	175
31. 保育料の徴収方法について	180
32. 滞納保育料の消し込みについて	181
33. 「納付誓約書・分割納付申請書」について	184

34. 保育料滞納者との折衝履歴および承認状況について	188
35. 不納欠損処理について	192
36. 公立直営保育所の保育料領収書について	197

< 資産の管理に関する指摘と意見 >

37. 公立直営保育所の備品管理台帳について	199
38. 公立直営保育所における物品と関係帳簿の照合・検査に関する規定の作成 および物品の管理状況について	203
39. 公有財産台帳の管理と記載事項について	206
40. 保育施設の耐震対策について	209
41. 民営化に伴って無償譲渡された建物の耐震化計画について	216
42. 民間認可保育所に対する土地の貸付料について	219
43. 民間認可保育所に対する賃借料（土地）の計算根拠について	224

< 補助金に関する意見 >

(北九州市の保育事業にかかる補助金の概要)	226
(運営費収入の概要)	234
44. (民間保育所運営補助金) 一般生活費への補助金について	237
45. (民間保育所運営補助金) 光熱水費への補助金について	239
46. 補助金の積算根拠について	241
47. 地域子育て支援センター事業補助金について	243

< 保育事業の運営費支出に関する意見 >

48. 賄い材料費について	247
49. 公立直営保育所のペーパータオルについて	262

XI < その他に関する意見 >

50. 日本スポーツ振興センター災害共済保険料の領収書の管理状況について	268
--------------------------------------	-----

北九州市の「保育事業の運営管理」について

本報告書における数値の表示において、原則、切捨て表示している。
したがって、上記端数処理の関係上、合計数値等とその内訳が一致しない場合がある。

第 1 . 監査の概要

1 . 監査の種類

監査の種類とは、「地方自治法」(昭和 22 年 4 月 17 日 法律第 67 号)第 252 条の 27 第 2 項に基づく「包括外部監査」である。

2 . 監査の対象と選定した理由

(1) 監査の対象

北九州市の「保育事業の運営管理」について

(2) 選定した理由

北九州市において、出生率は年々低下している傾向があるが、女性の社会進出や就労形態の多様化等により保育所への入所児童数は増加していく傾向にある。一方で少子化や核家族化等に伴い、家庭や地域の保育力は低下し、育児不安を抱える家庭は決して少なくない。

このような状況の中で、保育事業に対しては、質の高い保育と保育料の抑制とが同時に求められている。

北九州市においては、少子化対策の一環として、保育関係の施策に関し、平成 7 年に「北九州市保育 5 か年プラン」を策定し、平成 12 年には「新北九州市保育 5 か年プラン」の策定、さらには、平成 17 年には「新新北九州市保育 5 か年プラン」の策定をし、子どもの成長と子育てを地域で支えあうまちづくりの実現を目指しているところである。

よって、この「新新北九州市保育 5 か年プラン」(平成 17 年度から平成 21 年度までの計画)の具体的な施策の項目である「保育行政の効率化」「適正な費用負担」等を踏まえ、包括外部監査人の立場から、北九州市の「保育事業の運営管理」を「特定の事件」として、監査することは時宜にかなっているものと思われる。

以上の背景および理由により、当該事件を選定した。

3. 監査の視点

保育事業の財務に係わる事務やその運営管理が、関係法令や諸規定に準拠して行われているか、また保育事業の運営が、経済性・効率性・有効性の観点から適切に行われているかの視点を持って、

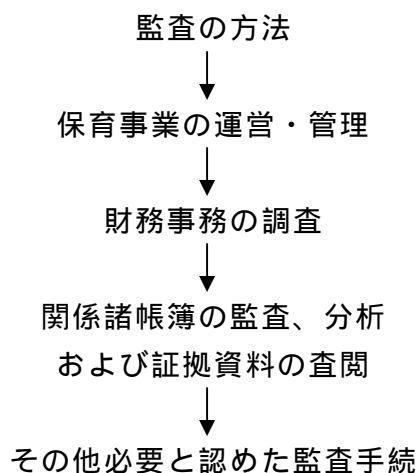
主に、以下の項目について監査を実施した。

- (1) 保育事業の全般
- (2) 公立直営保育所と民間認可保育所の経済性、効率性
- (3) 職員数の適正化と職員の適正配置
- (4) 認可外保育施設に対する指導監督
- (5) 指定管理者制度の運営管理
- (6) 委託契約についての運営管理
- (7) 保育料の収納事務の執行管理
- (8) 公立直営保育所の資産の運営管理
- (9) 民間認可保育所への補助金支給の執行管理
- (10) 保育事業の運営費支出に関する執行管理

4. 監査の方法

この監査に当たっては保育事業の財務にかかる事務および、その経営管理が、関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているか、地方自治法第2条第14項および第15項の趣旨にのっとり、最少の経費で最大の効果をあげるようにされているか、また、組織および運営の合理化に努めているかに意を用いて、経済性、効率性、有効性の観点を加味し、関係諸帳簿および証拠書類との照合並びに現場視察等を実施したほか、包括外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

監査の方法の概略は、以下に示したとおりである。



第2 監査対象の事業概要

1 北九州市の保育事業の概要

(1) 北九州市の保育事業に関するこれまでの取り組み

北九州市では、出生率が急増していた昭和40年代には、量的な需要を満たすため「1万人保育」「1万5千人保育」を目標に積極的に保育所の施設整備を進めてきた。

同時に、保護者の多様な保育ニーズに応えるため、昭和39年の乳児保育を皮切りに、障害児保育（昭和50年）や延長保育、夜間保育（昭和57年）、そして一時保育（平成2年）と、全国に先駆けて実施してきた。

そのような中、平成2年には、当時の厚生省が合計特殊出生率「1.57ショック」を発表し、これ以降、「子育て支援」の重要性がクローズアップされた。その後、国の「エンゼルプラン」（平成6年）を受けて、北九州市においても「保育5か年プラン」（平成7年）以降、三次にわたって保育に関する計画を策定し、保育所の適正配置や特別保育事業のさらなる拡充に取り組んできた。

また、平成17年には、「安心して、楽しく子育てをしたい」という市民の願いを実現するため、「新新子どもプラン」（平成17年度～21年度）を策定した。このプランでは、地域社会全体で子育てを支援する仕組みとして、保健・医療・福祉・教育・地域社会が連携した「北九州方式による子育て支援のネットワーク」づくりを進めることとしている。

平成18年には、これまでの取組が認められ、東京のNPO法人が発表した「次世代育成環境ランキング」で、北九州市が政令指定都市で1位の評価を受けている。

なお、北九州市では、公立委託保育所について、平成18年4月から指定管理制度に移行している。

北九州市では、平成19年度も保育所の適正配置や特別保育事業の拡充に取り組んでおり、

- (1) 保育所整備率（就学前児童数に占める保育所定員の割合）は約31%（4月1日現在。政令指定都市中第3位）
- (2) 保育所待機児童数は20人（4月1日現在。政令指定都市中第2位）であるほか、
- (3) 保護者の多様なニーズに対応するため、156の保育所中、1月1日現在、延長保育は126箇所、一時保育は51箇所を実施するなど、特別保育事業の拡充にも積極的に取り組んでいる。

なお、「新新子どもプラン」については、計画期間の中間年度に当たる本年度、

計画を拡充する見直しを行っているところであり、北九州市では、引き続き、子育て支援の充実のため、多様な保育サービスの拡充に取り組んでいくこととしている。

(2) 保育所の概要

保育所の目的

保育所は、保護者が働いていたり、病気にかかっているなどの理由で、家庭に子どもの面倒をみる人が誰もいない（以下、「保育に欠ける」という）場合、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設である。

保育所の入所基準

保育所に入所できる基準は、児童の保護者及び同居している親族等のすべての方が、次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合とされている。

- 1 通常、昼間に居宅外で労働（1日4時間以上、かつ1か月15日以上）をしていること。
- 2 通常、昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働（1日4時間以上、かつ1か月15日以上）をしていること。
- 3 8週間以内に出産する予定であるか、または出産後8週間までの期間であること。
- 4 疾病にかかっていること、もしくは負傷していること。精神もしくは身体に障害を有していること。
- 5 長期にわたり疾病の状態にある同居の親族を常時介護していること。精神もしくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- 6 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 7 市長が認める前各号に類する状態にあること。

北九州市の保育所数・定員・入所児童数の現状

平成18年4月1日現在、北九州市の保育所数は158箇所であり、定員は15,710名である。

なお、158箇所のうち、運営形態別で見ると公立直営保育所は25箇所、公設民営保育所は8箇所であり、民間認可保育所が125箇所となっている。

また、保育所の入所児童数は、平成18年4月1日現在、15,626名であり、定員に対する充足率は、99.5%となっている。

保育所の運営状況

a開所日・・・月曜日～土曜日。（ただし、祝日等および12月29日～翌年

1月3日は休み。)

- b 開所時間 …… 午前 7:30～午後 5:50。(夜間保育所については、午前 11:00～午後 10:00)
- c 入所期間 …… 概ね生後 6 か月から小学校入学前の 3 月 31 日までで、必要とする期間。(入所後に要件が変わった場合はその要件に応じた期間、要件がなくなった場合は退所となる。)
- d 給食 …… 3 歳未満児は完全給食(主食及び副食)。3 歳以上児は、副食(おかず)のみが給食となるので、主食(ごはん、パン等)は保護者が準備しなければならない。

認可外保育施設

認可外保育施設とは、都道府県知事等の認可を受けていないが、保育所と同様の業務を目的とする施設であり、平成 18 年 10 月 1 日現在、北九州市では、届出対象施設 36 施設(児童数 889 名)、届出対象外施設 11 施設(213 名)を把握し、国の認可外保育施設指導監督基準に基づき指導を行っている。

北九州市においては、保護者の保育に関する量的・質的なニーズを認可保育所でかなりの部分を充足しており、今後も保育施策は、認可保育所を中核として実施していく立場をとっている。

なお、認可外保育施設については、平成 19 年 7 月 27 日に、「中井保育園」で児童の死亡事故が発生し、平成 19 年 9 月 18 日には、「砂津保育園」の長期滞在児の問題が発覚している。

(3) 保育料

保育料は、児童の年齢および父母等扶養義務者の前年分の所得税(前年分の所得税額が非課税の場合は前年度分の市民税額)の合計額により決定する。保育料は原則として毎年 4 月に改定される。

平成 18 年 4 月 1 日現在 保育所にかかわる徴収額表

各月の初日における入所児童に属する世帯の階層区分		徴収額（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0	
B	A階層及びD1からD10までの階層を除く前年度分の市町村民税非課税世帯	7,200	4,800	
C1	A階層及びB階層を除く前年度分の所得税非課税世帯	前年度分の市町村民税課税世帯のうち均等割のみの課税世帯	12,000	10,200
C2		前年度分の市町村民税課税世帯のうち所得割課税世帯	14,100	12,000
D1	A階層を除く前年度分の所得税課税世帯	所得税年額9,000円未満	17,100	15,600
D2		9,000円以上45,000円未満	21,600	20,200
D3		45,000円以上72,000円未満	28,400	25,500
D4		72,000円以上99,000円未満	33,200	29,800
D5		99,000円以上153,000円未満	39,900	30,400
D6		153,000円以上180,000円未満	43,800	30,900
D7		180,000円以上270,000円未満	49,800	31,300
D8		270,000円以上360,000円未満	52,800	31,500
D9		360,000円以上459,000円未満	55,800	31,700
D10		459,000円以上	59,300	32,300

（4）特別保育事業（平成 18 年 4 月 1 日現在および平成 21 年度末目標数値）

延長保育事業（実施施設数 115 箇所、目標 140 箇所）

遅くまで子どもを預けたい時に利用できる保育サービス。通常の保育時間を午後 7:00 まで延長。利用にあたっては、別途料金が必要となる。なお、延長保育を実施している保育所については、午前 7:00 からの早朝保育を実施している。

病児・病後児保育事業（実施施設数 7 箇所、目標 10 箇所程度）

病氣中・病氣回復期の子どもを預けたいときに利用できる保育サービス。保護者の仕事などの都合により、病氣中（病児）や病氣回復期（病後児）の子どもの家庭での保育が困難な場合に対応する施設。

夜間保育事業（実施施設数 1 箇所、目標 1 箇所）

夜、子どもを預けたいときに利用できるサービス。就労形態の多様化による夜間の保育ニーズに対応することを目的としている。

- ・ 保育時間 午前 11:00～午後 10:00
- ・ 延長時間 午前 7:00～午前 11:00 と午後 10:00～午前 0:00

休日保育事業（実施施設数 7 箇所、目標 7 箇所）

保育所を休日に開所し、日曜日や祝日等に就労する保護者等を支援するための保育。

・開所時間 午前 7:00～午後 6:00。

特定保育事業（実施施設数 3 箇所、目標 10 箇所程度）

保護者の仕事などの都合により、児童の家庭での保育が困難な場合に、必要な日時について対応する保育サービス。

・保育時間 月 64 時間以上～月 117 時間までの範囲で、次のいずれかを選択することができる。

・一日利用 午前 8:30～午後 5:30 午前利用 午前 8:30～午後 1:30

・午後利用 午後 0:30～午後 5:30

乳児保育事業（乳児専門保育所 11 箇所）

現在、生後 6 か月以降から児童の受入を行っているが、乳児受入保育所の整備および一般保育所での受入年齢をおおむね生後 3 か月以降とする計画である。

障害児保育事業（実施施設数 85 箇所）

すべての保育所で、障害児と健常児と一緒に保育し、相互の健全な育成を図っている。

地域子育て支援センター事業（実施施設数 7 箇所、目標 14 箇所）

育児不安等についての相談や子育てサークル等への支援等を行い、家庭における子育てを支援。

一時保育事業（実施施設数 42 箇所、目標 60 箇所）

家庭での保育が一時的に困難になった場合に、保育所で子どもを一時的に預かる保育サービス。

・保育時間 …… 午前 9:00～午後 5:00。

なお、平成 21 年度末目標数値は、「新新北九州市保育 5 か年プラン」に基づくものである。

（5）家庭保育員制度（実施施設数 13 箇所、平成 21 年度末目標 20 箇所程度）

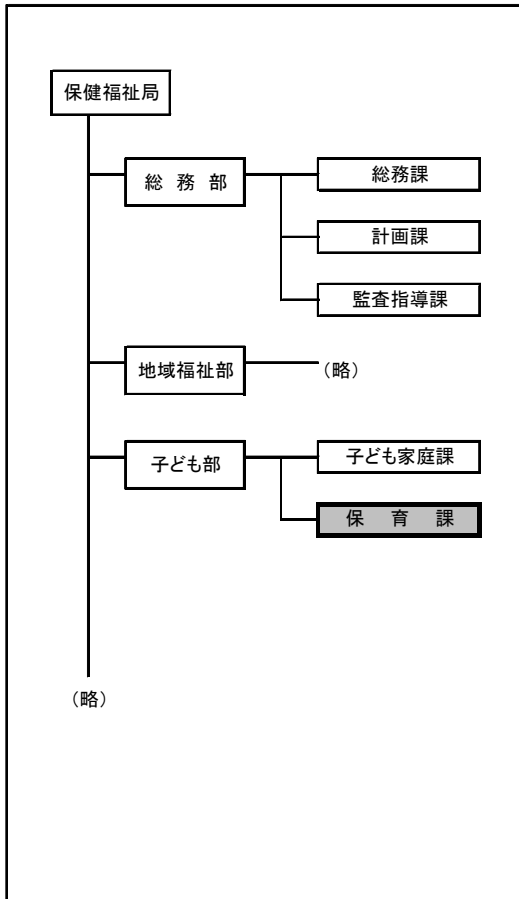
保護者の就労等で保育に欠ける生後 43 日目から概ね 1 歳までの乳児を、保育士等の資格を持つ家庭保育員が自宅を開放して保育する制度。保育時間は原則として午前 8:00～午後 5:00 までのうち、1 日 8 時間。

(6) 北九州市の「子ども家庭局」新設に伴う組織図の現行対比
 保育関係部局の組織図

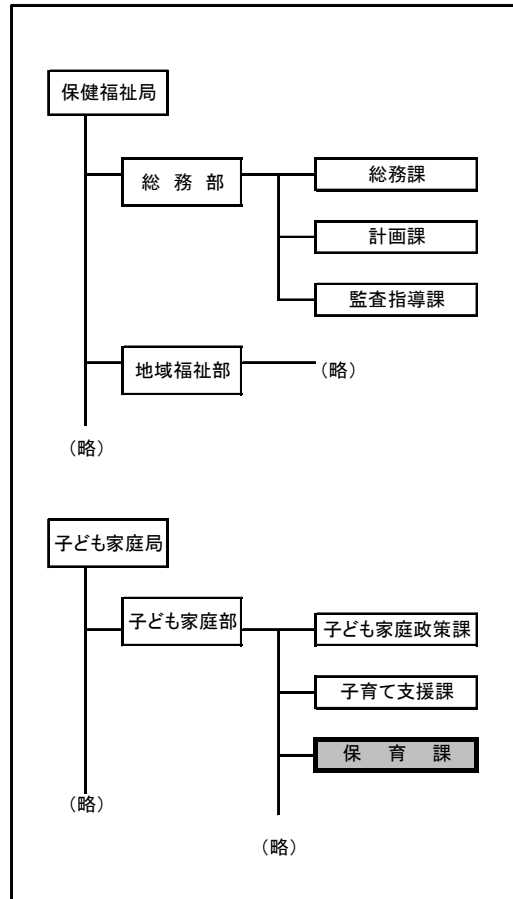
【平成19年10月15日以前】

【現行】

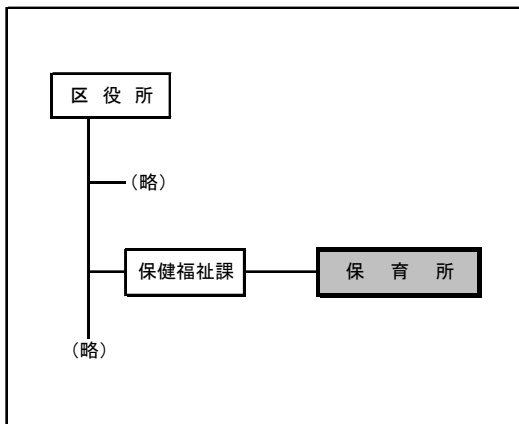
<本庁>



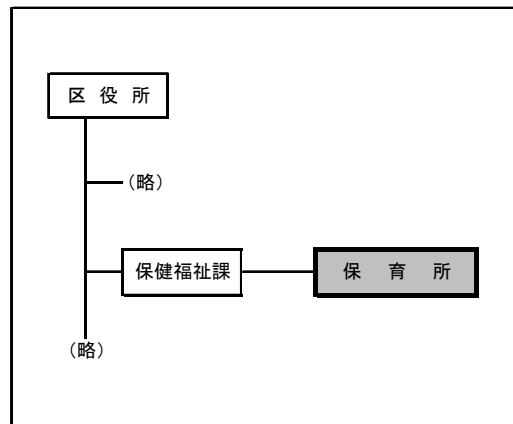
<本庁>



<区役所>



<区役所>



(7) 歳入・歳出にかかる予算・決算の概要(平成14年度～平成18年度)

(保健福祉局子ども部保育課)

	年度	国・保護者・北九州市の負担額	予算(千円)	決算(千円)
歳入	平成14年度	国庫支出額	5,366,226	5,356,244
		保護者負担額	3,701,941	3,548,900
		北九州市支出額	11,066,941	9,926,536
		合計	20,135,108	18,831,680
	平成15年度	国庫支出額	5,382,466	5,311,666
		保護者負担額	3,704,434	3,492,283
		北九州市支出額	10,986,080	9,762,263
		合計	20,072,980	18,566,212
	平成16年度	国庫支出額	3,672,258	3,604,122
		保護者負担額	3,589,566	3,442,209
		北九州市支出額	12,761,921	11,605,317
		合計	20,023,745	18,651,648
	平成17年度	国庫支出額	3,969,473	4,048,468
		保護者負担額	3,506,050	3,731,853
		北九州市支出額	12,045,479	10,672,926
		合計	19,521,002	18,453,247
	平成18年度	国庫支出額	4,757,347	4,386,318
		保護者負担額	3,734,226	3,736,862
		北九州市支出額	11,285,276	9,672,839
		合計	19,776,849	17,796,019

	年度	歳出項目	予算(千円)	決算(千円)
歳出	平成14年度	3款3項1目(児童福祉総務費)	1,430,570	1,316,582
		3款3項2目(児童措置費)	12,511,857	11,794,462
		3款3項6目(児童福祉施設費)	2,309,560	1,846,675
		3款3項8目(児童福祉施設整備事業費)	1,403,313	1,375,334
		3款1項1目(職員費)	4,144,389	4,102,731
		合計	21,799,689	20,435,784
	平成15年度	3款3項1目(児童福祉総務費)	1,447,550	1,218,897
		3款3項2目(児童措置費)	12,658,978	11,783,713

	3 款 3 項 6 目 (児童福祉施設費)	2,166,146	1,889,877
	3 款 3 項 8 目 (児童福祉施設整備事業費)	1,301,180	1,209,359
	3 款 1 項 1 目 (職員費)	4,059,883	3,886,927
	合計	21,633,737	19,988,773
平成 16 年度	3 款 3 項 1 目 (児童福祉総務費)	1,538,897	1,344,443
	3 款 3 項 2 目 (児童措置費)	12,865,843	11,967,788
	3 款 3 項 6 目 (児童福祉施設費)	2,021,530	1,833,831
	3 款 3 項 8 目 (児童福祉施設整備事業費)	1,514,083	940,324
	3 款 1 項 1 目 (職員費)	3,950,061	3,795,587
	合計	21,890,414	19,881,973
平成 17 年度	3 款 3 項 1 目 (児童福祉総務費)	2,344,064	1,854,137
	3 款 3 項 2 目 (児童措置費)	12,594,212	12,287,769
	3 款 3 項 6 目 (児童福祉施設費)	1,219,411	1,167,196
	3 款 3 項 8 目 (児童福祉施設整備事業費)	856,352	609,720
	3 款 1 項 1 目 (職員費)	3,796,347	3,457,645
	合計	20,810,386	19,376,467
平成 18 年度	3 款 3 項 1 目 (児童福祉総務費)	2,411,564	2,159,339
	3 款 3 項 2 目 (児童措置費)	13,100,000	12,457,554
	3 款 3 項 6 目 (児童福祉施設費)	826,167	708,626
	3 款 3 項 8 目 (児童福祉施設整備事業費)	439,277	1,112,792
	3 款 1 項 1 目 (職員費)	3,642,296	2,721,443
	合計	20,419,304	19,159,754

【備考】

- ・歳入については、保育所運営にかかるもののみ記載している。
(家庭保育員事業、緑地保育センター事業等は除く)

2. 新新北九州市保育5か年プラン

新新北九州市保育5か年プラン（計画期間：平成17年度～平成21年度）は、北九州市の少子社会対策の総合計画である「北九州市次世代育成行動計画(新新子どもプラン)」の内、保育関係施策を再編したものである。

(1) 計画策定の趣旨（抜粋）

北九州市では出生数が2万人台から8千人台へと半数以下に減少する一方、女性の社会進出や就労形態の多様化等により保育所への入所児童数はおよそ1万6千人と増加傾向にあります。

一方、少子化や核家族化等に伴い、家庭や地域の保育力が低下し、育児不安を抱える家庭や児童虐待等の問題も深刻化しています。

このようなことから、保育所には地域の子育て支援の中核として、幅広いニーズに対応した保育サービスの拡充や子育て家庭への支援等、より一層の取り組みが求められています。

北九州市では「新新北九州市保育5か年プラン」を策定し、子どもの成長と子育てを地域で支えあうまちづくりの実現を目指します。

(2) 具体的な施策

保育サービスの質の確保・向上

研修内容の充実による保育士等の資質の向上や第三者評価事業の拡充、保育環境の計画的な改善に取り組む。

多様な保育サービスの拡充

保護者の多様なニーズに対応するため、乳幼児の健全育成に配慮しながら延長保育、夜間（長時間）保育や病児保育等の特別保育事業を拡充する。

保育所での保育が可能な障害児については、新たに延長・一時保育での受入を実施する。

保育所における子育て家庭支援の拡充

相談技能やソーシャルワーク能力等を身につけた「子育て支援員」を養成し、子育て家庭の保育力の向上や育児相談等への対応の充実を図る。

また、一時保育の拡充や施設の開放、情報の提供等により地域の子育て家庭への支援を拡充する。

保育行政の効率化

待機児童や年度当初の定員超過状況を解消するため、既存保育所の定員増、分園の設置や民間保育所の新規開設等により、保育所の適正配置を進める。

また、今後とも民間活力を活用しながら保育サービスの多様化・効率化を図るため、公立保育所の民営化を推進する。

保育所・幼稚園・小学校の連携の推進

保育所、幼稚園、小学校が合同研修の開催や児童の相互交流を通して一層の連携を図り、乳児期から小学校卒業までの一貫した健全育成の支援を推進する。

適正な費用負担

保護者世帯の負担軽減のため、現在保育料や延長保育利用料などの軽減を行っているが、財政状況を踏まえ、受益に応じた利用料金設定の見直しを行う。

第3 監査の結果

・ < 保育事業全般に関する意見 >

1. 公立直営保育所の収支管理について

民間認可保育所においては、当然ながら、コスト意識を明確にすることが組織を維持していくために必要であることから、保育所別に収支を把握し、決算書を作成することで収支管理を行っている。収入にあわせて適切な無理のない支出を行うことは組織を維持するための前提条件である。

しかし、北九州市における公立直営保育所においては、保育所別の予算や収支決算書を作成しておらず、保育所別の収支管理が行われていない。北九州市としては、公立直営保育所は市の組織の一部署であり、保育所別の収支を把握する必要は無いとの見解なので、北九州市歳入歳出決算書の一般会計の中に含めている。しかし、歳入歳出決算書は北九州市全体の収支を表すもので、それを見ただけでは、保育所全体の収支や、保育所別の収支を把握することはできない。

歳入歳出決算書の元になる支出負担行為書を見れば、支出の内容や支出した保育所名が記載されており、どの保育所でどのような支出がなされたのか分かるようにはなっているが、保育所ごとに収支をまとめるという考え方がないために、それが収支管理に結びついていない。

また、各保育所の管理となる物件費については保育所ごとに支出負担行為書が提出されるので、保育所の支出額が把握できるものの、各保育所の管理対象とならない物件費や人件費については、保育所ごとにまとめられておらず、保育所別の予算や収支決算書が作成できる状況にはない。

保育所の評価は儲かっているか、いないかだけでなされるものではないが、かといって、その収入は国負担、市負担、保護者負担からなっているのであるから、保育サービス維持のためにはいくら費用をかけてもいいというわけではない。運営費収入や補助金収入などの保育所の収入は、保育所入所児童数などに基づいた所与の条件により算定されるものであり、保育所の自助努力により収入を増加させることは困難であるから、民間認可保育所と同様に、公立直営保育所においても、適切な無理のない支出を行わなければならないのは当然である。例えば収入に対する支出の割合を民間認可保育所と比較することによって、どのような点で民間認可保育所より、経済的、効率的運営を目指していく上で劣っているのか、その改善すべき点と目標値を明らかにすることができるし、公立直営保育所の収支決算書同士を比較することによって、非経済的、非効率的な運営をしている公立直営保育所がないか、チェックすることもできる。あるべき保育サービスは公立直営保育所と民間認可保育所で異なるべきではないのだから、収支管理を実施

することによって、支出の面でも、公立直営保育所は民間認可保育所と同様の努力が行われなければならない。

また、保育サービスの維持と充実の面からは、当然に行われるべき支出が適切に行われているか把握することも必要である。費用はただ、削減すればよいものではない。常に保育サービスの維持と充実の面から、削減できる費用なのかどうか、判断しなければならない。例えば、他の保育所と比較して、著しく給食費の少ない保育所があれば、食材の質に問題がないか、栄養の面で問題は無いか、チェックする必要があり、そのきっかけにもなりうる。運営費収入と比較して人件費の割合が高ければ、余剰人員を抱えていないか、職員配置に問題はないか、検討するきっかけになりうる。保育所別の収支管理が行われていなければ、そのような問題意識を持つ機会が失われてしまうことになる。

保育所の収支管理は、無駄遣いが行われていないかどうかの面からだけでなく、保育サービスの面から、当然に行われるべき支出が行われているかどうかをチェックする一助となりうる。また、収支管理を実施していること自体が、保育所の管理責任をもつ保育所長や保育士に、保育サービスと収支とのバランスについての意識を、より明確に持たせることにもつながると思われる。

また、公立直営保育所の収支決算書を公表することも考慮しなければならない。保育所運営費の一部を保育料という形で負担している保護者に対して、利用する保育所の収支決算書を提示することは、法的には義務付けられていなくても積極的に取り組むべき課題である。今後は、さらなる保育行政の効率化が求められるが、保育行政の現状を説明しなければ、その必要性を保護者に理解してもらうことはできない。現状における保育行政が十分に効率化されてはいないことを、収支決算書を公表し、収支の状況から説明することによって、保護者に理解を求めていくべきである。

現状では、北九州市においては、保育所別に収支管理が行われていないので、あるべき収入に対して、適切な支出が行われているか、把握することすら困難であるといわざるを得ない。公立直営保育所においても、民間認可保育所と同様に保育所ごとの収支計算書を作成し、コスト管理を明確にすべきである。

(意見 - 1) 公立直営保育所の収支管理について

公立直営保育所においては、保育所別の予算や収支決算書を作成しておらず、保育所別の収支管理が行われていない。

しかし、保育所の収入は国負担、市負担、保護者の負担から成り立っており、保育所の自助努力により収入を増加させることは困難であるから、公立直営保育所においても、民間認可保育所と同様に、収支管理を行い、適切な無理のない支出を行わなければならないのは当然である。

保育所の収支管理は、無駄のない支出が行われているかどうかだけでなく、保育サービスの面から、当然に行われるべき支出が行われているかどうかをチェックするためにも必要である。また、収支管理を実施していること自体が、保育所の管理責任をもつ保育所長や保育士に、保育サービスと収支とのバランスについての意識を、より明確に持たせることにもつながると思われる。さらに、保育料を負担する保護者に対しては公立直営保育所の収支決算書を公表することも、法的には義務付けられていなくても積極的に取り組むべき課題である。

現状では、保育所別に収支管理が行われていないので、あるべき収入に対して、適切な支出が行われているか、把握することすら困難であるといわざるを得ない。公立直営保育所においても、民間認可保育所と同様に保育所ごとの収支計算書を作成し、コスト管理を明確にすべきである。

2. 定義改正前の保育所入所待機児童（未入所児童）について

(1) 保育所入所待機児童について

保育所入所待機児童とは、調査日時点において、入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない者と定義されている。

平成 16 年 3 月 23 日付けで厚生労働省から保育所入所待機児童の定義改正を受けており、当該通知に基づき取り扱うとともに、平成 16 年 7 月 1 日に「(北九州市)地区・保育所対照表」を改定し、待機児童の把握に努めている。

「保育所入所待機児童」の定義改正・改定内容は、以下のとおりである。

国庫補助事業による家庭的保育事業、特定保育で保育されている児童については、本調査の待機児童数には含めないこと。

他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には、待機児童数には含めないこと。

(注)他に入所可能な保育所とは、開所時間が保護者の需要に込えている。(たとえば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど) 立地条件が、登園するのに無理がない。(たとえば、通常の交通手段により、自宅から 20～30 分未満で登園可能など)

(2) 北九州市の保育所入所待機児童数の現状について

平成 18 年 4 月 1 日現在、(表 - 1) のとおり、待機児童数は 8 人と政令指定都市では、極めて少ない状況であるが、平成 19 年 3 月 1 日現在では、待機児童数は 223 名となっている。

(表 - 1) 政令指定都市待機児童数

平成 18 年 4 月 1 日現在

	待機児童数
札幌市	319
仙台市	312
さいたま市	206
千葉市	270
川崎市	480
横浜市	353
静岡市	38
名古屋市	362
京都市	116
大阪市	846
堺市	463
神戸市	560
広島市	116
福岡市	403
北九州市	8

北九州市では、「待機児童」の解消は、重要な課題と考え、民間認可保育所の新規開設・既存施設の定員増・定員を超えた入所児童の受入（定員の弾力化）などの取り組みを計画的に進め、待機児童の解消に努めてきた結果、平成 18 年 4 月 1 日現在の年度当初の保育所入所状況については、(表 - 2) のとおり、北九州市内全保育所の定員 15,710 人に対し、入所児童数は 15,451 人と全市的に見て概ね需要に対応できる状態になっている。

(表 - 2) 区別の保育所の状況

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

区 分	合 計	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	
施設数(箇所)	158	18	31	36	15	13	34	11	
定 員(人)	15,710	1,720	3,000	3,580	1,450	1,250	3,570	1,140	
入所児童数(人)	15,451	1,678	2,891	3,606	1,329	1,244	3,595	1,108	
充足率(%)	98.4	97.6	96.4	100.7	91.7	99.5	100.7	97.2	
1 所 当 た り	定 員(人)	99	96	97	99	97	96	105	104
	入所児童数(人)	98	93	93	100	89	96	106	101

(注 1) 充足率は、保育所定員に対する入所児童数の割合

(注 2) 入所児童数は、市内居住者で市内の保育所に入所している児童

一方、八幡西区、小倉南区、若松区の一部地域では今なお毎年待機児童が生じている。このことから平成 20 年 4 月の開所を目指し八幡西区・上津役地区へ新たな民間認可保育所(定員 90 名程度)の建設を進めている。

しかしながら、北九州市内の保育所では、入所希望に対応するため、多くの施設で、年度当初から定員を超えた児童の受け入れを行っている。

このため、特に年度の後半(10月～3月)については、どうしても中途入所が難しくなる傾向にある。こうした中でも「育児休業明け」など緊急度の高いケースについては、必要な時期に中途入所できるよう調整に努めているが、一方で、特定の保育所のみ入所希望される場合などは、その保育所に空きができるまでの間、入所を待っていただいていることは十分に認識して、こうした問題も含めて、今後の保育所の配置や受入枠の見直しについては、地区ごとの人口の増減や児童数の動向などをよく見極めたうえ、必要な対応策を検討したいとしている。

平成 18 年度の各区および月ごとの待機児童数は、(表 - 3)のとおり、9 月以降から増加し、100 名を超え、平成 19 年 3 月には、223 名と平成 18 年 4 月と比較し、215 名の増加となっている。

また、待機児童のいる区についても北九州市が把握しているとおり、小倉南区(平成 18 年 4 月 1 日現在 8 名、平成 19 年 3 月 1 日現在 129 名)、八幡西区(平成 18 年 4 月 1 日現在 0 名、平成 19 年 3 月 1 日現在 82 名)、若松区(平成 18 年 4 月 1 日現在 0 名、平成 19 年 3 月 1 日現在 12 名)の 3 区である。

(表 - 3) 待機児童推移 (平成 18 年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
門司区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小倉北区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小倉南区	8	9	9	9	48	58	53	71	80	82	83	129
若松区	0	0	6	9	11	14	18	18	19	13	9	12
八幡東区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八幡西区	0	14	10	19	15	64	72	84	93	87	84	82
戸畑区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	8	23	25	37	74	136	143	173	192	182	176	223

(3) 入所円滑化 (定員弾力化) について

保育所の入所については、待機児童が増加していることに鑑み、下記の通知により入所の円滑化が図られている。

平成 13 年 3 月 30 日 雇児保第 11 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知により、以下の定員の弾力化が、図られた。

- ・ 年度当初は、認可定員に 15% を乗じて得た員数の範囲で入所可。
- ・ 年度途中は、25% を乗じて得た員数の範囲内で入所可。
- ・ 育児休業明けに伴う場合および年度後半 (10 月以降) は、25% を乗じて得た員数を超えても差し支えない。

平成 15 年 1 月 30 日 雇児保発第 0130001 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知により、以下「恒常的に亘る」の定義づけが図られた。

- ・ 「恒常的に亘る」とは、連続する過去 3 年度間、常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が 120% 以上の状態をいうものである。

(4) 北九州市の保育所入所待機児童数 (旧定義) について

保育所入所待機児童 (旧定義) (以下、「未入所児童」と称す) とは、「他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合」のことをいうが、北九州市の「未入所児童数」は、(表 - 4) のとおり、平成 18 年 4 月 1 日現在 236 名、平成 19 年 3 月 1 日現在 688 名も存在している。

(表 - 4) 平成 18 年度 未入所児童数一覧表

(単位:人)

区	保育所名	運営団体	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	入所児童数		
																定員	4月1日	3月31日
門司区	新門司	公立直営	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	60	73
門司区	吉野	公立直営	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	120	70	86
門司区	早鞆	公立直営	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	120	116	130
門司区	花かご	民間	0	0	0	0	4	2	0	1	4	3	3	3	20	90	101	108
門司区	ルンビニー	民間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	48	55
門司区	恒見	民間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120	101	112
門司区	萩ヶ丘	民間	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	1	0	6	90	75	85
門司区	大川	民間	0	0	0	0	3	1	0	1	4	5	6	5	25	120	131	144
門司区	白野江	民間	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	6	60	53	62
門司区	門司(みどり園)	民間	0	1	0	0	3	3	4	3	2	1	2	2	21	90	101	115
門司区	広済寺	民間	0	0	0	0	2	2	3	6	7	7	8	8	43	90	91	94
門司区	鎮西	民間	0	1	1	1	2	1	3	4	5	5	3	4	30	120	130	143
門司区	西光	民間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	62	71
門司区	みなと	民間(事業団)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	90	90	107
門司区	すみれ	民間(事業団)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	100	85	96
門司区	清滝	民間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	103	112
門司区	古城	民間	0	0	0	0	3	2	1	4	4	4	2	5	25	120	136	151
門司区	藤松	民間	0	1	2	1	3	5	8	12	14	13	14	12	85	120	130	133
門司区計			0	3	3	2	20	17	21	33	44	40	42	42	267	1,720	1,683	1,877

区	保育所名	運営団体														入所児童数			
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	定員	4月1日	3月31日	
小倉北区	篠崎	公立直営	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	60	53	61	
小倉北区	下富野	公立直営	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	4	120	93	115	
小倉北区	白銀	公立直営	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	90	80	99	
小倉北区	東篠崎	公立直営	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	120	84	96	
小倉北区	今町	公立直営	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	90	65	77	
小倉北区	おくまの	小倉社会事業協会	市	1	3	4	3	4	2	6	3	6	5	5	5	47	180	192	211
小倉北区	小倉北ふれあい乳児部	正善寺福祉会	市	0	0	0	0	1	1	2	2	4	3	5	4	22	30	25	30
小倉北区	小倉北ふれあい夜間部	正善寺福祉会	市	0	0	0	0	0	0	1	2	3	3	2	1	12	45	45	49
小倉北区	長浜	民間		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	28	38	
小倉北区	到津乳児	民間		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	45	22	36	
小倉北区	あおば乳児	民間		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	60	33	48	
小倉北区	金田	民間		4	6	5	7	7	6	8	10	12	11	12	10	98	180	194	228
小倉北区	光沢寺	民間		10	11	13	9	9	9	8	8	8	9	8	7	109	120	125	138
小倉北区	愛の園	民間		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	60	64	73	
小倉北区	三郎丸	民間		1	8	5	0	2	5	6	8	6	4	5	2	52	90	95	115
小倉北区	貴船	民間		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	93	107	
小倉北区	キンダーポート	民間		4	5	6	2	3	2	0	0	0	0	0	22	60	68	77	
小倉北区	神岳	民間		0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	5	120	115	128	
小倉北区	片野	民間		1	2	2	3	2	0	0	0	0	2	2	2	16	90	85	98
小倉北区	西教寺乳児	民間		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	12	27	
小倉北区	井堀	民間		4	7	7	9	9	9	10	13	13	14	15	13	123	120	127	134
小倉北区	高坊	民間		0	2	3	3	5	5	4	6	4	4	5	7	48	120	134	142
小倉北区	れんげの花	民間		3	2	3	1	2	1	2	2	6	5	9	14	50	150	166	177
小倉北区	れんげ乳児	民間		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	30	30	35	
小倉北区	足原だきしめ	民間		0	0	0	0	0	0	2	3	3	3	3	6	120	132	157	
小倉北区	光沢寺第二	民間		14	17	16	19	16	14	18	19	18	19	21	19	210	120	124	131
小倉北区	清水	民間(事業団)		0	1	1	2	0	0	3	1	3	1	0	0	12	120	105	146
小倉北区	到津	民間(事業団)		1	1	1	1	0	1	1	0	2	1	0	0	9	150	152	172
小倉北区	上富野	民間(事業団)		3	0	2	0	0	0	0	2	4	5	7	8	31	90	103	120
小倉北区	三萩野	民間		2	1	0	3	0	0	3	2	3	4	0	0	18	150	150	170
小倉北区	南丘	民間(事業団)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120	98	98	
小倉北区計				49	70	69	62	61	56	75	81	102	93	104	108	930	3,000	2,892	3,333

区	保育所名	運営団体														入所児童数		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	定員	4月1日	3月31日
小倉南区	徳力	公立直営	0	2	2	5	7	8	4	4	8	7	7	11	65	120	106	118
小倉南区	徳吉	公立直営	0	1	1	2	1	1	4	3	7	7	7	5	39	90	96	105
小倉南区	蛸田	公立直営	0	2	1	1	0	2	2	4	2	3	0	0	17	90	102	115
小倉南区	貫	公立直営	2	3	5	1	3	1	1	3	4	4	6	8	41	70	75	92
小倉南区	北方	小倉社会事業協会	4	4	2	3	0	0	1	3	2	2	0	0	21	150	124	150
小倉南区	あさひ	民間	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	120	123	134
小倉南区	双葉	民間	1	4	2	6	2	5	4	4	4	3	3	4	42	90	95	112
小倉南区	白鳩	民間	1	0	1	4	6	6	2	5	6	7	7	6	51	90	100	109
小倉南区	きくが丘	民間	1	1	1	2	5	5	4	2	1	1	1	2	26	90	91	104
小倉南区	広徳	民間	8	8	8	9	12	14	13	12	16	8	9	11	128	120	126	142
小倉南区	曽根	民間	1	1	1	2	4	1	2	3	4	5	5	6	35	90	103	106
小倉南区	みのり	民間	1	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	2	7	120	112	144
小倉南区	専城乳児	民間	1	1	0	1	2	0	0	0	2	1	0	0	8	60	42	66
小倉南区	あけぼの	民間	1	1	1	4	3	4	4	8	10	9	6	14	65	120	126	131
小倉南区	おぶね	民間	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	4	60	64	74
小倉南区	ひかり	民間	4	8	8	7	6	5	6	9	10	8	8	16	95	110	124	134
小倉南区	光法	民間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	120	124	139
小倉南区	こじか	民間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	110	118	139
小倉南区	洗心	民間	6	8	10	12	13	9	10	10	10	8	5	5	106	60	69	84
小倉南区	花園	民間	0	1	1	0	1	1	1	2	2	1	0	2	12	90	88	94
小倉南区	守恒	民間	0	0	0	0	0	0	4	5	1	3	3	9	25	120	115	130
小倉南区	朽網	民間	0	7	5	6	2	2	2	5	6	6	8	11	60	120	124	137
小倉南区	高倉	民間	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3	90	83	93
小倉南区	竜光	民間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	60	73
小倉南区	聖母園	民間	5	7	5	4	4	3	6	6	6	3	7	5	61	60	69	78
小倉南区	旭ヶ丘	民間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	39	40
小倉南区	日豊	民間	1	1	4	2	4	8	4	5	3	7	7	14	60	120	129	143
小倉南区	大浜	民間	6	7	6	5	3	8	10	6	4	5	7	16	83	120	124	141
小倉南区	三ツ葉	民間	1	3	3	3	1	2	1	3	4	4	4	7	36	120	124	132
小倉南区	ゆたか	民間	5	4	5	5	3	4	4	4	6	6	6	6	58	135	126	146
小倉南区	のぞみ	民間	6	6	3	7	7	7	6	6	3	1	1	3	56	90	89	104
小倉南区	みずほ野	民間	15	15	16	17	18	20	15	19	19	19	20	26	219	80	92	101
小倉南区	城野	民間	7	5	5	3	3	3	3	3	2	0	3	4	41	120	115	136
小倉南区	若園	民間(事業団)	1	1	1	2	1	2	4	3	3	3	3	7	31	120	109	125
小倉南区	北方なかよし	民間	0	0	0	1	0	0	10	9	6	11	7	6	50	120	111	124
小倉南区	葛原	民間	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	2	5	11	90	92	122
小倉南区計			78	103	97	114	111	121	131	150	153	147	142	212	1,559	3,580	3,609	4,117

区	保育所名	運営団体														入所児童数				
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	定員	4月1日	3月31日		
若松区	穂徳	公立直営	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	120	82	84
若松区	畑	公立直営	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	110	89	103	
若松区	修多羅	公立直営	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	69	78		
若松区	若松コスモス	公立直営	4	1	1	0	1	1	1	1	0	2	0	0	12	120	117	131		
若松区	古前	若松民生事業協会	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	4	11	150	128	143		
若松区	石峰	民間	0	1	1	2	1	1	1	1	1	2	2	5	18	170	161	177		
若松区	日吉	民間	0	0	0	0	0	0	3	3	1	0	0	0	7	60	53	54		
若松区	若松乳児	民間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	53	73			
若松区	松美	民間	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	6	45	49	56		
若松区	高須	民間	5	6	8	9	11	16	22	22	22	17	15	16	169	120	117	127		
若松区	鴨生田	民間	8	9	9	9	12	12	12	12	9	13	8	7	120	90	102	113		
若松区	大鳥居	民間	2	2	2	2	3	3	3	3	6	4	5	7	42	90	102	114		
若松区	二島	民間(事業団)	0	0	0	0	1	5	4	4	3	0	0	3	20	80	90	110		
若松区	小石	民間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	88				
若松区	原町乳児	民間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	34				
若松区	深町どんぐりのもり	民間(事業団)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120		150			
若松区	あおぞら	民間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
若松区計			20	21	22	23	31	39	47	46	42	38	33	45	407	1,570	1,334	1,513		

(注)平成18年9月に「小石」「原町乳児」を統合し、「深町どんぐりのもり」を新設

区	保育所名	運営団体														入所児童数		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	定員	4月1日	3月31日
八幡東区	中央	公立直営	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	80	75	79
八幡東区	堂山	公立直営	0	0	0	0	3	0	1	2	6	1	0	1	14	90	88	106
八幡東区	八幡東さくら	事業団	0	0	1	0	0	1	1	3	5	4	4	5	24	180	190	207
八幡東区	高槻	民間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	37	41	
八幡東区	杉の実乳児	民間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	34	52	
八幡東区	清心	民間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	89	97	
八幡東区	ふたば	民間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	67	75	
八幡東区	神田杉の実	民間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	86	108	
八幡東区	小百合	民間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	90	96	113	
八幡東区	春の町	民間	2	3	1	1	1	0	0	0	0	1	2	1	12	120	122	136
八幡東区	つばさ	民間	2	1	1	1	1	0	1	0	3	2	6	5	23	120	126	149
八幡東区	高見の森	民間	0	1	1	1	1	0	0	1	3	2	3	5	18	120	133	137
八幡東区	大蔵	民間	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	3	120	104	119
八幡東区計			4	5	4	3	6	1	3	6	18	10	16	20	96	1,250	1,247	1,419

区	保育所名	運営団体														入所児童数		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	定員	4月1日	3月31日
八幡西区	穴生	公立直営	0		5	8	6	3	5	5	5	3	2	1	43	90	92	104
八幡西区	折尾	公立直営	3		5	7	3	3	3	8	6	5	5	6	54	120	113	138
八幡西区	黒崎	公立直営	0		0	0	0	0	3	3	1	1	1	2	11	110	93	104
八幡西区	陣原	保育事業協会	1		0	1	2	2	6	6	9	12	6	8	53	120	124	139
八幡西区	旭ヶ丘	民間	3		7	7	7	10	8	12	13	10	9	14	100	110	118	121
八幡西区	マリア	民間	1		0	2	1	1	2	1	2	5	6	5	26	150	162	182
八幡西区	幸神	民間	1		0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	4	60	68	67
八幡西区	さかえ	民間	1		2	8	8	14	14	13	14	8	6	6	94	120	120	135
八幡西区	熊西	民間	0		3	5	7	5	4	4	7	8	7	10	60	90	88	103
八幡西区	塔野	民間	1		1	4	5	5	7	7	8	7	7	4	56	90	90	100
八幡西区	藤田	民間	0		0	2	0	0	2	3	2	1	0	0	10	90	91	103
八幡西区	光	民間	0		0	1	0	0	0	0	1	2	1	1	6	90	95	115
八幡西区	済美	民間	4		6	8	7	8	4	5	6	8	8	6	70	120	134	145
八幡西区	別所	民間	0		0	1	0	5	5	7	9	6	8	11	52	90	91	103
八幡西区	則松	民間	3		4	6	4	3	6	4	4	3	5	8	50	90	101	112
八幡西区	本城西	民間	6		14	17	13	12	15	16	15	15	15	17	155	150	163	177
八幡西区	浅川	民間	5		12	16	13	14	16	15	15	15	17	17	155	110	120	139
八幡西区	若竹	民間	6		6	11	9	8	11	9	9	12	9	10	100	110	123	133
八幡西区	池田	民間	6		6	8	6	6	5	6	6	5	6	6	66	90	96	105
八幡西区	杉の子	民間	0		1	4	2	4	7	2	2	2	1	2	27	120	104	122
八幡西区	木屋瀬	民間	1		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	60	68	75
八幡西区	岩崎	民間	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	90	89	114
八幡西区	聖愛	民間	0		1	3	1	2	2	3	3	1	1	2	19	120	138	154
八幡西区	引野	民間	16		25	22	17	17	18	20	25	26	26	27	239	120	119	130
八幡西区	鳴水	民間	1		1	1	1	1	3	3	5	2	2	3	23	120	121	135
八幡西区	栄美	民間	12		26	24	22	17	20	19	21	20	21	21	223	60	67	72
八幡西区	いちご	民間	5		8	13	7	8	10	11	14	13	12	13	114	90	100	107
八幡西区	萩原	民間	2		0	10	2	6	6	6	7	6	7	6	58	90	106	137
八幡西区	折尾丸山	民間(事業団)	5		7	7	6	9	8	12	15	14	11	9	103	100	109	118
八幡西区	楠橋	民間(事業団)	0		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	120	91	113
八幡西区	陣山乳児	民間(事業団)	0		0	1	0	0	0	3	3	0	0	0	7	60	30	52
八幡西区	永犬丸	民間(事業団)	0		0	4	2	2	3	3	5	8	9	9	45	150	145	168
八幡西区	うさぎ	民間(事業団)	0		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	120	114	129
八幡西区	東筑	民間	1		1	2	1	0	1	1	1	1	2	0	11	120	112	138
八幡西区計			85	92	143	207	153	167	196	208	234	220	211	226	2,050	3,540	3,595	4,089

(注) 5月については、保育所ごとの未入所児童数は不明

区	保育所名	運営団体														入所児童数			
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	定員	4月1日	3月31日	
戸畑区	三六	公立直営	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	3	2	3	15	120	90	108
戸畑区	天籟寺	公立直営	0	0	0	2	2	2	5	8	6	2	3	2	32	120	116	131	
戸畑区	西戸畑	公立直営	0	4	3	3	3	1	5	2	3	2	0	0	26	110	95	106	
戸畑区	初音	公立直営	0	0	4	4	4	2	4	5	3	4	3	1	34	100	94	113	
戸畑区	千防	保育事業協会	0	0	1	1	1	3	4	5	8	9	5	5	42	120	129	149	
戸畑区	戸畑わかば園	民間	0	0	0	2	2	2	3	5	4	4	4	9	35	90	96	108	
戸畑区	ナオミ	民間	0	0	2	2	2	0	3	2	1	0	0	14	90	103	118		
戸畑区	一枝	民間	0	0	2	6	6	4	5	7	9	6	10	9	64	120	106	127	
戸畑区	中原	民間	0	0	5	7	7	0	0	0	0	0	0	19	90	95	108		
戸畑区	西中原	民間	0	0	4	5	5	2	3	3	7	3	5	3	40	120	120	140	
戸畑区	牧山	民間	0	1	6	4	4	0	2	3	3	3	3	3	32	60	67	71	
戸畑区計			0	5	28	37	37	19	32	42	46	37	35	35	353	1,140	1,111	1,279	
合計			236	299	366	448	419	420	505	566	639	585	583	688	5,662	15,800	15,471	17,627	

(注) 入所児童数は、市外の居住者で市内の保育所に入所している者も含む。

「未入所児童数」が、平成 18 年度の年度累計が延べ 100 人以上を超える保育所は(表 - 5)のとおり 16 施設であり、内訳は、小倉北区 3 保育所、小倉南区 3 保育所、若松区 2 保育所、八幡西区 8 保育所の施設である。

(表 - 5) 平成 18 年度 未入所児童が累計 100 人以上の保育所一覧表

区	保育所名	運営団体														入所児童数				
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	定員	4/1	定員比率	3/31	定員比率
小倉北区	1 光沢寺	民間	10	11	13	9	9	9	8	8	8	9	8	7	109	120	125	1.04	138	1.15
	2 井堀	民間	4	7	7	9	9	9	10	13	13	14	15	13	123	120	127	1.06	134	1.12
	3 光沢寺第二	民間	14	17	16	19	16	14	18	19	18	19	21	19	210	120	124	1.03	131	1.09
小倉南区	1 広徳	民間	8	8	8	9	12	14	13	12	16	8	9	11	128	120	126	1.05	142	1.18
	2 洗心	民間	6	8	10	12	13	9	10	10	10	8	5	5	106	60	69	1.15	84	1.40
	3 みずほ野	民間	15	15	16	17	18	20	15	19	19	19	20	26	219	80	92	1.15	101	1.26
若松区	1 高須	民間	5	6	8	9	11	16	22	22	22	17	15	16	169	120	117	0.98	127	1.06
	2 鴨生田	民間	8	9	9	9	12	12	12	12	9	13	8	7	120	90	102	1.13	113	1.26
八幡西区	1 旭ヶ丘	民間	3		7	7	7	10	8	12	13	10	9	14	100	110	118	1.07	121	1.10
	2 本城西	民間	6		14	17	13	12	15	16	15	15	15	17	155	150	163	1.09	177	1.18
	3 浅川	民間	5		12	16	13	14	16	15	15	15	17	17	155	110	120	1.09	139	1.26
	4 若竹	民間	6		6	11	9	8	11	9	9	12	9	10	100	110	123	1.12	133	1.21
	5 引野	民間	16		25	22	17	17	18	20	25	26	26	27	239	120	119	0.99	130	1.08
	6 栄美	民間	12		26	24	22	17	20	19	21	20	21	21	223	60	67	1.12	72	1.20
	7 いちご	民間	5		8	13	7	8	10	11	14	13	12	13	114	90	100	1.11	107	1.19
	8 折尾丸山	民間(事業団)	5		7	7	6	9	8	12	15	14	11	9	103	100	109	1.09	118	1.18
合計	16		132	86	198	217	202	207	224	240	254	233	223	235	2,373	1,680	1,801	1.07	1,967	1.17

なお、北九州市は、以上の 16 施設に「未入所児童」が、多く存在することについて、地理的な条件等が考えられるが、なぜ、当該保育所を選択するのか、その理由については、把握していないとのことであった。

(意見 - 2) 未入所児童の対応について

保育所入所待機児童とは、調査日時点において、入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していないものと定義されており、北九州市においては、平成 18 年 4 月 1 日現在、待機児童数は 8 人と、政令指定都市では極めて少ない状況であり、平成 19 年 3 月 1 日現在でも待機児童数は 223 名である。

このように、北九州市においては、「待機児童」の解消を重要な課題と考え、民間認可保育所の新規開設・既存施設の定員増・定員を超えた入所児童の受入（定員の弾力化）などの取り組みを計画的に進めた結果、政令指定都市の中でも、「保育所入所待機児童」の数が少なく一定の効果が認められる。

しかしながら、旧定義の保育所入所待機児童（以下、「未入所児童」と称す）とは、「他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している児童」のことをいうが、北九州市の「未入所児童」数は、平成 18 年 4 月 1 日現在 236 名、平成 19 年 3 月 1 日現在 688 名も存在している。

北九州市においても特定の保育所のみ入所希望する場合など、その保育所に空きができるまでの間、入所を待っている児童がいることを十分に認識し、今後の保育所の配置や受入枠の見直しについて、必要な対応策を検討すべきである。

そして、「未入所児童」の問題を解消するためには、「何故、特定の保育所を保護者が希望するのか」について具体的に入所待機の原因分析がなされなければならない。

よって、「未入所児童」の保護者に対して、「何故、特定の保育所を希望するのか」について、アンケートをとること等により、「未入所児童」の解消問題に反映すべきと考える。

3. 第三者評価事業について

(1) 児童福祉施設等第三者評価事業の概要

第三者評価事業の創設の経緯および事業内容

保育所の第三者評価事業については、平成 14 年 4 月に厚労省雇用均等・児童家庭局長から出された「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について」の通知で、そのガイドラインが示され、保育関係者も身近な課題として考えるようになった。さらに平成 16 年 5 月に出された「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の通知により、都道府県では第三者評価事業の推進に向けて動き出した。

第三者評価事業とは、事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者および利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業である。

児童福祉施設の第三者評価事業は、

ア．各事業者によるサービスの質の向上に係る取り組みを促進する、

イ．利用者が保育内容を十分把握できるようにする、

ことを目的として行うものである。

国では、児童福祉施設の第三者評価事業が公正・適切に実施されるよう、平成 14 年 4 月、児童福祉施設の第三者評価基準や評価の方法等に関する指針を示している。

第三者評価事業は、事業者自らがサービスの質を向上するため、第三者評価機関を選んで受審する自主的な取り組みであり、多様な第三者評価機関が創意工夫により、事業を進めるべきものである。

北九州市での第三者評価事業の取り組み方針

社会福祉法では、事業者が自ら提供するサービスの評価を行い、良質で適切なサービスの提供に努めること、また、サービスを利用しようとする者に対して、適切、円滑に利用できるよう情報の提供に努めることとされている。

北九州市は、これらの事業者の自主的な活動を支援するため、「評価を受審」ではなく「事業に参加」といった理念をもとに、評価を希望する事業者を公募し、第三者による保育サービスの質の評価を行う「第三者評価事業」を平成 15 年度から実施している。

また、北九州市では、全認可保育所を対象に平成 17 年度と平成 18 年度にシンポジウムを開催し、第三者評価の意義や課題の提起、北九州市の取り組み状況の報告を行い、事業への理解、参加促進を図っている。

さらに、平成 19 年度は、全認可保育所を対象に、2 年間のシンポジウムの取り組みを踏まえ、事業や評価基準への理解を深め、更なる保育の質の向上を図るた

めのフォローアップ研修会を開催しているところである。

第三者評価事業の評価体制について

現在の北九州市の評価体制では、本事業に参加できる保育所は、(表 - 6)のとおり、年間 15~20 施設に限られている。事業の参加・未参加にかかわらず、全市的に保育の質の向上を図るため、全認可保育所に北九州市の評価基準と実施指針を配布し、評価基準を利用した自己評価の実施を推進している。

北九州市としては、平成 21 年度までに年間 30 施設程度の評価実施を目標としており、評価体制の強化を図るため、実施評価部門への民間機関の参入を検討しているとのことであった。

なお、平成 14 年度~平成 18 年度の第三者評価事業実施施設名は、(表 - 7)のとおりである。

(表 - 6) 北九州市児童福祉施設等第三者評価事業(保育所関係)実施施設数

通常評価

平成19年3月31日現在

	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	合計
保育所数	18	31	36	14	13	34	11	157
平成15年度	3	4	3	2	0	2	1	15
平成16年度	4	6	3	2	1	3	1	20
平成17年度	1	2	1	2	6	5	3	20
平成18年度	1	0	4	1	1	8	0	15
合計	9	12	11	7	8	18	5	70
実施率 (%)	50.0	38.7	30.6	50.0	61.5	52.9	45.5	44.6

再評価(3年次評価)

平成18年度	2	3	3	0	0	1	1	10
--------	---	---	---	---	---	---	---	----

(表 - 7) 北九州市児童福祉施設等第三者評価事業(保育所関係)実施施設名

通常評価

区	実施年度	保育所(園)名	事業所名
門司区	15	新門司保育所	北九州市
	15	みなと保育所	福祉事業団
	15	清滝保育所	門司民生事業協会
	16	吉野保育所	北九州市
	16	早鞆保育所	北九州市
	16	すみれ保育所	福祉事業団
	16	古城保育所	門司民生事業協会
	17	門司保育所みどり園	財団) 鉄道弘済会
18	藤松保育園	門司民生事業協会	
小倉北区	15	下富野保育所	北九州市
	15	清水保育所	福祉事業団
	15	三萩野保育所	小倉社会事業協会
	15	足原乳児保育園	社福) 法順会
	16	白銀保育所	北九州市
	16	篠崎保育所	北九州市
	16	今町保育所	北九州市
	16	南丘保育所	福祉事業団
	16	到津保育所	福祉事業団
	16	おぐまの保育所	小倉社会事業協会
17	東篠崎保育所	北九州市	
17	上富野保育所	福祉事業団	
小倉南区	15	徳吉保育所	北九州市
	15	若園保育所	福祉事業団
	15	洗心保育園	社福) 龍玉会
	16	貫保育所	北九州市
	16	徳力保育所	北九州市
	16	北方保育所	小倉社会事業協会
	17	蛸田保育所	北九州市
	18	あけぼの保育園	社福) 愛育会
	18	みずほ野保育園	社福) 瑞穂会
	18	のぞみ保育園	社福) 清心会
18	広徳保育園	小倉社会事業協会	
若松区	15	積徳保育所	北九州市
	15	小石保育所	福祉事業団
	16	畑保育所	北九州市
	16	二島保育所	福祉事業団
	17	修多羅保育所	北九州市
	17	古前保育所	若松民生事業協会
18	若松コスモス保育所	北九州市	
八幡東区	16	ふたば保育園	社福) 喜久茂会
	17	堂山保育所	北九州市
	17	中央保育所	北九州市
	17	八幡東さくら保育所	福祉事業団
	17	つばさ保育園	社福) 育栄会
	17	神田杉の実保育園	社福) 杉の実福祉会
	17	春の町保育園	社福) 禅心会
	18	小百合保育園	社福) カトリック社会事業協会

通常評価

区	実施年度	保育所(園)名	事業所名
八幡西区	15	折尾保育所	北九州市
	15	折尾丸山保育所	福祉事業団
	16	楠橋保育所	福祉事業団
	16	聖愛保育園	社福) 三密会
	16	陣原保育所	保育事業協会
	17	穴生保育所	北九州市
	17	陣山乳児保育所	福祉事業団
	17	永犬丸保育所	福祉事業団
	17	うさぎ保育所	福祉事業団
	17	引野保育園	社福) 天心報恩会
	18	黒崎保育所	北九州市
	18	塔野保育園	社福) 育栄会
	18	幸神保育園	社福) 育陽会
	18	いちご保育園	社福) 薫風会
	18	済美保育園	社福) 慈恵会
	18	旭ヶ丘保育園	社福) 慈恵会
	18	池田保育園	社福) 若杉会
	18	鳴水保育園	保育事業協会
戸畑区	15	天籟寺保育所	北九州市
	16	初音保育所	北九州市
	17	西戸畑保育所	北九州市
	17	三六保育所	北九州市
17	戸畑保育所わかば園	財団) 鉄道弘済会	

再評価(3年次評価)

区	実施年度	保育所(園)名	事業所名
門司区	18	新門司保育所	北九州市
	18	みなと保育所	福祉事業団
小倉北区	18	下富野保育所	北九州市
	18	清水保育所	福祉事業団
小倉南区	18	三萩野保育園	小倉社会事業協会
	18	徳吉保育所	北九州市
小倉南区	18	若園保育所	福祉事業団
	18	洗心保育園	社福) 龍玉会
八幡西区	18	折尾保育所	北九州市
戸畑区	18	天籟寺保育所	北九州市

第三者評価事業の公表について

第三者評価事業の公表は、北九州市のホームページにおいて、北九州市 児童福祉施設等「第三者評価結果票」に基づいて行われ、「事業者のコメント」と併せて公表されている。

「第三者評価結果票」における評価結果は、「総合評価」と「評価対象ごとの評価(概要)」に分けて公表されており、評価対象は、 . 子どもの発達援助、 .

子育て支援、地域住民や関係機関等との連携、運営管理の4つに区分されている。また、「第三者評価結果票」の評価記述は、総合評価であり、評価対象ごとの評価となっており、他の保育所との項目別の詳細な比較対照ができていない。

また、「第三者評価結果票」は、「第三者評価評価項目別結果票（評価項目38項目）」に基づいて作成されているが、「第三者評価評価項目別結果票」は、公表されていない。「第三者評価評価項目別結果票」は、38評価項目に対して、自己評価、委員評価がそれぞれ「a～d」の評価を行い、理由を記載したものである。また、4評価対象ごとに自己評価、委員評価がそれぞれ「a～d」の評価の集計がなされており、4評価対象ごとの評価が記載されている。

（意見 - 3）児童福祉施設等第三者評価事業の体制の見直しについて

北九州市の第三者評価事業については、認可保育所に対し評価基準と実施指針の配布、シンポジウムの開催、フォローアップの研修会等の開催（予定）をし、参加の推進を図られているということであるが、4年間で44.6%（157保育所のうち70保育所）の実施率である。

これは、北九州市の第三者事業の評価体制が、年間15～20保育所に限られることも大きな要因の一つと考えられるので、早急に、年間40～50保育所が第三者評価事業に参画できるような評価体制の見直しが必要と考える。

また、北九州市において、第三者評価事業の体制の強化が難しいようであれば、第三者評価機関への評価事業の委託化の検討も必要と考える。

さらに、公立直営（25保育所）・福祉事業団（15保育所）・民協等（10保育所）を除くと純粋な民間認可保育所の実施率は16%と極端に低くなっている状況を考えると児童福祉法の制定の趣旨からも民間認可保育所の参加が促されるような第三者評価事業の更なる推進策が必要と考える。

（意見 - 4）第三者評価事業の公表内容について

第三者評価事業の公表は、「北九州市 児童福祉施設等 第三者評価事業 実施指針（保育所関係）」により、北九州市のホームページにおいて、「北九州市 児童福祉施設等 第三者評価結果票」と「事業者のコメント」を併せて公表している。「第三者評価結果票」の評価記述は、総合評価であり、評価対象ごとの評価となっており、他の保育所との項目別の詳細な比較対照ができず、第三者評価の目的の1つである「サービスを利用しようとする者に対して、適切、円滑に利用できるよう情報の提供に努めること」の趣旨から考えると、開示方法に疑問が残る。

また、「第三者評価結果票」は、「第三者評価評価項目別結果票（評価項目38項目）」に基づいて作成されているが、「第三者評価評価項目別結果票」は、公表

されていない。

「第三者評価評価項目別結果票」は、38 評価項目に対して、自己評価、委員評価がそれぞれ「a～d」の評価を行い、理由を記載したものである。また、4 評価対象ごとに自己評価、委員評価がそれぞれ「a～d」の評価の集計がなされており、4 評価対象毎の評価が記載されている。

よって、この「第三者評価評価項目別結果票」は、保育サービスを利用とする者にとって有意義なものと考えられる。

第三者評価事業の目的の1つである「サービスを利用しようとする者に対して、適切、円滑に利用できるよう情報の提供に努めること」の趣旨から考えると、現在の「第三者評価結果票」と「事業者のコメント」に併せて、「北九州市 児童福祉施設等 第三者評価事業 実施指針（保育所関係）」を改正し、「第三者評価評価項目別結果票」も公表すべきと考える。

4.(一般) 指導監査について

(1) 指導監査の概要

社会福祉法人および社会福祉施設（以下「法人・施設」という。）に対する指導監査は、社会福祉法などの関係法令・通知に基づき、法人・施設運営、事業経営および利用者の処遇などの指導事項について監査を行うとともに、運営全般について助言、指導を行うことによって、適正な法人・施設運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るものである。

法人・施設に対する指導監査は、一般監査と特別監査があり、一般監査は、法人・施設に対する指導監査についての関係通知等に基づいて実地による監査を行っている。なお、特に運営に問題が認められない法人・施設については、実地による監査を2年に1回としているが、実地による監査によらない場合は書面による監査（施設監査に限る）を行っている。

特別監査は、不祥事が発生した場合や運営等に著しく問題を有する法人・施設を主な対象として随時実施するものである。

(2) 指導監査の根拠法令

社会福祉法人（運営主体）

社会福祉法第56条に基づき、「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」による。

認可保育所（運営施設）

児童福祉法第 46 条に基づき、「児童福祉行政指導監査の実施について」による。

(3) 北九州市の指導監査の現状

平成 18 年度は、北九州市の公立直営保育所（25 施設）および北九州市の外郭団体である社会福祉法人北九州市福祉事業団が運営する保育所（15 施設）について、一般指導監査として、実地監査（市直営 11 施設、事業団経営 6 施設、平成 18 年 6 月 5 日から平成 18 年 8 月 25 日の期間における 7 日間）および書面監査（市直営 14 施設、事業団経営 9 施設）を実施している。

また、民間認可保育所（69 法人 116 施設）について、一般指導監査として、実地監査（36 法人 59 施設、平成 18 年 6 月 19 日から平成 18 年 8 月 25 日の期間における 35 日間）および書面監査（33 法人 57 施設）を実施している。

なお、平成 18 年度の北九州市の指導監査は、一般監査のみであり、特別監査は実施していない。

実地監査は、2 人～3 人で、1 日 1 施設から 2 施設を監査するのが標準的である。

(4) 「法人・施設」における（一般）指導監査事項の内容

- ・ 「社会福祉法人指導監査要綱」によると
 - ．組織運営【定款（指導監査事項 2 項目） 役員（12 項目） 理事（9 項目） 監事・監査（7 項目） 理事会（7 項目） 評議員・評議員会（9 項目） その他（1 項目）】
 - ．事業【事業一般（2 項目） 社会福祉事業（4 項目） 公益事業（5 項目） 収益事業（7 項目）】
 - ．管理【人事管理（7 項目） 資産管理（7 項目） 会計管理（12 項目） その他（5 項目）】の監査事項が記載されており、
- ・ 「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成 12 年 4 月 25 日付児発第 471 号）では、
 - ．施設の運営管理体制の確立（12 項目）
 - ．必要な職員の確保と職員処遇の充実（4 項目）の項目が記載されている。

一方、北九州市においては、独自に監査事項を「施設・運営管理（46 項目）」・「施設・入所者処遇（32 項目）」・「法人・運営管理（30 項目）」・「施設、法人・経理（38 項目）」に分類し、さらに細分化している。

(5) 「法人・施設」における(一般)指導監査結果について

北九州市における(一般)指導監査の結果のフォローについて

(一般)指導監査の終了後、法人・施設などの関係職員の出席を求めて講評を行っており、改善または、是正を要すると認められる事項については、後日その内容を文書で具体的に指示して改善状況等を報告書として入手している。また、北九州市のホームページにも「指摘の内容」「指摘に対する是正改善」を掲載している。

なお、北九州市における(一般)指導監査の指摘法人・施設数、指摘件数は、(表-8)のとおりである。

(表-8) 過去3年間の指摘法人・施設の数および指摘件数

		平成16年度	平成17年度	平成18年度
指摘法人・施設	法人	28(41%)	18(26%)	22(32%)
	施設	28(26%)	13(11%)	27(23%)
指摘件数	法人	54	28	48
	施設	46	14	36

(一般)指導監査において、2年あるいは3年連続、同様な指摘がなされている法人・施設の指摘事項の内容(表-9)(表-10)について

(表-9) 2~3年連続して指摘がなされた法人・施設および指摘事項

法人名	実地監査期間	指摘事項	北九州市の見解
社会福祉法人 A	平成16年度～平成18年度	平成16年度～平成18年度において、以下の項目について、3年連続の指摘事項となっている。	
		a. 資産総額の変更登記の遅延(北九州市の指摘内容番号「206」、以下同様)	登記が遅延していることをもって改善命令等の必要性は認められない。
		b. 地上権の設定登記の遅延(「226」)の項目	敷地を共有する隣接寺院の計画(分筆などを伴う)に左右されるため是正まで一定の期間が必要であり、条件が整い次第、登記を行うよう引き続き指導を行う方針。

法人名	実地監査期間	指摘事項	北九州市の見解
社会福祉法人 B	平成 16 年度～平成 18 年度	平成 16 年度～平成 18 年度において、以下の項目について、3 年連続の指摘事項となっている。	
		基本財産の管理について（「223」）の項目	当初退去予定で移転先を選定していたが、適当な移転先が見つからず是正に一定の期間を要したものの。現在は、所轄庁の承認を得て、基本財産の賃貸借契約を締結済みである。
a 保育園 【社会福祉法人 C】	平成 17 年度 および 平成 18 年度	平成 17 年度および平成 18 年度において、以下の項目について、2 年連続指摘事項となっている。	
		消防訓練について（「36」）の項目	いずれも最低基準で定める毎月の実施について、1 回程度実施できなかったものの定期的には、実施されている。厳しく指導しているところであるが、改善命令等の必要性は認められない。

(表 - 10) 3年連続 社会福祉法人の機関に関する指摘事項

法人名	実地監査期間	指摘事項	北九州市の見解
社会福祉法人 D	平成 16 年度～平成 18 年度	平成 16 年度～平成 18 年度において、以下の社会福祉法人の機関の項目について、3年連続の指摘事項となっている。	
		a. 理事長の選任についての項目 (「213」)平成 16 年度 b. 理事長の職務代理についての項目 (「214」)平成 17 年度 c. 議事録についての項目(「217」)平成 17 年度 d. 資産総額の更生についての項目 (「218」)平成 18 年度 e. 監事機能の強化についての項目 (「235」)平成 18 年度	事務処理の遅れ、定款の認識不足、保育園の新設に伴う繁忙等により、法人運営が停滞した時期はあるものの指摘事項はその都度改善されており、改善命令等の必要性は認められない。

人事面における(一般)指導監査について

高齢職員および給与水準の(一般)指導監査が、以下のとおり不十分であった。

ア. 高齢職員(施設長も含めて)の採用および定年制度について

平成 18 年 4 月 1 日現在、民間認可保育所に勤務する 70 歳以上の職員および施設長は、(表 - 11) のとおり 17 名勤務しているが、(一般)指導監査においては、就業規則あるいは理事会の決議の有無、嘱託契約書の確認が必要であるにもかかわらず、就業規則上、根拠がない保育所が 2 箇所、定年制がない保育所が 2 箇所、80 歳定年の保育所が 2 箇所、定年延長ができる旨規程はあるが理事会の決定が必要である旨の記載がない保育所が 4 箇所認められた。

(表 - 11) 70 歳以上リスト (平成 18 年 4 月 1 日職員表)

NO	保育所名	職種	採用年月	年齢	(級)	(号)	賃金(円)	法人名
1	b	施設長	S46/3	83	6	24	366,200	E
2	c	施設長	H16/4	78	7	30	360,600	F
3	d	施設長	H17/4	77			300,000	G
4	e	施設長	S5/8	76			535,600	H
5	f	施設長	S56/4	76	8	23	383,700	I
6	g	施設長	S55/4	75	7	26	353,800	J
7	h	施設長	H16/9	75			350,000	K
8	i	施設長	S49/2	74			400,000	G
9	j	施設長	12/4	73	6	26	339,800	L
10	k	施設長	S62/6	72	8	18	438,500	M
11	l	施設長	S40/4	71	7	36	405,800	N
12	m	主任保育士	S45/1	71	5	26	301,700	O
13	n	施設長	S46/9	71	6	24	336,000	P
14	o	施設長	H14/4	71			250,000	Q
15	p	主任保育士	S60/4	70	5	69	380,200	R
16	q	施設長	9/7	70			250,000	S
17	r	施設長	H13/4	70	6	27	340,800	T

イ. 職員の給与水準について

平成 18 年 4 月 1 日現在、民間認可保育所において、月間の賃金が 40 万円以上の施設長は、(表 - 12) とおり 17 名いるが、(一般) 指導監査においては、就業規則あるいは、給料表、理事会の決議の有無の確認が必要であるが、給料表に該当せず理事会で承認を受けていない保育所が 1 箇所あった。

(表 - 12) 賃金 40 万円以上の施設長リスト (平成 18 年 4 月 1 日職員表)

NO	保育所名	職種	採用年月	年齢	(級)	(号)	賃金(円)	法人名
1	s	施設長	H1/4	58	7	25	537,800	B
2	e	施設長	S5/8	76			535,600	H
3	t	施設長	55/4	62	7	29	508,500	U
4	u	施設長	62/9	68	6	4	505,700	V
5	v	施設長	S50/7	66	6	50	452,100	W
6	w	施設長	55/4	59			451,900	X
7	x	施設長	H6/7	66			441,700	D
8	y	施設長	S53/4	59	7	33	440,000	Y
9	z	施設長	S62/6	72	8	18	438,500	M
10	a'	施設長	S50/4	55	5	33	432,300	Z
11	b'	施設長	57/4	59	7	39	428,900	A'
12	c'	施設長	S43/7	59	5	27	416,700	Z
13	d'	施設長	48/4	64	8	24	415,400	B'
14	e'	施設長	S60/1	66	7	17	414,400	C'
15	f'	施設長	S51/6	63	7	16	408,200	D'
16	l	施設長	S40/4	71	7	36	405,800	N
17	g'	施設長	S50/1	52	5	22	403,700	Z
18	i	施設長	S49/2	74			400,000	G

(一般) 指導監査における指摘事項に係る北九州市の考え方
社会福祉法および児童福祉法において、社会福祉法人および施設が法令、定款

等に違反し、またはその運営が著しく適正を欠くと認められる場合に、改善命令等の所要の措置を命ずることができると規定されているが、北九州市においては、指摘内容が適正な法人・施設運営、利用者の処遇等に影響を及ぼすのか、指摘事項が不正によるものか、法人・施設の是正のに向けた取り組み状況はどうか、個々の法人・施設の実情はどうか、改善命令等によらなければ是正できないものかといった観点から総合的に判断し、措置を講ずるとのことであった。

なお、平成 18 年度においても改善命令等の措置を講ずるような社会福祉法人等はなかったとのことであった。

(意見 - 5)(一般)指導監査の監査体制および監査事項について

監査指導課(保健福祉局総務部)において、(一般)指導監査は行われているが平成 18 年度においては、実地監査(36 法人 76 施設)を 5 名の監査員が延べ 150 日で実施し、併せて書面監査(33 法人 80 施設)も実施している。

実地監査は、2 人～3 人で、1 日 1 施設から 2 施設を監査するのが標準的になっている。実地監査内容について、北九州市においては、「社会福祉法人指導監査要綱」の監査事項に基づき、独自に「施設・運営管理(46 項目)」、「施設・入所者処遇(32 項目)」、「法人・運営管理(30 項目)」、「施設、法人・経理(38 項目)」に分類し、さらに細分化している。

北九州市の(一般)指導監査の内容および指摘事項を含めた実施状況は、形式的には機能していると考えるが、以下(1)～(3)までの項目を監査事項に含め、また、現在の監査事項の内容をより精査に調査するために、監査時間の増加を考えるべきである。

(1) 高齢職員(施設長も含めて)の採用および定年制度について

平成 18 年 4 月 1 日現在、民間認可保育所に勤務する 70 歳以上の職員および施設長は 17 名であるが、(一般)指導監査においては、就業規則あるいは理事会の決議の有無、嘱託契約書の確認が必要であるにもかかわらず、就業規則上、根拠がない保育所が 2 箇所、定年制がない保育所が 2 箇所、80 歳定年の保育所が 2 箇所、定年延長ができる旨規程はあるが理事会の決定が必要である旨の記載がない保育所が 4 箇所認められた。

したがって、就業規則上根拠がない保育所が 2 箇所あることについては、労働基準法違反にもかかわらず(一般)指導監査において、指摘されていないことになる。

また、定年制がない保育所が 2 箇所、80 歳定年の保育所が 2 箇所、定年延長ができる旨の規程はあるが理事会の決定が必要である旨の記載がない保育所が 4 箇所あるが、北九州市においては、労働基準法に違反していないため、(一般)指導

監査において指摘はできないとしているが、社会福祉法人の公益性の側面、運営面および人事面の透明性の確保から、指導すべきと考える。

さらに、社会福祉法人の公益性の側面、運営面および人事面の透明性を考えると全ての社会福祉法人の就業規則上は、65歳の定年を設け、定年後においても保育所に必要な人材については、理事会で定年を延長あるいは再雇用の決議を行う方法に変更することを北九州市は指導すべきと考える。

(2) 職員の給与水準について

平成18年4月1日現在、民間認可保育所において、賃金が40万円以上の施設長は17名いるが、(一般)指導監査においては、就業規則あるいは、給料表、理事会の決議の有無の確認が必要であるが、給料表に該当せず理事会で承認を受けていない保育所が1箇所あり、結果的に、(一般)指導監査において、理事会の承認を受けていない事が指摘されていないことになる。

よって、北九州市においては、給料表で確認できないのであれば、理事会の決議を経るように指導することが必要である。

(3) 労災保険の加入の有無の把握について

労災保険は、労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)に基づく制度で、その目的は、「業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うほか、労働福祉事業として、被災労働者の社会復帰の促進、当該労働者およびその遺族の援護、適正な労働条件の確保を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与すること」とされている。

公立直営保育所の職員・臨時職員は、それぞれ「地方公務員災害補償基金」、「労災保険」に加入しているが、指定管理者制度の保育所および民間認可保育所については、職員等の労災保険の加入・未加入については、把握されていないとのことであった。

よって、(一般)指導監査において、労災保険の加入の有無の把握が必要と考える。

(意見-6) 施設長の嘱託者の採用について

平成18年度社会福祉法人北九州市保育事業協会が運営する5保育所のうち、施設長が嘱託者である保育所が3施設あった。

施設長の役割については、「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について(昭和47年5月17日 社庶83号 厚生省社会・児童家庭局長連名通知)」によって、資格内容として、「健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であつ

て、できる限り児童福祉事業の理論および実際について訓練を受けた者」と規定されている。

施設長の役割は、現場の保育所にとって一番重要な役割を果たす職責であり、1年契約である嘱託者が就任すべき役職ではないと考える。

なお、北九州市は、施設長の役割は保育所の総括・運営管理全般、主に予算・財産管理、保育所の代表としての対外折衝・諸会議出席等、職員の指導、臨時職員等の配置、保育料納入促進・指導など重要な職責と考えているが、正規、嘱託の別は問われていないので、施設長が嘱託でも問題ないとの見解であった。

(意見 - 7)(一般) 指導監査において指摘事項のある法人・施設の翌年度の指導監査について

実地監査は、特に問題が認められない時は、2年に1回であるが、北九州市は、比較的軽微なミス、漏れ、法令通知の認識不足、決算書の誤りによるものについては、適正な法人・施設運営の確保といった観点から「特に問題と認められる」とまで位置づけておらず、書面監査によって次年度の改善状況等を確認し、翌年度に実地監査を実施しているということであった。

北九州市においては、「特に問題と認められる」場合を除いて、2年に1回、実地監査を実施するということであるが、指摘事項のある法人・施設については、「特に問題と認められる」かどうかに関係なく、翌年度、必ず実地監査を実施すべきと考える。

指摘事項のある法人・施設について、翌年度、書面監査よりも実地監査することによって、指摘事項が是正・改善されていることを直接確認すべきであると考えるからである。

また、逆に、実地監査において何も指摘事項がない法人・施設においては、実地監査については3年～4年に1度という頻度で実施するということも必要であると考える。

指摘事項の有無によって法人・施設への実地監査の頻度に「差」をつければ、結果的に法人・施設の(一般)指導監査を受ける対応に変化が生じ、(一般)指導監査における指摘事項が減少すると考えられるからである。

(意見 - 8)(一般) 指導監査において毎年度同様の指摘を受ける施設・法人の対応について

北九州市の(一般)指導監査、特に実地監査において、2年あるいは3年連続同じ指摘事項が繰り返されている4法人・施設があるが、北九州市は、改善済みであること、是正中であることから、改善命令等には、当たらないという見解である。

確かに、4 法人・施設の指摘事項について、改善命令等には該当しない指摘事項と考えるが、各法人・施設にそれぞれの事情はあるにしても公益性のある社会福祉法人・施設が 2 年あるいは 3 年と同様な指摘を受けることは、問題であり、2 年あるいは 3 年連続同様な指摘事項を受けた法人・施設については、別途、改善策の入手により、厳しい指導・措置で望む必要があると考える。

(意見 - 9) 社会福祉法人 A の地上権の設定登記の遅延について

北九州市の社会福祉法人 A に対する(一般)指導監査(実地監査)において、社会福祉法人 A の地上権の設定登記の遅延については、3 年連続同じ指摘事項が繰り返されているので、より厳しい指導が必要であった。

北九州市の見解は、敷地を共有する隣接寺院の計画(分筆などを伴う)に左右されるため、是正まで一定の期間が必要であり、条件が整い次第登記を行うよう引き続き指導を行う方針としているが、原則的には、地上権の設定登記に関する事項は、社会福祉法人の設立時の項目(資産の所有等)であり、社会福祉法人の設立時の問題と考えられる。

なお、平成 19 年度の北九州市の(一般)指導監査において、社会福祉法人 A は、地上権の設定登記を平成 20 年 3 月まで行うとの是正改善状況報告書を提出している。

(意見 - 10) 社会福祉法人 B の基本財産の賃貸借について

北九州市の社会福祉法人 B に対する(一般)指導監査(実地監査)において、社会福祉法人 B の基本財産の管理については、3 年連続同じ指摘事項が繰り返されている。

北九州市の見解は、当初退去予定で移転先を選定していたが、適当な移転先が見つからず是正に一定の期間を要したものであり、現在は、所轄庁の承認を得て基本財産の賃貸借契約を締結済みであるとして、解決済みとしている。

北九州市との解決内容を見ると s 保育園園舎の目的外使用(基本財産の処分)であり、園長兼理事長に、園舎の一部を居住用に賃貸借するものである。

また、賃貸借内容は、以下のとおりである。

- ・ 契約期間は 1 年であるが、契約期間満了後、児童の保育所への受け入れ体制等に支障がない範囲で契約更新するかどうかを決定する。
- ・ 賃借料 29,000 円 / 月。
- ・ 基本的に、光熱水費は使用料負担、火災保険料は使用面積負担。

なお、基本財産の処分(賃貸借)であるから、理事会での 3 分の 2 の同意を得ているということである。

しかしながら、賃貸先が、社会福祉法人 B の理事長兼 s 保育園園長であること、

賃貸理由が近隣で適当な住居が見当たらないということ、月額給与が 537,800 円（平成 18 年 4 月 1 日）であること等を総合的に判断すると、北九州市が社会福祉法人 B の基本財産の賃貸借を認めることは妥当でないとする。

よって、北九州市は早急に、退去時期を定めて、園長兼理事長と社会福祉法人 B との基本財産の賃貸借契約について解除の指導を行うべきとする。

5. 家庭支援推進保育事業に係わる根拠資料の承認・様式の統一について

(1) 家庭支援推進保育事業の概要について

家庭支援推進保育事業は、日常生活における基本的な習慣や態度の「かん養等」について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配を行うことにより、入所児童の処遇の向上を図ることを目的としている。家庭支援推進保育事業を行っている保育所では、児童の指導計画を作成し、加配された保育士を中心に、計画的に保育に当たるとともに、定期的に家庭訪問などを実施し、家庭における子育ての支援、指導を行っている。

公立直営保育所においては、「特別保育事業費等の国庫補助について」(平成 7 年 7 月 12 日 厚生省発児第 133 号)で、2 名分の人件費が積算されていたことと、「家庭支援促進保育事業実施要綱」で、「対象保育所に対して、児童福祉施設最低基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 33 条第 2 項に規定する職員のほか、家庭支援推進保育事業の実施のために必要な保育士を配置すること。」とされていたことにより、正規職員を 2 名加配することとしている。

(2) 家庭支援推進保育事業の対象保育所について

家庭支援推進保育事業を実施する要件が「平成 18 年度次世代育成支援交付金交付要綱」の(2)家庭支援推進保育の推進 に定められており、「日常生活における基本的な習慣や態度の「かん養等」について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で、特に配慮が必要とされる保育所入所児童」が「入所児童の 40%以上」の保育所であることが要件とされている。

公立直営保育所においては 9 箇所が、特に配慮が必要とされる児童を入所児童の概ね 40%以上受け入れている保育所であると判断され、家庭支援推進保育事業を行っている。そこで、当該保育所が要件に適合する保育所であるかどうかを検討した根拠資料を入手したところ、誰が作成し、誰が承認をしたのかを示す証拠がなかった。また、この根拠資料については、統一された様式で作成されていなかった。

この根拠資料は、国から交付金を受けるための要件となる重要な書類の根拠となるものであり、作成者と別の者が内容をチェックする必要がある。その意味で、書類には作成者と承認者が明確にされなければならない。また、このような重要な根拠書類は統一された様式で作成すべきである。

なお、平成 18 年度の公立直営保育所に対する当該交付金額は、19,113,000 円である。

(意見 - 11) 家庭支援推進保育事業に係わる根拠資料の承認・様式の統一について

家庭支援推進保育事業を実施する要件として「平成 18 年度次世代育成支援交付金交付要綱」の(2)家庭支援推進保育の推進 に要件が定められており、「日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で、特に配慮が必要とされる保育所入所児童」が「入所児童の 40%以上」の保育所であることが定められている。

公立直営保育所においては 9 箇所が、特に配慮が必要とされる児童を入所児童の概ね 40%以上受け入れている保育所であると判断され、家庭支援推進保育事業を行っている。そこで、当該保育所が要件に適合する保育所であるかどうかを検討した根拠資料を入手したところ、誰が作成し、誰が承認をしたのかを示す証跡がなかった。また、統一された様式で作成されていなかった。この根拠資料は、国から交付金を受けるための重要な資料であり、作成者と別の者が内容を承認する必要がある。その意味で、書類には作成者と承認者が明確にされなければならない。また、このような重要な根拠書類は統一された様式で作成すべきである。

6. 社会福祉法人北九州市福祉事業団の保育事業について

(1) 社会福祉法人北九州市福祉事業団の沿革

社会福祉事業の近代化に伴い、特に青少年、母性、児童および低所得階層の福祉の増進を図るための各種福祉施設の整備拡充が強く要望されてきた。しかし、こうした施設は、市直営よりも公益性の強い民間団体の自主的運営に委ねた方がより効果的であるとの考えのもと、公立民営の特色と長所を十分に生かしながら、広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的に、昭和 40 年 11 月に「社会福祉法人北九州市福祉事業団」が設立された。以来、年々市民の社会福祉に対する広範な要請に応じて設置された市立社会福祉施設の運営を受託してきたが、市民に対するより一層きめ細かなサービスを図るため、昭和 52 年 4 月に障害部門を分離し、「社会福祉法人北九州市障害療育事業団」が新たに設立された。

しかし、設立以後、ほぼ 20 年を経過する間、社会福祉ニーズは大きく変化し、それに対応する形で、平成 8 年 4 月に両事業団は再統合され、現在に至っている。

(2) 社会福祉法人北九州市福祉事業団の概要

設立 昭和 40 年 11 月 8 日

住所 北九州市八幡東区

目的 北九州市が設置した各種社会福祉施設の委託を受けて、これを管理運営するほか、市と一体となって北九州市社会福祉事業の推進をはかり、公立民営の特色と長所を生かしながら、広く市民福祉の向上と増進に寄与すること。

事業 北九州市が設置した各種社会福祉施設（13 種 58 施設）および事業団立保育所（15 施設）の運営管理等

基本財産 10,000 千円＜うち北九州市出捐額 10,000 千円（100.0%）＞

主務官庁 北九州市

役職員数

	人数	うち北九州市からの出向者	うち北九州市職員の退職者	うちその他	平均年齢
役員	17 人	4 人	1 人	12 人	61 歳
職員	945 人	5 人	0 人	940 人	43 歳

(3) 社会福祉法人北九州市福祉事業団の保育事業について

保育所

平成 18 年度は、事業団立保育所 15 施設（8 月までは 16 施設）および北九州市立八幡東さくら保育所（平成 18 年度から 5 年間の指定管理）の運営を行った。

9 月には小石保育所および原町乳児保育所を統合、新たに深町どんぐりのもり保育所を開所し、16 施設の定員は 1,840 人になった。

平均入所率は、4 月から 8 月は 97.3%、9 月から 3 月は 106.3%となり、前年度に引き続き、100%を超える入所率となった。

また、子育て支援を推進するため、延長保育（深町どんぐりのもり保育所ほか 6 施設）、一時保育（深町どんぐりのもり保育所および八幡東さくら保育所）、特定保育（深町どんぐりのもり保育所）および休日保育所（みなと保育所）等の実施により市民の多様なニーズに応えたほか、拠点保育所である八幡東さくら保育所においては、子育て家庭の育児不安等により、地域社会の福祉増進に貢献した。

さらに、八幡西区において、平成 19 年 8 月うさぎ保育所の建て替え工事を完了している。

緑地保育センター

幼児が自然に恵まれた環境の中でのびのびと遊びながら、情緒豊かな人間性を養い、集団生活を通して自立心と協調性を身につけ、心身ともに健康な子どもを育成することを目的として、保育所・幼稚園等の幼児を対象に平成 18 年度、2 施設で宿泊保育や日帰り保育の受入れを行い、418 団体、22,427 人が利用している。

また、子育て支援事業にも取り組み、親子のスキンシップを図ることを目的として、小学校入学前の子どもとその保護者を対象に「親子宿泊」を実施し、297 名の親子が参加している。

日帰り行事として、「おひさまファミリークラブ」、「長野緑地クリーン作戦」を初めて開催し、家族揃って気軽に参加できる事業として好評を得た。

さらに、保育関係者等を対象に保育技術の向上に寄与するため、宿泊の指導者講習会「緑地保育セミナー」の開催や、保育所（園）、幼稚園、育児サークル等に職員が出向き、遊び、クラフト等の「訪問指導」を行っている。

（４）社会福祉法人北九州市福祉事業団の平成 18 年度決算概況（保育事業）について

平成 18 年度の保育所事業の事業活動収支について

事業活動においては、（表 - 13）のとおり、事業活動収入 2,085 百万円（うち、運営費収入 1,531 百万円、経常経費補助金収入 505 百万円 等）事業活動支出 2,053 百万円（うち、人件費支出 1,740 百万円、事務費支出 85 百万円、事業費支出 206 百万円）の結果、経常収支差額は、31 百万円のプラスであった。また、事業活動外の収支差額は、経理区分間繰入金収支により 248 百万円のプラスとなり、経常収支差額は 279 百万円のプラスとなった。特別収支差額は、国庫補助金

等特別積立金積立額 359 百万円により、マイナスの 195 百万円であった。

以上の結果、当期活動収支差額は、プラスの 83 百万円となった。

(表 - 13) 平成 18 年度 事業活動収支計算書

(単位：百万円)

事業活動収支の部		事業活動外収支の部	
収入		収入	
運営費収入	1,531	経理区分間繰入金収入	258
運営費収入	1,531	経理区分間繰入金収入	258
私的契約利用料収入	6	事業活動外収入計(4)	258
私的契約利用料収入	6	支出	
経常経費補助金収入	505	経理区分間繰入金支出	10
経常経費補助金収入	505	経理区分間繰入金支出	10
雑収入	26	事業活動外支出計(5)	10
雑収入	26	事業活動外収支差額(6) = (4) - (5)	248
国庫補助金等特別積立金取崩額	15	経常収支差額(7) = (3) + (6)	279
事業活動収入計(1)	2,085	特別収支の部	
支出		収入	
人件費支出	1,740	施設整備等補助金収入	164
役員報酬	-	施設整備等補助金収入	153
職員俸給	762	設備整備等補助金収入	10
職員諸手当	522	特別収入計(8)	164
非常勤職員給与	252	支出	
退職金	-	基本金組入額	-
退職共済掛金	10	1号基本金組入額	-
全事協退職一時金	-	2号基本金組入額	-
全事協退職年金	-	3号基本金組入額	-
法定福利費	192	固定資産売却損・処分損(売却原価)	1
事務費支出	85	器具及び備品売却損・処分損(売却原価)	1
福利厚生費	1	構築物処分損	-
旅費交通費	1	その他固定資産売却損・処分損(売却原価)	-
研修費	2	国庫補助金等特別積立金積立額	359
消耗品費	4	特別支出計(9)	360
器具什器費	3	特別収支差額(10) = (8) - (9)	-195
印刷製本費	-	当期活動収支差額(11) = (7) + (10)	83
水道光熱費	2	繰越活動収支差額の部	
燃料費	-	前期繰越活動収支差額(12)	32
修繕費	12	当期末繰越活動収支差額(13) = (11) + (12)	116
通信運搬費	4	基本金取崩額(14)	-
会議費	-	基本金組入額(15)	-
広報費	-	4号基本金組入額	-
業務委託費	26	その他の積立金取崩額(16)	-
手数料	5	早期退職給与積立金取崩額	-
損害保険料	-	その他の積立金積立額(17)	55
賃借料	4	保育所施設・設備整備積立金積立額	-
租税公課	-	次期繰越活動収支差額(18) =	-
雑費	14	(13) + (14) - (15) + (16) - (17)	61
全事協退職年金共済負担調整額	-		
事業費支出	206		
給食費	114		
保健衛生費	12		
保育材料費	21		
水道光熱費	39		
燃料費	1		
消耗品費	4		
器具什器費	12		
減価償却費	22		
減価償却費	22		
事業活動支出計(2)	2,053		
事業活動収支差額(3) = (1) - (2)	31		

平成 18 年度の保育所事業の資金収支について

經常活動においては、(表 - 14) のとおり、經常収入 2,120 百万円 (内、運営費収入 1,531 百万円、經常経費補助金収入 505 百万円 等) 經常支出 2,041 百万円 (内、人件費支出 1,740 百万円、事務費支出 85 百万円、事業費支出 206 百万円) の結果、經常収支差額は、78 百万円のプラスであった。また、施設整備等の収支差額は、マイナスの 3 百万円であり、財務活動収支差額は、保育所施設等積立預金積立支出 55 百万円により、マイナスの 55 百万円であった。

以上の結果、当期資金収支差額は、プラスの 20 百万円となった。

(表 - 14) 平成 18 年度 資金収支計算書

(単位：百万円)

經常活動収支の部		施設整備等	
収入		収入	
運営費収入	1,531	施設整備等補助金収入	164
運営費収入	1,531	施設整備等補助金収入	153
私的契約利用料収入	6	設備整備等補助金収入	10
私的契約利用料収入	6	施設整備等収入計(4)	164
經常経費補助金収入	505	支出	
經常経費補助金収入	505	固定資産取得支出	167
雑収入	26	建物取得支出	153
雑収入	26	構築物取得支出	1
経理区分間繰入金収入	50	車輛運搬具取得支出	-
経理区分間繰入金収入	50	器具及び備品取得支出	14
經常収入計(1)	2,120	建設仮勘定取得支出	-
		その他固定資産取得支出	-
		施設整備等支出計(5)	167
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-3
支出		財務活動	
人件費支出	1,740	収入	
役員報酬	-	借入金収入	-
職員俸給	762	設備資金借入金収入	-
職員諸手当	522	長期運営資金借入金収入	-
非常勤職員給与	252	投資有価証券売却収入	-
退職金	-	投資有価証券売却収入	-
退職共済掛金	10	借入金元金償還補助金収入	-
法定福利費	192	借入金元金償還補助金収入	-
事務費支出	85	積立預金取崩収入	-
福利厚生費	1	早期退職給与と積立預金取崩収入	-
旅費交通費	1	施設・設備整備積立預金取崩収入	-
研修費	2	その他の収入	-
消耗品費	4	長期貸付金回収収入	-
器具什器費	3	全事協退職年金共済預け金返還収入	-
印刷製本費	-	財務収入計(7)	-
水道光熱費	2	支出	
燃料費	-	借入金元金償還金支出	-
修繕費	12	設備資金借入金償還金支出	-
通信運搬費	4	長期運営資金借入金償還金支出	-
会議費	-	投資有価証券取得支出	-
広報費	-	投資有価証券取得支出	-
業務委託費	26	積立預金積立支出	55
手数料	5	退職給与と引当金預金積立支出	-
損害保険料	-	全事協退職年金共済預け金支出	-
賃借料	4	保育所施設・設備整備積立預金積立支出	55
租税公課	-	その他の支出	-
雑費	14	その他の支出	-
事業費支出	206	長期貸付金支出	-
給食費	114	流動資産評価減等	-
保健衛生費	12	徴収不能額	-
保育材料費	21	有価証券売却損益	-
水道光熱費	39	有価証券評価損	-
燃料費	1	補填金	-
消耗品費	4	財務支出(8)	55
器具什器費	12		
経理区分間繰入金支出	9	財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-55
経理区分間繰入金支出	9	予備費(10)	-
經常支出計(2)	2,041	当期資金収支差額合計	
經常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	78	(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	20
		前期末支払資金残高(12)	-
		当期末支払資金残高(11)+(12)	20

平成 18 年度の保育所事業の貸借対照表について

平成 18 年度末において、(表 - 15)のとおり、資産の部の合計金額 706 百万円、負債の部合計 106 百万円、純資産部合計 599 百万円となっている。主な内訳は、資産の部の建物 485 百万円、純資産の部の国庫補助金等特別積立金 482 百万円である。

(表 - 15) 保育所事業貸借対照表

平成 19 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	当年度末		当年度末
流動資産	127,276,367	流動負債	106,555,162
現金預金	75,861,165	短期運営資金借入金	23,867,870
未収金	50,906,242	未払金	82,686,976
貯蔵品	0	預り金	316
立替金	6,900	前受金	0
前払金	502,060		
短期貸付金	0	固定負債	0
仮払金	0	長期運営資金借入金	0
商 品	0	退職給与引当金	0
その他の流動資産	0	全事協年金共済引当金	0
固定資産	578,985,926	負債の部合計	106,555,162
基本財産	485,740,381	純 資 産 の 部	
建 物	485,740,381	基本金	
基本財産特定預金	0	国庫補助金等特別積立金	482,733,450
その他の固定資産	93,245,545	その他の積立金	55,000,000
建 物	0	早期退職積立金	0
構築物	6,297,816	保育所施設・設備整備積立金	55,000,000
機械及び装置	293,950	施設整備積立金	0
車輛運搬具	0	その他の積立金	0
器具及び備品	31,653,779	次期繰越活動収支差額	61,973,681
建設仮勘定	0	次期繰越活動収支差額	61,973,681
全事協年金共済預け金	0	(うち当期活動収支差額)	83,980,830
退職給与引当金積立預金	0		
早期退職積立金積立預金	0	純資産の部合計	599,707,131
保育所施設・設備整備積立預金	55,000,000	負債及び純資産の部合計	706,262,293
その他の積立預金	0		
その他の固定資産	0		
資産の部合計	706,262,293		

脚注

1. 減価償却費の累計額

88,881,702

(5) 北九州市との関係について

(表 - 16) 社会福祉法人北九州市福祉事業団と北九州市の関係

(単位：千円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度
出捐金の状況	10,000	10,000
補助金	1,284,989	2,390,136
委託料	4,013,272	2,539,179
貸付金残高	346,000	239,000

保育事業にかかる社会福祉法人北九州市福祉事業団に対する補助金は、「北九州市民間保育所運営補助金交付要綱」、「北九州市特別保育事業補助金交付要綱」、「北九州市家庭支援推進保育職員費用補助要綱」、「北九州市地域子育て支援センター事業実施要綱」に基づき、平成 17 年度および平成 18 年度については、(表 - 17) のとおり支出している。

(表 - 17) 平成 17 年度および平成 18 年度補助金 (単位：千円)

	民間保育所運営補助金	特別保育事業補助金	家庭支援推進保育職員費用補助金	地域子育て支援センター事業補助金
平成 17 年度	263,063	84,731	20,383	-
平成 18 年度	264,964	167,073	36,511	7,859

なお、平成 18 年度における民間保育所運営補助金の概算金額は、(表 - 18) のとおり、298 百万円であり、確定金額 264 百万円、差引精算額は 33 百万円である。そのうち、人件費上乗せ金額(要綱外経費)については、概算金額 247 百万円であり、確定金額は 225 百万円、差引精算額は 22 百万円となっている。

(表 - 18) 平成 18 年度 北九州市民間保育所運営補助金歳入歳出決算書

(歳入の部)		(単位:円)			
款項	目	本年度予算額	決算額	比較	説明
補助金		298,457,000	264,964,411	33,492,589	
1補助金		298,457,000	264,964,411	33,492,589	
	1 施設管理費	10,870,425	10,801,575	68,850	(表 - 21)
	1 建物維持管理費	2,960,000	2,867,500	92,500	
	2 損害賠償保険掛金	47,340	57,960	10,620	
	3 園舎修繕費	1,675,000	1,667,500	7,500	
	4 日本スポーツ振興センター共済掛金	196,285	218,915	22,630	
	5 光熱水費	5,942,000	5,942,000	0	
	6 市保育研修大会資料代	49,800	47,700	2,100	
	2 児童処遇費	16,695,750	17,300,625	604,875	(表 - 21)
	1 一般生活費	10,385,000	10,338,500	46,500	
	2 体育・文化奨励費	525,000	825,000	300,000	
	3 0歳児オムツ借上料	5,393,750	5,703,125	309,375	
	4 バス借上料	392,000	434,000	42,000	
	3 職員処遇費	23,210,040	11,343,140	11,866,900	
	1 年休等代替職員費	15,174,600	5,379,220	9,795,380	(表 - 20)
	2 給与改善費	1,095,240	1,090,620	4,620	(表 - 20)
	3 夜間保育奨励費	0	0	0	
	4 事務職員雇用費	0	0	0	
	非常勤職員等一時金	3,045,000	0	3,045,000	
	5 非常勤保育士一時金	0	0	0	
	6 非常勤調理員一時金	0	0	0	
	7 日々雇用職員見舞金	3,045,000	0	3,045,000	
	8 入所児童欠員対策	0	0	0	
	9 福祉医療機構退職共済保険掛金	3,489,750	3,574,350	84,600	(表 - 20)
	10 被服購入費	405,450	430,950	25,500	(表 - 21)
	11 職員研修旅費(県外)	0	868,000	868,000	(表 - 21)
	4 要綱外経費	247,680,785	225,519,071	22,161,714	(表 - 19)
	合計	298,457,000	264,964,411	33,492,589	

(歳出の部)

(単位:円)

款項	目	本年度予算額	決算額	比較	説明
補助金		298,457,000	264,964,411	33,492,589	
1補助金		298,457,000	264,964,411	33,492,589	
	1 施設管理費	10,870,425	10,801,575	68,850	
	1 建物維持管理費	2,960,000	2,867,500	92,500	
	2 損害賠償保険掛金	47,340	57,960	10,620	
	3 園舎修繕費	1,675,000	1,667,500	7,500	
	4 日本スポーツ振興センター共済掛	196,285	218,915	22,630	
	5 光熱水費	5,942,000	5,942,000	0	
	6 市保育研修大会資料代	49,800	47,700	2,100	
	2 児童処遇費	16,695,750	17,300,625	604,875	
	1 一般生活費	10,385,000	10,338,500	46,500	
	2 体育・文化奨励費	525,000	825,000	300,000	
	3 0歳児オムツ借上料	5,393,750	5,703,125	309,375	
	4 バス借上料	392,000	434,000	42,000	
	3 職員処遇費	23,210,040	11,343,140	11,866,900	
	1 年休等代替職員費	15,174,600	5,379,220	9,795,380	
	2 給与改善費	1,095,240	1,090,620	4,620	
	3 夜間保育奨励費	0	0	0	
	4 事務職員雇用費	0	0	0	
	非常勤職員等一時金	0	0	0	
	5 非常勤保育士一時金	0	0	0	
	6 非常勤調理員一時金	0	0	0	
	7 日々雇用職員見舞金	3,045,000	0	3,045,000	
	8 入所児童欠員対策	0	0	0	
	9 福祉医療機構退職共済保険掛金	3,489,750	3,574,350	84,600	
	10 被服購入費	405,450	430,950	25,500	
	11 職員研修旅費(県外)	0	868,000	868,000	
	4 要綱外経費	247,680,785	225,519,071	22,161,714	
	合計	298,457,000	264,964,411	33,492,589	

(表 - 19) 平成 18 年度 北九州市福祉事業団 保育所補助金決算資料 (人件費) 上乗せ金額

保育所名	支出										収入										民間保育所運営補助金	
	人件費		運営費	民改費	指定管理料	雑収入等 (人権補助 金含む)	特別保育事業				休日保育		子育て支援 職員費基準	家庭支援推進補助		合計	合計	上乗額	上乗額			
	人件費	人件費					障害児基準	障害児上乗	延長保育	11時間開所	地域活動	一時保育		小計	休日保育					上乗額	小計	
1 深町どんぐり	76,057,635	53,072,456	5,776,325	0	568,891	2,188,220	1,009,125	525,500	2,635,500	0	125,100	6,483,445	0	0	0	65,803,117	10,154,518	206,214	9,948,304			
2 二鳥	83,819,624	60,083,378	6,328,445	0	683,007	4,458,581	1,898,418	0	4,518,000	500,000	0	11,474,979	0	0	0	78,769,809	15,049,815	710,414	14,339,401			
3 小石 (深町どんぐり)	29,132,512	16,545,408	1,798,595	0	178,578	1,333,408	509,428	0	0	0	0	1,842,836	0	0	0	20,363,417	8,829,095	474,260	8,354,835			
4 みなと	101,736,379	65,743,746	7,170,920	0	729,294	4,133,829	1,212,859	920,000	4,518,000	500,000	0	11,284,488	1,866,000	0	356,975	86,871,423	14,864,966	678,864	14,186,092			
5 折尾丸山	109,842,177	63,566,488	6,899,320	0	754,046	7,413,541	2,091,621	0	4,518,000	0	0	14,023,162	0	0	558,910	85,800,926	24,041,251	420,764	23,620,487			
6 すみれ	78,047,057	47,716,220	5,176,975	0	541,021	2,415,951	713,240	0	4,518,000	0	0	7,647,191	0	0	0	61,081,407	16,985,650	697,994	16,267,656			
7 陣山乳児	69,824,180	45,677,363	4,869,730	0	495,975	0	0	0	4,141,500	0	0	4,141,500	0	0	0	55,273,568	14,550,612	468,674	14,081,898			
8 若園	106,788,237	66,839,298	7,277,370	0	746,337	6,043,679	8,458,896	1,369,500	4,518,000	500,000	0	20,880,175	0	0	0	95,753,180	11,035,057	736,524	10,298,653			
9 清水	106,123,314	77,349,308	8,421,385	0	706,431	3,343,422	1,197,963	1,412,500	4,518,000	0	0	10,471,885	0	0	0	96,948,009	9,174,305	561,674	8,612,631			
10 朝橋	109,635,596	58,047,394	6,299,735	0	839,078	3,826,361	1,771,488	0	4,518,000	0	0	10,115,849	0	0	7,648,800	91,089,628	16,545,968	787,264	17,798,704			
11 つさぎ	116,564,277	74,805,129	8,119,995	0	896,175	2,356,386	529,614	0	4,518,000	0	0	7,404,010	0	0	7,689,600	106,453,000	10,111,277	607,054	9,504,223			
12 和津	115,269,078	83,325,997	9,057,300	0	814,893	0	0	0	4,141,500	0	0	4,141,500	0	0	222,700	97,562,390	17,706,688	848,694	16,857,994			
13 原町乳児 (深町どんぐり)	25,962,362	19,362,816	2,100,140	0	161,134	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	21,624,090	4,338,272	292,050	4,046,222			
14 藤丘	92,649,046	57,537,867	6,244,575	0	650,461	1,165,814	490,573	0	4,141,500	0	0	5,797,887	0	0	305,280	70,536,070	22,112,976	420,054	21,692,922			
15 赤犬丸	132,183,332	89,263,979	9,726,025	0	930,119	2,296,328	881,824	1,887,000	4,518,000	0	0	9,183,152	0	0	0	109,103,275	23,060,057	776,804	22,283,253			
16 上瀬野	102,488,607	64,828,373	7,043,320	0	762,229	4,192,743	5,969,742	0	4,518,000	500,000	0	15,180,485	0	0	286,200	88,102,607	14,386,000	720,124	13,665,876			
支出合計	1,466,163,413	943,765,220	102,398,155	0	10,457,669	45,166,253	26,634,691	5,914,500	60,240,000	2,000,000	125,100	140,082,544	1,866,000	0	1,732,065	1,231,236,916	234,926,497	9,407,426	19,045,828			
17 一枝	107,878,873	68,260,815	7,432,175	0	786,890	6,034,401	0	1,164,000	4,518,000	0	0	11,716,401	0	0	0	88,196,281	19,682,592	636,764	19,045,828			
支出合計 (+17)	1,574,042,286	1,012,026,035	110,830,330	0	11,244,559	51,202,654	26,634,691	7,078,500	64,758,000	2,000,000	125,100	151,798,945	1,866,000	0	1,732,065	1,319,433,197	254,609,089	10,044,190	244,564,899			
18 八幡栗さくら	190,956,409	115,129,011	0	16,881,284	1,355,429	3,393,814	0	1,856,700	4,518,000	0	3,004,200	12,874,714	0	0	7,859,000	153,899,438	37,056,971	0	37,056,971			
支出合計 (+18)	1,764,998,695	1,127,155,046	110,830,330	16,881,284	12,599,998	54,596,468	26,634,691	9,037,200	69,276,000	2,000,000	3,128,300	164,673,659	1,866,000	0	1,732,065	1,473,332,635	291,666,060	10,044,190	281,621,870			

(表 - 20) 平成 18 年度 北九州市福祉事業団 保育所補助金算出表 1

《全17所 ただし、指定管理の市立八幡東さくら保育所を除く》

(単位:円)

保育所名	定員	職員処遇費					計
		年休等代替 職員費	給与改善費		非常勤職員 等一時金	退職共済掛 金補助	
			管理職手当	調理員手当			
1 深町どんぐり	120	163,850	35,364	7,000	0	0	206,214
2 一枝	120	352,640	60,624	12,000	0	211,500	636,764
3 二島	80	426,290	60,624	12,000	0	211,500	710,414
4 小石 (深町どんぐり)	90	295,950	25,260	5,000	0	148,050	474,260
5 みなと	90	373,590	60,624	12,000	0	232,650	678,864
6 折尾丸山	100	127,490	60,624	0	0	232,650	420,764
7 すみれ	100	413,870	60,624	12,000	0	211,500	697,994
8 陣山乳児	60	248,000	60,624	12,000	0	148,050	468,674
9 若園	120	410,100	60,624	12,000	0	253,800	736,524
10 清水	120	268,400	60,624	0	0	232,650	561,674
11 楠橋	120	460,840	60,624	12,000	0	253,800	787,264
12 うさぎ	120	280,630	60,624	12,000	0	253,800	607,054
13 到津	150	479,970	60,624	12,000	0	296,100	848,694
14 原町乳児 (深町どんぐり)	45	161,040	25,260	0	0	105,750	292,050
15 南丘	120	135,930	60,624	12,000	0	211,500	420,054
16 永犬丸	150	408,080	60,624	12,000	0	296,100	776,804
17 上富野	90	372,550	60,624	12,000	0	274,950	720,124
合計	1,795	5,379,220	934,620	156,000	0	3,574,350	10,044,190
				+ =	1,090,620		

(表-21)平成18年度北九州市福祉事業団 保育所補助金算出資料2

《全17所 ただし、指定管理の市立人幡東さくら保育所を除く》

(単位:円)

保育所名	定員	施設管理費						入所者処遇費				職員処遇費			合計		
		建物維持管理	園舎修繕費	損害賠償保険掛金	スポーツ振興センター共済掛金	光熱水費	保育研修大会資料代	計	一般生活費	体育・文化奨励費	オムツ槽上料	バス槽上料	計	被服購入費		職員研修旅費	計
1 深町どんぐり	120	92,500	60,000	4,190	2,750	0	3,600	163,040	372,000	75,000	396,875	14,000	857,875	0	28,000	28,000	1,048,915
2 一枝	120	185,000	120,000	4,190	16,250	432,000	3,000	760,440	744,000	75,000	406,250	28,000	1,253,250	25,500	56,000	81,500	2,095,190
3 二鳥	80	185,000	80,000	2,793	13,190	200,000	3,000	483,983	496,000	0	303,125	28,000	827,125	25,500	56,000	81,500	1,392,608
4 小石 (深町どんぐり)	90	92,500	45,000	0	0	324,000	0	461,500	279,000	0	0	14,000	293,000	17,850	28,000	45,850	800,350
5 みなと	90	185,000	90,000	3,142	13,940	324,000	3,000	619,062	558,000	0	387,500	28,000	973,500	28,050	56,000	84,050	1,676,632
6 折尾丸山	100	185,000	100,000	3,492	15,750	360,000	3,000	667,242	620,000	75,000	390,625	28,000	1,113,625	28,050	56,000	84,050	1,864,917
7 すみれ	100	185,000	100,000	3,492	12,500	360,000	3,000	663,992	620,000	75,000	234,375	28,000	957,375	25,500	56,000	81,500	1,702,867
8 陣山乳児	60	185,000	60,000	2,095	7,570	216,000	2,100	472,765	372,000	75,000	415,625	28,000	890,625	17,850	56,000	73,850	1,437,240
9 若園	120	185,000	120,000	4,190	16,000	432,000	3,300	760,490	744,000	75,000	309,375	28,000	1,156,375	30,600	56,000	86,600	2,003,465
10 清水	120	185,000	120,000	4,190	18,250	432,000	3,000	762,440	744,000	75,000	362,500	28,000	1,209,500	28,050	56,000	84,050	2,055,990
11 榊橋	120	185,000	120,000	4,190	13,875	432,000	3,600	758,665	744,000	75,000	400,000	28,000	1,247,000	30,600	56,000	86,600	2,092,265
12 うさぎ	120	185,000	120,000	4,190	16,140	432,000	3,600	760,930	744,000	0	456,250	28,000	1,228,250	30,600	56,000	86,600	2,075,780
13 到津	150	185,000	150,000	5,237	22,000	540,000	3,000	905,237	930,000	75,000	334,375	28,000	1,367,375	35,700	56,000	91,700	2,364,312
14 原町乳児 (深町どんぐり)	45	92,500	22,500	0	0	162,000	0	277,000	139,500	0	171,875	14,000	325,375	12,750	28,000	40,750	643,125
15 南丘	120	185,000	120,000	4,190	13,320	432,000	3,000	757,510	744,000	0	440,625	28,000	1,212,625	25,500	56,000	81,500	2,051,635
16 永犬丸	150	185,000	150,000	5,237	21,630	540,000	4,200	906,067	930,000	75,000	565,625	28,000	1,598,625	35,700	56,000	91,700	2,596,392
17 上置野	90	185,000	90,000	3,142	15,750	324,000	3,300	621,192	558,000	75,000	128,125	28,000	789,125	33,150	56,000	89,150	1,499,467
合計	1,795	2,867,500	1,667,500	57,960	218,915	5,942,000	47,700	10,801,575	10,338,500	825,000	5,703,125	434,000	17,300,625	430,950	868,000	1,298,950	29,401,150

一方、平成 18 年度の社会福祉法人北九州市福祉事業団の保育所補助金決算資料（物件費）では、（表 - 22）のとおり、民間保育所運営補助金 29 百万円含めて、81 百万円のプラスの収支差額を計上している現状である。

(表 - 22) 平成 18 年度 北九州市福祉事業団 保育所補助金決算資料 (物件費)

保育所名	支出					収入										差額 (収入-支出)
	管理費	事業費	計	運営費	民改費	指定管理料	雑収入等(人権補助金含む)	特別保育事業 地域活動	施設機能強 化推進費	休日保育	家庭支援推進補助		民間保育所 運営補助金 基準額	合計		
											基準額	上乗額			小計	
1 深町どんぐり	9,370,488	12,898,156	22,268,644	12,366,484	1,101,685	0	11,428,690	150,000	0	0	0	0	0	1,048,915	26,095,774	3,827,130
2 二島	3,053,376	9,291,992	12,345,368	14,319,972	1,298,975	0	778,946	150,000	0	0	0	0	1,392,608	17,940,501	5,595,133	
3 小石 (深町どんぐり)	1,923,412	3,736,616	5,660,028	4,517,052	357,025	0	181,080	0	0	0	0	0	800,350	5,855,507	195,479	
4 みなと	4,779,310	9,818,563	14,597,873	14,497,034	1,350,940	0	2,215,125	150,000	150,000	414,000	0	0	1,676,632	20,453,731	5,855,858	
5 折尾丸山	4,335,709	11,007,322	15,343,031	15,908,062	1,371,910	0	1,028,135	150,000	0	0	0	0	1,864,917	20,323,024	4,979,993	
6 すみれ	3,709,351	9,152,060	12,861,411	12,385,640	1,029,275	0	719,845	150,000	0	0	0	0	1,702,867	15,987,627	3,126,216	
7 陣山乳児	9,638,669	4,727,457	14,366,126	8,306,377	988,380	0	7,627,907	150,000	0	0	0	0	1,437,240	18,509,904	4,143,778	
8 若園	3,848,254	12,832,224	16,680,478	16,510,882	1,378,090	0	1,251,030	150,000	150,000	0	0	0	2,003,465	21,443,467	4,762,989	
9 清水	5,307,632	12,081,440	17,389,072	18,470,942	1,602,095	0	1,107,553	150,000	150,000	0	0	0	2,055,990	23,536,580	6,137,508	
10 楠橋	6,715,980	9,883,209	16,599,189	14,386,956	1,252,985	0	1,324,447	150,000	0	0	110,260	2,614,500	2,092,265	21,931,413	5,332,224	
11 うさぎ	31,270,237	13,850,023	45,120,260	18,091,111	1,615,195	0	27,217,975	150,000	0	0	157,350	2,614,500	2,075,780	51,921,911	6,801,651	
12 到津	4,886,790	15,730,520	20,617,310	22,284,443	1,800,110	0	1,028,860	150,000	0	0	0	0	2,364,312	27,635,725	7,018,415	
13 原町乳児 (深町どんぐり)	1,444,318	2,790,088	4,234,406	3,361,864	419,420	0	179,140	0	0	0	0	0	643,125	4,603,549	369,143	
14 南丘	44,037,831	10,597,715	54,635,546	14,168,643	1,242,115	0	41,773,334	150,000	0	0	0	0	2,051,635	59,385,727	4,750,181	
15 永犬丸	48,964,251	16,426,961	65,391,212	22,203,551	1,862,225	0	46,051,296	150,000	150,000	0	0	0	2,596,392	73,013,464	7,622,252	
16 上黨野	3,536,939	10,989,920	14,526,859	15,966,407	1,400,780	0	723,460	150,000	0	0	0	0	1,499,467	19,740,114	5,203,255	
支出合計	186,822,547	165,834,266	352,656,813	227,755,420	20,071,205	0	144,634,823	2,100,000	600,000	414,000	267,610	5,229,000	5,496,610	27,305,960	428,378,018	75,721,205
17 一枝	45,187,966	15,138,514	60,326,480	16,395,145	1,411,385	0	36,618,493	150,000	150,000	0	0	0	2,095,190	56,820,213	3,506,267	
支出合計 (+17)	232,010,513	180,972,780	412,983,293	244,150,565	21,482,590	0	181,253,316	2,250,000	750,000	414,000	267,610	5,229,000	5,496,610	29,401,150	485,198,231	72,214,938
18 八幡東さくら	5,430,773	25,488,415	30,919,188	28,737,329	0	5,097,926	6,479,930	150,000	0	0	0	0	0	40,465,185	9,545,997	
支出合計 (+18)	237,441,286	206,461,195	443,902,481	272,887,894	21,482,590	5,097,926	187,733,246	2,400,000	750,000	414,000	267,610	5,229,000	5,496,610	29,401,150	525,663,416	81,760,935

(単位:円)

(6)社会福祉法人北九州市福祉事業団の平成17年4月の経営健全化計画について

・第一次実施計画(平成17年度～平成21年度)について

計画の趣旨

社会福祉事業は、人材を根幹とするサービス業などの人材投入型事業である。事業団においても長年培ってきた独自の技術と専門的な人材教育により、高度なサービス提供を行ってきているところである。しかしながら、高度なサービス提供については、経験豊かな職員の年齢構成等に起因するもの等があり、経費の8割を人件費が占めている。

今後、事業団が、民間事業者と競争し存続・発展を続けていくには、通常経費の削減は、もちろんであるが、民間コストに見合うよう人件費を圧縮する必要がある。

このようなことから第一次実施計画では、基本計画のうち「経営基盤の安定化」を最優先事業として取り組むこととし、

i) 人件費の削減

ア 新給料表の導入

イ 各種手当の見直し

ウ 調整額の見直し

エ 早期退職優遇制度の導入

オ 特別昇給制度、昇給停止年齢の見直し

カ 内部組織体制の改革

キ 嘱託職員、臨時職員の処遇と活用の見直し

ク 職階制の見直し

ケ 人材の再活用制度の導入

コ 市職員派遣、特備職員のポストの削減

などについて検討し、5年間で経営基盤の安定化を図ることとしている。

給与制度について

給与制度については、社会福祉法人北九州市福祉事業団においては、厚生労働省のいわゆる「46通知」を根拠として事業団の設置主体である北九州市の給与制度および給与水準に準拠しており、年功的要素の強い給与体系になっている。

しかしながら、「46通知」の実質的な廃止、指定管理者制度の実施など今後の事業団は、民間事業者の競争を余儀なくされており、早急に民間施設職員の賃金水準との均衡を図り、職員の年齢構成による年功的な給与上昇を抑制し、また、より職務と責任に応じた給与体系とするため、給料表の構成、水準の見直しを含めた給与制度の抜本的な見直しを行っている。

なお、平成 17 年度・平成 18 年度の実績は、(表 - 23) のとおりである。

(表 - 23) 平成 17 年度から平成 22 年度までの計画および

平成 17 年度・平成 18 年度の実績

(単位：円)

			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
計 画	給与 水準	月収	403,313	390,225	377,137	364,050	350,962	337,874
		年収	6,498,857	6,288,431	6,078,005	5,867,578	5,657,152	5,446,726
	17 年度比 削減率		-	3.25%	6.50%	9.75%	13.00%	16.25%
実 績	給与 水準	月収	385,220	330,681	327,466	-	-	-
		給与水準 削減率		-	14.16%	14.99%	-	-

(注) 実績欄は各年度 4 月 1 日現在における実額で時間外手当等を含まない。なお、実績における月収の削減率は平成 18 年度時点で既に自立後の水準に近づいているが、年収については経過措置の実施により、計画値に近い削減率で推移していく見通し。

(7) 平成 19 年 4 月の北九州市外郭団体改善委員会の答申内容について

社会福祉法人北九州市福祉事業団は、平成 19 年 4 月に北九州市外郭団体改善委員会より、「市の関与を廃止した上での存続」と提言された団体である。

提言内容は、「設立目的の一つである市立保育所等の社会福祉施設の管理は、指定管理者制度の導入等により希薄化している。ただし、平成 17 年度から、独自の運営体制の確立に向けた「経営健全化計画」を策定し、抜本的な見直しに着手していることから、市から独立した経営を前提に、存続とする」となっている。

また、社会福祉法人北九州市福祉事業団の見直しの方向性は、北九州市外郭団体改善委員会の提言内容を先取りする形となっており、他の団体の自主・自立の拡大に向けた取り組みのモデルとなりうることから、今後着実に推進していくよう要望している。

さらに、指定管理者として実施している事業のうち、障害者の総合的なサービスの提供（総合療育センター等）については、事業の公益性・公共性や専門性が高度に認められるため、現行の選定方法について検証する必要があるとも提言している。

(8) 北九州市の社会福祉法人北九州市福祉事業団に対する見解

社会福祉法人北九州市福祉事業団は、北九州市の外郭団体であり、北九州市の給与水準に基づいて人件費等を支出しており、現行の要綱基準では、運営が厳しい状況にあるため、従前から運営費を全額補助していた。

しかし、市長方針に基づき、平成 17 年 4 月の経営健全化計画・第一次実施計画（平成 17 年度～平成 21 年度）において、人的・財政的関与を見直した上で、平成 22 年度からの自立経営を目指す「経営改善化計画」を着手しており、予定どおり計画が進んだ場合には、民間認可保育所と同様な補助金となるとされている。

いわゆる、人件費の上乗せは、「北九州市民間保育所運営補助金交付要綱」、「北九州市特別保育事業補助金交付要綱」、「家庭支援推進保育職員費用補助金」に基づく補助金からの支出であり、平成 17 年度および平成 18 年度の人件費上乗せ金額は、(表 - 24) のとおりである。

(表 - 24) 平成 17 年度・18 年度の補助金ごとの人件費上乗せ金額

	民間保育所運営補助金	特別保育事業補助金
平成 17 年度	239,092,616 円	45,058,200 円
平成 18 年度	225,519,071 円	26,634,691 円

(意見 - 12) 北九州市からの人件費の上乗せ補助金の根拠要綱の改定について

「社会福祉事業団等の設立および運営の基準について（昭和四六年七月一六日社庶第一二一号、各都道府県知事あて厚生省社会・児童家庭局長連名通知）の趣旨により、社会福祉法人北九州市福祉事業団が設立されたため、事業団の職員の処遇(給与、退職金等)は、事業団を設立した地方公共団体の職員に準ずるとなっており、北九州市は、「北九州市民間保育所運営補助金交付要綱」の第 4 条（交付額）および「北九州市特別保育事業補助金交付要綱」第 3 条（交付額）のただし書きで、「ただし、社会福祉法人北九州市福祉事業団の運営する保育所に対しては市長が必要と認める額を交付するものとする。」と規定して、従前より、北九州市の給与水準に基づく人件費等の運営費の不足額を全額補助してきたが、平成 17 年度より、段階的な補助金額の見直しが行われ、平成 22 年度には、民間同様の補助となる予定である。なお、現在の民間保育所運営補助金の人件費上乗せ金額は、平成 17 年度 239 百万円、平成 18 年度 225 百万円、特別保育事業補助金の人件費上乗せ金額は、平成 17 年度 45 百万円、平成 18 年度 26 百万円となっている。

社会福祉法人北九州市福祉事業団は、平成 19 年 4 月の北九州市外郭団体改善

委員会の答申で、「市の関与を廃止した上での存続（市から独立した経営）」と提言された団体であり、北九州市においても平成 17 年 4 月の経営健全化計画・第一次実施計画（平成 17 年度～平成 21 年度）で、自立経営を目指す「経営改善化計画」を着手しており、予定どおり計画が進んだ場合には、平成 22 年度から人件費の上乗せのない民間認可保育所と同様な補助金となると考えている。

したがって、社会福祉法人北九州市福祉事業団の経営改善計画の実施を確実にするため、あるいは、北九州市外郭団体改善委員会の答申に沿う意味でも人件費の上乗せの根拠となっている「北九州市民間保育所運営補助金交付要綱」の第 4 条（交付額）および「北九州市特別保育事業補助金交付要綱」第 3 条（交付額）のただし書きで、「ただし、社会福祉法人北九州市福祉事業団の運営する保育所に対しては、市長が必要と認める額を交付するものとする。」と規定の「ただし書き」について、「平成 21 年度まで」とするという改定が必要と考える。

（意見 - 13）北九州市からの民間保育所運営補助金の支給について

平成 18 年度における民間保育所運営補助金の概算金額は、298 百万円であり、確定金額 264 百万円、差引精算額は 33 百万円である。

内訳である人件費上乗せ金額（要綱外経費）についても概算金額 247 百万円であり、確定金額は 225 百万円、差引精算額は 22 百万円となっている

一方、平成 18 年度における社会福祉法人北九州市福祉事業団の保育所補助金決算資料（物件費）を見ると民間保育所運営補助金 29 百万円含めて、81 百万円のプラスの収支差額を計上している。

したがって、社会福祉法人北九州市福祉事業団に対する民間保育所運営補助金は、補助金要綱どおりの支出で、法的には問題ないと言えるが、物件費にプラスの収支差額が計上されている現状での人件費の上乗せに対する全額支出については、経済合理性から考えると疑問である。

確かに、北九州市の見解である、社会福祉法人北九州市福祉事業団が運営する施設はいずれも建築後相当の年数を経過しており、今後、改築や大規模修繕等に多額の経費を要することになるため、物件費については、経営努力によって生じた余剰金を「積立金」として積み立てることを認めており、人件費の上乗せ支出とは、別次元の問題ということも理解はできるが、物件費のプラスの収支差額も社会福祉法人北九州市福祉事業団の経営努力というよりも人件費補助金の性格が強いと考えられる。

したがって、社会福祉法人北九州市福祉事業団の保育所補助金決算資料（物件費）における収支差額金 81 百万円か、あるいは、社会福祉法人北九州市福祉事業団の保育事業にかかる当期活動収支差額の 83 百万円か、少なくとも社会福祉法人北九州市福祉事業団の保育事業にかかる当期資金収支差額の 20 百万円を人

件費の上乗せ補助金金額から削減すべきと考える。

(意見 - 14) 外部監査の導入について

「社会福祉法人指導監査要綱」 . 組織運営 4 . 監事・監査 (6 . 財産状況等の監査) の項目には、公認会計士、税理士等による外部監査の積極的な活用を図ることが適当であること。特に、資産が 100 億円以上もしくは負債総額が 50 億円以上又は収支決算額が 10 億円以上の法人については、その事業規模等に鑑み、2 年に 1 回程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5 年に 1 回程度の外部監査の活用を行うなど法人運営の透明性の確保のための取り組みを行うことが望ましいものであることが記載されている。

北九州市の見解は、北九州市の出資団体である福祉事業団は、一般監査のほか、市監査事務局による財政援助団体監査を定期的に受けており、一定の透明性確保がなされているということであった。

また、社会福祉法人北九州市福祉事業団は、「当事業団の財産状況の監査につきましては、市監査指導課の一般指導監査のほか、市外郭団体であるため定期的に財政援助団体監査を定期的に受けております。また、現在公認会計事務所と顧問契約を結んでおり、会計に関する疑義が生じたときには、その都度、アドバイスを頂いております。」とのことであった。

しかしながら、北九州市の財政援助団体監査は、外部ではなく内部の監査であり、また、公認会計士との顧問契約はそもそも監査ではない。社会福祉法人北九州市福祉事業団の規模を考慮すると、法人運営の透明性確保のためには、公認会計士等の外部監査を受けると考える。

7. 保育士に対する研修の義務化および参加状況の管理について

保育士にとって、その能力、専門的知識、技術を維持し、成長させていくために、研修の制度は不可欠である。保育士に十分な研修制度を保障することは保育サービスの質を維持、向上させることにも繋がる。

北九州市では社会福祉法人北九州市福祉事業団の北九州市社会福祉研修所や北九州市保育所連盟・保育士会が中心となって、保育所の研修を実施している。保育所職員を対象にした研修をまとめると以下ようになる。

保育所職員研修の概要

(社会福祉研修所主催研修)

階層別研修	研修名	新任研修 (3日)	中堅研修 (3日)	主任級研修 (4日)
	対象者	新規・中途採用職員	中堅保育士 (経験年数3年以上)	主任クラス保育士 (経験年数5年以上)
	研修のねらい	・保育に必要な基礎的知識と技能の修得 ・職場適応能力の育成	・幅広い知識と技術の習得 ・資質の向上	・地域で子育て支援を実施する知識や、技術の習得 ・資質の向上、自己啓発の契機とする

専門研修	課題別研修	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児保育(3日) ・統合保育(4日) ・保育ゼミナール(5日) ・領域(言語)(3日) ・領域(表現)(3日) ・領域(健康)(3日) ・カウンセリング(3日) ・心理学(2日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援員養成研修 平成16年度より開始 ・児童福祉法の改正に伴う保育に関する指導、相談・助言に対応し、また、子育て支援の充実を図るため、子育て支援指導者の育成を計画的に行い、子育て家庭の支援、及び保育の質の向上を図る。(6日)
	施設別研修 職種・	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員研修(2日) ・所長研修(1日) 	

(保育課主催研修)

統合保育研修会

< 対象 : 所長・保育士 >

- ・障害児通園施設実習研修 (3 日)
- ・障害児通園施設見学研修 (1 日)
- ・公開保育研修会 (1 日)

家庭支援推進保育研修会

< 対象 : 所長、保育士 >

- ・家庭支援、人権保育研修 (1 日)

給食献立伝達研修会

< 対象 : 給食調理員 >

- ・給食業務に必要な基礎知識、技能の習得

(1 日 × 年間 3 回)

(北九州市保育所連盟・保育士会主催研修)

< 対象 : 所長・保育士・給食調理員 >

- ・北九州市保育研修大会
- ・発達研修・食事に関する研究会等

社会福祉研修所が行う研修として、新任保育士、中堅保育士、主任級保育士別に分けられた階層別研修と課題別、施設別に専門研修が設けられている。これらの研修は、公立直営保育所の保育士のみを対象としたものではなく、民間認可保育所の保育士も参加することとなっている。

平成 18 年度の保育士研修参加状況は以下のとおりである。

(表 - 25) 保育士研修参加状況 (平成 18 年度実績)

研修分類名	研修参加保育士数	公立	民間
社会福祉研修所主催研修	1,096 名	173 名	923 名
保育課主催研修	213 名	65 名	148 名
北九州市保育所連盟・保育士会主催研修	4,057 名	689 名	3,368 名
研修合計	5,366 名	927 名	4,439 名
総保育士数	2,302 名	340 名	1,962 名
研修参加平均回数 (年間)	2.3 回	2.7 回	2.3 回

保育士数は比較の便宜上、平成 18 年 4 月 1 日現在の保育士数とした。

公立直営保育所の保育士数は現員数から産育病休者数を差し引いている。

民間認可保育所の保育士数は施設長、正規保育士、臨時保育士 (民間認可保育所の場合、正規保育士と同様の役割を持っているため) の合計。

このように平成 18 年度における一人当たりの研修参加回数は 2.3 回となって

いるが、北九州市としては各保育所に研修参加を奨励・指導しているものの、研修の対象者が、実際に研修に参加しているかどうかの実態は把握しておらず、保育士個人への奨励・指導はできていない状況である。また、研修を主催する社会福祉研修所においても保育所に研修案内を送付しているが、研修参加の少ない保育所については、口頭で参加を呼びかけるにとどまっている。

保育士の業務は、保育所入所児童の健康管理から、保育方針・計画の管理、給食の管理、衛生管理、施設設備の管理、安全管理、苦情解決への取り組み、情報の公開および保護、事務管理、地域や家庭との交流、上級管理者になれば、施設の運営管理、予算決算の管理、職員の管理（健康管理、勤怠管理、待遇など）など、その業務は多岐にわたり、それを取りまく根拠法令・規則・指針等も多い。

また、保育所は保護者に代わって児童を保育する施設であり、児童にとっては幼少時の大切な時期に接するのが保育士なのであるから、その能力、専門的知識、技術を維持し、成長させていくためにも、研修の制度は不可欠である。

特に公立直営保育所に勤める保育士については、北九州市は公立直営保育所を「本市の保育水準の維持、向上の役割を担っている」と位置づけているので、多岐にわたる研修にはより積極的に参加すべきである。

そこで、北九州市としては、データベースなどにより、例えば、経験年数などによって、保育士が年間に受講すべき研修（必須研修）と参加が推奨される研修（任意研修）とが容易に把握できるように、また、研修について受講すべき対象者を容易に把握できるようにして、現状のように各保育所に研修参加を奨励・指導するだけでなく、受講すべき対象者に個別に研修を受講するように奨励・指導すべきである。そのようにして、参加すべき研修に、参加していない保育士がいないかどうか、他の保育士と比較して、十分に受講すべき研修を受けていない保育士がいないかどうか、容易にチェックできるようにすべきである。

そして、保育サービスの維持と充実のために必要な、保育士として参加が義務付けられている基本的な研修については、今後も、保育所別だけでなく、保育士個人に対しても、積極的に参加を奨励されたい。

（意見 - 15）保育士に対する研修の義務化および参加状況の管理について

北九州市では、保育士の研修について努力義務とし、義務化はされていない状況にある。北九州市としては各保育所に研修参加を奨励・指導しているだけで、個人別に、研修を受講すべき者が実際に研修に参加しているかどうかの実態は把握していない。

保育士の業務は多岐にわたり、それを取りまく根拠法令・規則・指針等も多い。また、保育所入所児童にとっては幼少時の大切な時期に接するのが保育士なのであるから、その能力、専門的知識、技術を維持し、成長させていくためにも、研

修の制度は不可欠である。

そこで、北九州市としては、データベースなどにより、例えば、経験年数などによって、保育士が年間に受講すべき研修（必須研修）と参加が推奨される研修（任意研修）とが容易に把握できるように、また、研修について受講すべき対象者を容易に把握できるようにして、現状のように各保育所に研修参加を奨励・指導するだけでなく、受講すべき対象者に個別に研修を受講するように奨励・指導すべきである。そのようにして、参加すべき研修に、参加していない保育士がいないかどうか、他の保育士と比較して、十分に受講すべき研修を受けていない保育士がいないかどうか、容易にチェックできるようにすべきである。

8. 公立直営保育所の臨時職員および非常勤嘱託職員の研修について

公立直営保育所に勤務する保育士の研修参加割合は 7.4%と民間認可保育所の 12.3%よりも低かったが、民間認可保育所では臨時職員も研修に参加しているのに対して、公立直営保育所においては研修に参加しているのは正規職員のみであって、現状において、臨時職員（35名）、非常勤嘱託職員（37名）が研修に参加している実績はない。

しかしながら、非常勤の職員であっても、保育士として必要な知識や技術を養い、それを維持する必要性は正規職員と同じであり、保育サービスに従事する以上、ある程度の研修を受ける必要がある。臨時職員の場合、保育所入所児童数の増減により雇用され、一時的に保育サービスの従事から離れる機会が多いのであるから、むしろ、常に保育サービスに従事している正規職員より、研修に参加する必要性は高いと思われる。また、非常勤嘱託職員であっても、休憩パートや障害児加配パート等、一定の事由に限り雇用されるので、勤務時間が3時間から5時間までと正規職員よりも短いだけで、一定の事由が存在する限り、保育所に勤務し続けるのであるから、研修が必要であることは正規職員と同様である。

効果的な保育サービスを推進していくためには、非常勤嘱託職員の協力は不可欠であり、今後もその重要性は増していくのであるから、待遇の改善とともに、その能力の開発にも取り組む必要がある。研修を受けさせることもなく、ただ、非常勤嘱託職員の割合を増やし、その勤務日数を増やすだけでは、費用の削減はできても、保育サービスの低下を招く虞がある。

したがって、北九州市としては、臨時職員、非常勤嘱託職員に対しても、研修に参加するように求めるべきである。もちろん、研修に参加した場合には、正規職員と同様に保育サービスに従事した日として取り扱い、勤務日として賃金を支給し、研修に要する費用を負担すべきである。

一方で、研修を受けるには費用と時間がかかる。参加する保育士が非常勤である場合、例えば、保育サービスに年間数日しか従事しない場合でも、正規職員と同様の研修参加を義務付けるのであれば、個人的な負担は非常に大きくならざるを得ない。また、非常勤職員として登録されているだけで、勤務実態に乏しい職員についても無条件に研修への参加を認めるのであれば、研修費用の必要以上の増加が懸念される

そこで、研修を受けなければならない条件などを決めて、その条件に該当する職員については研修に参加するように努めるべきである。例えば、年間の勤務日数が一定の日数を超えた場合や、臨時職員や非常勤嘱託職員としての勤務年数もしくは登録年数が一定の年数を超えた場合などの条件が考えられる。

現状のように、研修にまったく参加する実績もないまま、臨時職員や非常勤嘱託職員を保育サービスのために雇用するのであれば、保育サービスの低下が懸念される。きちんと研修参加の条件を定めれば、研修費用の増加も必要最小限にとどめることができると思われるので、北九州市としては、保育サービスの維持のために臨時職員や非常勤嘱託職員についても研修に参加するように求められたい。

(意見 - 16) 公立直営保育所の臨時職員および非常勤嘱託職員の研修について

公立直営保育所に勤務する保育士のうち、研修に参加しているのは正規職員のみであって、現状において、臨時職員(35名)、非常勤嘱託職員(37名)が研修に参加している実績はない。

しかしながら、非常勤の職員であっても、保育士として必要な知識や技術を養い、それを維持する必要性は正規職員と同じであり、保育サービスに従事する以上、ある程度の研修を受ける必要がある。効果的な保育サービスを推進していくためには、非常勤嘱託職員の協力は不可欠であり、今後もその重要性は増していくのであるから、待遇の改善とともに、その能力の開発にも取り組まなければならない。

一方で、研修を受けるには費用と時間がかかるので、研修を受けなければならない条件などを決めて、その条件に該当する職員については研修に参加するように努めるべきである。例えば、年間の勤務日数が一定の日数を超えた場合や、臨時職員や非常勤嘱託職員としての勤務年数もしくは登録年数が一定の年数を超えた場合などの条件が考えられる。

現状のように、研修にまったく参加する実績もないまま、臨時職員や非常勤嘱託職員を保育サービスのために雇用するのであれば、保育サービスの低下が懸念される。きちんと研修参加の条件を定めれば、研修費用の増加も必要最小限にとどめることができると思われるので、北九州市としては、保育サービスの維持のために臨時職員や非常勤嘱託職員についても研修に参加するように求められたい。

・ < 公立直営保育所の民営化に関する意見 >

9. 公立直営保育所の更なる民営化による削減について

(1) 北九州市の公立直営保育所および民営化に対する考え方

北九州市は、「新新北九州市保育 5 か年プラン」において、施策の一つの柱として、保育行政の効率化を掲げ、具体的な施策として以下の項目を掲げており、北九州市としては、公立直営保育所の民営化を推進する立場であると考えられる。

保育所の適正配置

ア待機児童の解消等

イ乳児専門保育所の見直し

民営化等の推進

ア民営化の推進

イ多機能化の推進

公立直営保育所と民間認可保育所の役割分担

ア公立直営保育所の役割

- ・ 保育水準の維持・向上
- ・ 幼保連携の推進（保育・教育カリキュラムの研究 等）
- ・ 地域の子育て家庭支援（引きこもり家庭への家庭訪問等による支援）
- ・ 保育の実証研究（実施困難な新規事業への取り組みや、社会福祉研修所と連携した保育所現場での実証と研修への反映）
- ・ 家庭保育員の保育指導 等

イ民間認可保育所の役割

- ・ 保育所の設置・運営や延長保育等特別保育事業の実施において、中心的な役割を果たすことを期待

(2) 北九州市の公立直営保育所の民営化等の具体的目標

北九州市の「新新北九州市保育 5 か年プラン」によれば、平成 22 年 4 月 1 日までの目標は、公立直営保育所 20 箇所（平成 19 年 4 月 1 日現在 24 箇所）、指定管理者制度導入施設 8 箇所（平成 19 年 4 月 1 日現在 8 箇所）となっている。

北九州市においては、「民間にできることは民間に委ねる」といった公民の役割分担の観点から、社会福祉法人等の協力のもとに公立直営保育所の民営化に積極的に取り組んでいる。

(3) 北九州市の公立直営保育所の民営化による削減効果

北九州市は「新新北九州市保育 5 か年プラン」において、保育所の統廃合や民

間委託に伴う「削減効果」について、平成 17 年度～平成 18 年度で約 5.1 億円(削減人員 92 名)の経費の効率化があったと記載されている。

また、平成 13 年度～平成 16 年度の削減効果について、「新北九州市保育 5 か年プラン」において、約 6.4 億円(削減人員 193 名)経費の効率化があったと記載されている。

平成 13 年度～平成 16 年度の内訳は、(表 - 26)のとおりであるが、公立直営保育所の 8 施設の減、社会福祉法人北九州市福祉事業団の 8 施設の減によるものである。

(表 - 26)「新北九州市保育 5 か年プラン(保育所の適正配置)」に伴う削減効果

平成16年度末までの実績 (直営 8事業団 8)			削減金額 約6.4億円	削減人員 193人		
年度	保育所 (運営主体)	見直し手法	削減額 (千円)	削減人員(人)		
				直営	事業団	
13年度	北方保育所 (直営)	委託化	41,000	13	13	0
	陣原保育所 (事業団)	委託化	26,000	12	0	12
	小計		67,000	25	13	12
14年度	興仁保育所 (直営)	統合・委託化	44,000	11	11	0
	古前保育所 (民間)					
	枝光保育所 諏訪乳児保育園 (直営) (民間)	統合・民営化	45,000	10	10	0
	豊山保育所 春の町保育園 (直営) (民間)	統合・民営化	54,000	13	13	0
	竹末保育所 引野乳児保育園 (事業団) (民間)	統合・民営化	37,000	9	0	9
小計		180,000	43	34	9	

15年度	井堀保育所	(事業団)	民営化	28,000	12	0	12
	中島保育所 れんげ乳児保育園	(事業団) (民間)	統合・民営化	30,000	14	0	14
	黒原保育所	(事業団)	民営化	60,000	15	0	15
	城野保育所	(直営)	民営化	45,000	12	12	0
	鳴水保育所	(事業団)	民営化	31,000	12	0	12
	小 計				194,000	65	12
16年度	日明保育所	(事業団)	民営化	32,000	13	0	13
	白百合保育所 足原乳児保育園	(直営) (民間)	統合・民営化	52,000	13	13	0
	槻田保育所 杉の実乳児保育園	(直営) (民間)	統合・民営化	43,000	10	10	0
	大蔵保育所 高槻保育園	(直営) (民間)	統合・民営化	40,000	12	12	0
	萩原保育所	(事業団)	民営化	29,000	12	0	12
	小 計				196,000	60	35
平成13～16年度 計				637,000	193	94	99

また、平成 17 年度～平成 18 年度内訳は、(表 27) のとおりであるが、公立直営保育所の 4 施設の減、社会福祉法人北九州市福祉事業団の 15 施設の減等によるものである。

(表 27)「新新子どもプラン(保育所の適正配置)」に伴う削減効果

平成18年度末までの実績 (直営 4 事業団 15 民協等 8)			削減金額 約5.1億円	削減人員 92人			
年度	保育所 (運営主体)	見直し手法	削減額 (千円)	削減人員(人)			
				直営	事業団		
17年度	北方西保育所 北方南保育所	(直営)	統合・民営化	136,000	29	29	0
	(直営)						
	小石保育所 原町乳児保育園	(事業団)	統合・民営化 (事業団運営)	91,000	19	0	19
	(事業団)						
	一枝保育所	(直営)	民営化	53,000	16	16	0
委託施設の民間移譲(21施設) 17年4月:13施設 18年4月:8施設	(事業団)	民営化	105,000				
小計			385,000	64	45	19	
18年度	積徳保育所 若松乳児保育園	(直営)	統合・民営化	60,000	13	13	0
	(民間)						
	うさぎ保育所	(事業団)	民営化	61,000	15	0	15
小計			121,000	28	13	15	
平成17～18年度 計			506,000	92	58	34	

なお、北九州市の保育所の適正配置にかかわる削減効果は、保育所運営費の北九州市負担分や公立直営保育所運営にかかわる超過経費が見直しの前後でどれだけ削減したかを比較したもので、3次にわたる「5ヵ年計画」の策定の前年度に、算出したものである。したがって、平成 17 年度～平成 18 年度 約 5.1 億円(削減人員 92 名)の経費の効率化の算定基礎は、平成 16 年度のものである。

(4) 北九州市の公立直営保育所の現状

保育所および入所児童数

平成 18 年 4 月 1 日現在の北九州市における保育所数は、158 箇所であり、運営形態の内訳は、公立直営保育所 25 箇所、公設民営保育所 8 箇所、民間認可保育所 125 箇所である。

なお、各区分内訳は、(表 - 28) のとおりである。

(表 - 28) 区分・運営形態別保育所数 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

(単位：箇所)

区 分	合 計	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	
	158	18	31	36	15	13	34	11	
公 立	33	3	8	5	5	3	4	5	
	直 営	25	3	5	4	4	2	3	4
	福 祉 事業団	1	0	0	0	0	1	0	0
	民協等	7	0	3	1	1	0	1	1
民 間	125	15	23	31	10	10	30	6	

(注)「民協等」は、区民生事業協会、小倉社会事業協会、保育事業協会等に運営を委託している保育所。

運営費の比較

平成 18 年度の運営費の運営形態別の比較をすると(表 - 29)のとおりであり、公立直営保育所の児童 1 人当たりの運営費は、1,901 千円と民間認可保育所の 1,160 千円と比較すると 64%も割高になっている、すなわち公立直営保育所の運営は、民間認可保育所に比較するとコスト高になっているといえるし、効率が悪いともいえる。

公立直営保育所と民間認可保育所の運営費の違いの主な要因は人件費であり、公立直営保育所と民間認可保育所の比較をすると児童 1 人当たりの人件費は、1,085 千円と民間認可保育所の 751 千円と比較すると約 44%も割高になっている。

(表 - 29) 児童 1 人当たりの運営費および人件費

区分	児童数 (人)	運営費 A(千円)	1人当たり 運営費 (千円)	保育料 B(千円)	1人当たり 保育料 (千円)	保育料 割合B/A	公費負担 C=A - B (千円)	1人当たり 公費負担 (千円)	公費率 C/A
公立直営	2,230	4,238,831	1,901	584,442	262	13.79%	3,654,389	1,639	86.21%
公立(指定管理)	959	1,116,004	1,164	240,219	250	21.52%	875,785	913	78.48%
民間認可	12,437	14,422,014	1,160	2,939,872	236	20.38%	11,482,142	923	79.62%
合計	15,626	19,776,849	1,266	3,764,533	241	19.04%	16,012,316	1,025	80.96%

区分	公費のうち 国負担（千円）	国の比率	公費のうち 市負担（千円）	市の比率
公立直営	23,391	0.64%	3,630,998	99.36%
公立（指定管理）	5,989	0.68%	877,435	100.19%
民間認可	4,748,024	41.35%	6,726,479	58.58%
合計	4,777,404	29.84%	11,234,912	70.16%

区分	人件費（千円）	保育児童数	保育児童1人当 たり人件費（千円）
公立直営	2,769,009	2,550人	1,085
民間認可	11,196,061	14,908人	751

また、「保育サービス価格に関する研究会」報告書（平成 15 年 3 月 28 日内閣府国民生活局物価政策課）において、公立直営保育所と民間認可保育所の比較がなされ、以下の報告がされている。

.保育サービスの供給面

賃金コストの比較においては、公立直営保育所は民間認可保育所よりも約 30% 高い。

サービスの質の比較においては、保育士の資格・能力・保育所設備・子供の発育環境では公立直営保育所が、それ以外（子供の健康や安全管理、父母の利便性）では民間認可保育所の方が高い。

質を考慮したコスト面においても質や児童の年齢を考慮しても公立保育所は約 2 割から 3 割強もコスト高で非効率的である。

.保育サービスの需要面

需要の弾力性と潜在的な保育需要者数においては、価格弾力性は高い（1 万円の保育料低下で利用者の割合は 8～9% 上昇）と考えられる。

女性労働供給への影響に関しては、保育サービスの利用で就業確率は、約 40% 上昇すると考えられる。

.制度見直しに向けての提言

- ・公立保育所の効率化の推進
- ・規制緩和徹底による競争条件の整備・新規参入の促進
（民間企業に対する会計基準の円滑な適用や保育所の運営費補助の余剰金に係わる会計処理の柔軟化など、競争条件を平等化することで、新規参入を図っていくことが必要）
- ・3 歳児以上は幼稚園の整備・人材活用等幼保一体化運営の推進で対応

(参考) 保育所運営費について

(1) 保育所運営費の仕組み

公立、民間を含めた「認可保育所」の運営費は国より基準が定められており、児童 1 人当たりの単価(国の定める「保育単価」)に入所児童数を乗じて算定し、市町村から各保育所へ必要額を支弁する。

加えて民間認可保育所については、施設経営を改善する趣旨から通常の保育単価に加えて「民間施設給与等改善費」(以下、「民改費」という)を上乗して運営費を支弁する。

各保育所では、この運営費を主な原資として、入所児童の保育に係る経費(給食や保育材料費などの「事業費」)や保育所の運営に係る経費(人件費や施設の管理費などの「事務費」)を負担している。

なお、国の保育単価は児童の年齢や保育所の定員に応じて細分化されており、例えば同じ年齢の児童 1 人に係る保育単価は、保育所の定員が多いほど低くなる。

(2) 運営費の負担者

前述のように、運営費は入所児童の保育に要する経費として北九州市から保育所へ支弁されるものであるが、その経費は全面的に北九州市が負担するものではなく、国、北九州市、保護者(保育料)が分担している。

北九州市の場合、保育料を国基準より減額しており、その差額も北九州市が単独で負担している。こうした保育料の負担軽減額と本来の義務負担額をあわせて、北九州市は保育所運営費のおよそ 4 割を負担している。

(3) 公立直営保育所の運営費について

北九州市は民間認可保育所へ運営費を支弁する一方で、公立直営保育所の「運営主体」としての立場から、公立直営保育所については、人件費などの「事務費」や、保育所の運営に係る「事業費」の実費を公立直営保育所運営のための“必要額”として北九州市の予算に計上し、支出している。

また、福祉事業団委託保育所(平成 18 年度までに民営化済)についても、必要経費を「委託料」として計上し、支出していた。

本来は公立直営保育所も民間認可保育所も運営費の仕組みは共通であり、前項の運営費支弁額(保育単価)の範囲内で運営すべきものであるが、実際の公立直営保育所の運営においては多額の超過経費が生じており、こうした経費は北九州市が単費で負担している。

また公立直営保育所は「民改費」の対象から除外されるため、公立直営保育所の運営費のうち民改費相当分も実際は北九州市が超過経費の中で負担している。

主な特別保育事業を実施している保育所の運営形態別数

北九州市の認可保育所における特別保育事業は、(表 - 30)のとおりであるが、主な特別保育事業の実施状況は次のとおりである。

ア 平成 18 年度障害児保育を実施している保育所は、82 箇所であり、運営形態別では、公立直営保育所は 16 箇所、公設民営保育所は 2 箇所、民間認可保育所は 64 箇所となっている。

イ 平成 18 年度延長保育を実施している保育所は、115 箇所であり、運営形態別では、公立直営保育所は 1 箇所、公設民営保育所は 8 箇所、民間認可保育所は 106 箇所となっている。

ウ 平成 18 年度一時保育を実施している保育所は、42 箇所であり、運営形態別では、公立直営保育所は 1 箇所、公設民営保育所は 5 箇所、民間認可保育所は 36 箇所となっている。

エ 平成 18 年度地域子育て支援センター事業を実施している保育所は、7 箇所であり、運営形態別では、公立直営保育所は 1 箇所、公設民営施設は 1 箇所、民間認可保育所は 5 箇所となっている。

(表 - 30) 運営形態別多様化ニーズへの取り組み状況

区 分	障害児保育		延長保育		夜間保育		一時保育		休日保育		地域子育て支援センター事業	
	箇所数	構成比	箇所数	構成比	箇所数	構成比	箇所数	構成比	箇所数	構成比	箇所数	構成比
合 計	82	100%	115	100%	1	100%	42	100%	7	100%	7	100%
公 立	18	22%	9	8%	1	100%	6	14%	0	0%	2	29%
直 営	16	20%	1	1%	0	0%	1	2%	0	0%	1	14%
福 祉 事業団	1	1%	1	1%	0	0%	1	2%	0	0%	1	14%
民協等	1	1%	7	6%	1	100%	4	10%	0	0%	0	0%
民 間	64	78%	106	92%	0	0%	36	86%	7	100%	5	71%

(注) 平成18年4月1日現在

(注) 「民協等」は、区民生事業協会、小倉社会事業協会、保育事業協会に運営を委託している保育所

なお、北九州市では、「特別保育事業については、社会福祉法人等の先駆性・柔軟性を生かしながら民間認可保育所を中心に行っていく。なお、地域需要等を踏まえ民間認可保育所で対応困難な場合には、公立直営保育所での実施を検討す

る。」という方針の下、特別保育事業を実施している。

(5) 公立直営保育所の民営化の目的および対処方法について

民営化の目的

公立直営保育所の民営化は、より効率的な手法による多様な保育サービス（いわゆる特別保育事業等）の実施および保育所待機児童の解消並びに財政面からの行革によるコスト削減等が目的と考えられている。

一方、公立直営保育所には、専門的な支援が求められる分野や、保育施策の調査研究を行う分野、具体的には、病後児保育の実施、家庭支援機能・障害児保育の研究などのほか、以下のような役割が考えられる。

- ・ 経験豊富な専門職としての保育士の有効活用に努めるとともに保育の質の向上を図る。
- ・ 関係行政機関や児童福祉施設との連携体制の強化充実を図るとともに情報提供などの地域ネットワークの拠点化を図る。
- ・ 育児不安や虐待予防等の相談対応を図る。
- ・ 障害児保育の充実を図る。

民営化への対処方法

公立直営保育所の民営化に当たっては、第一に財政コストとサービスの提供をセットにしてバランスを図ること、第二に市民・保護者の理解を得るために時間を要することが考えられる。

(6) 公立直営保育所の民営化のポイント

ア．コスト

A．減少項目

- ・ 保育所にかかる人員減による人件費の減額
- ・ 施設の有償貸与の場合の収入
- ・ 保育所にかかる運営費の減額

B．増加項目

- ・ 民営化にかかる建設・増改築工事費用、土地購入費用
- ・ 民営化後の法人への運営措置費
- ・ 民営化後の施策実施により補助金

イ．サービス

どのように保育サービスの質を担保し、向上を図るか。

- ・ 待機児童の解消
- ・ 特別保育の充実や在宅子育て支援機能の充実

ウ．民営化への不満・不安への整理

市町村の担当者が当事者や市民に対し積極的に情報公開と情報提供を行うべき。

(意見 - 17) 公立直営保育所の更なる民営化による削減について

公立直営保育所の民営化に当たっては、公立直営保育所の役割を再認識した上で、保育サービスの質の面およびコスト面・民営化へのプロセス面から検討する必要があると考える。

北九州市は、公立直営保育所の役割について、保育水準の維持・向上、幼保連携の推進、地域の子育て家庭支援、保育の実証研究、家庭保育員の保育指導等を挙げている。

保育サービス面から、公立直営保育所に求められるのは、単に保育に欠ける児童を保育する施設だけではなく子育て支援施設へと変化し、地域での子育て支援としての役割が重要となり、子育てに課題を持つ家庭の児童を広く対象として保育をしていく方向性であると考えられる。しかしながら、平成 18 年度における地域子育て支援センター事業実施施設 7 箇所のうち公立直営保育所は 1 箇所にすぎないのが現状である。

次に、保育サービス面の重要な保育事業である特別保育事業の障害児保育事業では公立直営保育所は 82 箇所中 16 箇所のみ、延長保育事業では公立直営保育所は 115 箇所中 1 箇所のみ、および一時保育事業では公立直営保育所は 42 箇所中 1 箇所のみであり、北九州市の方針とはいえ、民間認可保育所と比較すると著しく実施状況は悪い。

さらに、コスト面については、公立直営保育所と民間認可保育所の保育士の賃金格差が著しいが、その原因は、給与体系および保育士の年齢構成の差であり、ほぼ同様なサービスを受けて、コストに著しい差が生じるのは問題であると考えられる。

北九州市の公立直営保育所は、「新新北九州市保育 5 か年プラン」においては、平成 21 年度末には、20 箇所に削減する計画であるが、現状の北九州市の公立直営保育所を保育サービス面、コスト面、公立直営保育所の役割等を考えると公立直営保育所を 20 箇所も残す必要はなく、北九州市が公立直営保育所の保育の実証研究の役割、地域子育て支援センター事業実施の役割等を考えても、概ね各区に 1 箇所、合計 7 箇所～10 箇所で足りると考える。

したがって、北九州市が平成 21 年度末までに、20 箇所に公立直営保育所を削減する方針であるが、更なる公立直営保育所の民営化を推し進めるべきと考える。

試算として、7 箇所の公立直営保育所（平成 19 年 4 月 1 日現在 24 箇所）を残

し、17 箇所を民営化した場合には、運営費は、北九州市の平成 21 年度末までの施策である公立直営保育所の 4 箇所の民営化の削減効果を除いても、平成 13 年度～平成 17 年度の実績の平均削減金額(約 27 百万円)を参考にすると約 351 百万円(13 箇所の更なる民営化)の削減効果が生じると考えられる。

なお、公立直営保育所の役割、必要数、施設規模および施設配置の在り方については、

- ・ 子どもと家庭の直面する課題
- ・ 地域の就学前児童数の動向
- ・ 今後の保育ニーズの動向
- ・ 国の保育制度をめぐる論点
- ・ 北九州市の子育て支援施策全体の方向性
- ・ 公立直営保育所が地域の中で果たしてきた役割
- ・ 公立直営保育所と民間保育所、および他の子育て支援施設との役割分担
- ・ 公立直営保育士の身分保障の論点

など幅広い視点から検討すべき課題ではあるが、これらの論点については、言及しない。

一方、公立直営保育所の民営化については、当事者や市民に対して民営化の意味が不明瞭なことによる不安、民営化プロセスへの不満、民営化移行の保育所の運営への不満などを与え、民営化プロセスの段階で様々な問題が生じるが、市の担当者が、当事者や市民に対して積極的に情報公開と情報提供を行えば、民営化プロセスの不満の問題は解消され则认为られる。

10. 公立直営保育所における給食調理業務の民営化の推進について

北九州市における 25 箇所の子立直営保育所のうち、給食調理業務委託が民営化されているのは堂山保育所と穴生保育所の 2 箇所のみであり、それ以外は市の職員である保育所調理員が給食調理業務を担っている。

給食調理業務を委託することについての基本的な考え方を保護者への説明資料から抜粋すると、

調理業務を委託した保育所についても、現在の給食サービスを低下させることなく、これまでと同様に

- ア、市が作成した統一献立に基づいて
- イ、保育所内の調理施設・設備を使用して
- ウ、市が購入する食材を使い調理することとしています。

とされている。

また、委託業務の主な内容についても、

- ア、給食やおやつの調理に関すること
 - イ、食材の発注補助及び納品の確認に関すること
 - ウ、調理室内の衛生管理に関すること
 - エ、栄養士、調理士による保護者に対する献立・栄養指導など
- 現在、保育所調理員が行っている業務を継続して行います。

とされている。

このように、委託化することによって調理業務の品質が変わることはなく、委託するメリットとして年間約 7,500 千円の経費が節約できるというのが北九州市の説明である。委託化されるのは調理業務のみであり、その内容には給食の食材購入は含まれていない。上記の説明にもあるように、食材は北九州市が今までどおり購入するので、委託化による経費削減は、主に人件費の削減によりなされるものであり、それ以外の経費として白衣などの衣料品や、衛生用品などの購入費用があるに過ぎない。

そこで、人件費の削減効果を試算してみる。実際に平成 18 年度の保育所調理員については 307,111,917 円の人件費がかかっている。保育所調理員は 46 名在籍しているので、一人当たり人件費は 6,676,346 円になる。それ以外にも、休暇時の代替人員として臨時職員を雇用しているが、とりあえず、保育所 1 箇所、定員は 2 名だから 13,352,692 円は給食調理業務にかかっていることになる。食材などの必要経費は委託したとしても北九州市が負担するので、委託するメリットは概ね、人件費の節約であると考えてよい。すでに委託している堂山保育所と穴生保育所については、北九州市はそれぞれ、委託料として年間 7,742,700 円(税込み)程度と想定しているのであるから、正規職員の人件費だけに限定しても 5,609,922 円の人件費削減が可能である。

したがって、人件費以外の経費も考慮すれば、年間約 7,500 千円の経費が節約できるという北九州市の説明は合理的であると判断する。そこで、1 箇所の委託によって 7,500 千円の経費削減が可能であると仮定し、現在、北九州市では、2 箇所の公立直営保育所のみで委託を行っているところを、残りの 23 箇所についても委託するとすれば、年間に

$$7,500 \text{ 千円} \times 23 \text{ 箇所} = 172,500 \text{ 千円}$$

の経費削減が可能となる。

給食調理業務の民間企業への委託は、業務のサービスが低下することではなく、年間で約 172,500 千円の経費削減が可能なのであるから、北九州市としては、職員の 2 名欠員を待って業務の委託を行うのではなく、早期に全ての公立直営保育所で委託化されるように積極的に推進していくべきである。

なお、公立直営保育所の保育所調理員の身分保障については、公立直営保育所の運営とは、別の次元の議論であると考え、公立直営保育所の民営化および業務の民間委託化を考える上では、保育所調理員の身分保障の論点については言及しない。

(意見 - 18) 公立直営保育所における給食調理業務の民営化の推進について

北九州市における 25 箇所の公立直営保育所のうち、給食調理業務委託が民営化されているのは堂山保育所と穴生保育所の 2 箇所のみであり、それ以外は市の職員である保育所調理員が給食調理業務を担っている。

委託している保育所では、委託化によって調理業務の品質が変わることはなく、委託するメリットとして北九州市の説明によれば年間約 7,500 千円の経費が節約できている。

現在、北九州市では、2 箇所の保育所のみで委託を行っているところを、残りの 23 箇所についても委託するとすれば、年間に

$$7,500 \text{ 千円} \times 23 \text{ 箇所} = 172,500 \text{ 千円}$$

の経費削減が可能となる。

北九州市としては、定員 2 名の欠員を待って、欠員となった保育所で業務の民間委託を実施する方針であるが、給食調理業務の民間企業への委託は、業務のサービスが低下することではなく、年間だけでも約 172,500 千円の経費削減が可能なのであるから、業務の委託を 2 箇所の保育所のみにとどめるのではなく、早期に全ての公立直営保育所で委託化されるように積極的に推進していくべきである。

・ < 保育事業の人件費に関する意見 >

11. 公立直営保育所と民間認可保育所との人件費比較について

(1) 保育所入所児童一人当たり人件費の比較

保育所にとって主な経費は保育士などの人件費であるから、公立直営保育所と民間認可保育所の決算書上の人件費を比較分析し、その分析結果を検討した。

まず、公立直営保育所と民間認可保育所との人件費を以下のような方法で比較した。もとより、公立直営保育所については、保育所別の決算書が作成されておらず、保育所の人件費を外部から把握することが不可能なので、その人件費を把握するにはヒアリングしかない。その結果、平成 18 年度の保育士（正規職員）の人件費は合計で 2,298,463,461 円、調理員については 307,111,917 円との回答であった。

また、平成 18 年度における臨時職員や非常勤嘱託職員の報酬は以下のとおりで、合計で 163,433,787 円となっている。

保育士

(単位：円)

臨時職員（日々雇用職員含む）		嘱託職員	
賃金（交通費補助含む）	一時金	報酬（交通費補助含む）	一時金
83,142,437	1,589,082	51,689,086	6,198,939

調理員

臨時職員（日々雇用職員含む）		嘱託職員	
賃金（交通費補助含む）	一時金	報酬（交通費補助含む）	一時金
19,600,926	0	1,097,983	115,334

正規職員、臨時職員および嘱託職員を合計すると、平成 18 年度の公立直営保育所の人件費は 2,769,009,165 円であった。

また、一方で、民間認可保育所の人件費については保育所別の数値は決算書から分かるものの、それを取りまとめた資料がない。そこで、各民間認可保育所から北九州市に提出される決算書のうち、事業活動収支計算書から、人件費を抽出して集計した。その結果、平成 18 年度の民間認可保育所の人件費は 11,196,061,048 円であった。

以上のデータから、保育所入所児童一人当たり人件費を算定する。（なお、公立直営保育所の人件費に調理員を含めるのは、すでに民間認可保育所の人件費には

調理員の人件費も含まれているからである。)

(表 - 31) 保育所入所児童一人当たり人件費

	人件費	保育所入所児童数	保育所入所児童一人当たり人件費
公立直営保育所	2,769,009,165 円	2,550 人	1,085,885 円
民間認可保育所	11,196,061,048 円	14,908 人	751,010 円

平成 19 年 3 月 1 日現在で、公立直営保育所に入所している保育所入所児童は 2,550 人、民間認可保育所に入所している保育所入所児童は 14,908 人(うち公立であるが指定管理者が管理している保育所は 939 名)となっている。

まずは、公立直営保育所の人件費 2,769,009,165 円を保育所入所児童 2,550 人で割ると、保育所入所児童一人当たり人件費は 1,085,885 円となる。一方、民間認可保育所の人件費 11,196,061,048 円を保育所入所児童 14,908 人で割ると 751,010 円となる。倍率にすれば、一人の保育所入所児童を保育するために、公立直営保育所のほうが民間認可保育所よりも 1.5 倍程度の多額の人件費がかかっていることになる。そこで、なぜ公立直営保育所と民間認可保育所でこれだけの格差が発生するのか、以下検討してみた。

まず、考えられるのが、民間認可保育所が利益を出すために保育士の数を減らしているのではないかという疑問であるが、それは全くの間違いである。保育士については、配置基準が設定され、保育サービスの維持のために、その配置基準よりも保育士を少なく配置してはならず、北九州市でも指導が行われているところである。実際に民間認可保育所の配置状況をチェックしたところ、保育士が配置基準よりも少ない民間認可保育所はなかった。

(2) 公立直営保育所と民間認可保育所との人件費格差の原因

挙げることができる原因のうち、もっとも大きな原因は、民間認可保育所では臨時職員を多く採用しているという点である。保育士には常勤の正規職員と非常勤の臨時職員、非常勤嘱託職員、日々雇用職員がいる。当然のことながら、常勤の正規職員の人件費は非常勤の職員に比べると非常に高い。

例えば、平成 19 年 3 月時点での公立直営保育所の保育士数は 314 名(産育病休者を除く)、調理員 47 名、合計で 361 名となっている。これで(表 - 31)の人件費 2,769,009,165 円を割ると、職員一人当たり人件費は 7,670,385 円になる。月に換算すれば、毎月 639,198 円となる。一方で臨時職員であれば、保育士が一日 6,880 円となっているので、週 2 日ほど休み、月の勤務日数が 22 日になると仮定すれば、毎月 152,020 円ほどにしかならない。

公立直営保育所においても、民間認可保育所においても、配置基準を満たして保育士を配置しているが、配置基準に基づいた配分定数については、正規職員であっても臨時職員であっても構わないことになっている。正規職員と臨時職員の合計で定数を満たせばよいのである。そこで、平成 18 年 4 月 1 日における全ての民間認可保育所の職員一覧表を入手し、職員数を集計したところ、以下のようになった。

(表 - 32)

施設長	正規職員	臨時職員	合計
132 名	1,146 名	684 名	1,962 名
6.7%	58.4%	34.8%	100.0%

他にもパート職員や日々雇用職員などがいるが、臨時職員については仕事内容も勤務時間数も正規職員と同じであるため、ここでは臨時職員のみ記載した。

このように民間認可保育所では臨時職員が 34.8%を占めているのに対して、公立直営保育所の場合、平成 18 年 4 月 1 日時点では臨時職員の雇用はないので、保育士はすべて正規職員で構成されている。臨時職員が 34.8%も占める民間認可保育所よりも、正規職員のみで構成されている公立直営保育所の方が、人件費が高くなるのは当然といえる。

また、公立直営保育所には、国の配置基準にも、北九州市の民間認可保育所に対しても求められていない予備保育士が、各保育所に 1 名ずつ加配されている。この予備保育士についても、北九州市は臨時職員ではなく正規職員で充当しているので、その分、保育所入所児童一人あたり人件費は高くなると思われる。

さらに公立直営保育所においては、年度当初において、多数の正規職員が過員となっているのも人件費を押し上げる原因である。現実問題として、民間認可保育所でも保育所入所児童数の増減によって保育士を雇用したり解雇したりするのは容易なことではないので、一時的ではあっても過員は発生する。実際に、平成 19 年 3 月の民間認可保育所における保育士配置状況をチェックしたが、数箇所では過員が発生していた。ただ、公立直営保育所と異なるのは、定数を正規職員のみで満たしている民間認可保育所はなく、過員は臨時職員で調整しているという事実である。過員を放っておけば、民間認可保育所では財政を圧迫し、その存続を危うくする可能性もあるのだから、過員が出ないように努力せざるを得ない。結果として臨時職員の割合が高くなるのは当然である。一方、公立直営保育所の場合、人件費などがかかりすぎ、保育所運営費収入を超えて支出をしたとしても、超えた部分は一般会計で負担すればよいのであって、保育所の存続が危うくなることなどありえないので、多数の正規職員が過員のまま配置された結果、民間認可保育所と比較して、保育所入所児童一人あたり人件費を押し上げている。

そのほかの理由としては、北九州市の職員である公立直営保育所の保育士よりも、民間認可保育所の保育士に採用されている給与テーブルが低いことも考えられる。給与テーブルについては、北九州市と同一にしなければならない理由はないので、その可能性はある。しかしながら、実際に民間認可保育所で採用されている給与テーブルの実態は把握できないので、あくまで推定でしかない。

民間認可保育所の場合には、保育所運営費収入に対して、その枠内に支出を抑えられない場合には、赤字となり、ひいては保育所の存続が危うくなるので自ずと効率的な経営を行わざるを得ない。公立直営保育所においては保育所運営収入よりも人件費がかかっても人件費自体を一般会計が負担するのであるから、保育所の存続には影響はないが、その分、市民の税金を投入することになる。

北九州市としては、民間認可保育所よりも保育所入所児童一人あたり人件費が高く、効率性の面では民間認可保育所よりも劣っている状況を認識し、臨時職員の活用、予備保育士の廃止、正規職員の過員の解消などを促進し、民間認可保育所と同様、効率的な保育業務を実施するよう努められたい。

(意見 - 19) 公立直営保育所と民間認可保育所との人件費比較について

平成 18 年度における公立直営保育所の保育所入所児童一人当たり人件費は 1,085,885 円であり、民間認可保育所の保育所入所児童一人当たり人件費は 751,010 円となり、倍率にすれば、一人の保育所入所児童を保育するために、公立直営保育所のほうが民間認可保育所よりも 1.5 倍程度の多額の人件費がかかっていることになる。

原因としては、臨時職員が 34.8% を占める民間認可保育所に対し、公立直営保育所では正規職員のみで定数を満たしていること、民間認可保育所には配置が認められていない予備保育士として、公立直営保育所では正規職員を配置していること、正規職員に 60 名以上の多数の過員があること、などが挙げられる。

民間認可保育所では運営費収入などの一定の収入の範囲内で人件費を支出しなければ保育所の存続にかかわるが、公立直営保育所においては保育所運営収入より人件費がかかっても、一般会計が負担するのであるから、保育所の存続には影響はない。しかし、その分、市民の税金を投入することになるから、公立直営保育所においても、民間認可保育所と同様に、人件費の削減に努めるべきである。

北九州市としては、民間認可保育所よりも保育所入所児童一人あたり人件費が高く、効率性の面では民間保育所よりも劣っている状況を認識し、臨時職員の活用、予備保育士の廃止、正規職員の過員の解消などを促進し、民間認可保育所と同様、効率的な保育業務を実施するよう努められたい。

12. 公立直営保育所の予備保育士の加配について

(1) 保育士の配置基準の概要

保育所の保育士数は各保育所で自由に決めてよいわけではない。

保育所の収入は、運営費収入などのように、保育所入所児童数に対応して一定の基準で算定されるので、保育所が利益を出そうとすれば、保育所入所児童数に対して保育士の数を減らすことがもっとも効果的な方法ということになる。しかし、保育士の数を減らしては、保育サービスが維持できなくなる恐れがある。

そこで、国では、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 33 条により、保育所における保育士の配置基準を定め、保育所入所児童数に対して、一定の保育士を配置することを保育所に求めることによって、保育サービスが維持できるように配慮している。この配置基準は、保育サービスを維持するための一定の基準であり、この基準を満たすように保育士を配置する必要がある。

北九州市においても、国の配置基準に基づいて以下のような職員配置基準を設けている。以下の表は国の基準を一番左に配置し、北九州市直営の保育所と民間保育所との保育士配置基準を比較するために表としたものである。

(表 - 33) 保育所職員の配置基準 (平成 18 年度)

		国	直営	民間
保 育 士	基準 配置	0 歳児 3:1 1~2 歳児 6:1 3 歳児 20:1 4 歳以上児 30:1	同左 ただし、乳児が 3 人~ 6 人の保育所について は 1+(6:1)の配置	0 歳児 3:1 1~2 歳児 6:1 3 歳児 20:1 4 歳以上児 30:1 (通分方式により算 定)
	障害 児	H15 年度から一般財源 化。ただし軽度障害児 以上の児童が年平均 4 人以上入所している保 育所には 50 万円以内 の補助金がある	特児 1:1 その他 3:1 その他児童について は、 2:1 で 5H パートを配 置	同左
	小規 模	90 人定員以下 1 人加 配 91 人定員以上 6H パート配置	90 人定員以 1 人加 下 配 91 人定員以上 5H パート配置	90 人定員以 1 人加 下 配 91 人定員以上 6H パート配置

	家庭 支援	109人定員以下 (非常勤2人) 110人定員以下 (常勤1人、非常勤2人)	2人配置 2人配置	2人加配 ただし、市単費の加配 保育士の見直しを 実施した保育所につ いては2人のうち1人 を主査配置とする。	2人加配
	調理員等	・45人定員以下 ・46人～150人定員以下 ・151人定員以上	1人 2人 3人	正規 2人 (45人定員以下及び 151人定員以上の保 育所はない)	国基準どおり (調理員・用務員)

(注) 配置保育士数については、当該月1日現在の年齢区分別措置児童数に基づき、基準保育士数の算定を行い、配置する。

(例) 0歳児...2人、1～2歳児...27人、3歳児...15人、4歳以上児...25人
 $2人(0歳児) \times 20 + 27人(1\sim2歳児) \times 10 + 15人(3歳児) \times 3 + 25人(4歳以上児) \times 2 / 60 = 6.75$ となるため、四捨五入により基準保育士数は7人となる。

以上のように、若干の違いはあるものの、北九州市の公立直営保育所、民間認可保育所の保育士配置基準は国の配置基準と比較してほぼ同じ基準を採用しているといえる。北九州市では、この基準に基づいて、保育所に保育士を配置すべき配分定数を算定し、公立直営保育所の場合、保育所入所児童数の増加などによって、配分定数よりも保育士の現員数が不足している場合には、臨時保育士を雇用して、配置基準を守るようにしている。

一方、民間認可保育所であれば、保育士数は自由に決めてよいのかといえば、そうではない。保育サービスの質を維持するために、この配置基準は民間認可保育所にとっても守るべき基準である。そこで、北九州市としては、民間認可保育所に対しても、この配置基準を守って、職員を配置するように指導している。

まずは、公立直営保育所において、この配置基準に基づいて保育士が配置されているかどうか検討するために、公立直営保育所の平成18年4月1日における保育士配置状況の一覧表を入手した。その結果、以下のように配置基準は満たしているものの、大幅な過員が発生していた。また、(表-33)に掲示した保育所職員の配置基準以外にも、公立直営保育所の独自の制度として、予備保育士が配分定数に加配されていた。

(表 - 34) 平成 18 年 4 月 1 日公立直営保育所の保育士配置状況

保育所	保育士										調理員
	基準数	加配保育士数			予備等	配分定数(A)	現員数(B)	当月過員B-A	産育病休者数(C)	実質過員(B-C)-A	
		家庭支援	小規模	障害							
合計	205	18	11	16	28	278	340	62	30	32	46
新門司	7	2	1	1	1	12	14	2		2	2
吉野	6			2	1	9	10	1		1	2
早鞆	11			0	1	12	13	1		1	2
篠崎	4	2	1	1	1	9	11	2	1	1	2
下富野	9	2		2	1	14	17	3	2	1	2
白銀	8		1	0	1	10	11	1		1	2
東篠崎	8	2		1	1	12	13	1		1	2
今町	5	2	1	0	1	9	11	2	1	1	2
徳力	12	2		1	1	16	21	5	3	2	2
徳吉	10	2	1	0	1	14	15	1		1	2
蜷田	10	2	1	0	1	14	17	3	2	1	2
貫	8	2	1	0	1	12	14	2	1	1	2
積徳	6			1	1	8	10	2		2	2
畑	8			0	1	9	11	2	1	1	2
修多羅	5		1	1	1	8	10	2	1	1	2
若松双入	11			0	3	14	17	3	2	1	2
中央	7		1	0	2	10	14	4	3	1	2
堂山	9		1	0	1	11	15	4	3	1	0
穴生	8		1	2	1	12	14	2	1	1	0
折尾	10			1	1	12	16	4	2	2	2
黒崎	7			1	1	9	11	2	1	1	2
三六	7			0	1	8	11	3	1	2	2
天籟寺	11			1	1	13	18	5	3	2	2
西戸畑	9			0	1	10	13	3	2	1	2
初音	9			1	1	11	13	2		2	2

(注) 予備等の欄には、特別保育事業担当等の者が 3 名含まれているので、予備保育士の合計は 25 名となる。

まず、過員の状況であるが、配分定数 278 名に対して、現員数は 340 名となっている。この配分定数は、正規職員もしくは臨時職員で満たされるべき定数であり、現員数は実際に保育士が配置されている人数であるから、平成 18 年 4 月 1 日時点では 62 名が過員ということになる。この時点での産育病休者数は 30 名であるから、実質過員は 32 名となる。平成 18 年 4 月 1 日現在での臨時職員の雇用者数を調べたところ、ゼロであったため、実質過員はすべて正規職員ということになる。

(2) 予備保育士の加配について

平成 18 年 4 月 1 日公立直営保育所の保育士配置状況における配分定数 278 名のうち、国の配置基準で言及されていないのが、予備等の欄に記載されている、いわゆる予備保育士である。平成 18 年 4 月 1 日時点で、予備保育士として合計 25 名が各保育所に加配されている。この予備保育士の加配は北九州市独自の制度であり、特に法律等の根拠があるわけではない。

この予備保育士を北九州市が独自で加配している理由は、北九州市によると以下の説明であった。

保育所は「月曜日～土曜日」に開所している。

保育士は「4 週 6 休」(毎日曜日の他、4 週のうち 2 日が休務)勤務である。

および のため、各保育所とも、月曜日～土曜日に、交替で保育士は休務(週休日)することとなる。

クラス担任保育士の週休日・年休(有給)日等について、休務している保育士に代わってクラス保育をする役割として「予備保育士」を各所 1 名配置している。なお、配置された予備保育士は、クラス保育に入らない日には、所長業務を補佐するとともに、地域活動にも従事する。

このように、予備保育士の役割としては、クラス担任が休務した場合等の代替的な役割と、休務している職員がおらず、代替的なクラス担任をしていない場合には所長の補佐的な役割や地域活動に従事することが予定されているとのことであった。

この役割を考慮すれば、予備保育士を各保育所に 1 名ずつ配置する意義がないわけではないし、また、地方公共団体が、保育サービスの充実や、保育士職員の待遇改善などを政策目的として国の配置基準とは別に、独自の配置基準を作成し、国の配置基準よりも多く保育士を配置することについては、法的にも問題はない。

しかしながら、国の基準には存在しない予備保育士の加配が行われているのは、北九州市の保育所の中でも、公立直営保育所のみであり、民間認可保育所には予

備保育士の加配は認められていない。民間認可保育所の負担で勝手に配置するのは自由であるが、運営費収入に加算されるわけではないのだから、民間認可保育所では正規職員を予備保育士として加配することは実質的に行われていないのである。しかも、予備保育士の役割は、臨時職員であっても十分対応できると思われるが、平成 18 年 4 月 1 日現在では臨時職員は雇用されていないので、現状では、民間認可保育所に求められていない予備保育士 25 名を、公立直営保育所では正規職員で充当していることになる。

国の配置基準において配置が予定されておらず、北九州市の民間認可保育所に対しても加配が認められていないにもかかわらず、公立直営保育所のみで人件費の高い正規職員を予備保育士として加配し、一般会計の負担としているのは、同じ北九州市認可の保育所として、公平な処置であるとは言いがたい。

民間認可保育所においては、予備保育士の加配は認められておらず、そのための収入などがあるはずもないので、予備保育士を雇用したくてもできない状況にある。クラス担任が休務した場合、公立直営保育所のように正規職員が予備保育士として控えているわけではないから、民間認可保育所では臨時職員などを雇用したり、他の保育士と時間調整をしたりと柔軟に対応する努力をしている。民間認可保育所において、限られた人数で努力している以上、公立直営保育所においても、安易に人件費の高い正規職員を予備保育士として加配し、その人件費を公費で負担することなく、民間認可保育所と同様の条件で保育士を配置するように努力すべきである。

北九州市においては、保育士配置基準として国や民間と同じ基準が採用されているのであるから、その基準にはない予備保育士の廃止を検討されたい。

予備保育士の職務内容は、「休務している保育士に代わってクラス保育をする役割」であるから、予め人件費の高い正規職員を加配しておく必要はない。民間保育所同様に、保育士同士で時間調整を行うか、必要な時に臨時職員を活用するのが経済的かつ効果的な方法である。

予備保育士を加配しなければ、大きな経費削減が可能となる。

例えば、平成 18 年度の保育士(正規職員)の人件費について質問したところ、合計で 2,298,463,461 円との回答であった。これを平成 18 年 4 月 1 日の現員数 340 名から産育病休者数 30 名を差し引いた 310 名に対して支給された人件費であると仮定すると、一人当たり正規職員の人件費は 7,414,398 円と算定できる。

したがって、25 名の予備保育士を加配しなければ、

$7,414,398 \text{ 円} \times 25 \text{ 名} = 185,359,950 \text{ 円}$

と代替の日々雇用職員の経費を考えなければ、毎年度、185 百万円程度の経費削減が可能との試算になる。

北九州市としては正規職員を民間認可保育所には認められていない予備保育士

として配置するのを止め、さらなる保育サービスの充実のために必要な職員の加配については臨時職員などの活用により対応されたい。

(意見 - 20) 公立直営保育所の予備保育士の加配について

北九州市の公立直営保育所においては、平成 18 年 4 月 1 日時点で、予備保育士として 25 名が加配されている。この予備保育士の加配は北九州市独自の制度であり、特に法律等の根拠があるわけではない。

予備保育士の加配が行われているのは、北九州市の保育所の中でも、北九州市の公立直営保育所のみであり、北九州市の民間認可保育所は予備保育士の加配は認められておらず公正な処置とは言いがたい。しかも、予備保育士の役割は、クラス担任が休務した場合等の代替的な役割などであり、臨時職員でも対応は可能と思われるにもかかわらず、人件費の高い正規職員が配置されている。

民間認可保育所において、限られた人数で努力している以上、公立直営保育所においても、安易に人件費の高い正規職員を予備保育士として加配し、その人件費を公費で負担することなく、民間認可保育所と同様の条件で保育士を配置するように努力すべきである。「効率的な保育行政」が求められている現在、北九州市の公立直営保育所だけが、多数の正規職員を、国の基準にもない予備保育士として配置しておくことは合理的ではない。

予備保育士を加配しなければ大きな経費削減が可能となる。例えば、平成 18 年度の保育士（正規職員）の人件費は 2,298,463,461 円であり、これを平成 18 年 4 月 1 日の現員数 340 名から産育病休者数 30 名を差し引いた 310 名に対して支給された人件費であると仮定すると、一人当たり正規職員の人件費は 7,414,398 円と算定できる。したがって、25 名の予備保育士を加配しなければ、

$$7,414,398 \text{ 円} \times 25 \text{ 名} = 185,359,950 \text{ 円}$$

と毎年度、185 百万円程度の経費削減が可能となる。

北九州市としては正規職員を民間認可保育所には認められていない予備保育士として配置するのを止め、さらなる保育サービスの充実のために必要な職員の加配については臨時職員などの活用により対応されたい。

13. 公立直営保育所の正規職員の実質過員について

(1) 北九州市公立直営保育所における過員について

(表 - 34) によれば、平成 18 年 4 月 1 日時点では、産育病休者数を除いた実質過員は 32 名となっている。配分定数よりも現員数が多い場合、多い人員を過員という。先ほど述べたように 4 月の時点で臨時職員の雇用はないので、実質過員となっているのはすべて正規職員である。さらに、(意見 - 20) に述べたように、予備保育士は北九州市の公立直営保育所単独での加配であり、正規職員で充当するのを止めて経費削減を図るべきであると考えているので、平成 18 年 4 月 1 日時点での正規職員の実質過員は予備保育士 25 名を加算した 57 名と考えられる。

なぜ、これほどの、実質過員をそのままにしているのか、理由の一つとして挙げられるのが、保育所における保育所入所児童数の増減に対応するためである。

保育所の場合、通年で保育所入所児童は一定ではない。保育所とは保護者が働いていたり、病気にかかっていたりなどの理由で、家庭に子供の面倒をみる人がいない場合(これを「保育に欠ける」という)に、保護者に代わって児童を保育する施設である。「保育に欠ける」状況になる、または反対に、「保育に欠ける」状態ではなくなるのは、年度の一定の時期だとは限らないので、年度を通して保育所入所児童の数は変動する。通常であれば、年度初めの 4 月から年度末の翌年 3 月まで増加していくのが普通である。

現状、北九州市の公立直営保育所の保育士は、もっとも保育所入所児童が少ない年度初めには多数の過員が発生したとしても、もっとも保育所入所児童が多い年度末においても正規職員だけで配置基準を満たせるように多めに保育士が配置されているのである。

(2) 保育士数が不足する場合の対応

年度末に向けて保育所入所児童数は増加するが、その結果、配分定数が増加し、保育士が不足するケースも想定される。その場合、配置基準は保育サービスの質を維持するために守るべき基準であることから、北九州市では不足している保育所については漏れなく臨時職員を雇用し、基準を満たすこととしている。ただし、雇用する臨時職員は北九州市の保育所全体の不足合計数よりも多くなる。

なぜなら、そもそも年度末にどれだけ保育所入所児童が増えるかを予想するのは困難であり、予め保育士を加配しておいても、結果として年度末には過員が生じる保育所と、不足が生じる保育所がある。ところが、公立直営保育所の間であっても、年度の途中で過員がある保育所から不足している保育所に正規職員を異動させてはならず、結果として過員も不足も保育所によってまちまちとなり、不足している保育所のみが臨時職員を雇用することになるので、臨時職員の雇用者

数は不足者合計よりも多くなる。

(3) 過員状態となっている保育士の役割

過員状態となっている保育士の役割はどのようなものか、この点について質問したところ、「過員となっている職員も、担当を持つ定数内職員と同様にクラスに入り、保育業務に従事している」との回答であった。

しかし、このような業務について、必ずしも正規職員が従事しなければならない理由はない。クラス担任としては別の保育士がいるわけであるから、クラス担任を補助する役割と位置づけて、必要であれば民間認可保育所のように臨時職員を雇用することで対応できる。

そうすると、児童数が多くなる年度末には、配置基準を満たす保育士に、正規職員だけでなく臨時職員が含まれることになるが、そもそも配置基準は、正規職員のみで満たす必要はなく、正規職員と臨時職員とで満たせばいいことになっているので、法的にも何ら問題はない。ちなみに、北九州市における民間認可保育所では、配置基準を正規職員のみで満たしている所はなく、正規職員と臨時職員とで満たしており、正規職員のみで構成される保育所は公立直営保育所のみである。

また、北九州市でも、このように過員が発生するようになったのは平成 17 年度からであって、公立直営保育所を民営化したことで余剰となった職員を他の公立直営保育所に配置換えした結果である。平成 16 年度までは、北九州市も臨時職員を活用することによって、年度末に増えていくであろう保育所入所児童数に対処していたのであるから、保育所の民営化により余剰となった正規職員を、増加する保育所入所児童数に対処するためと称して、配置基準以上に保育所に配置しておくことは経済的かつ合理的でないことは明らかである。

そもそも、年度末に向けて増加していく保育所入所児童数に対応するために、正規職員を活用すること自体に無理がある。年度当初においては年度末に向けてどれだけ保育所入所児童数が増えるのか予測することは不可能であるから、民間認可保育所では臨時職員を活用して対応しているのであり、勤務状態が固定的な正規職員で対応できるものではない。実際に、平成 19 年 3 月時点の公立直営保育所においても過員がある保育所、不足がある保育所があるが、これは公立直営保育所の正規職員は年度途中で異動させないことになっており、職員に過員がある保育所から、不足している保育所に異動させるなどして柔軟に対応することができないからである。このように、どれだけ保育所入所児童が入所するのか分からないのであるから、ある程度の余裕を持って保育士を配置したいとの北九州市の配慮も分かるが、だからこそ、そのような余裕を持たせた配置を行うならば、人件費が高く柔軟な対応ができない正規職員ではなく、臨時職員を活用して対応

すべきなのである。

したがって、効率的な保育行政の実現のためには、年度末に増加するかもしれない児童数に対処して、年度当初から多数の正規職員を過員として抱えることなく、年度当初の時点で過員とならないように保育士を配置し、年度末に向けて、徐々に児童数が増えることについては、臨時職員を活用することによって対処すべきである。

配置基準を超えて保育士を配置することについては、保育サービス維持のための現場の要望があれば、否定するものではない。タイムリーに人員を確保するのは現実問題として困難であるし、保育所によって特殊な事情が発生し、配置基準以上の保育士が必要となるケースは考えられる。だからこそ、北九州市としては、期中での人事異動などの柔軟な対応ができない正規職員を過員として抱えておくのではなく、臨時職員を活用し、保育サービスの要請に柔軟に対応されたい。

職員の過員を解消し、平成 16 年度以前のように年度当初には過員が発生しない状況にすれば 32 名の人件費の削減が可能である。例えば、単純な試算であるが平成 18 年度の保育士（正規職員）の人件費は 2,298,463,461 円であり、これを 310 名に対して支給された人件費であると仮定すると、一人当たり正規職員の人件費は 7,414,398 円と算定できる。したがって、過員となっている正規職員 32 名の人件費は

$$7,414,398 \text{ 円} \times 32 \text{ 名} = 237,260,736 \text{ 円}$$

となる。

また、年度当初の正規職員の過員を解消するとすれば、一方で年度末に向けて増加する配分定数を満たすために必要となる臨時職員数は増加する。そこで、平成 18 年度の毎月の公立直営保育所における過員状況を調べ、32 名の過員となっている正規職員がいなかった場合、毎月に追加でどれだけの臨時職員の雇用が必要であったかを試算し、その臨時職員の人件費を算定した。

(表 - 35)

	当月過員 (人)	産育病休者数 (人)	実質過員 (人)	臨時職員 (注1)(人)	臨時職員人件費 (注2)(円)
4月	62	30	32	0	0
5月	57	31	26	6	912,120
6月	58	28	30	2	304,040
7月	51	28	23	9	1,368,180
8月	43	27	16	16	2,432,320
9月	38	27	11	21	3,192,420
10月	30	26	4	28	4,256,560
11月	27	26	1	31	4,712,620

12月	13	26	13	32	4,864,640
1月	12	25	13	32	4,864,640
2月	3	23	20	32	4,864,640
3月	3	24	27	32	4,864,640
合計					36,636,820

(注1): 4月時点における実質過員 32 名がゼロであった場合、雇用する必要のある臨時職員数。12月以降は不足が生じているが、すでに臨時職員を雇用しているので、最大 32 名となる。

(注2): 毎月の追加的に雇用が必要な臨時職員数に、仮定される毎月の臨時職員の給与 152,020 円を乗じたもの。

賞与などを考慮しない単純な試算ではあるが、臨時職員の賃金は、保育士が一日 6,880 円となっているので、週 2 日ほど休み、月の勤務日数が 22 日になると仮定すれば、一人当たりの毎月の給与は 152,020 円となる。それを毎月の追加的に雇用が必要な臨時職員数に乗じると、そのための費用は年間で 36,636,820 円となる。

したがって、4月時点での正規職員の過員を解消し、保育所入所児童の増加に対応する保育士には、民間認可保育所と同様に、比較的柔軟な対応が可能な臨時職員を活用すると、単純な試算ではあるが、

$$237,260,736 \text{ 円} - 36,636,820 \text{ 円} = 200,623,916 \text{ 円}$$

と、毎年度 200 百万円程度の経費削減効果を見込むことも可能である。

先に、予備保育士の加配を廃止することによる経済的効果を 185,359,950 円と試算したので、公立直営保育所の保育士の配置を民間認可保育所と同様にするならば、合計で 385,983,866 円と毎年度 385 百万円程度の経費削減も可能と試算される。

(4) 臨時職員の業務内容

北九州市の公立直営保育所においては、正規職員となる保育士だけでなく、臨時職員、日々雇用職員、非常勤嘱託職員が保育事業に従事している。北九州市における臨時職員、日々雇用職員、非常勤嘱託職員の定義、業務内容、勤務時間等についてまとめると以下のようになる。

(表 - 36) 正規職員以外の職員について

	定義	業務内容	勤務時間等
臨時職員	3 日を超える休務の場合もしくは現	・保育業務 (正規保育士とほ	正規職員とほぼ同様(6時間50分)

	員に不足がある場合に雇用	ぼ同様の業務)	定められた時間帯に勤務
日々雇用職員	3日以内の休務の場合に雇用		
非常勤嘱託職員	一定の事由に限り雇用(時間パート) (例) ・休憩パート ・障害児加配パート等		

非常勤嘱託職員は、地方公務員法上は特別職の公務員であり、休憩パートや障害児加配パートなど、一定の事由がある場合に限り、雇用することができる時間パートの職員をいう。正規職員と臨時職員は、地方公務員法上は一般職の公務員であり、非常勤嘱託職員と別個の取り扱いをしている。

日々雇用職員は臨時職員として登録されている保育士がより短期間に雇用された場合の取り扱いとなる。

ここで、保育所入所児童数が増加して、現員数に不足が生じた場合に雇用されるのは臨時職員である。業務内容も正規職員と同様の業務が予定されており、勤務時間数も正規職員とほぼ同様の時間が設定されている。現在、正規職員に過員があり、臨時職員の雇用はほとんど行われていない状況にあるが、保育所入所児童数が増加する保育所において、効率的に保育サービスを維持するためには正規職員を予め配置しておくのではなく、臨時職員を活用されたい。

臨時職員については、公立直営保育所では研修が行われていないことや、報酬制度の問題点などがあるが、効率的な保育行政のために、臨時職員についての問題点も解決した上で積極的に活用されたい。

(意見 - 21) 正規職員の過員の解消と臨時職員の活用について

平成 18 年 4 月 1 日時点では、産育病休者数を除いた正規職員の実質過員(配分定数より多い員数)は 32 名となっている。「保育に欠ける」状態となるのは、年度の一定の時期だとは限らないので、年度を通して保育所入所児童の数は変動する。それに合わせて配分定数も変わる。予め定数以上の正規職員を配置しておくというのが北九州市の見解である。

しかし、変動する配分定数に対処するために、正規職員が従事する必要はなく、民間認可保育所のように臨時職員を雇用することで対応できる。また、北九州市でも、正規職員に過員が発生するようになったのは平成 17 年度からであって、

公立直営保育所を民営化したことで余剰となった職員を他の公立直営保育所に配置換えした結果である。以前は北九州市も多くの臨時職員を活用することによって、変動する配分定数に対処していたのであるから、民営化により余剰となった正規職員を、配置基準以上に残りの公立直営保育所に配置しておくことは経済的かつ合理的でないことは明らかである。

そもそも、年度中にどれだけ保育所入所児童数が増えるのか予測することなどできないから、民間認可保育所では臨時職員を活用して対応しているのであり、年度中の異動がなく勤務状態が固定的な正規職員で対応できるものではない。実際に、同じ公立直営保育所でも年度末に過員がある保育所、不足がある保育所があり、正規職員を予め多めに配置しておいたところで十分に対応できるわけではないのである。

したがって、北九州市としては、効率的な保育行政の実現のために、変動する配分定数に対処して、年度当初から多数の正規職員を過員として抱えることなく、臨時職員を活用されたい。また、保育サービスを充実させるために配置基準を超えて保育士を配置する場合には、期中での人事異動などの柔軟な対応ができない正規職員を過員として抱えておくのではなく、臨時職員を活用し、保育サービスの要請に柔軟に対応されたい。

民営化する以前のように年度当初の過員を解消すれば、32名の人件費の削減が可能である。例えば、単純な試算であるが平成18年度の保育士（正規職員）の人件費は2,298,463,461円であり、これを310名に対して支給された人件費であると仮定すると、一人当たり正規職員の人件費は7,414,398円と算定できる。したがって、

$$7,414,398 \text{ 円} \times 32 \text{ 名} = 237,260,736 \text{ 円}$$

となる。代わりに臨時職員は増加するので、毎月の過員状況を調査し、そのための費用も試算すると36,636,820円となる。

したがって、4月時点での正規職員の過員を解消し、保育所入所児童の増加に対応する保育士には、民間認可保育所と同様に、比較的柔軟な対応が可能な臨時職員を活用すると、単純な試算ではあるが、

$$237,260,736 \text{ 円} - 36,636,820 \text{ 円} = 200,623,916 \text{ 円}$$

と、毎年度200百万円程度の経費削減効果を見込むことも可能である。先に、予備保育士の加配を廃止することによる経済的効果を185,359,950円と試算したので、公立直営保育所の保育士の配置を民間認可保育所と同様にすれば、合計で385,983,866円と毎年度385百万円程度の経費削減も可能と試算される。

北九州市としては、予備保育士の廃止や、臨時職員の活用に努め、民間認可保育所と同様の条件で保育士を配置するように努められたい。

14. 公立直営保育所の民営化に伴う余剰人員の公立直営保育所への配置について

保育行政の効率化のためには公立直営保育所の民営化を推進し、人件費などの経費を削減していく必要があるが、北九州市次世代育成行動計画においても、「保育行政の効率化」のために「公立直営保育所の民営化等」が挙げられている。

その事業概要には、以下のように記載されている。

今後、さらに多様化する保育ニーズに対応するため、一層の効率的な保育所運営が求められている。これまで実績のある民間活力を活用し、公立直営保育所と民間の乳児専門保育所との統合等や公立保育所の建替え等を機に公立直営保育所の民営化を推進する。また、公設民営保育所を社会福祉法人に移譲するなどの民営化を実施する。一方公立直営保育所においては公立直営保育所の果たすべき役割を認識しつつ、保育の質の向上、子育て家庭の支援や実施困難な事業等に取り組む。

この方針のもと、北九州市では公立直営保育所の民営化が進められており、平成 18 年現在では 25 箇所ある公立直営保育所を、民営化していくことによって平成 22 年度までに 20 箇所程度にする方針である。実際に平成 15 年度から平成 18 年度まで以下のように 10 箇所の公立直営保育所が民営化されている。

(表 - 37) 民営化された公立直営保育所

	民営化された年度	民営化前年度の年度当初の正規職員数
興仁保育所	平成 15 年度	6 名
枝光保育所	平成 15 年度	7 名
豊山保育所	平成 15 年度	10 名
城野保育所	平成 16 年度	10 名
白百合保育所	平成 17 年度	14 名
大蔵保育所	平成 17 年度	11 名
槻田保育所	平成 17 年度	9 名
北方西保育所	平成 18 年度	13 名
北方南保育所	平成 18 年度	12 名
一枝保育所	平成 18 年度	13 名
合計		105 名

保育サービスについては公立直営保育所であっても民間認可保育所であっても

大きく変わることはないので、民営化による主な効果として期待されるのは経費削減効果であり、そのうちもっとも割合として高いのは人件費削減効果であると思われる。

そこで、民営化により、どの程度の人員の効率化が進み、人件費削減効果があるのかを把握するために、平成 14 年度から平成 18 年度までの 5 年間にわたって、公立直営保育所の配分定数とそれに対する正規職員数（保育士のみ）の推移を保育所ごとにまとめたのが以下の表である。

(表 - 38)

(各年度 4 月 1 日現在)

	平成 14 年度			平成 15 年度			平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度		
	配分定数	現員数	過員数	配分定数	現員数	過員数	配分定数	現員数	過員数	配分定数	現員数	過員数	配分定数	現員数	過員数
合計	386	367	19	363	364	-1	364	355	9	332	346	-14	278	340	-62
新門司	11	10	1	9	9	0	11	10	1	10	10	0	12	14	-2
吉野	9	9	0	10	10	0	10	10	0	10	11	-1	9	10	-1
早鞆	13	13	0	12	12	0	13	13	0	14	14	0	12	13	-1
篠崎	8	8	0	9	9	0	7	7	0	10	10	0	9	11	-2
下富野	10	9	1	12	12	0	13	12	1	13	13	0	14	17	-3
白銀	11	10	1	10	10	0	10	9	1	10	10	0	10	11	-1
白百合	11	10	1	12	12	0	14	14	0	0	0	0	0	0	0
東篠崎	9	9	0	11	11	0	12	12	0	12	12	0	12	13	-1
今町	10	9	1	12	12	0	12	12	0	11	11	0	9	11	-2
北方西	12	11	1	12	12	0	13	12	1	13	13	0	0	0	0
北方南	11	11	0	11	11	0	12	12	0	11	12	-1	0	0	0
城野	7	7	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳力	20	18	2	16	16	0	16	16	0	16	17	-1	16	21	-5
徳吉	14	13	1	15	14	1	13	13	0	13	13	0	14	15	-1
蜷田	13	12	1	13	12	1	13	12	1	14	15	-1	14	17	-3
貫	13	13	0	13	13	0	12	12	0	13	13	0	12	14	-2
積徳	7	7	0	9	9	0	10	9	1	10	10	0	8	10	-2
畑	9	9	0	9	9	0	10	10	0	9	10	-1	9	11	-2
興仁	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修多羅	10	9	1	10	10	0	8	8	0	8	9	-1	8	10	-2

若松双珠	16	15	1	16	16	0	16	16	0	15	17	-2	14	17	-3
枝光	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大蔵	11	10	1	9	10	-1	11	11	0	0	0	0	0	0	0
中央	11	11	0	11	11	0	10	10	0	10	12	-2	10	14	-4
槻田	9	9	0	9	9	0	9	9	0	0	0	0	0	0	0
堂山	12	9	3	12	12	0	11	11	0	11	11	0	11	15	-4
豊山	11	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
穴生	11	10	1	11	11	0	11	11	0	13	13	0	12	14	-2
折尾	14	14	0	12	13	-1	14	14	0	14	14	0	12	16	-4
黒崎	13	14	-1	12	13	-1	14	14	0	11	12	-1	9	11	-2
一枝	12	12	0	12	12	0	14	13	1	13	13	0	0	0	0
三六	10	9	1	10	10	0	10	9	1	11	11	0	8	11	-3
天籟寺	14	13	1	13	13	0	13	13	0	15	17	-2	13	18	-5
西戸畑	12	12	0	11	11	0	11	11	0	11	12	-1	10	13	-3
初音	9	9	0	10	10	0	11	10	1	11	11	0	11	13	-2

上記表としてまとめたところ、平成 15 年度から平成 18 年度までに民営化された保育所に所属する保育士数は 105 名であるのに対して、公立直営保育所に所属する保育士現員数は、平成 14 年度は 367 名、平成 18 年度は 340 名と、27 名しか減少しておらず、そのほとんどは定年退職による自然減であり、民営化による人員削減はなされていなかった。その結果、平成 14 年度には配分定数に対して正規職員が 19 名不足していたのに対し、平成 18 年度においては 62 名もの正規職員が過員となった。その経過であるが、平成 15 年度に興仁、枝光、豊山の 3 保育所が民営化され、23 名の保育士が余剰人員となったが、民営化された保育所の保育士は他の公立直営保育所へと配置換えとなり、結果として正規職員は平成 14 年度の 367 名から平成 15 年度の 364 名へとわずか 3 名しか減少せず、平成 14 年度の 17 名の不足は、平成 15 年には 5 名に減少した。平成 16 年度に民営化されたのは城野保育所だけであったが、平成 17 年度には白百合、大蔵、槻田の 3 保育所が民営化され、34 名の保育士が余剰人員となったが、正規職員は平成 16 年度の 355 名から、定年退職などにより平成 17 年度は 344 名と 9 名しか減少しておらず、再度、余剰人員は他の公立直営保育所へと配置換えとなり、平成 16 年度までは不足していた保育士は 14 名の過員へと転じた。さらに平成 18 年度には北方西、北方南、一枝の 3 保育所が民営化され、その 38 名についても他の公立直営保育所へと配置換えされ、平成 18 年度には過員は 62 名へと急激に増加した。

北九州市の「民間でできることは民間に委ねる」との考え方は、社会的にスタンダードとなった考え方であり、公立直営保育所を民営化するという基本方針は保育行政の効率化のために欠かせない方針である。しかし、民営化による主な効果は経費の削減であり、その多くを占めるのが人件費であるにもかかわらず、公立直営保育所を民営化することにより余剰となった人員は、そのまま他の公立直営保育所に配置換えしただけである。

他の公立直営保育所で多くの人員不足があれば、余剰人員の配置換えにも意義が認められるが、もともと、平成 14 年度では 386 名の配分定数に対して正規職員は 367 名と、その不足数はわずか 19 名であり、民間認可保育所の約 4 割を臨時職員が占めていることと比較しても、公立直営保育所でも臨時職員を活用することによって十分に穴埋めができる状況であった。保育所入所児童の増減する保育所にとっては、19 名程度の不足は想定される範囲内であって、以前から、公立直営保育所においても増減する保育所入所児童数に対応するためには臨時職員を活用していたわけであるから、民営化によって余剰となった正規職員を配置換えする必要性はなかったと判断する。

したがって、平成 18 年度における正規職員の多数の過員は、増減する保育所入所児童数に対応するために予め正規職員を確保した結果ではなく、むしろ、民営化により余剰となった職員を他に活用せずに、そのまま他の公立直営保育所に配置していたための過員であることが分かる。もともと民間認可保育所と比較すると正規職員の割合が高かった公立直営保育所であるが、民営化により余剰となった人員を他の公立直営保育所に配置換えした結果、正規職員の割合は 100% を超えてしまい、民間認可保育所と比較してますます非効率的、非経済的な保育所の運営をせざるを得ない状況となっている。

保育所の正規職員は年々減少してきており、それに伴って人件費も徐々に減少しているが、ほとんどが定年退職による自然減少であり、民営化の結果ではない。保育行政の効率化のためには、これからも公立直営保育所の民営化を促進すべきであるが、民営化のために余剰となった人員を他の公立直営保育所に配置換えするのでは、正規職員の過員をさらに増やすだけであり、人件費の削減は進まない。平成 15 年度から平成 18 年度までに民営化された 10 箇所の保育所に限っても、民営化時の保育士を他の公立直営保育所に再配置しなければ、105 名の人員が削減できたはずである。北九州市としては、公立直営保育所の民営化をさらに促進すべきであるが、そのための余剰となった人員を、すでに過員をかかえる他の公立直営保育所に配置換えするのではなく、より有効な活用を図りたい。

例えば、昨今は、地域子育て支援センターの拡充や子育て相談などの充実など、保育サービスの多様化が求められている。保育サービスの質の向上として、研修内容の充実や保育所施設の第三者評価事業も挙げられている所である。過員のあ

る公立直営保育所にさらに正規職員を配置するような非効率的な保育行政を進めるのではなく、保育サービスの充実や多様化に対応するために余剰となった正規職員を活用すべきである。

(意見 - 22) 公立直営保育所の民営化に伴う余剰人員の公立直営保育所への配置について

保育行政の効率化のためには公立直営保育所の民営化を推進し、人件費などの経費を削減していく必要があるが、北九州市でも民営化が進められており、平成 15 年度から平成 18 年度までで 10 箇所の公立直営保育所が民営化されている。しかし、民営化による 105 名の余剰人員のうち、定年退職などによる 27 名以外は、他の公立直営保育所に配置換えされただけであり、その結果、平成 17 年度より正規職員の過員(17 名)が発生し、平成 18 年度には配分定数と比較して 62 名もの正規職員が過員となった。

もともと、平成 14 年度では 386 名の配分定数に対して正規職員は 367 名と、その不足数はわずか 19 名であり、民間認可保育所の約 4 割を臨時職員が占めていることと比較しても、臨時職員を活用すれば十分に対応可能であり、正規職員を配置換えする必要性はなかったと判断する。

保育行政の効率化のためには人件費の高い公立直営保育所の民営化を促進すべきであるが、民営化による主な効果は経費の削減であり、その多くを占めるのが人件費であるにもかかわらず、公立直営保育所を民営化することにより余剰となった人員は、そのまま他の公立直営保育所に配置換えしただけである。

北九州市としては、保育行政の効率化のために、これからも公立直営保育所の民営化を促進すべきであり、その結果として得られた経費削減効果を保育サービスの充実や保護者負担の軽減のために利用する必要がある。しかし、民営化のために余剰となった人員を他の公立直営保育所に配置換えするのでは、正規職員の過員をさらに増やすだけであり、人件費の削減は進まない。民営化の目的と効果が主に経費削減にあることを再認識し、公立直営保育所の民営化を進められたい。

15. 民間認可保育所の正規職員と臨時職員との配置の現状について

保育士の配置基準について、国では児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 33 条により、保育所における保育士の配置基準を定め、北九州市においても、国の配置基準とほとんど変わらない職員配置基準を設けている。この配置基準は、保育サービスを維持するための最低基準であり、この基準を満たすように保育士を配置することが必要である。

北九州市では、この基準に基づいて、保育所に保育士を配置すべき配分定数を算定し、公立直営保育所の場合、正規職員もしくは臨時職員によって配分定数を満たすように保育士を配置している。また、民間認可保育所に対しては、この配置基準を守って、職員を配置するように指導している。

配置すべき保育士を正規職員とするか臨時職員にするかについては、国もしくは北九州市の配置基準では明らかにされていない。したがって、保育士の配分定数は正規職員もしくは臨時職員で満たせば構わないので、すべての保育士全員を正規職員で揃えることはもちろん、臨時職員だけで揃えることも法的には可能となる。

しかしながら、臨時職員だけ、もしくはほとんどの保育士を臨時職員とする保育所では保育サービスの維持は困難ではないかと思われる。なぜなら、保育士は、保育所入所児童に一日限りで接していれば良いのではなく、長期にわたり継続的に接し、保育所入所児童を内面からも外面からも熟知するのが望ましいからである。その点では、臨時職員よりも正規職員のほうが保育所入所児童を熟知しやすい立場にいると思われる。保護者の事情についても同様である。また、保育士個人の能力ややる気は必ずしも正規職員が優れているわけではなく、臨時職員であっても優れている人は多いと思われるが、常に勤務を続ける正規職員のほうが経験やノウハウを身に付けやすい状況にあるのも確かである。

そこで、平成 18 年 4 月 1 日時点の職員一覧表より、民間認可保育所の施設長、正規職員、臨時職員、パート保育士の別に、全ての民間認可保育所において、その人員数を把握した。その結果、正規職員の数が臨時職員の半分以下しか配置されていなかった民間認可保育所について表にしてまとめたのが（表 - 39）である。

（表 - 39）正規職員が臨時職員の半分以下の配置となっている民間認可保育所

保育所名	正規職員	臨時職員	臨時職員の占める割合	定員
A 保育園	3 名	8 名	72.7%	60 名
B 保育園	5 名	13 名	72.2%	120 名
C 保育園	4 名	10 名	71.4%	120 名

D 保育園	4 名	10 名	71.4%	80 名
E 保育園	2 名	5 名	71.4%	60 名
F 保育園	6 名	12 名	66.6%	110 名
G 保育園	5 名	10 名	66.6%	90 名
H 保育園	2 名	4 名	66.6%	45 名

(注) 上記には、施設全体の責任者であり、通常は個別のクラスを担当することはない施設長は含めていない。また、正規職員の年休などの場合に、代替的に勤務する日々雇用職員、パート保育士は含めていない。また、夜間保育所については、その勤務形態上、臨時職員が多くなるのも止むを得ない事情があるので、上記から除いている。

常に正規職員を確保し続けることは現実問題として不可能な場合があり、一時的に職員のほとんどを臨時職員が占めることはありうる。しかしながら、上記の施設はいずれも、一年程度が経過した平成 19 年 3 月時点においてもほとんど状況に変化はなく、保育所入所児童の増加に対応してさらに臨時職員を増やしているのみで、正規職員の割合はさらに低下する状況にあった。

ちなみに、各保育所の職員一覧表を入手し集計したところ、平成 18 年 4 月 1 日時点での民間認可保育所全体の正規職員数は 1,146 名で、臨時職員は 684 名であるから、平均的な正規職員の割合は 62.6%、臨時職員の割合は 37.4%で、それと比較しても(表 - 39)の保育所における正規職員の割合が低いことが分かる。

正規職員の割合が低いことをもって、そのまま保育所の保育サービスが低下していると判断することはできないが、正規職員が極端に少なく臨時職員の割合が高い保育所については、保育士が保育所入所児童を内面的にも外面的にも熟知しているのか、十分な経験を積み、ノウハウを持っているのか、クラス担任の保育士が変わることにより保育所入所児童に不安を与えないか等、保育サービスの低下に繋がっていないかが保護者にとって関心のあるポイントと思われる。北九州市は正規職員が極端に少ない民間認可保育所に対しては指導監査を通して状況を把握し、必要があれば指導を行うべきである。

現状の北九州市の考え方は、民間認可保育所における正規職員と臨時職員との割合は、児童福祉施設最低基準に定めがないため、正規職員の割合が低くとも止むを得ないとの考え方であるから、正規職員の職員に占める割合が低いという点に注目し、当該保育所において、保育サービスが低下していないかチェックするという観点では指導監査は行われていない。しかし、正規職員の占める割合が著しく低い保育所に対しては、保育サービスの低下に繋がっていないか懸念される場所であるから、指導監査に正規職員の割合が著しく低いことが保育サービスの低下に繋がっていないかを監査のポイントとして導入されたい。

また、保育所に支給される運営費や補助金はいずれの民間認可保育所も同じ条件であり、ほとんどの民間認可保育所では半分以上を正規職員が占めているので、制度上の問題で、正規職員を雇用できないわけではない。したがって、ほとんどが臨時職員によって構成されている民間認可保育所については、なぜ、正規職員ではなく臨時職員の構成割合が高いのか、例えば、経営上、深刻な資金不足に陥っていて正規職員を雇用できないなど、当該民間認可保育所において、そうせざるを得ない運営上の問題が発生していないかについても、指導監査の過程で把握しておく必要がある。

現在は、社会的には非正社員が多くなっており、さまざまな面で非正社員の存在が歓迎されていることも事実であるが、保育士の場合、保育所入所児童と直接かつ継続的に接する業務であることを考慮しなければならない。公立直営保育所のように配分定数以上の正規職員を揃えるのは非経済的かつ非効率的であるが、反対に正規職員が極端に少ない保育所では、保育所入所児童や保護者に不安を与える可能性がある。また、何らかの不慮の事故が起きた場合に、正規職員が少ないことがその原因として社会的に批判されるリスクもある。

正規職員の割合が低い民間認可保育所で不慮の事故が起きないようにするためには、北九州市としては指導監査などを通じてチェックし、指導していくしかない。例えば、全部もしくはほとんどの保育士が臨時職員である保育所があれば、保育サービスを維持するために、保育所入所児童や保護者の情報について、職員同士の連絡をいっそう緊密かつ適切にしているか、正規職員と同様の経験やノウハウを身に付けることができるように、保育所内外での研修、勉強会などを他の民間認可保育所と比較しても、さらに充実させているか、保育士が頻繁に異動していないか、また、保護者や保育所入所児童からの不安、不満の声を十分に聞き入れなおかつ改善していく体制が整備されているか（クレーム対応）などの点について、指導監査などを通してチェックして、保育サービスが低下していないか確認すべきである。

また、現状では、正規職員と臨時職員の割合を強制するような法令、規定はないので、正規職員の少ない保育所に正規職員を増やすように北九州市が指導することは困難な状況にある。しかしながら、保育サービスの維持や、保育所入所児童と保護者のことを考慮して、北九州市独自ではあっても全職員に対する正規職員の最低割合を基準として設け、それ以上の正規職員を確保するように指導することも検討されたい。例えば、民間認可保育所の職員に占める正規職員の割合は、北九州市の場合、平均 62.6%であるから、6割程度を基準とする方法なども考えられる。

(意見 - 23) 正規職員より臨時職員が多く配置されている民間認可保育所について

平成 18 年 4 月 1 日時点の職員一覧表より、民間認可保育所の施設長、正規職員、臨時職員、パート保育士の別に、その人員数を把握したところ、正規職員の数に臨時職員の半分以下しか配置されていなかった民間認可保育所が 8 箇所あった。全ての民間認可保育所の平均的な正規職員の割合は 62.6%で、それと比較しても当該保育所における正規職員の割合が低いことが分かる。

現状の北九州市の考え方は、民間認可保育所における正規職員と臨時職員との割合は、児童福祉施設最低基準に定めがないため、正規職員の割合が低くとも止むを得ないとの考え方であるから、正規職員の職員に占める割合が低い場合に注目し、当該保育所において、保育サービスが低下していないかチェックするという観点では指導監査は行われていない。しかし、何らかの不慮の事故が起きた場合に、正規職員が少ないことがその原因として社会的に批判されるリスクがあることを考慮すると、そのような観点での指導監査は必要と思われる。

公立直営保育所のように定数以上の正規職員を揃えるべきではないが、保育士の場合、保育所入所児童と直接かつ継続的に接する業務であることを考慮すれば、正規職員が極端に少なく臨時職員の割合が高い保育所については、保育士が保育所入所児童を熟知しているのか、十分な経験を積みノウハウを持っているのか、担任の保育士が頻繁に変わるにより保育所入所児童に不安を与えないか等、保育サービスの低下に繋がっていないか、北九州市は指導監査を通してチェックし、必要があれば指導を行うべきである。

また、保育所に支給される運営費収入や補助金はいずれの民間認可保育所も同じ条件であり、平均的な正規職員の割合が 62.6%であるにもかかわらず、ほとんどが臨時職員によって構成されている民間認可保育所については、なぜ、正規職員ではなく臨時職員の構成割合が高いのか、当該民間認可保育所において、そうせざるを得ない運営上の問題が発生していないかについても、指導監査の過程で把握しておく必要がある。

また、現状では、正規職員と臨時職員の割合を強制するような法令、規定はないので、正規職員の少ない保育所に正規職員を増やすように北九州市が指導することは困難な状況にあるが、保育サービスの維持のため、北九州市独自ではあっても全職員に対する正規職員の最低割合を基準として設け、それ以上の正規職員を確保するように指導することについても検討されたい。

16. 公立直営保育所の臨時職員、非常勤嘱託職員の国民の祝日における報酬について

北九州市非常勤嘱託員就業要綱には、嘱託職員の報酬について、次のような規定が設けられている。

(休日)

第17条 嘱託員の休日は次のとおりとする。

- (1) 別表 1 (省略) に定める週休日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 年未年始 (1 月 1 日 (日曜日にあたる場合に限る。) ・ 2 日 (月曜日にあたる場合を除く。) ・ 3 日、12 月 29 日 ・ 30 日 ・ 31 日)

(休日の報酬)

第27条 ~

2 第 17 条第 1 項第 2 号に規定する休日は次の場合を除き有給とする

- (1) 育児休暇の期間中の場合
- (2) 月の初日から末日までの全ての勤務日を勤務しない場合 (ただし、産前産後休暇の期間中を除く。)
- (3) 月額で定める報酬の支給を受ける嘱託員及び次項に定める嘱託員を除く嘱託員の第 17 条第 1 項第 2 号に規定する休日

臨時職員については、その就業要綱自体が制定されていない。そこで、北九州市は別個に通達を出して、臨時職員についても非常勤嘱託職員と同様の取り扱いをすることとしている。

この規定を要約すれば、非常勤嘱託職員や臨時職員の任用期間が 1 ヶ月以上で、かつ従事日および勤務時間が正規職員と同様である場合、保育所そのものが休所している国民の祝日についても、有給として賃金を算定するという規定である。

しかし、保育所の開所日は月曜日から土曜日までで、日曜日と祝日は保育所そのものが休所されており、臨時職員や非常勤嘱託職員が保育士として勤務することはない。臨時職員や非常勤嘱託職員は、基本的に勤務日数に応じて賃金が計算されるのであり、それは、社会通念上も一般的な賃金の算定方法であるといえる。にもかかわらず、現行の制度では、任用期間が一定期間以上ある臨時職員、非常勤嘱託職員であれば、保育所そのものが休所されていて、勤務の事実がなくとも賃金が発生してしまうことになる。

そこで、なぜこのような取扱を実施しているのか、北九州市に質問したところ、臨時職員と非常勤嘱託職員の賃金については、「正規職員との均衡を考慮して決定している。正規職員について、国民の祝日に関する法律に規定する休日は有給で

あり、その均衡を考慮して、本取扱としている。」との回答であった。

しかしながら、正規職員の場合、給与は「月給」のため、国民の祝日を有給にしても給与は増加しない。国民の祝日に出勤した場合のみ、休日勤務となるため休日勤務手当等が発生するだけである。一方、臨時職員と非常勤嘱託職員の場合、賃金計算の際に国民の祝日が出勤日と同様に加算され、直接的に賃金が増加する。

非常勤嘱託職員や臨時職員は勤務日数、勤務時間に基づいて賃金を支払うべき職員である。保育所が開所している日に、職員の意思による希望日に有給の休暇をとる制度は、年次有給休暇制度として、すでに臨時職員や非常勤嘱託職員のためにも設けられている。それに加えて、保育所が休所しており、労働そのものが発生していない祝日に対しても、有給として賃金を支給する特別の意義は認められないし、勤務日数や勤務時間に基づいて賃金を支払うべき非常勤嘱託職員や臨時職員に対する制度としてはそぐわないと判断する。

現状では、勤務しようにも勤務できない国民の祝日が職員の意図と関係なく賃金対象となっているが、社会の動向や経済的な実態を考慮すれば、このような待遇は合理的ではないと判断せざるを得ない。臨時職員や非常勤嘱託職員の待遇としては、勤務できない国民の祝日を勤務日とみなして加算するのではなく、実際に勤務した日数とその能力（もしくはキャリア）に応じた待遇に改めるべきである。

なお、臨時職員と非常勤嘱託職員の一日の報酬は以下のとおりである。

(表 - 40)

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

区分	賃金報酬額		
臨時職員	1 日	保育士	6,880 円
		保育所調理員	5,800 円
非常勤嘱託職員	1 日 (5 時間)	保育士	5,000 円
		保育所調理員	4,000 円

(意見 - 24) 公立直営保育所の臨時職員および非常勤嘱託職員の国民の祝日における報酬について

北九州市においては非常勤嘱託職員や臨時職員の任用期間が一ヶ月以上で、かつ従事日および勤務時間が正規職員と同様である場合、保育所の休所日である国民の祝日についても有給として賃金を算定することになっている。

しかし、保育所の開所日は月曜日から土曜日までで、日曜日と国民の祝日は保育所そのものが休所されており、臨時職員や非常勤嘱託職員が保育士として勤務することはない。臨時職員や非常勤嘱託職員は、基本的に勤務日数に応じて賃金が計算されるのであり、それは、社会通念上も一般的な賃金の算定方法であると

いえる。にもかかわらず、現行の制度では、任用期間が一定期間以上ある臨時職員、非常勤嘱託職員であれば、保育所そのものが閉所されていて、勤務の事実がなくとも賃金が発生してしまうことになる。

保育所の開所日のうち、職員の希望する特定日に有給の休暇をとる制度は、年次有給休暇制度として設けられており、それ以外に、労働そのものが発生していない国民の祝日についても、有給として賃金を支給する特別の意義は認められない。

現状では、勤務しようにも勤務できない国民の祝日が職員の意図と関係なく賃金対象となっているが、社会の動向や経済的な実態を考慮すれば、このような待遇は合理的ではないと判断せざるを得ない。臨時職員や非常勤嘱託職員の待遇としては、勤務できない国民の祝日を勤務日とみなして加算するのではなく、実際に勤務した日数とその能力（もしくはキャリア）に応じた待遇に改めるべきである。

17. 北九州市の保育事業に係わる職員の出張宿泊料の定額精算について

保育事業に従事する職員の出張旅費についてチェックしたところ、その宿泊費については、出張した職員のほとんどが実費を立替払いし、その後で、市に対して事後請求を行い、宿泊費として13,500円の定額を受け取っていた。ただし、戸畑区役所などで、北九州市交通局旅行センターを通して手配しており、実費精算をしている事例もあった。

そこで、出張における宿泊施設の手配について質問したところ、以下のような回答であった。

出張旅費について、宿泊施設の手配は以下の場合がある。

給与課が承認した宿泊パックを、ホームページ上に宿泊施設の情報等を含んで掲載しており、その中から職員が選択し、旅行社が手配する場合
職員が各自で手配する場合

宿泊パックの利用により旅行社が手配する場合の宿泊料は、旅行社から送付される宿泊パックの請求書により精算することから実費精算となり、職員が各自で手配する場合の宿泊料は、13,500円の定額精算となる。どのような組織であっても、その構成員が組織の負担となる費用を立替払いする場合、それを実費で精算するのが原則であると思われる。

定額精算となっている理由についても質問したところ以下のような回答であった。

「国家公務員等の旅費に関する法律」に準じているものであり、「国家公務員等の旅費に関する法律」では、実費精算実施に伴う領収書確保の負担増に対する事務効率の観点、宿泊料が民間の実態を踏まえた標準的な額であることがあわせて考慮されている。

本市としては、実質的精算事務が避けられず庶務事務の負担増となることに加え、高額領収書が提出された場合にその額の正当性の検証の煩雑さも考慮して、このような取扱いとしている。

確かに、「国家公務員等の旅費に関する法律」の第六条では「宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。」とされており、また、多くの地方公共団体でも定額で支給しているところが多い。また、13,500円という金額は都市部では決して高い金額ではない。

しかしながら、民間企業では、宿泊費については領収書を添付させ、実費精算する企業も少なくはない。組織の構成員が組織負担の費用を立替払いする場合、それを実費精算するのは当然のことであるから、北九州市としても、職員が宿泊費などの出張旅費を立替払いした場合には、実費で精算するように努められたい。

当然ながら、実費精算とする場合、金額を無制限とするのではなく、上限を設定しなければならない。現状の 13,500 円を上限とし、それ以下の立替払いについて実費で精算するにすれば、北九州市が心配するように「高額領収書が提出された場合にその額の正当性の検証」に煩わされることもなく、事務手続の負担増を回避することができる。

北九州市としては、「実質的精算事務が避けられず庶務事務の負担増となる」ことを懸念しているが、宿泊代の領収書もしくは精算書はチェックアウト時に必ずホテルから宿泊者に手渡されるわけであるし、精算事務についても、定額精算であっても実費精算であっても、領収書が添付されるかどうかの違いだけで、事務手続は必要なのであるから、領収書を添付することによって庶務事務の負担が実費精算を排除しなければならないほど著しく増加するとは思えない。

宿泊料については宿泊料金だけでなく、朝食代、夕食代も含まれているが、いかなる費用であっても、社会通念上は領収書を入手するのは当然である。現状の 13,500 円については、その実費精算の上限とし、精算するには全ての費用について領収書の入手を義務付けられたい。

(意見 - 25) 北九州市の保育事業に係わる職員の出張宿泊料の定額精算について

保育事業に従事する職員の出張旅費についてチェックしたところ、その宿泊費については、出張した職員のほとんどが実費を立替払いし、その後で市に対して事後請求を行い、宿泊費として 13,500 円の定額を受け取っていた。

北九州市は、出張旅費について定額精算している理由として、領収書確保の負担増に対する事務効率の悪化や、高額領収書が提出された場合にその正当性を検証するのが煩雑であることを挙げている。

しかし、13,500 円を上限とし、それ以下の立替払いについて実費で精算するにすれば、高額領収書が提出された場合であっても正当性の検証に煩わされることはなく、事務手続の負担増を回避することができる。また、宿泊代の領収書もしくは精算書はチェックアウト時に必ずホテルから宿泊者に手渡されるわけであるし、精算事務についても、定額精算であっても実費精算であっても、事務手続は必要なのであるから、領収書を添付することによって庶務事務の負担が著しく増加するとは思えない。

宿泊料については宿泊料金だけでなく、朝食代、夕食代も含まれているが、いかなる費用であっても、社会通念上は領収書を入手するのは当然である。現状の 13,500 円については、それを実費精算の上限とし、精算するには全ての費用について領収書の入手を義務付けられたい。

18. 北九州市職員への給与の口座振込み推進について

北九州市の市職員への給与の支給は口座振込みによる方法と現金支給による方法とがある。どちらを選ぶかは職員の任意となっているが、現金支給であれば、そのために各人の支給額分だけ現金を用意し、その現金を支給対象者が勤務する部署まで持ち運び、各人に支給するための封筒などを準備した上で各人に手渡さなければならないから、事務の手数やリスクの回避を考慮した場合、口座振込みのほうが便利であることは言うまでもない。

保育所においても口座振込みを希望する職員と現金支給を希望する職員が混在しているため、給与支給日には、保育所長などの職員が、現金支給を希望する職員のために現金を区役所まで受け取りに行く必要がある。また、日々雇用職員等の臨時職員については現金支給となっているため、賃金支給日に区役所に受け取りに行く必要がある。

現金を区役所に受け取りに行くための手間は、各区役所から近い保育所と遠い保育所とで異なるので、一概には言えないが、その時間はおおむね1～2時間程度、交通費も数百円程度であり、他の書類を区役所に提出する場合などの用事を兼ねることもあるので、それだけで無駄な時間と交通費を費やしていると判断することはできない。しかし、給与として支給する現金を受け取るためだけに、わざわざ保育所の責任者である保育所長が区役所へ行くのであれば、それは無駄な時間と交通費が掛かっているといわざるを得ない。

また、当然のことながら、一般の交通機関を、現金を持って移動すれば紛失その他のリスクが付いて回ることにもなる。それは、給与を支給する北九州市にとっても、給与を現金で受け取る職員にとってもリスクとなる。一般的な社会情勢を考慮すれば、そのようなリスクと事務手数料を負ってまで、未だに北九州市が全体として給与の現金支給制度を維持しなければならない特別な理由は存在しないと判断する。紛失その他の事件の発生を事前に防ぎ、事務処理の簡素化を図るためにも、組織の一員に対する給与の支給については口座振込みに統一するのが望ましい。

(意見 - 26) 北九州市職員への給与の口座振込み推進について

北九州市の市職員への給与の支給は口座振込みによる方法と現金支給にする方法とがある。どちらを選ぶかは職員の任意となっているが、現金支給であれば、そのために各人の支給額分だけ現金を用意し、その現金を支給対象者が勤務する部署まで持ち運び、各人に支給するための封筒などを準備した上で各人に手渡さなければならないから、事務の手数やリスクの回避を考慮した場合、口座振込みのほうが便利であることは言うまでもない。

保育所の場合には、保育所から各区役所まで、保育所長などが現金を受け取り

に行かなければならないので、そのための交通費や時間が掛かっている。当然のことながら、一般の交通機関を、現金を持って移動すれば紛失その他のリスクが付いて回ることにもなる。一般的な社会情勢を考慮すれば、そのようなリスクと事務手数料を負ってまで、未だに北九州市が全体として給与の現金支給制度を維持しなければならない特別な理由は存在しないと判断する。紛失その他の事件の発生を事前に防ぎ、事務処理の簡素化を図るためにも、組織の一員に対する給与の支給については口座振込みに統一するのが望ましい。

・ < 認可外保育施設に関する意見 >

(認可外保育施設の概要)

(1) 認可外保育施設の定義

認可外保育施設とは、児童福祉法第 35 条第 3 項の届出をしていない又は第 4 項の認可を受けていない保育施設の総称をいい、保育者の自宅で行うもの、少人数のものを含み、公費助成の有無とは無関係である。

また、平成 13 年 11 月 30 日に児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、平成 14 年 10 月 1 日から施行されたことに伴い、認可外保育施設の事業者に届出等が義務付けられたほか、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長による地域住民に対する情報提供が行われることになった。

(2) 認可外保育施設への指導監督の趣旨・法的根拠

児童福祉法に基づき、児童の安全確保等の観点から、政令指定都市市長は保育を行うことを目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題ないか調査し、問題がある場合は改善を求める等指導監督を行っている。

認可外保育施設（届出対象外施設も含む）について、政令指定都市市長は、児童福祉法に基づき必要と認める事項の報告を求めることや職員をして立入調査・質問をさせることができるとなっている。（児童福祉法第 59 条第 1 項）この場合、正当な理由がないのに、報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は、罰則の適用もある。（児童福祉法第 62 条第 7 号）

なお、指導監督の対象となる施設は、（表 - 41）のとおりである。

（表 - 41）認可外保育施設のうち、指導監督の対象となる施設一覧

指導監督の対象となる施設		
施設種別	届出対象施設	届出除外施設
以下のどの施設にも該当しない保育施設	乳幼児が 6 人以上の施設	乳幼児が 5 人以下の施設
ベビーホテル 次の条件のうち、どれか 1 つでも該当する施設 ・ 夜 8 時以降の保育を行っている	乳幼児が 6 人以上の施設	乳幼児が 5 人以下の施設

<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊を伴う保育を行っている ・ 利用児童のうち一時預かりの乳幼児が半数以上 		
事業所内保育施設 企業や病院などにおいて、その従業員の乳幼児を対象とする施設	従業員の乳幼児以外に乳幼児を 6 人以上預かる施設	従業員の乳幼児以外の乳幼児が 5 人以下の施設
店舗等において顧客の乳幼児を対象にした一時預かり施設 (例) 自動車教習所、スポーツ施設、歯科診療所等 の一時預かり施設	顧客の乳幼児以外の乳幼児を 6 人以上預かる施設	顧客の乳幼児以外の乳幼児が 5 人以下の施設
臨時に設置された施設 (例) スキー場やバーゲン期間のみ開設されたデパートの一時預かり施設	6 ヶ月を超えて設置される施設	6 ヶ月を限度に設置される施設
親族間の預かり合い 設置者の四親等内の親族が対象	親族の乳幼児以外に乳幼児を 6 人以上預かる場合	親族の乳幼児以外の乳幼児が 5 人以下の場合
<p>なお、都道府県知事、政令指定都市の市長または中核市の市長が行う指導監督（報告徴収、立入調査等）は、届出対象施設および届出対象外施設の全ての認可外保育施設を対象としている。</p>		

(3) 認可外保育施設指導監督の指針について、

昭和 56 年の児童福祉法の改正により、ベビーホテル等の認可外保育施設については、行政庁の報告徴収および立入調査の権限が規定され、平成 13 年 3 月 29 日（雇児発第 177 号）の厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により、「認可外保育施設指導監督の指針」および「認可外保育施設指導監督基準」による認可外保育施設への指導監督がなされることとなった。

したがって、北九州市においても認可外保育施設については、「認可外保育施設指導監督の指針」および「認可外保育施設指導監督基準」による指導を行っている。

19. 北九州市の認可外保育施設の把握状況

平成 18 年 10 月 1 日現在、北九州市では、認可外保育施設として、届出義務のない 11 施設も含めて 47 施設を把握しており、北九州市のホームページにも認可外保育施設一覧として、届出義務がある 36 施設が記載されている。

北九州市が把握している認可外保育施設の児童数は、届出対象施設 36 施設の児童数 889 名（表 - 42）および届出対象外施設 11 施設 213 名（幼稚園併設施設 4 施設 110 名・事業所内保育施設 7 施設 103 名）の合計 47 施設、1,102 名である。

（表 - 42）（届出対象）認可外保育施設一覧表

（平成18年10月1日現在）

	施設名	所在	保育時間	児童数 (人)
1	米町保育園	小倉北区	24時間	63
2	北九州幼児学園（小倉園舎）	小倉北区	7:30～19:00	19
3	たけのご保育園	小倉北区	8:00～18:00	2
4	あゆみ共同保育所	八幡西区	7:30～20:15	57
5	キッズ・キッズ保育園小倉	小倉北区	8:00～22:00	7
6	井堀ベビー保育園	小倉北区	7:00～21:30	15
7	香春口保育園	小倉北区	24時間	30
8	アニマルクラブ（小倉保育園）	小倉北区	8:00～3:00	35
9	託児所マミー	小倉北区	9:00～3:00	25
10	砂津保育園	小倉北区	24時間	15
11	保育所ちびっこランド砂津園	小倉北区	7:30～19:00	11
12	中井保育園	小倉北区	24時間	31
13	にこにこ保育園	小倉北区	7:00～19:30	12
14	くるみ保育園	小倉南区	24時間	35
15	ベビー&チャイルドルーム花つばみ	小倉南区	7:00～19:00	10
16	学童・保育所 美・優・大	小倉南区	8:30～18:30	11
17	みんなの託児所 光楽園	小倉南区	8:30～18:00	5
18	保育所沼みどり園	小倉南区	7:30～19:00	13
19	小倉病院みどり保育園	小倉南区	7:30～19:30	24
20	きっずこくらみなみ	小倉南区	7:00～19:00	107
21	保育所ちびっこランドもりつね駅前園	小倉南区	7:30～19:00	18
22	菜の花保育園	小倉南区	8:00～19:00	13
23	あいあい保育ランド	小倉南区	7:30～20:00	3
24	特定非営利活動法人 C I C 英語幼児園	若松区	7:30～19:00	79
25	都市型保育園ポボラ - 北九州若松園	若松区	7:30～22:00	8
26	北九州幼児学園（浅川園舎）	八幡西区	7:30～19:00	64
27	託児ルーム「ぶちブチ」	八幡西区	8:30～19:00	5
28	浅川学園台どんぐり園	八幡西区	7:00～20:00	30
29	キンダ・パーク・キッズ	八幡西区	8:00～3:00	23
30	特定非営利活動法人ちいさいおうち共同保育園	八幡西区	7:30～18:30	43
31	保育所ちびっこランド三ヶ森園	八幡西区	7:30～19:00	13
32	特定非営利活動法人家庭保育園わんぱくハウス	八幡西区	8:00～20:00	12
33	つばさ保育園	八幡西区	7:30～19:00	40
34	チャイルドハウスほのぼのホーム	八幡西区	7:35～17:30	9
35	㈱テノ・コーポレーション北九州支店 テノ・キッズルーム ウェル店	戸畑区	8:00～22:00	2
36	（財）北九州市母子寡婦福祉会 子育て支援事業部（ころころ）	戸畑区	24時間	0
	合計 36所			889

平成 18 年度の認可外保育施設の利用者数は、北九州市が把握している届出対象外施設も含め、1,102 名であり、北九州市の就学前児童数 51,260 名に対して、

2.1%である。一方、認可保育所(定員数 15,710 名)は、就学前児童数に対して、30.6%を占めている。

認可外保育施設の把握については、「認可外保育施設指導監督の指針」の4(1)「認可外保育施設の把握」において、「届出の提出を待つだけでなく、管内市町村の協力を得て、その速やかな把握に努めること。また消防部局、衛生部局等の認可外保育施設を職務上把握し得る部局との連携や地域の児童委員を活用することも、その把握のために有効であること」と規定されている。

(意見 - 27) 認可外保育施設の把握体制について

北九州市が、認可外保育施設の指導・監督の際に指針となる「認可外保育施設指導監督の指針」の4.(1)認可外保育施設の把握の項において、「届出の提出を待つだけでなく、管内市町村の協力を得て、その速やかな把握に努めること。また消防部局、衛生部局等の認可外保育施設を職務上把握し得る部局との連携や地域の児童委員を活用することも、その把握のために有効であること」と規定しているが、現状、北九州市においては、消防局等との具体的な協力体制は特に行っていない状況である。

よって、努力規定であるが、早急に、消防局等の他の部局との協力体制を構築すべきと考える。

また、「06年度職業別デイリータウンページ」(NTT西日本)からでも北九州市が把握していない認可外保育施設が2施設(小倉南区、八幡西区)あり、このような手段も活用して把握に努めるべきであると考えます。

(意見 - 28) 認可外保育施設のうち、届出対象外施設の公表について

認可外保育施設のうち、「小規模保育施設」「事業所内保育施設」等については、届出対象外施設であるが、運営に当たっては、「認可外保育施設指導監督の指針」および「認可外保育施設指導監督基準」によることが求められている。

北九州市においては、児童福祉法第59条の2の5は、同法第59条の2第1項に規定する施設、すなわち「届出対象施設」の設置者は、毎年、施設の運営状況を市長(政令指定都市の場合)に報告しなければならないと規定するとともに、市長は、児童福祉のために必要と認められる事項を取りまとめ公表するものとする、としているため、「届出対象施設」のみホームページ等で公表しているということである。

しかしながら、届出対象外施設である「小規模保育施設」「事業所内保育施設」等についても北九州市が把握していることから、北九州市のホームページ等で公表すべきと考える。

20．認可外保育施設に係わる指導監督の状況

(1) 北九州市の認可外保育施設に係る指導監督の状況

北九州市では、「認可外保育施設指導監督基準（平成13年3月29日付 雇児発第177号）」に沿って、認可外保育施設に対して指導監督を行い、立入調査の内容を、評価基準に沿って評価し、改善すべき事項がある場合は、口頭指導および文書指導を行っている。

平成18年度、北九州市は、届出対象外の認可外保育施設も含め、「運営状況報告書」を入手し、届出対象の36認可外保育施設に対し児童福祉法第59条第1項に基づき立入調査を行い、立入結果として、「認可外保育施設指導監督基準」を満たしていない20施設に対して、文書による改善指導等を行っている。

以下（表 - 43）は平成18年度の立入調査結果である。

(表 - 43) 平成 18 年度立入調査結果

設置者	施設名	所在	国基準の判定区分Bに該当する事項 口頭指導対象事項	国基準の判定区分Cに該当する事項 文書指導対象事項	証明書交付
A	a	若松区			18.2.27交付済
B	b	若松区	<ul style="list-style-type: none"> サービス利用者に対する契約の書面による交付内容が不十分。(g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容、h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先) 		19.2.16改善済 (改善報告にて確認)
C	c	八幡西区	<ul style="list-style-type: none"> 消火用具の設置場所等につき、周知されていない。 保育所保育指針を踏まえた保育計画(年間計画)が作成されていない。 調理に携わる職員のおおむね月1回の検便が、実施されている状況にない。 施設及びサービスに関する内容の掲示内容が不十分。 サービス利用者に対する契約の書面による交付内容が不十分。 	<ul style="list-style-type: none"> 調理室が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されている状態にない。 乳幼児の避難に適した構造の施設若しくは設備の基準を満たしていない。(保育室を2階に設けているが、玄関以外に避難経路がない) 職員の健康診断が、採用時及び1年に1回実施されていない。 労働基準法等の他法令に基づき各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿の整備状況が不十分。 	x
D	d	八幡西区	<ul style="list-style-type: none"> サービス利用者に対する契約の書面による交付内容が不十分。(g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容) 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児の避難に適した構造の施設若しくは設備の基準を満たしていない。(保育室を2階に設けているが、屋内階段しか設けられていない) 防火管理者の選任、届出をしていない。 	x
E	e	小倉北区	<ul style="list-style-type: none"> テレビやビデオを1時間程度見せている。 乳幼児の1年に2回の健康診断が、1年に1回しか実施されていない。 サービス利用者に対する契約の書面による交付内容が不十分。(f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額、g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容、h 利用者からの苦情を受け付け付ける担当職員の氏名及び連絡先) 	<ul style="list-style-type: none"> 契約乳幼児の在籍時間帯に保育従事者が1人勤務の時間帯がある。 保育所保育指針を踏まえた保育計画が作成されていない。 献立が作成されていない。 調理に携わる職員のおおむね月1回の検便が、全く実施されていない。 	x

F	f	小倉北区	<ul style="list-style-type: none"> ・消火用具の設置場所等につき、周知されていない。 ・保育室が2階にあるが、転落防止設備が不十分。(転落防止の窓枠が乳幼児の手の届く位置にある) ・衛生管理に不適切な事項がある。(哺乳ビンを調理室以外の場所に保管している) ・乳幼児の1年に2回の健康診断が、1年に1回しか実施されていない。 ・調理に携わる職員のおおむね月1回の検便が、実施されている状況にない。 ・トイレ使用後のタオルを共用している。 ・施設及びサービスに関する掲示内容が不十分。(a 設置者の氏名又は名称及び管理者の氏名、d 事業を開始した年月日、g 入所定員、h 保育士その他の職員の配置数又はその予定) ・サービス利用者に対する契約の書面による交付内容が不十分。(a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名、d 施設の管理者の氏名及び住所、h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先) 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害に対する具体的計画(消防計画)を作成、届出をしていない。 ・防火管理者の選任、届出をしていない。 ・労働基準法等の他法令に基づき各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿の整備状況が不十分。(労働者名簿がない) 	x
G	g	小倉北区	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる開所時間において、総乳幼児数に対して保育従事者が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる開所時間において、月極契約乳幼児数に対して保育従事者が不足している。 ・契約乳幼児の在籍時間帯に保育従事者が1人勤務の時間帯がある。 ・乳幼児の1年に2回の健康診断が、全く実施されていない。 ・職員の健康診断が採用時及び1年に1回実施されていない。 ・調理に携わる職員のおおむね月1回の検便が、全く実施されていない。 ・労働基準法等の他法令に基づき各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿の整備状況が不十分。(労働者名簿がない) ・契約乳幼児の在籍時間帯に保育従事者が1人勤務の時間帯がある。 	x
H	h	小倉北区	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の1年に2回の健康診断が、1年に1回しか実施されていない。 ・健康診断の記録に不備がある。(記録をとっておくこと) ・調理に携わる職員のおおむね月1回の検便が、実施されている状況にない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の1年に2回の健康診断が、1年に1回しか実施されていない。 ・契約乳幼児の在籍時間帯に保育従事者が1人勤務の時間帯がある。 	x
I	i	八幡西区			18.6.22交付済
J	j	八幡西区			18.3.4交付済
K	k	八幡西区	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の1年に2回の健康診断が、1年に1回しか実施されていない。 ・保育室の危険物防止に対する十分な配慮(テレビの落下防止策)がされていない。 ・サービス利用者に対する契約の書面による交付内容が不十分。(g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容) 		x

L	I	小倉南区	<ul style="list-style-type: none"> 施設内研修の機会を設けるなど、保育従事者の質の向上に努めていない。 乳幼児の1年に2回の健康診断が、1年に1回しか実施されていない。 調理に携わる職員のおおむね月1回の検便が、実施されていない状況にない。 保育室の危険物防止に対する十分な配慮（空気清浄機等の落下防止策）がされていない。 施設及びサービスに関する契約の書面による交付内容が設置者の氏名又は名称及び管理者の氏名） サービス利用者に対する契約の書面による交付内容が不十分。（d）施設の管理者の氏名及び住所、f）保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額、g）提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容、h）利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先） 	<ul style="list-style-type: none"> 調理室（調乳室）に消火用員が設置されていない。 避難消火等の訓練が1年以内に1回も実施されていない。 緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧が未作成されてない。 労働基準法等の他法令に基づき各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿の整備状況が不十分。（労働者名簿がない） 	x
M	m	八幡西区			18.6.22交付済
N	n	八幡西区	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児の1年に2回の健康診断が、1年に1回しか実施されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の健康診断を採用時に実施していない。 	x
O	o	八幡西区			17.12.21交付済
P	p	小倉南区	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児の1年に2回の健康診断が、1年に1回しか実施されていない。 乳幼児の1年に2回の健康診断が、1年に1回しか実施されていない。 調理に携わる職員のおおむね月1回の検便が、実施されている状況にない。 保育室の危険物防止に対する十分な配慮（テレビの落下防止策）がされていない。 施設及びサービスに関する契約の書面による交付内容が不十分。 	<ul style="list-style-type: none"> 契約乳幼児の在籍時間帯に保育従事者が1人勤務の時間帯がある。 職員の健康診断が1年に1回実施されていない。 	19.2.14改善済 (改善報告にて確認)
Q	q	小倉南区			x
R	r	小倉南区	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児の1年に2回の健康診断が、1年に1回しか実施されていない。 		H19.2.6立入 全て基準を満たす
S	s	小倉南区	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児の1年に2回の健康診断が、1年に1回しか実施されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所保育指針を踏まえた保育計画が作成されていない。 調理に携わる職員のおおむね月1回の検便が、全く実施されていない。 	x

T	t	八幡西区	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の1年に2回の健康診断が、1年に1回しか実施されていない。 ・乳幼児の健康診断の記録に不備がある。 ・調理に携わる職員のおおむね月1回の検便が、実施されている状況にない。 ・サービス利用者に対する契約の書面による交付内容が不十分。(f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額、g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容、h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先) 	<ul style="list-style-type: none"> ・便所が、保育室及び調理室と区画されていない。 ・緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧が未作成されている。 ・労働基準法等の他法令に基づき各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿の整備状況が不十分。(労働者名簿がない) 	x
U	u	八幡西区			17.12.9交付済
V	v	戸畑区			H19.1.22立入 全て基準を満たす
W	w	戸畑区	<ul style="list-style-type: none"> ・消火用具の設置が不十分。 ・乳幼児の1年に2回の健康診断が、1年に1回しか実施されていない。 ・サービス利用者に対する契約の書面による交付内容が不十分。(f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額、g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容、h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先) 		x
X	x	小倉北区			H17.12.9交付済
Y	y	小倉北区			17.12.12交付済
Z	z	小倉北区	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針を踏まえた保育計画(年間計画)が作成されていない。 ・乳幼児の1年に2回の健康診断が、1年に1回しか実施されていない。 ・保育室の危険物防止に対する十分な配慮(テレビ等の落下防止策)がされていない。 		19.7.6改善済 (改善報告にて確認)
A'	a'	小倉北区	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の1年に2回の健康診断が、1年に1回しか実施されていない。 		x
B'	b'	小倉北区			17.12.9交付済
C'	c'	小倉北区			H17.12.15交付済
D'	d'	小倉北区	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね1歳未満児の保育を行う場所とその他の児童の保育を行う場所の区画が不十分。(ペーパーベッド等があるが活用が不十分) ・緊急避難用設備の活用が不十分(バルコニーに荷物が置いてある。) ・乳幼児の1年に2回の健康診断が、1年に1回しか実施されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・便所が、保育室及び調理室と区画されていない。(調理室を通らないと便所に行くことができない) 	x 一部改善済 (緊急時に備えた保育所付近の一覧は作成済)
E'	e'	小倉北区			17.12.21交付済

F'	f'	小倉南区	<ul style="list-style-type: none"> 避難消火等の訓練がおおむね毎月実施されている状況にない。 乳幼児の1年に2回の健康診断が、1年に1回しか実施されていない。 調理に携わる職員のおおむね月1回の検便が、実施されている状況にない。 サービス利用者に対する契約の書面による交付内容が不十分。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所保育指針を踏まえた保育計画が作成されていない。 	x
G'	g'	小倉南区	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児の1年に2回の健康診断が、1年に1回しか実施されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の健康診断が採用時及び1年に1回実施されていない。 	x
H'	h'	小倉南区	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児の1年に2回の健康診断が、1年に1回しか実施されていない。 乳幼児の健康診断の記録に不備がある。 調理に携わる職員のおおむね月1回の検便が、実施されている状況にない。 	<ul style="list-style-type: none"> 契約乳幼児の在籍時間帯に保育従事者が1人勤務の時間帯がある。 	x
I'	i'	小倉南区	<ul style="list-style-type: none"> 消火用具の設置場所等につき、周知されていない。 乳幼児の1年に2回の健康診断が、1年に1回しか実施されていない。 調理に携わる職員のおおむね月1回の検便が、実施されている状況にない。 保育室の危険物防止に対する十分な配慮（2階保育室内のテレビの落下防止策）がされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 契約乳幼児の在籍時間帯に保育従事者が1人勤務の時間帯がある。 消火用具の機能が失効（期限切れ）している。 	x
J'	j'	小倉南区			17.12.2交付済

なお、平成18年度の立入調査は、(表-44)のとおり、平成19年1月12日から2月7日までの15日間に、調査員2人～3人で36施設において実施している。

(表-44)平成18年度立入調査日程

	月日	曜日	施設名	所在	保育時間	設置年月日
1	1/12	金	NPO法人家庭保育園わんぱくハウス	八幡西区	8:00～20:00	H12.10.1
2			あゆみ共同保育所	八幡西区	7:30～20:15	S40.9.1
3			保育所ちびっこランド三ヶ森園	八幡西区	7:30～19:00	H16.12.27
4	1/15	月	C I C 英語幼児園	若松区	8:00～19:00	H7.4.1
5			つばさ保育園	八幡西区	7:30～19:00	H13.5.28
6	1/16	火	にこにこ保育園	小倉北区	7:00～20:00	S57.11.1
7			保育所ちびっこランド砂津園	小倉北区	7:30～19:00	H16.7.21
8			井堀ベビー保育園	小倉北区	7:00～21:30	S57.11.1
9	1/17	水	NPO法人ちいさいおうち共同保育園	八幡西区	7:30～18:30	H12.7.3
10			チャイルド めすほのぼのホーム	八幡西区	7:35～17:30	不 明
11			キンダーパーク・キッズ	八幡西区	8:00～3:00	H7.7.1
12	1/18	木	たけのこ保育園	小倉北区	8:00～19:00	S55.11.1
13			北九州幼児学園(小倉園舎)	小倉北区	7:30～19:00	S48.4.1
14			保育所沼みどり園	小倉南区	7:30～19:00	H13.5.21
15			香春口保育園	小倉北区	24時間	S57.10.2
16	1/19	金	都市型保育園ポボラ - 北九州若松園	若松区	7:30～22:00	H14.10.23
17			浅川学園台どんぐり園	八幡西区	7:30～19:00	H11.1.18
18	1/22	月	託児ルーム「ぶちブチ」	八幡西区	8:00～19:00	H13.8.1
19			北九州幼児学園(浅川園舎)	八幡西区	7:30～19:00	S48.4.1
20			(株)テノ・コ・ボレ・ジョン北九州支店 テノ・キッズルーム 加盟店	戸畑区	8:00～22:00	H14.10.1
21			(財)北九州市母子寡婦福祉会 子育て支援事業部(コロコロ)	戸畑区	24時間	H16.10.3
22	1/22	月	託児所マミー	小倉北区	9:00～3:00	H14.4.1
23			アニマルクラブ(小倉保育園)	小倉北区	8:00～3:00	H13.4.1
24			菜の花保育園	小倉南区	8:00～19:00	H12.1.15
25	1/24	水	くるみ保育園	小倉南区	7:00～22:00	H6.4.1
26			保育所ちびっこランドもりつね駅前園	小倉南区	7:30～19:00	H15.11.10
27	1/24	水	学童・保育所 美・優・大	小倉南区	8:30～18:30	H17.4.1
28			みんなの託児所 光楽園	小倉南区	8:30～17:00	H17.3.1
29			ベビー&チャイルドルーム花つぼみ	小倉南区	7:00～22:00	H12.6.8
30	1/25	木	あいあい保育ランド	小倉南区	7:30～20:00	H18.4.3
31	1/26	金	中井保育園	小倉北区	24時間	H16.8.18
32			キッズ・キッズ保育園小倉	小倉北区	8:00～22:00	H10.3.1
33	2/1	木	米町保育園	小倉北区	24時間	S56.2.1
34	2/6	火	小倉病院みどり保育園	小倉南区	7:30～19:00	S45.4.6
35			砂津保育園	小倉北区	24時間	S60.5.1
36	2/7	水	きっずこくらみなみ	小倉南区	7:00～19:00	H16.4.1

(意見 - 29) 認可外保育施設の保険の加入状況について

認可外保育施設については、「認可外保育施設指導監督の指針」および「認可外保育施設指導監督基準」(平成13年3月29日付、雇児発第177号)において、指導監督の基準が示されているが、保険加入は任意とされている。

北九州市が、平成18年度において、届出対象外の認可外保育施設も含め、入手している「運営状況報告書」を閲覧すると36の届出対象施設のうち、8施設が、賠償責任保険(傷害保険は加入)には加入しておらず、死亡事故があった「中井保育園」にあつては、「運営状況報告書」の記載には、保険の加入の有無については検討中と記載されていた。

保育施設の運営維持にあつては、保険、特に賠償責任保険に加入することは、児童や保護者に対して最低限の義務と考えられ、認可外保育施設の指導・監督の際に指針となる「認可外保育施設指導監督の指針」および「認可外保育施設指導監督基準」において、保険加入が任意であると規定されているにしても、北九州市においては、強制加入が無理であれば、少なくとも保険加入の推進を強化すべきと考える。

(意見 - 30) 認可外保育施設の立入調査結果の公表について

平成18年度、北九州市は、児童福祉法第59条第1項に基づき、36の認可外保育施設に対し立入調査を行ったが、以下の指摘事項があつた。

- ・ 文書指摘事項 16施設、延べ38件(平成17年度 21施設、延べ95件)
(主な文書指摘事項)
 - ・ 契約乳幼児の在籍時間帯に保育従事者が、1人勤務の時間帯がある。
 - ・ 主たる開所時間において月極契約乳幼児数に対して、保育従事者が不足している。
 - ・ 防火管理者の選任・届出をしていない。
 - ・ 非常、災害に対する具体的な計画(消防計画)を作成、届出をしていない。
 - ・ 保育所保育指針を踏まえた保育計画が作成されていない。
- ・ 口頭指摘事項 20施設、延べ55件(平成17年度 27施設、延べ92件)
(主な口頭指摘事項)
 - ・ 保育所保育指針を踏まえた年間保育計画が作成されていない。
 - ・ 保育室の危険物防止に対する十分な配慮がなされていない。
 - ・ 緊急避難用設備の活用が不十分。
 - ・ サービス利用者に対する契約の書面による交付内容が不十分。

以上のように、指摘事項の内容については、認可外保育施設を利用しようとする保護者に開示すべき重要な情報が多く含まれており、早急に、北九州市のホー

ムページで公表すべきと考える。

なお、北九州市は、「認可外保育施設の立入調査の指摘事項の公表に関し、法人の権利利益を害するおそれがあるため公開をしておりませんでした。児童が死亡するという重大な事故を受け、今後は、市民に対する適切な情報提供を行うことを検討しており、その中で、指摘内容に関する公開も検討していくこととしています」との見解であった。

(意見 - 31) 認可外保育施設における指導監督の限界について

平成 18 年度の立入調査は、平成 19 年 1 月 12 日から 2 月 7 日までの 15 日間に、調査員 2 人～3 人で 36 施設を実施している。調査員 2 人～3 人で、1 日 2 施設から 3 施設の調査を実施していることになる。立入調査の結果を見る限り、立入調査の内容は、「認可外保育施設指導監督の指針」および「認可外保育施設指導監督基準」から見て十分と考えられるが、認可保育所との監査時間の比較や長期滞在児の問題等を考慮すると、調査時間の制約から調査が形式で終わっているのではないかと懸念される。

したがって、たとえば、1 施設 2 人～3 人で、1 日実施するというように、立入調査の 1 施設当たりの時間を増加すべきと考える。

21. 認可外保育施設の利用者のニーズの把握状況について

北九州市は、平成 12 年 8 月に「保育に関する意識・実態調査」報告書を作成している。

この調査報告書は、平成 11 年 3 月に「北九州市保育に関する懇話会」における検討および新たな保育プランの策定に当たり、その基礎資料として、現在行っている保育に関する施策や新規施策のニーズ、保育所の役割に対する利用者の意識と実態等を把握するために行われた調査を取り纏められたものである。

この調査報告書を作成するために、認可外保育施設に関しても、利用者および施設並びに職員に対するアンケートがなされており、有用な情報が得られていると考えられる。

(意見 - 32) 認可外保育施設の利用者等のアンケート調査実施について

北九州市においては、平成 12 年 8 月の「保育に関する意識・実態調査」報告書(平成 11 年 3 月調査)において、認可外保育施設および利用者についてアンケートの実施結果も併せて報告している。

しかしながら、認可外保育施設に関しては、平成 11 年 3 月以来調査は実施されていないが、現状の認可外保育施設において、死亡事故および長期滞在児の問

題が発生している状況を踏まえると、たとえ北九州市が保育の施策は認可保育所を中核として実施していく方針であっても、認可外保育施設の利用者(児童の保護者)の属性、認可外保育施設を利用する理由や利用者の保育ニーズ等を把握することが、今後の北九州市の保育施策および認可外保育施設の施策に必要と考えられる。

また、アンケート調査の内容については、平成 11 年 3 月の調査内容より、更なる詳細な以下のようなアンケート調査が必要と考える。

(1) 保育所の選定について

選定理由、認定の重視、情報入手方法、認可保育所との比較、比較して選んだ理由、認可外保育施設の利用経験の有無

(2) 利用状況について

入所開始時期、入所開始年齢、1日当たり平均利用時間、利用人数1人当たり月額利用料、世帯当たり月額利用料、送迎者、利用しているサービス内容

(3) 満足度と要望

満足している点、全体的な満足度、今後の要望、充実してほしいサービス

(4) 回答者属性

回答者性別、回答者年齢、世帯構成、両親の勤務状況・勤務形態・残業時間・通勤時間・世帯収入、子どもの数

(5) 今後の利用など

認可保育所の待機経験、認可保育所の申込の有無、幼保一体化施設利用意向、卒園・退園後の進路

22. 北九州市の認可外保育施設に対する考え方

北九州市の保育の基本的な考え方は、保育に欠ける児童は、保育サービス提供の安定的確保、質の確保という観点から、認可保育所で保育することが基本であるという考え方である。

したがって、北九州市においては、施設を利用する児童の健全な育成を図る観点から、認可外保育施設へ対して、職員の健康診断に関する費用の一部補助、財団法人福岡県地域福祉財団との共催による研修の開催等の支援を行っている。

また、新たに平成 19 年度からは、児童の健康診断に要する費用の一部補助を行っている。

さらに、届出のあった施設のうち国の「認可外保育施設指導監督基準」を満たしている施設については、施設が児童を対象に行う行事に対して、北九州市の後援名義の使用を認めるほか、国も平成 17 年の消費税法改正で施設の利用料収入等の売上にかかわる消費税を非課税としている。

(意見 - 33) 認可外保育施設に通う保育に欠ける児童の対応について

北九州市では、保育に欠ける児童は、保育サービス提供の安定的確保、質の確保という観点から認可保育所で保育することを基本としながら、認可外保育施設についても施設を利用する児童の健全な育成を図る観点から、保育や調理業務に従事する職員の健康診断に要する費用の一部補助、財団法人福岡県地域福祉財団との共催による研修の開催を行っている。

また、平成 19 年度からは、これらの支援に加えて新たに、児童の健康診断に要する費用の一部補助を行っている。

一方、認可外保育施設についてもその利用に公費負担されるべきという議論があるが、

- (1) 保育所利用への公費負担は、「保育に欠ける児童を保育する」ということが根拠になっていること。
- (2) 公費負担を行おうとする認可外保育施設に公費を負担する根拠となる基準が存在しないこと。
- (3) 認可外保育施設には法的拘束力が著しく弱いこと。

から、認可外保育施設の利用には公費負担は適当でないと包括外部監査人も考える。

しかしながら、現実には、平成 18 年度の認可外保育施設の利用者数は北九州市が把握している届出対象外施設も含め 1,102 名であり、認可外保育施設を利用せざるを得ない利用者もいる訳であるから、公的助成の対象となっている認可保育所と認可外保育施設では、1 人当たりの公的助成金額に大きな差があることについては、やはり、できる限り格差を是正する必要があると考える。

よって、北九州市においては、今後、このような視点に立って、認可外保育施設への補助金ではなく認可外保育施設の利用者への補助金等、何らかの手段によって、認可保育所利用者との格差是正の対策を検討すべき時期に至っていると考える。

特に、「保育に欠ける児童」で、認可外保育施設を利用せざるを得ない利用者については、北九州市においても利用人数を把握し、認可外保育施設を利用している「保育に欠ける児童」については、補助金等の対策を検討すべきと考える。

・ < 指定管理者制度に関する意見 >

(指定管理者制度の概要)

(1) 指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、平成 15 年の地方自治法の一部改正によって導入された「公の施設」の管理運営の方式である。ここで「公の施設」とは、地方自治法 244 条の「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。」との規定に基づいて設置される施設である。その対象は、文化施設、児童館や福祉施設、スポーツ施設や駐車場といった住民が利用する様々な施設が含まれる。

この地方自治法の改正では、従来、公益性の観点より公共的団体等に限られていた公の施設の管理運営(管理委託制度)において、「指定管理者制度」が導入されることになった。ただし、施行日から 3 年の経過期間が設けられ、平成 18 年 9 月 1 日までに、管理委託している全ての公の施設については、指定管理者制度に移行するか、自治体の直営に戻すかの二者択一の選択を迫られることになった。

指定管理者が適用されるのは「公の施設」であり、文字通り公共的な存在である。そのため、その運営管理は自治体の直営か、「公共団体又は公共的団体」への委託に限定されていたが、平成 3 年の法改正で「自治体出資が 2 分の 1 を超える自治体出資法人など」まで委託先が拡大してきていた。さらに平成 15 年の法改正で、民間を含めて広く自治体が「指定」するものに管理権限を委任するという指定管理者制度の導入に踏み切ったことは、公の施設の運営についての大きな方向転換と捉えることができる。

このような改正は、平成 14 年 10 月の地方分権の改革推進会議の提言や同年 12 月の総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第 2 次答申」において「一定の条件の下での利用料金の決定等を含めた管理委託を、地方公共団体の出資法人等のみならず、民間事業者に対しても行うことができるように現行制度を改正すべきである」との答申に則ったものである。その背景には、地方公共団体の公共事業、サービス提供について「官から民へ」の規制緩和とともに、事業、サービスについて量的・質的な多様性と高品質性が求められていること、施設管理の経費の削減などが要因となっている。

(2) 指定管理者制度の目指す方向

平成 15 年の法改正を受けて、総務省より各都道府県宛に通知(総務省自治行政局長通知平成 15 年 7 月 17 日 総行行第 87 号)が発せられている。そこでは指定管理者制度導入に関する留意点について以下のように示している。

「今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの」

「指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれる」

「指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること

ア 住民の平等利用が確保されること

イ 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。」

自治体行政サービスの対象は市民であり、市民が自治体にとっての顧客となる。公の施設の管理においても、顧客である市民の満足度を上げるためにサービスのあり方を研究していかなければならない。そして提供するコストは税金であり、コストの削減も求められる。指定管理者制度では、サービスの向上と経費の縮減という相反する要素を同時に目指すものであり、これについて、民間参入により実現を図ろうとしている。また、地方公共団体の出資法人である財団、第3セクター等が経営危機や経営破たん直面するケースが増え、その運営は非効率であると指摘されている。制度の導入により、これらの第3セクター等と民間との間の競争の下で管理の指定を競うことになる。これにより財団、第3セクター等は施設のより効果的、効率的運営とともに経営の健全化を迫られることになる。

北九州市では平成15年の地方自治法の改正後、「民間でできることは民間にゆだねる」ことを徹底している。平成15年11月より指定管理者制度を導入し、平成18年4月1日には旧管理委託制度による公の施設はゼロになっている。

また、北九州市では指定管理者制度を民間活用の手法の一つとして明確に位置づけ、

一層のサービスの向上が図られるもの

経費の低減につながるもの

地域経済の活性化に寄与するもの

等については、指定管理者制度を含め、積極的に民間活力の導入を推進している。

(3) 指定管理者制度と従来の管理委託制度の対比

	管理委託制度	指定管理者制度
管理主体	出資法人、公共団体、公共的団体等に限定	民間事業者を含む法人その他の団体も可(個人は不可) 議会の議決を経て指定
管理主体の権限と業務の範囲	(1)施設の設置者である地方公共団体と、条例に基づく契約により、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う。 (2)施設の管理権限及び責任は、設置者である地方公共団体が引き続き有し、施設の使用許可権限は委託できない。	(1)施設の管理に関する権限を指定管理者に包括的に委任して管理を行わせるものであり、施設の使用許可も行うことができる。 (2)施設の設置者である地方公共団体は、管理権限の行使は行わず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う。
市との法的関係	委託契約	「指定」という行政処分 管理の詳細は「協定」により明確にする。
施設の使用許可 使用許可の取消	行わせることができない。	条例の定めるところにより行わせることができる。
使用料の強制徴収 不服申立に対する決定 行政財産の目的外使用許可	法令により地方公共団体の長のみが行うことができると解されるので、行わせることはできない。	
休館日、使用制限の要件等	「管理の基準」として条例で規定。	条例又は条例の施行規則等で規定。
利用料金等	市が条例で規定する基本的枠組みの範囲内で指定管理者又は指定受託者が市の承認を受けて利用料金を定める。	

(一部北九州市ホームページより抜粋)

(4) 北九州市での指定管理者制度の導入とポイント

直営か指定管理か

直営か指定管理者制度導入か、場合によっては廃止の判断を施設ごとに行う。今後も可能な限り指定管理者の導入を進めていく。

条例化

指定管理者制度導入が決まった施設については、まず制度導入のための設置条例の改正を行う。北九州市では通則(包括)条例を設けずに、それぞれの施設の個別条例を改正することにより対応している。

選定基準を明確に

各施設に共通する項目についての統一的な基準に、個々の施設固有の基準と併せて選定基準を作成し、募集要項にも明記している。

全て公募

指定管理者の選定に当たっては、基本的に全て公募し、競争原理を働かせることにより行うこととしている。

外部委員が選定、透明性・公平性確保

公平性を確保するために基本的に外部の委員で組織する選定委員会を設置し、選定審査を行うことを要綱により義務付けている。

選定結果を公表

選定後、その結果について、より透明性、公平性を確保するため速やかにホームページにて公表。内容は、施設概要、選定の経過、応募団体名、選定基準、選定委員名、得点化された選定結果、選定された団体の主な提案内容と評価。

(5) 施設管理状況の評価制度及び指定管理者制度の導入効果

北九州市では、指定管理者による施設の管理運営について、公募時の提案内容のとおりサービスの向上につながっているか、管理状況、利用者の視点並びに施設の設置目的の観点など多角的な評価を行う評価制度を導入した。

1. 利用者の視点からの評価(アンケート調査等)
2. 指定管理者の事業報告書の分析
3. 所管課によるモニタリング

を毎年度実施し、これらを総合的に評価(A～Eの5段階評価)し、公表していく。

また、外部委員評価制度も導入している。

北九州市全体で284施設に指定管理者制度を導入し、15億2千万円の管理経費の削減が見込まれている。

(6) 北九州市の保育事業に関する指定管理者制度の導入

北九州市においては、平成 15 年の地方自治法改正以前は 8 箇所(小倉北ふれあい保育所について乳児部と夜間部を別に数えた場合)の施設(保育所)について管理委託契約を締結していた。北九州市では、平成 15 年の地方自治法の改正を受けて、保育事業に関しては管理委託を行っていた全ての保育所について平成 18 年度より指定管理者制度を導入した。

指定管理者の応募については全ての施設について公募である。また、指定管理者候補の選定結果については北九州市ホームページ上で開示されている。

(7) 指定管理者の管理運営に対する評価シートについて

北九州市ホームページ上では、平成 18 年度の指定管理者の管理運営状況についての評価を公表している。評価方法は、以下のような項目を設け、5 段階にて評価している。

施設の設置目的の達成(有効性の向上)に関する取組

- ・ 施設の設置目的の達成
- ・ 利用者の満足度

効率性の向上に関する取組

- ・ 経費の低減
- ・ 収入の増加

公の施設に相応しい適切な管理運営に関する取組

- ・ 管理運営の実施状況
- ・ 平等利用、安全対策、危機管理体制など

今回、指定管理者となった 8 施設については、全ての施設で評価 ランク C(普通ランク)となっている。

ランク C は、適正に管理運営が行われた場合に与えられることになっている。北九州市指定管理者制度推進会議の意見では、どこの保育所であっても必要な保育を提案どおりに実施することは当然であるが、それぞれの地域においてもっと特色ある取組を行うべきではないかという趣旨から、今回の意見が付されている。

(表 - 45)

評価ランク	評価内容
A	「総合評価の結果、特に優れていると認められる」 (総合得点が 90 点以上)
B	「総合評価の結果、優れていると認められる」 (総合得点が 80 点以上 90 点未満)
C	「総合評価の結果、適正であると認められる」 (総合得点が 50 点以上 80 点未満)
D	「総合評価の結果、努力が必要であると認められる」 (総合得点が 30 点以上 50 点未満)
E	「総合評価の結果、かなりの努力が必要であると認められる」 (総合得点が 30 点未満)

23. 指定管理者の応募期間について

北九州市の保育所に関する指定管理者の導入は、平成 18 年度から、これまで運営委託の形を採っていた 8 施設(小倉北ふれあい保育所について乳児部と夜間部を 1 施設ずつと数えた場合、以下同様)について行っている。指定管理者制度は、平成 15 年の地方自治法の一部改正によって導入された「公の施設」の管理運営の方式で、北九州市の保育所では、3 年の経過措置後に導入されたものである。

北九州市では上記の 8 施設については、全て同時期に指定管理者制度を導入することとし以下のような日程で募集が行われている。

募集開始の 2 週間前にホームページで募集開始の案内開示。

平成 17 年 7 月 29 日 募集開始

平成 17 年 8 月 22 日 受付開始

平成 17 年 8 月 31 日 募集締め切り

平成 17 年 9 月 22 日～23 日 選定委員会において審査のうえ、候補者を選定

しかし、結果的に指定管理者に応募してきた団体が 1 団体しかなかった施設が 8 施設中 5 施設もあった。しかも応募してきた 5 施設の団体は、いずれも以前より運営委託を行ってきた団体であるから、結果的に競争原理が働くこともなく、他団体との比較を行うこともできなかつたので、指定管理者を公募したことによる効果は、十分に発揮されなかつたといえる。複数の団体が募集したほうが、団体同士の競争によって経費の削減とサービスの向上を実現することが可能になるので、北九州市としては、さらに応募団体を募るために、募集期間を一定期間延長するか、それが時期的に困難であれば、もっと早期に募集を開始して、締め切りまでの期間を少なくとも 3 ヶ月程度にする努力をするべきであったと考える。

指定管理者に応募するためには、申請書を作成する必要があるが、その内容は、団体の概要から、事業計画書、事業報告書、決算書などの基本的な書類はもちろん、提案書とその添付書類も必要であり、北九州市が求めている書類だけでも(様式 1)から(様式 10)まで、膨大な書類を準備しなければならない。いずれも、指定管理者の選定のためには必要な書類であって、応募団体は 100 ページ以上の申請書類を準備して、選定委員会の審査に望むのである。応募団体にとって、その準備と作成には時間が必要であり、その意味でも北九州市は 1 ヶ月程度の準備期間ではなく、より長期の準備期間を設定し、複数の応募が行われるようにすべきであった。事前の説明会には複数の団体が参加しているのであるから、興味のある団体は存在したわけで、それが実際に応募しなかつたのは、準備期間が足りなかつたことも一つの要因として考えられる。したがって、指定管理制度は初めての導入であることを考慮しても、より長期の周知期間と準備期間が必要であつ

たと思われる。

(意見 - 34) 指定管理者の応募期間について

北九州市では保育所に指定管理者制度を導入するに当たって、全て同時期に導入することとし、以下のような日程で募集が行われている。

募集開始の2週間前にホームページで募集開始の案内開示。

平成17年7月29日 募集開始

平成17年8月22日 受付開始

平成17年8月31日 募集締め切り

平成17年9月22日～23日 選定委員会において審査のうえ、候補者を選定

指定管理者を公募する目的は、複数の応募により、競争原理を働かせ、費用の面でもサービスの面でも向上を図ることにある。しかし、結果的に指定管理者に応募してきた団体が1団体しかなかった施設が8施設中5施設もあった。しかも応募してきた5施設の団体は、いずれも以前より運営委託を行ってきた団体であるから、結果的に、競争原理が働くこともなく、他団体との比較を行うことができなかつたので、指定管理者を公募したことによる効果は、十分に発揮されなかつたといえる。説明会には複数の団体が参加しているのであるから、指定管理者制度自体が興味をもたれなかつたわけではなく、準備期間が足りなかつたことも応募しなかつた一つの要因として考えられる。指定管理者に応募するためには大量の申請書類を準備するための期間が必要であり、指定管理者制度が初めての導入であることを考慮すれば、募集から締め切りまでを1ヶ月程度に限定するのではなく、さらに応募団体を募るために、募集期間を一定期間延長するか、それが時期的に困難であれば、もっと早期に募集を開始して、締め切りまでの期間を少なくとも3ヶ月程度にするよう努力すべきであったと考える。

24. 指定管理者の選定結果について

(1) 指定管理者の選定結果

北九州市の保育施設の指定管理者には、指定管理者制度導入以前から施設の運営を受託されていた団体が、当該施設の指定管理者として応募してきただけでなく、陣原保育所・北方保育所・千防保育所の3施設にはA団体、千防保育所にはB団体と北九州市では保育事業を実施した経験の無い団体が応募してきた。各保育施設の指定管理者の選定結果については、北九州市のホームページ上で公表している。この評価結果についてまとめると以下ようになる。

(表 - 46) 指定管理者選定結果

保育所	応募団体	点数	指定管理者
おぐまの保育所	社福) 北九州市小倉社会事業協会	77	
小倉北ふれあい保育所	社福) 正善寺福祉会	77	
北方保育所	社福) 北九州市小倉社会事業協会	77	
	A 団体	56	×
古前保育所	社福) 北九州市若松民生事業協会	81	
八幡東さくら保育所	社福) 北九州市福祉事業団	78	
陣原保育所	社福) 北九州市保育事業協会	74	
	A 団体	56	×
千防保育所	社福) 北九州市保育事業協会	73	
	A 団体	56	×
	B 団体	55	×
藍島保育所	社福) 北九州市保育事業協会	73	
第1 緑地保育センター	社福) 北九州市福祉事業団	86	
第2 緑地保育センター	社福) 北九州市福祉事業団	86	

保健福祉局子ども部保育課(以下、「保育課」という。)が所管する10保育施設(保育所8施設、緑地保育センター2施設)において指定管理者を応募した結果、いずれも以前より施設の運営を受託されていた団体がそのまま指定管理者となり、指定管理者制度を導入したことによる団体の変化はまったくなかった。また、指定管理者制度により、複数の業者による競争原理の導入が期待されていたが、結果として競争が行われたのは10施設のうち、わずか3施設に留まってしまった。今回は指定管理者として選定されたいずれの団体もある程度の点数を獲得しているが、指定管理者制度が導入された以上、もしも点数を獲得できない業者が単独に応募してきた場合を考えると、いかに、応募者を増やすための施策が重要であるかが分かる。

指定管理者選定結果（表 - 46）における特徴は、指定管理者として選定された団体がいずれも 70 点以上の評価点数であったのに対し、選定から漏れた A 団体、B 団体とも 50 点台と、選定された団体と選定から漏れた団体との評価点数に大きな開きがあることである。ホームページでは選定された団体の提案内容と評価が述べられているだけで、なぜこれだけの差がついたのか、詳しい内容を知ることができないため、「保育所運営主体の評価」資料を入手し、閲覧した。この資料は評価ポイント別に、評価方法と採点結果、その評価理由が、募集業者別に詳細に記載されている。ポイントは「サービスの質」についての評価がメインで、22 個のポイントに分けられ、検討が行われている。

そこで、3 団体の応募が行われた千防保育所の「保育所運営主体の評価」資料について、主な評価項目の内容を検討した結果は以下(表 - 47)のとおりである。

(表 - 47) 千防保育所評価結果

評価項目	社福)北九 州市保育 事業協会	A 団体	B 団体
1 - (1)保育業務についての知識及び経験	22	13	9
1 - (2)安定的な運営(運営内容について)	23	19	18
1 - (3)安全管理、事故防止	5	3	3
1 - (4)個人情報保護の保護管理	3	1	5
2 経費についての評価	20	20	20
合 計	73	56	55

(2) 評価項目 「1 - (1) 保育業務についての知識と経験」の評価について

評価結果として差が発生しているのは「保育業務についての知識と経験」の区分である。そこに含まれている評価ポイントに、「業務についての経験」があり、社福)北九州市保育事業協会(以下「協会」)はもちろん、保育施設を 24 箇所運営している A 団体も、満点の評価(5 点)であるが、社会福祉事業未経験の B 団体は点数が付いていなかった(0 点)。その評価は未経験者には厳しいが、保育施設の運営上、ある程度やむをえない。しかし、問題は次の評価ポイント、「良好な運営実績」の評価である。ここでは過去 3 カ年の施設監査の結果に基づいて評価され、具体的には、要改善事項の有無やその改善状況を考慮して点数が付けられている。結果として、業務についての経験が十分にある協会と A 団体は評価点数が付いていたが、社会福祉事業を運営していない B 団体はそもそもそのような要改善事項があるはずもないところ、点数はゼロとなっていた。ゼロの評価は「要改善事項が現在も改善されていない。」場合に付けられるもので、経験が無いだけ

で「要改善事項が現在も改善されていない。」団体と同様にゼロ評価されるべきではないと考える。これは、評価が加算方式になっているために発生する弊害であり、経験の無い団体が指定管理者として応募しても、「業務についての経験」(5点満点)と「良好な運営実績」(5点満点)の評価がゼロ点になるのであるから、指定管理者に選定される可能性は限りなく低くなる。

このような場合、加算方式にするのではなく、例えば経験の無い団体の場合、ゼロ評価とし、要改善事項が無いもしくは改善されている場合はプラス評価を、要改善事項が有りもしくは改善されていない場合はマイナス評価にするなど、工夫すべきであった。

(3) 評価項目 「1 - (2)安定的な運営(運営内容について)」の評価について

次の評価は「安定的な運営」の区分である。ここでは選定された協会も選定されなかった団体も、唯一のポイントを除き、特に指摘すべき差はなかった。

唯一のポイントが「安定的な運営基盤」である。ここでは、団体の安定性を流動資産の金額に求めている。すなわち、貸借対照表の流動資産から流動負債を差し引き、その金額が運営費月額何ヶ月分あるかで評価するものである。3ヶ月以上であれば満点、2ヶ月、1ヶ月で1点ずつ減点され、それ以外はゼロ評価されることになっている。

この評価は一般に言われる流動比率に近似している。流動比率とは一年内に返済すべき流動負債を流動資産でどれだけ賄えるかを示したもので、 $\text{流動資産} \div \text{流動負債}$ で計算され、当然ながら100%を超えることが望ましいとされている。

北九州市の保育所における評価方法は流動比率を比率として捉えるのではなく、絶対額で捉えていることに問題がある。一般的に、規模が大きな団体であればあるほど、施設の毎月の運営費を賄うことなど容易であるし、本当に経営基盤に問題があり、倒産する危険性のある団体にとってはキャッシュフローの確保が緊急の課題であるからである。

また、流動資産から流動負債を引いただけでは、安定的かどうかを判断するには不十分である。一年内に返済されるべき借入金を流動負債に区分せず、固定負債で表示したままにしておけば、簡単に流動比率を良く見せることは容易であるし、逆に流動負債が流動資産よりも多額であったとしても、その借入れが親会社や代表者からの借入れであったり、手形借入金の借り換えを続けているのであれば、実質的に長期の借入れ資金の可能性もあるからである。

したがって、団体の経営基盤を評価するならば、流動資産の絶対額だけでなく、流動比率を使用すること、また、流動資産と流動負債のみで安定性を評価するのではなく、自己資本比率や、キャッシュフロー金額などの指標も使用することを考慮すべきである。

自己資本比率とは貸借対照表の総資産から総負債を差し引いたものを自己資本とし、「自己資本÷総資産×100」の計算式で求められる指標であり、総資産のうち、自己資本がどの程度の比率かを示しており、会社や団体の安全性を示す指標である。この指標であれば、負債を流動区分に表示しようが固定区分に表示しようが影響を受けない。総資産のうち他人資本である負債で賄われている割合が高ければ高いほど、その会社や団体の財政状態は危険な状況にあると言えるので、自己資本比率が高ければ高いほど、その団体は安定性のある基盤を有していると判断できる。

またキャッシュフローはいわゆる収支差額であり、一般の会社であれば、損益計算書の純利益に減価償却費などの非資金的項目を加えた概念となる。このキャッシュフローがプラスにならなければ、借入金などの他人資本に頼らなければ運営費を支出することができないわけであるから、この概念も会社や団体の安定性を評価するのに有効な指標である。例えば、ある時点での流動資産残高が多くても、キャッシュフローがマイナスであれば、安定的な運営は不可能であるし、逆に流動資産が少なくてもキャッシュフローがプラスであれば、安定的な運営が可能となる。

北九州市としては、応募団体の安定性を示す指標として、ある時点での流動資産から流動負債を差し引いた絶対額のみを採用するのではなく、流動比率や自己資本比率、キャッシュフロー金額などの指標も使用し、総合的な観点から経営基盤の安定性を評価するように工夫されたい。

(4) 評価項目 「2 経費についての評価」の評価について

経費についての評価は、応募団体等からの運営経費提案額と北九州市の算定した予定価格との差額を対象として行われている。ここで予定価格とは以下の価格である。

保育単価（基本分）

保育単価（民改費分）

北九州市民間保育所運営補助金

- ・おむつ代等の児童の人数に応じた経費
- ・一般生活費等の定員ごとに定めた経費
- ・バス借り上げ料等の施設ごとに定めた経費

光熱水費、施設保守点検経費等

- ・光熱水費や施設保守点検経費（空調・電気等）等施設を使用するために必要な経費

現在実施している一時保育や延長保育などの特別保育に係る経費

応募団体は以上の経費を運営経費として見積もって提案するのであり、北九州市は以上の経費を積算して予定価格とし、応募団体から提案された運営経費と比較して、その差額の増減を評価対象とするのである。ここで、保育単価（基本分）と保育単価（民改費分）は保育所にとっての主な収入となるが、この収入は保育サービスを維持するために最低限必要なものとして国の補助があり、北九州市はもちろん、応募団体であっても勝手に増減できるものではない。そこで、指定管理者を選定する上で評価対象となる経費は、いわゆる北九州市が独自の制度として支出している補助金等であって、主に北九州市民間保育所運営補助金や光熱水費、施設保守点検経費等ということになる。

しかし、評価点計算方式を見たところ以下のようになっていた。

（表 - 48）

（応募団体からの運営経費提案額）	-	（予定価格）		
=	~	500万円未満	・・・15点	
		500万円 ~	1,000万円未満	・・・10点
		1,000万円 ~	1,500万円未満	・・・5点
		1,500万円 ~		・・・0点

この評価では、そもそも北九州市が算定する予定価格よりも、まったく経費低減をすることなく応募団体からの運営経費提案額が多くなることを前提としており、経費低減効果の評価するための計算式としては意味をなしていない。当然ではあるが、実際には北九州市の予定価格よりも多く費用を見積もって応募してきた団体はなく、結果として上記の計算式はまったく意味をなさず、いずれの応募団体も満点の15点であった。

応募金額を比較してみると、指定管理者となった協会の提案価格は北九州市の予定価格よりもわずかに1,824千円少ないだけであり、予定価格に対する提案価格の割合は98.5%と、ほとんど差異はなかった。しかしながら、A団体は予定価格よりも14,130千円、B団体は予定価格よりも5,476千円少ない運営経費を提案してきている。その分、A団体とB団体は北九州市が提示する補助金は不要であると提案してきているのである。北九州市独自の補助金であるから、それを不要であると提案してきても保育サービスの悪化に繋がることはないし、提案する団体の自主的な経費削減努力の範囲内であり、経費についての評価対象とすべきであるにもかかわらず、まったく評価されることなく、点数はいずれの団体も同じであった。

北九州市としては、最初から予定価格よりも応募団体からの提案価格が高いという非現実的な状況を前提として評価しているが、それでは、「経費削減効果」というポイントの評価としては不適切であり、「経費についての評価」が十分になさ

れなかったと判断せざるを得ない。

「経費削減効果」を評価するためには、まず、保育サービスを維持するために必要な保育単価（基本分）と保育単価（民改費分）を最低金額として、その最低金額よりも高く、予定価格よりも低い提案価格については「経費削減効果」があるとして、評価対象とすべきであった。

（５）「保育所運営主体の評価」資料の取り扱いについて

「保育所運営主体の評価」資料を見ると、確かに選定から漏れた団体では、個人情報保護の規定がなかったり、事故災害対策マニュアルがなかったり、職員の研修計画が不十分であったりと、選定された団体と比較して不十分な点があった。しかし、一方で、地域との関係に関する基本的な考え方や施設の管理、利用者のニーズや苦情等への対応では、選定されたの団体より選定から漏れた団体の点数が高いポイントも見受けられた。決して指定管理者として選定された団体も、そこで安心するのではなく、さらなる業務改善とサービスの充実に取り組まなければならないことを示している。このように「保育所運営主体の評価」資料は、指定管理者として選定された団体にとっても、選定から漏れた団体にとっても、非常に有意義な資料であり、公表に向けて検討が行われるべきである。

（意見 - 35）指定管理者の選定における評価指標の改善について

評価における加算方式の改善

指定管理者の選定において、「良好な運営実績」を、過去３カ年の施設監査の結果に基づいて評価している。具体的には、要改善事項の有無やその改善状況を考慮しているが、結果として、業務についての経験が十分にある協会とA団体は評価点数が付いていたが、社会福祉事業を運営したことがないB団体はそもそもそのような要改善事項があるはずもないところ、点数はゼロとなっていた。ゼロの評価は「要改善事項が現在も改善されていない。」場合に付けられるもので、経験が無いだけで「要改善事項が現在も改善されていない。」団体と同様にゼロ評価されるべきではないと考える。

これは、評価が加算方式になっているために発生する弊害であり、経験の無い団体が指定管理者として応募しても、「業務についての経験」（５点満点）と「良好な運営実績」（５点満点）の評価がゼロ点になるのであるから、指定管理者に選定される可能性は限りなく低くなる。

このような場合、加算方式にするのではなく、例えば経験の無い団体の場合、ゼロ評価とし、要改善事項がないもしくは改善されている場合はプラス評価を、要改善事項が有りもしくは改善されていない場合はマイナス評価にするなど、工夫すべきであった。

安定的な運営基盤の評価方法の改善

「安定的な運営基盤」を評価する上で、北九州市は団体の安定性を流動資産の金額に求めている。すなわち、貸借対照表の流動資産から流動負債を差し引き、その金額が運営費月額何ヶ月分あるかで評価するものである。3ヶ月以上であれば満点、2ヶ月、1ヶ月で1点ずつ減点され、それ以外はゼロ評価されることになっている。

北九州市の評価方法は流動性を絶対額のみで捉えていることに問題がある。一般的に、規模が大きな団体であればあるほど、施設の毎月の運営費を賄うことは容易になるし、本当に経営基盤に問題があり、倒産する危険性のある団体にとっては、キャッシュフローを確保できているかが緊急の課題であるからである。また、流動負債を固定負債として表示した場合や、流動負債ではあっても実質は固定負債である場合も想定されることを考慮すれば、流動資産から流動負債を引いただけで、その団体が安定的かどうかを判断するには不十分である。

団体の経営基盤を評価するならば、流動資産から流動負債を差し引いた金額だけでなく、流動比率を使用すること、また、流動資産と流動負債のみで安定性を評価するのではなく、自己資本比率や、キャッシュフロー金額などの指標も使用することを考慮すべきである。

(意見 - 36) 選定項目である「経費についての評価」について

選定項目である「経費についての評価」は、応募団体等からの運営経費提案額と北九州市の算定した予定価格との差額を対象として行われている。ポイントとしては「経費削減効果」となっており、北九州市の算定する予定価格よりも、応募団体等からの提案額がどれだけ経費削減効果を有しているかを評価すべきであるにもかかわらず、実際の評価点計算方式では、いずれも北九州市が算定する予定価格よりも、応募団体からの運営経費が多くなることを前提としており、経費低減効果を評価するための計算式としては意味をなしていなかった。

応募金額を比較してみると、指定管理者となった団体の提案価格は北九州市の予定価格よりもわずかに1,824千円少ないだけであったが、A団体は予定価格よりも14,130千円、B団体は予定価格よりも5,476千円少ない運営経費を提案してきている。予定価格よりも少ないということは、その分、もしもA団体もしくはB団体を指定管理者とすれば、北九州市が提示する北九州市独自の補助金を削減できることになる。北九州市独自の補助金であるから、それを削減することがそのまま保育サービスの悪化に繋がることはないし、提案する団体の自主的な経費削減努力の範囲内である。したがって、経費についての評価対象とすべきであるにもかかわらず、まったく評価されることなく、点数はいずれの団体も同じであった。

北九州市としては、最初から予定価格よりも応募団体からの提案価格が高いという状況を前提として評価しているが、それでは、「経費削減効果」というポイントの評価としては不適切であり、「経費についての評価」が十分になされなかったと判断せざるを得ない。保育サービスを維持するために必要な 保育単価（基本分）と 保育単価（民改費分）を最低金額として、最低金額よりも高く、予定価格よりも低い提案価格については「経費削減効果」があるとして、評価対象とすべきであった。

25. 指定管理者選定委員会の議事録作成および公表について

北九州市では、保育所の指定管理者の選定結果についてホームページ上で「指定管理者候補の選定結果」として公表している。しかし、学識経験者等で構成される指定管理者を選定する選定委員会の議事録は作成されておらず、また公開もされていない。

保育所の指定管理者を選定するのは選定委員会のみ権限であって、わずか5名の選定委員に限られた時間(すべての案件を2日間で検討し、選定している。)慎重な議論と十分な検討を行った上で、公正な選定を行わなければならない。指定管理業者の場合は、業務委託のようにもっとも低い金額を入札した業者を選べばよいのではなく、その選定ポイントは経費の面はもちろん、サービスの評価の面にも及び、保育業務についての知識があるか、組織として安定的な運用が可能か、安全管理、事故防止対策は十分か、個人情報保護管理は十分か、など、主なポイントだけでも多岐にわたっている。

これらの多岐にわたるポイントを、限られた人員と限られた時間で慎重かつ十分に検討したか、その結果として公正な選定が行われたのか、選定の過程における証拠となるのが議事録である。現状では北九州市は、その選定結果だけをホームページで公表しているが、評価点数と、選定業者への評価だけが記載されているのみで、選定ポイントの点数は内訳が不明であるし、その結果、どのポイントがどのような理由で採点されたのか、窺い知ることができない。選定された業者の総合的な評価が記載されているのみなので、外部の第三者からはなぜ当該業者が選定されたのか、その具体的な理由と過程を知ることは不可能である。選定されなかった業者としても、なぜ、選定されなかったのか判らないので、次回の選定に向かってどのように改善努力すればいいのか対策の取りようがない。当然ながら、次回の選定でも同じような選定結果になる可能性は高いし、ひいては民間業者から指定管理者として応募する意欲をも失わせることに成りかねない。

以上の理由から、選定過程を明らかにしないまま、その選定結果をホームページで公表するだけでは、情報公開の面で不十分であるといわざるを得ない。

他の自治体では選定委員会の議事録を公表し、選定委員会での議論の内容を透明なものにしているところもある(埼玉県吉川市等)のだから、北九州市としても選定結果のみを公表して終わりとするのではなく、選定委員会での議事録を作成し、その選定過程を明確にし、公表することも検討されたい。

一方、北九州市の保育所選定においては、議事録そのものは作成されていないが、選定基準別の採点結果や評価の理由などを応募団体別に記載した「運営主体の評価」資料を作成している。この資料は評価ポイント別に、評価方法と採点結果、その評価理由が、募集業者別に詳細に記載されているが、業者別に詳細に記載されている資料を公開しては、業者の社会的評価に悪影響を与えかねないとし

て公表されていない。この資料を公開すれば、外部の第三者も、その評価過程を十分に把握できるし、選定から漏れた業者も、次回の選定に向けて改善努力することが可能である。業者名を具体的に出さなければ、業者の社会的評価に悪影響を与えることもない。議事録の代わりではあるが、当該資料を公開することで外部からの情報公開の期待に応えることは十分に可能であると考えられる。

(意見 - 37) 指定管理者選定委員会の議事録作成および公表について

北九州市では、指定管理者の選定において、その選定結果だけをホームページで公表しているが、評価点数と、選定業者への総合的な評価が記載されているのみで、外部の第三者からはなぜ当該業者が選定されたのか、その具体的な理由と過程を知ることはできない。

保育所の指定管理者を選定するのは選定委員会のみのものであって、限られた人員と時間で、慎重な議論と十分な検討を行った上で、公正な選定を行わなければならない。指定管理業者の場合、その選定ポイントは、経費の面はもちろん、サービスの評価の面にも及び、保育業務についての知識があるか、組織として安定的な運用が可能か、安全管理、事故防止対策は十分か、個人情報保護管理は十分か、など、主なポイントだけでも多岐にわたっている。

これらの多岐にわたるポイントを、限られた人員と限られた時間（今回はすべての案件を 2 日間で検討し、選定している。）で慎重かつ十分に検討したか、その結果として公正な選定が行われたのか、選定の過程を明らかにしないまま、その結果をホームページで公表するだけでは、情報公開の面で不十分であるといわざるを得ない。

選定委員会で議事録を作成し、その選定過程を明確にして公表するか、もしくは、現在作成されている、選定基準別の採点結果や評価の理由などを応募団体別に記載した「運営主体の評価」資料を公開することにより、外部の第三者からも、その評価過程を十分に把握できるように図られたい。

26. 指定管理者制度導入に当たっての保護者に対する事前アナウンスについて

保育事業という業務の特殊性から考えれば、指定管理者の導入に当たって、運営団体が事前の説明もなく、いきなり変更されれば、保育所入所児童や保護者に不安や不満を与える可能性がある。運営団体が変更になれば、保育所入所児童を周知していた保育士等が変わることになるので、その結果、保育所入所児童に不安を与え、他の自治体では保護者からクレームが来るといった事例も存在する。一方では、指定管理者の導入に当たって約2年前から保護者に対して何度も説明会を実施し、理解を得た上で指定管理者制度を導入し、運営団体が変更になった自治体もある。

この件に関し、保護者に対する説明会は行われたのか質問したところ、北九州市では、「管理団体が決定していない段階では保護者説明会を開催しても、保護者が一番知りたい運営法人による保育内容が今後どうなるかについて十分な説明ができないため、保護者説明会は、指定管理者の候補者が決定した段階で今後の保育所運営について行う予定であった。しかし、平成17年度の指定管理者の募集においては、指定管理者の候補者は全て当時の運営法人に決定したため、保護者説明会は行わず、当時の運営法人が指定管理者の候補者となったことを保育所内に掲示し周知を図った」との回答を得た。

すなわち、北九州市では保護者に対して運営団体が変更になり、保育士が代わる可能性がある旨の説明を特に行っていない。指定管理者の選定の結果、従来の運営団体が変わる可能性もあったわけで、その場合、保育所入所児童の不安解消や保護者の理解を得るための時間は限られたものになり、不十分な対応のまま、保育所の運営団体が変わってしまうという事態となった危険性があった。そもそも、「保育内容が今後どうなるかについて十分な説明ができない」はずはない。指定管理者が変わったからといって保育サービスが低下するわけではなく、北九州市としては低下させないように指導しなければならないのであるから、その旨の説明を行い、指定管理者の選定により運営団体が変わる可能性があることを保護者に説明すべきであった。保育所において民間委託や指定管理者制度の導入により突然十分な説明もないまま、運営団体、保育士が代わり、保護者からクレームが来たという事例も数多くみられることから、指定管理者制度の説明や、その結果、運営団体が変更される可能性があること、その結果として保育サービスが低下しないように北九州市として指導していくことなどを保護者に説明し、保護者の理解を得ることが第一であったと考えられる。

他の自治体では指定管理者の選定委員に保護者代表を入れるなど、子供を預ける保護者に配慮した指定管理者の選定方法を取っている自治体もある。これに対し、北九州市では事後的に指定管理者が決定してから保護者に対して説明を行う

予定であったことや、全ての保育所で以前からの運営団体が指定管理者となったため保護者説明会を行わなかったことからすれば、当初から運営法人の変更がないことが前提の指定管理者制度の導入であったのではないかとも思われかねない。保育所に関する指定管理者の導入に当たって、北九州市では事前に保護者に対して十分な説明を行う必要があったと考える。

(意見 - 38) 指定管理者制度導入に当たっての保護者に対する事前アナウンスについて

保育事業という業務の特殊性から考えれば、運営団体がいきなり変更することは難しいと思われる。しかし、指定管理者の導入に当たって、北九州市では保護者に対して運営団体の変更になり、保育士が代わる可能性がある旨の説明会を特に行っていない。保育所において民間委託や指定管理者制度の導入により運営団体、保育士が代わり、保護者からクレームが来たという事例も数多くみられ、保護者の理解を得ることが第一であったと考えられる。北九州市では事後的に指定管理者が決定してから保護者に対して説明を行う予定であったことや、全ての保育所で以前からの運営団体が指定管理者となったため保護者説明会を行わなかったことからすれば、当初から運営法人の変更がないことが前提の指定管理者制度の導入であったのではないかとも思われかねない。保育所に関する指定管理者の導入に当たって、北九州市では事前に保護者に対して十分な説明を行う必要があったと考える。

27. 指定管理者選定委員会の委員の利害関係について

北九州市において保育所に関する指定管理者の選定委員会の委員は、学識経験者等 5 名で構成されている。選定委員は学識経験者 1 名、保育関係者 2 名に加え、行政関係者 2 名が加わっている。このうち、選定委員当時、北九州市保健福祉局総務部長は、同時に八幡東さくら保育所の指定管理者となっている社会福祉法人北九州市福祉事業団の監事であった。群馬県の平成 17 年度県議会では、指定管理者の選定案について、「現在の管理先である県の公社、事業団が選定されたが選定委員会の委員の中に選ばれた公社、事業団の役員が含まれていたため、選定が公正に行われていない可能性がある」として否決している例がある。

北九州市の保育所に関する指定管理者の選定委員会においても、その選定委員が役員である監事に就任している事業団を指定管理者に選定するのでは公正な選定が行われていないとの疑いを外部の第三者にもたれる虞がある。社会福祉法人北九州市福祉事業団は北九州市の外郭団体であり、その業務を監査するために監事を置くことが義務付けられており、この監事は、財務管理、経営管理、法人の事務・業務の運営に関して優れた識見を有する者で、公正な立場に立って監査を行う義務を負っている。したがって、公正な立場であるべき監事が、指定管理者の選定委員として、自らが監事を務める福祉事業団の選定作業に加わるべきではなかったと考える。

外郭団体の監事を兼任している総務部長が選定委員会の委員を務めている事実について、保健福祉局では「施設の管理運営の専門性が高いことから、第三者だけでなく行政職員も参加している」としているが、ホームページでは、北九州市方式の指定管理者制度として「公平性を確保するために基本的に外部の委員で組織する選定委員会を設置し、選定審査を行う」ことが謳ってあるのだから、行政職員はオブザーバーとして参加するといった方法も選択できたはずであるし、止むを得ず例外的に委員に就任した場合であっても、自らが役員を務める団体が選定対象に含まれている場合には、その選定作業には参加しないように条例もしくは規則などに明記し、公正な選定が行われるように工夫すべきであった。この問題は、行政職員に限ったものではない。行政職員ではなく、民間からの選定委員であっても、万が一、選定委員が役員を務める団体が選定対象に含まれている場合には、その選定作業には参加しないようにすべきである。選定委員は、公正な判断ができる人物であるだけでなく、外部の第三者が見て、公正な判断ができないのかとの疑いを招くような人物ではないことが条件となる。行政職員を選定委員に選定する場合、その専門的知識の有効性を考慮する一方で、外部の第三者から利害関係に疑問をもたれる可能性が無いかどうか慎重に考慮すべきである。

(意見 - 39) 指定管理者選定委員会の委員の利害関係について

八幡東さくら保育所の指定管理者として、社会福祉法人北九州市福祉事業団が選定された当時、保健福祉局総務部長が、選定当事者である選定委員と被選定者である事業団の監事を兼任しており、その選定作業にも加わっていた。社会福祉法人北九州市福祉事業団は北九州市の外郭団体（北九州市の100%出資団体）であり、その業務を監査するために監事を置くことが義務付けられており、この監事は、財務管理、経営管理、法人の事務・業務の運営に関して優れた識見を有する者で、公正な立場に立って監査を行う義務を負っている。したがって、公正な立場であるべき監事が、指定管理者の選定委員として、自らが監事を務める社会福祉法人北九州市福祉事業団の選定作業に加わるべきではなかったと考える。

本来、北九州市は北九州市方式の指定管理者制度として「公平性を確保するために基本的に外部の委員で組織する選定委員会を設置し、選定審査を行う」ことを謳っているのだから、保健福祉局の重職にある総務部長を選定委員とすること自体、避けるべきであったし、止むを得ず選定委員とする場合であっても、外部からの疑念を招かないように、自らが監事を務める福祉事業団の選定作業に加わるべきではなかった。

この問題は、行政職員に限ったものではない。行政職員はもちろん、民間からの選定委員であっても、選定委員の選考の際には、利害関係の調査を行い、選定対象となる企業や団体の役員を選定委員としないように配慮すべきである。また、万が一、選定委員が役員を務める団体が選定対象に含まれている場合には、その選定作業には参加しないようにすべきであり、その旨を規定等で明文化しておく必要がある。

選定委員は、公正な判断ができる人物であるだけでなく、外部の第三者が見て、公正な判断ができないのではないかと疑いを招くような人物ではないことが条件となる。保育所の他、多数の社会福祉施設を運営する社会福祉法人北九州市福祉事業団の監事を、選定委員に選考すること自体、北九州市において利害関係のチェックが不十分であったと判断せざるを得ない。行政職員を選定委員に選定する場合、その専門的知識の有効性を考慮する一方で、外部の第三者から利害関係に疑問をもたれる可能性が無いかどうか慎重に考慮すべきである。

(参考資料) 北九州市の保育事業に関する指定管理者制度の導入方法及び結果

1. 導入方法

指定の経緯

平成 17 年 7 月 29 日 募集開始

平成 17 年 8 月 31 日 募集締め切り

平成 17 年 9 月 22 日～23 日 選定委員会において審査のうえ、候補者を選定

応募資格

- ・北九州市内に事務所又は事業所等を設置している社会福祉法人等の団体。
- ・暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係にあるものを除く。

選定方法

北九州市(保育所等)指定管理者選定委員会の委員の審査・協議により評価。

選定委員会委員

区分	役職名等
学識経験者	福岡県立大学人間社会学部教授 北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会会長
保育関係者	北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会委員
	臨床心理士 北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会委員
行政関係者	北九州市保健福祉局総務部長
	北九州市保健福祉局参事

選定基準

	評価項目	配点
1	サービスの質についての評価(a)	70
	1 - (1) 保育業務についての知識及び経験 【評価のポイント】 業務についての知識 業務についての経験 良好な運営実績(社会福祉施設運営の実績) 業務に対する姿勢(法人としての基本的な考え方と提案の独自	30

性) 施設長、保育士、調理員の確保 業務に対する職員の研修計画	
1 - (2) 安定的な運営 【評価のポイント】 安定的な経営基盤(資力) 安定的な運営実績(法人運営の実績) 保育サービス提供に関する理念(保育理念、基本方針、保育の目標) 的確な施設の運営(一日の過ごし方や施設の維持管理について) 円滑な運営に向けた取組 地域との関係に関する基本的な考え方 サービス提供に関する組織としての取組(保育の質の向上へ向けた取組、利用者への情報提供) 利用者のニーズ、苦情等への対応計画 第三者評価事業の実施	30
1 - (3) 安全管理、事故防止	5
1 - (4) 個人情報保護管理	5
2 経費について(b) 【評価のポイント】 施設の運営経費 職員の給与水準	30
合計(a+b)	100

2. 選定結果

おぐまの保育所

(1) 施設概要

名 称：北九州市立おぐまの保育所

所 在 地：北九州市小倉北区新高田一丁目 10 番 3 号

定 員：180 名

施設内容：児童福祉法第 24 条に基づき、保育所における保育を行う。

「延長保育事業」等の特別保育事業を行う。

(2) 指定期間

平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：社会福祉法人 北九州市小倉社会事業協会

所 在 地：北九州市小倉南区重住一丁目 8 番 20 号

主な業務内容：

- ・利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、
またはその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において
営むことができるよう支援するため、第 1 種社会福祉事業、第 2 種
社会福祉事業を行う。
- ・その他の業務

(4) 指定管理者への応募状況

- ・募集要項配布：8 団体
- ・説明会参加：4 団体
- ・現地説明会参加：4 団体
- ・応募件数：1 団体（社会福祉法人 北九州市小倉社会事業協会）

(5) 評価結果

評価項目	事業協会
1 - (1)保育業務についての知識及び経験	22
1 - (2)安定的な運営(運営内容について)	27
1 - (3)安全管理、事故防止	5
1 - (4)個人情報保護管理	3
2 経費についての評価	20
合 計	77

小倉北ふれあい保育所

(1) 施設概要

名 称：北九州市立小倉北ふれあい保育所(乳児部・夜間部)

所 在 地：北九州市小倉北区馬借一丁目 7 番 1 号

定 員：乳児部 30 名 夜間部 45 名

施設内容：児童福祉法第 24 条に基づき、保育所における保育を行う。

「延長保育事業」等の特別保育事業を行う。

(2) 指定期間

平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：社会福祉法人 正善寺福祉会

所 在 地：北九州市小倉北区神岳二丁目 10 番 31 号

主な業務内容：

- ・福祉サービスを必要とするものが、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助すること等を目的として、第 2 種社会福祉事業を行う。
- ・その他の業務

(4) 指定管理者への応募状況

- ・募集要項配布：9 団体
- ・説明会参加：5 団体
- ・現地説明会参加：5 団体
- ・応募件数：1 団体（社会福祉法人 正善寺福祉会）

(5) 評価結果

評価項目	福祉会
1 - (1)保育業務についての知識及び経験	22
1 - (2)安定的な運営(運営内容について)	25
1 - (3)安全管理、事故防止	5
1 - (4)個人情報の保護管理	5
2 経費についての評価	20
合 計	77

古前保育所

(1) 施設概要

名 称：北九州市立古前保育所

所 在 地：北九州市若松区大字藤木 262 番地の 2

定 員：150 名

施設内容：児童福祉法第 24 条に基づき、保育所における保育を行う。

「延長保育事業」等の特別保育事業を行う。

(2) 指定期間

平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：社会福祉法人 北九州市若松民生事業協会

所 在 地：北九州市若松区浜町一丁目 1 番 1 号

主な業務内容：

- ・利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援するため、第 2 種社会福祉事業を行う。
- ・その他の業務

(4) 指定管理者への応募状況

- ・募集要項配布：8 団体
- ・説明会参加：3 団体
- ・現地説明会参加：2 団体
- ・応募件数：1 団体（社会福祉法人 北九州市若松民生事業協会）

(5) 評価結果

評価項目	事業協会
1 - (1) 保育業務についての知識及び経験	24
1 - (2) 安定的な運営(運営内容について)	27
1 - (3) 安全管理、事故防止	5
1 - (4) 個人情報保護管理	5
2 経費についての評価	20
合 計	81

八幡東さくら保育所

(1) 施設概要

名 称：北九州市立八幡東さくら保育所

所 在 地：北九州市八幡東区祇園一丁目 5 番 1 号

定 員：180 名

施設内容：児童福祉法第 24 条に基づき、保育所における保育を行う。

「延長保育事業」等の特別保育事業を行う。

(2) 指定期間

平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：社会福祉法人 北九州市福祉事業団

所 在 地：北九州市八幡東区中央二丁目 1 番 1 号

主な業務内容：

・北九州市社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的として第 1 種社会福祉事業、第 2 種社会福祉事業を行う。

・その他の業務

(4) 指定管理者への応募状況

・募集要項配布：8 団体

・説明会参加：4 団体

・現地説明会参加：3 団体

・応募件数：1 団体（社団福祉法人 北九州市福祉事業団）

(5) 評価結果

評価項目	事業団
1 - (1)保育業務についての知識及び経験	22
1 - (2)安定的な運営(運営内容について)	28
1 - (3)安全管理、事故防止	5
1 - (4)個人情報の保護管理	3
2 経費についての評価	20
合 計	78

陣原保育所

(1) 施設概要

名 称：北九州市立陣原保育所

所 在 地：北九州市八幡西区陣原三丁目 23 番 9 - 201 号

定 員：120 名

施設内容：児童福祉法第 24 条に基づき、保育所における保育を行う。

「延長保育事業」等の特別保育事業を行う。

(2) 指定期間

平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：社会福祉法人 北九州市保育事業協会

所 在 地：北九州市八幡東区中央二丁目 1 番 1 号

主な業務内容：

- ・利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援するため、第 2 種社会福祉事業を行う。
- ・その他の業務

(4) 指定管理者への応募状況

- ・募集要項配布：8 団体
- ・説明会参加：3 団体
- ・現地説明会参加：3 団体
- ・応募件数：2 団体((社福)北九州市保育事業協会、A 団体)

(5) 評価結果

評価項目	事業協会	A 団体
1 - (1)保育業務についての知識及び経験	22	13
1 - (2)安定的な運営(運営内容について)	24	19
1 - (3)安全管理、事故防止	5	3
1 - (4)個人情報保護管理	3	1
2 経費についての評価	20	20
合 計	74	56

千防保育所

(1) 施設概要

名 称：北九州市立千防保育所

所 在 地：北九州市戸畑区浅生二丁目 1 番 2 号

定 員：120 名

施設内容：児童福祉法第 24 条に基づき、保育所における保育を行う。

「延長保育事業」等の特別保育事業を行う。

(2) 指定期間

平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：社会福祉法人 北九州市保育事業協会

所 在 地：北九州市八幡東区中央二丁目 1 番 1 号

主な業務内容：

- ・利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援するため、第 2 種社会福祉事業を行う。
- ・その他の業務

(4) 指定管理者への応募状況

- ・募集要項配布：8 団体
- ・説明会参加：4 団体
- ・現地説明会参加：4 団体
- ・応募件数：3 団体((社福)北九州市保育事業協会、A 団体、B 団体)

(5) 評価結果

評価項目	事業協会	A 団体	B 団体
1 - (1)保育業務についての知識及び経験	22	13	9
1 - (2)安定的な運営(運営内容について)	23	19	18
1 - (3)安全管理、事故防止	5	3	3
1 - (4)個人情報保護管理	3	1	5
2 経費についての評価	20	20	20
合 計	73	56	55

北方保育所

(1) 施設概要

名 称：北九州市立北方保育所

所 在 地：北九州市小倉南区北方二丁目 16 番 10 号

定 員：150 名

施設内容：児童福祉法第 24 条に基づき、保育所における保育を行う。

「延長保育事業」等の特別保育事業を行う。

(2) 指定期間

平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：社会福祉法人 北九州市小倉社会事業協会

所 在 地：北九州市小倉南区重住一丁目 8 番 20 号

主な業務内容：

- ・利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援するため、第 1 種社会福祉事業、第 2 種社会福祉事業を行う。
- ・その他の業務

(4) 指定管理者への応募状況

- ・募集要項配布：10 団体
- ・説明会参加：5 団体
- ・現地説明会参加：5 団体
- ・応募件数：2 団体((社福)北九州市小倉社会事業協会、A 団体)

(5) 評価結果

評価項目	事業協会	A 団体
1 - (1)保育業務についての知識及び経験	22	13
1 - (2)安定的な運営(運営内容について)	27	19
1 - (3)安全管理、事故防止	5	3
1 - (4)個人情報の保護管理	3	1
2 経費についての評価	20	20
合 計	77	56

なお、1 施設につき複数の応募があった場合、評価結果において北九州市のホームページでは、「評価結果においては、団体名が特定されると、当該指定管理者の募集結果でしかないにもかかわらず、団体の実力全体を示しているという誤解を与えかねないため、選定されなかった団体を匿名としている。」として、選定されなかった団体名については公表していない。

・ < 契約に関する意見 >

28. 委託契約（随意契約）に関する公正な競争の確保について

（1）予定価格算定の見積業者が、全て契約先となっていることについて

平成 18 年度の「保育所の統廃合（建設・設備）事業」に関する 5 万円超の随意契約（特命随意契約除く）16 件の契約を抽出して、その内容を検討したところ、

A) 予定価格算定のため見積書を入力した業者にて契約が成立

B) 予定価格算定のため見積書の日付と契約日が同一日

といった内容のものがあった。件数については、（表 - 49）のとおりとなっている。

（表 - 49）

内容		件数
（予定価格算出のため業者より見積書を入力）		
A) 予定価格算定のため見積書を入力した業者にて契約が成立 B) 予定価格算定のため見積書の日付と契約日が同一日		4 件
A) 予定価格算定のため見積書を入力した業者にて契約が成立 （見積書と契約書の日付は相違している）		1 件
A) 予定価格算定のため見積書を入力した業者にて契約が成立 （見積書に日付の記載なし）		9 件
	小計	14 件
（予定価格を市側が積算したケース）	-	2 件
	合計	16 件

（注）個々の契約がどの内容に該当するかは、（表 - 51）の右欄に 、 、 、
- のマークを記載している。

「A）予定価格算定のため見積書を入力した業者にて契約が成立」

というケースが、予定価格算出のため業者より見積書を入力した契約件数 14 件中 14 件と全てであった。

市の担当者に聞いたところ、

「予定価格算定のため、業者より参考見積書を徴収している。その後 2 人以上の

者から見積書を徴収し、価格が最低の者を契約の相手方として選定したが、結果的に参考見積書を徴収した業者が最低価格であった。」

とのことであった。

随意契約が認められる少額の契約については、まず特定の一業者より参考見積書を入手して予定価格を算定し、その後、あらためて予定価格算定のために参考見積書を入手した業者と別の業者から再度見積書を徴求し、いずれか価格が最低の者を契約の相手方として選定することとなっている。特定の一業者からの見積もりだけでは、契約金額が業者の言い値となる危険性があるし、少額の契約ということで競争入札は不要ではあっても、相見積もりをとることにより、2業者以上の競争原理が働くことが期待されているからである。

相見積もりが意図的に行われていなければ、先に見積書を入手した業者と後から見積書を入手した業者とでどちらが金額の低い見積書になるかは、50%の確率である。しかしながら、チェックした契約件数14件のうち全ての契約で、最初の予定価格算定のために参考見積書を入手した業者が、その後の相見積もりにおいても、もっとも金額の低い業者となり、契約の相手先になっていた。例えば、最初の参考見積書を入手する業者を決定した時点で、北九州市が何らかの方法で、もっとも価格の低い業者を把握し、その業者から参考見積書を徴求したり、もしくは見積もり業者同士の話し合いが行われたりと、特定の条件がない限り、100%の確率で最初に参考見積書を入手した業者が契約の相手先になるのは極めて不自然であり、結果として少しでも競争原理を導入するための相見積もりが形骸化していると思われる。

北九州市としては、結果的に、最初に参考見積書を徴求した業者が例外なく契約業者となっており、相見積もりの効果がまったく発揮されていない事実を認識し、契約過程において承認を与える上級管理者の段階等で、

- ・見積書を入手する業者の選定が適切に行われているか
- ・契約担当者と業者との間に特別の関係が無いか
- ・見積もり業者同士の話し合いが行われた形跡はないか

などを確認し、その原因内容を調査すべきであったといえる。

指名競争入札が不要な少額の契約は、金額は少額であっても件数は非常に多く、北九州市にとってもそのチェックは重要な意義を持つ。北九州市の契約チェック体制が適正に行われているのか疑問が残る。

「B) 予定価格算定のための見積書の日付と契約日が同一日」

というケースについては、見積書に日付自体がないものが多かったため、A)のケースよりも件数は少ないが、予定価格算出のため業者より見積書を入手した契約のうち、見積書に日付の記載のあった契約書の件数5件中4件と8割を占めてい

る。

随意契約の一般的な流れは、
仕様書の作成
予定価格の積算
業者選定（見積書の徴収）
契約締結
といった流れとなる。

通常取引において、見積書を入手し内容を吟味するとともに契約を締結するまでには複数人が見積書の内容が業務内容に適合しているか検討し、予定価格が適切な水準であるかチェックを行い、その後に入手した相見積もりがいずれも業務に適合したものであるかをチェックし、契約のための支出負担行為書に必要な書類が揃っているかなど、様々なチェックや手続が行われるのであるから、一定期間必要なのが通常である。しかし、見積書と契約日が同一日であれば、契約の検討を行う時間は極めて限られたものとなり、十分なチェックをする時間が確保できていないのではないかと、もしくは、十分なチェックが行われていないのではないかと疑問が残る。見積書の内容チェックやコスト削減の余地がないか市の担当課で詳細に議論していれば、見積日と同一日に予定価格を決め、契約承認手続を終了させ、即日に契約書締結にまでこぎつけるのは難しいと思われる。

しかも、見積書の金額と同一の金額で契約を締結しているのが、契約件数 19 件のうち 10 件と多数見受けられ、金額内容についても、市がチェックしていたのか疑問が残る。金額の多寡にかかわらず、費用の削減余地がないかどうかチェックするとともに、コスト削減および内容変更を要すべき点がないか検討するのは市としての当然の責務である。

(2) 相見積もりの際の見積書の明細項目が金額を除き、一言一句同じものが散見されることについて

見積書の内容については、業者が契約内容に応じて個々に作成するものであり、明細項目の文言等に似たものはあっても、全く同じ文言の見積書が提出されるとは考えにくい。相見積もりの際の見積書の明細項目が金額を除き、一言一句同じものが散見された。

サンプルとして、以下に契約 No12 の見積明細書の内容を記載する。当該契約においては 4 業者から相見積もりを入手しているが、すべての見積書において、「名称」、「種別・形状」、「数量」、「単位」まで、全て同じ内容であった。

(表 - 50) < 契約 No12 母子福祉センター構造診断業務委託 >

名称	種別・形状	数量	単位
構造診断（構造計算書無しの場合）			
直接業務費			
直接人件費			
準備打合せ		1	業務
構造計算チェック	ラーメン構造鉄筋コンクリート造 2 階建 (714 m ²)	1	棟
報告書作成		1	式
	直接人件費		
材料費			
	材料費等	1	式
	直接業務費（直接人件費 + 材料費）		計
間接業務費			
諸経費			
技術経費			
	間接業務費		計
	直接業務費 + 間接業務費		合計

市の担当者によると、「見積書については、各見積業者に仕様書を提示し、仕様書の内容に沿った見積を提示するように求めている。見積書の細目内容が各業者によって、同一であった点については記載方法等について業界等で決まり又はフォームがあるという風に理解しておりました。」とのことであり、見積書の内容チェックが徹底していなかったことは明らかである。見積書の内容については、業者が契約内容に応じて個々に作成するものであるから、明細項目等似ているものはあっても全く同じ見積書が提出されるのは不自然であり、業者間での談合を疑わせる可能性が無いが、市としての正当な注意義務を働かせてチェックすべきであった。

以上のように、平成 18 年度の「保育所の統廃合（建設・設備）事業」に関する随意契約（特命随意契約除く）のうち

A) 予定価格算定のため見積書を入手した業者にて契約が成立

B) 予定価格算定のための見積書の日付と契約日が同一日

と言った点においては、契約過程において競争原理が働いているのかおよび市の契約チェック体制が適正に行われているのか疑問が残る。

また、見積書において、相見積もりの際の見積書の明細項目が金額を除き、一言一句同じものが散見された件に関しては、業者間の談合により、既に落札業者が決まっていることはないのか、市としての正当な注意義務を働かせてチェックすべきであったといえる。

平成 18 年度の「保育所の統廃合（建設・設備）事業」に関する随意契約について、談合を疑わせる事実といえ、市として何もこれに関して問題意識を抱かなかったとすれば、市のチェック体制の不備といえよう。

今後早急に原因究明するとともに、市の契約チェック体制を整備する必要があるといえる。

なお以下(表 - 51)において、今回内容を検討した契約の詳細を記載しておく。

(表 - 51)

平成 18 年度の委託契約（「保育所の統廃合（建設・設備）事業」）一覧
（契約金額 5 万円超および特命随意契約除く）

契約 No	契約名	内容	(参考) 業者名 見積日 金額(税抜)	(契約時) 契約業者 契約日 契約金額(税抜)	-
1	旧小石保育所 樹木伐採業務 委託	随意	(株)A 社 日付：H18.10.18 金額：227,000 円	(株)A 社 日付：H18.10.18 金額：227,000 円	-
2	旧北方西保育 所園庭測量及 び実施設計業 務委託	随意	予定価格について は、北九州市が積 算。	(株)B 社 日付：H18.10.12 金額：600,000 円	-
3	旧井堀保育所 跡地草刈業務 委託	随意	草刈業務は、本市条 例により、保健福祉 局が平米単価を設 定しているため予 定価格の算定が不 要。	(株)A 社 日付：H18.9.7 金額：81,750 円	-

契約 No	契約名	内容	(参考) 業者名 見積日 金額(税抜)	(契約時) 契約業者 契約日 契約金額(税抜)	-
4	春の町保育園 用地東側法面 草刈業務委託	随意	(株)A社 日付：日付無し 金額：165,000円	(株)A社 日付：H19.2.15 金額：165,000円	
5	旧北方西保育 所樹木加工業 務委託	随意	C社 日付：日付無し 金額：188,600円	C社 日付：H19.3.1 金額：188,600円	
6	旧小石保育所 敷地測量業務 委託	随意	(株)D社 日付：H18.10.2 金額：700,000円	(株)D社 日付：H18.10.2 金額：670,000円	
7	(仮称)若松 統合保育所新 築工事に伴う 家屋事前調査 業務委託	随意	(株)E社 日付：日付無し。 金額：790,000円	(株)E社 日付：H18.9.1 金額：752,000円	
8	吉野町分筆登 記に係る用地 測量業務委託	随意	(株)F社 日付：日付無し。 金額：805,000円	(株)F社 日付：H18.4.3 金額：805,000円	
9	若松区西園町 195-1 用地測 量業務委託	随意	(株)G社 日付：日付無し。 金額：576,544円	(株)G社 日付：H18.9.1 金額：549,000円	
10	うさぎ保育所 用地草刈業務 委託	随意	(株)A社 日付：H18.9.6 金額：200,300円	(株)A社 日付：H18.9.6 金額：200,300円	
11	高坊保育園隣 接市有地除草 業務委託	随意	(株)A社 日付：日付無し。 金額：105,000円	(株)A社 日付：H18.7.3 金額：105,000円	
12	母子福祉セン ター構造診断 業務委託	随意	(株)H社 日付：日付無し。 金額：470,000円	(株)H社 日付：H18.12.11 金額：470,000円	
13	西園町保育所 予定地測量業 務委託	随意	(株)D社 日付：H18.3.20 金額：467,000円	(株)D社 日付：H18.5.1 金額：450,000円	

契約 No	契約名	内容	(参考) 業者名 見積日 金額(税抜)	(契約時) 契約業者 契約日 契約金額(税抜)	-
14	戸畑幼稚園解体工事に伴う家屋事前調査業務委託	随意	(株)H社 日付：日付無し。 金額：550,000円	(株)H社 日付：H18.5.30 金額：550,000円	
15	旧北方西保育所吹付け材採取分析業務委託	随意	I社(株) 日付：H18.6.22 金額：212,000円	(株)I社 日付：H18.6.22 金額：212,000円	
16	旧北方西・旧北方南保育所廃棄物処理業務委託	随意	J社(株) 日付：日付無し。 金額：935,000円	J社(株) 日付：H18.7.21 金額：935,000円	

(意見 - 40) 委託契約(随意契約)に関する公正な競争の確保について

随意契約が認められる少額の契約については、まず特定の一業者より参考見積書を入手して予定価格を算定し、その後予定価格算定のために参考見積書を入手した業者と別の業者から再度見積書を徴求し、いずれか価格が最低の者を契約の相手方として選定することとなっている。そこで、平成18年度の「保育所の統廃合(建設・設備)事業」に関する随意契約(特命随意契約除く)16件をチェックしたところ、

A) 予定価格算定のため見積書を入手した業者にて契約が成立

B) 予定価格算定のための見積書の日付と契約日が同一日

という契約があった。

まず、A)のケースについては、チェックした契約件数14件のうち全ての契約で、最初の予定価格算定のために参考見積書を入手した業者が、その後の相見積もりにもかかわらず、もっとも金額の低い業者となって、全ての契約で契約の相手先になっており、相見積もりによる競争原理が公正に働いていないと判断せざるを得ない。

北九州市としては、結果的に、全ての契約において参考見積書を徴収した業者がそのまま契約業者となっている事実を認識するとともに、市として見積書を入手する業者の選定が適切に行われているか、その原因内容を調査すべきであった

といえる。

また、B) のケースについては、通常取引において、見積書を入手し内容を吟味するとともに契約を締結するまでには一定期間必要なのが通常である。見積書と契約日が同一日といったケースは通常取引においては考えにくく、契約の内容について、十分なチェックが行われたとはいいがたい。

また、見積書の明細項目が金額を除き、一言一句同じものが散見されたことについても、契約内容のチェックが十分ではなかった証拠である。見積書の内容については、業者が契約内容に応じて個々に作成するものであり、明細項目等似ているものはあっても全く同じ見積書が提出されるのは不自然である。

市の担当部署は、以上の事実について疑問を持つとともに、業者間での談合を疑わせる可能性が無いか、問題意識を抱くべきであったといえる。

もし、そのような意識すら抱かなかつたとすれば、市のチェック体制の不備であるといえよう。

29. 給食調理業務委託の指名競争入札参加制限について

(1) 競争入札について

競争入札とは、売買・請負契約などにおいて最も有利な条件を示す者と契約を締結するために、複数の契約希望者に内容や入札金額を書いた文書を提出させて、内容や金額から契約者を決める方法をいう。地方公共団体が業務を委託する場合、原則として競争入札により委託先を決めなければならない。競争入札には一般競争入札と指名競争入札があり、入札によらずに行う契約を随意契約というが、随意契約は競争入札ができない場合、競争入札を実施することで地方公共団体に不利となる場合などに限られる。

ここで、一般競争入札とは、入札情報を公告して一般から広く参加申込を募り、希望者同士の公正な競争により、契約者を決める方法をいう。また、指名競争入札とは、一般から参加申し込みを受けるのではなく、発注者側が指名した者同士での公正な競争により、契約者を決める方法をいう。

原則としてはより公正な競争が期待できる一般競争入札を実施すべきとされているが、次の場合にだけ、例外的に指名競争入札を実施することも認められている。

契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合（会計法第 29 条の 3 第 3 項、地方自治法施行令第 167 条第 1 項第 2 号）

一般競争に付することが不利と認められる場合（会計法第 29 条の 3 第 3 項、地方自治法施行令第 167 条第 1 項第 3 号）

契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合（会計法第29条の3第5項）

したがって、指名競争入札を実施した場合でも、広く入札への参加を募り、希望者同士の公正な競争が行われるように努める必要がある。

（2）給食調理業務委託の入札制限について

北九州市の公立直営保育所では、原則として正規職員である保育所調理員が給食調理業務に従事している。北九州市としては、サービスの向上と経費削減とを目的として、直営業務となっている給食調理業務を、順次、民間業者に委託する方針である。

平成18年4月時点では25箇所の公立直営保育所のうち、給食調理業務を直営としている保育所が23箇所、委託しているのが2箇所である。平成11年4月から穴生保育所（定員90名）において、平成12年4月から堂山保育所（定員90名）において給食調理業務の民間委託が行われている。もともと他の公立直営保育所と同じく、給食調理業務は直営業務として行われていたが、市の職員である保育所調理員の退職に伴い、2名欠員が生じた時点で民間業者に委託することとなったもので、それぞれ、契約期間を3年間（平成18年4月1日から平成21年3月31日まで）として給食調理業務を委託することになっており、委託する業者は指名競争入札によって決定されている。

3年間まとめて委託するメリットは委託業者に業務についてのノウハウが蓄積され、効率的で効果的なサービスの提供が期待できることや、3年間でまとめて委託することで、委託料を低く抑えることが可能であること等が挙げられる。一方で、3年間まとめて行えば、委託業務の契約金額は高額になるから、当然のことながら、指名競争入札は公正かつ効果的に行われなければならない。

そこで、北九州市立堂山保育所給食調理業務委託契約と北九州市立穴生保育所給食調理業務契約の支出負担行為書等を入手し、指名競争入札の実施状況を検討した。

すると、「北九州市立堂山保育所給食調理業務委託契約に係る指名競争入札の実施について」の入札方針には、

「同日に先行して行われる「北九州市立穴生保育所給食調理業務」での落札者はこの入札への参加を辞退するものとする」

との文言があった。要するに、一方の調理業務を落札した業者が、もう一方の調理業務の入札に参加できないような規定が設けられているのである。

この方針により、「北九州市立穴生保育所給食調理業務」を落札したC社は「北九州市立堂山保育所給食調理業務」の入札に参加できなかった。

結果として、北九州市立堂山保育所給食調理業務の落札金額は、北九州市立穴

生保育所給食調理業務の落札金額よりも、割高となってしまった。穴生保育所と堂山保育所の給食調理業務契約にかかわる落札結果は以下のようになった。

北九州市立穴生保育所給食調理業務

入札参加者	入札額	結果
A社	23,760,000円	
B社	23,040,000円	
C社	21,564,000円	落札

北九州市立堂山保育所給食調理業務

入札参加者	入札額	結果
A社	22,680,000円	落札
B社	23,400,000円	
C社	参加不可	

いずれも他に入札を辞退した業者が1社あった。

2つの給食調理業務は、同じ種類の業務であり、予定価格も同額であることから、北九州市立穴生保育所給食調理業務を落札した業者が、もう一方の、北九州市立堂山保育所給食調理業務の入札にも参加できていれば、当然のことながら、同一業者が落札できた可能性は高い。

だとすると、北九州市にとって、有利な金額で委託できたはずである。参加していない業者の入札額なので、推定に過ぎないが、C社が北九州市立穴生保育所給食調理業務の落札額とまったく同額で、北九州市立堂山保育所給食調理業務に入札したとしても、 $(22,680,000円 - 21,564,000円) = 1,116,000円$ は低い金額で委託できたはずであるし、一方を落札できなかったA社が5%程度、入札価格を下げて入札に臨んできたことを考慮すれば、さらに落札金額は低くなった可能性もある。

そもそも、ある委託業務を低価格で落札した業者を、他の委託業務の入札から排除するように制限を加えるのは、広く参加申込を募り、希望者同士の公正な競争を行うべき競争入札の理念に反する。指名競争入札であっても広く入札への参加を募り、希望者同士の公正な競争が行われるように努める必要があるのだから、入札の参加に不要な制限を設けるべきではない。

そこで、このように、「同日に先行して行われる「北九州市立穴生保育所給食調理業務」での落札者はこの入札への参加を辞退するものとする」とした理由を北九州市に質問したところ、以下のような回答であった。

調理業務委託を行うにあたっては「コストを抑える」ことに加えて、「市側のリスクを抑える」ことが必要。

仮に、今回の入札、同一業者が2箇所（穴生保育所、堂山保育所）落札した場合、落札業者は

- ・ 相当の経験を有する「栄養士2名、調理師2名」を確保する
- ・ 「2箇所同一のスケジュール」で引継ぎを実施する

必要がある。

保育所給食の重要性を考慮すると、これらを万が一履行できない場合、市側に大きな負担（リスク）が発生する。このため、行政として、今回の条件を付すると判断したもの。

しかしながら、このような地方公共団体の契約をとりまくリスクは、何も調理業務委託に限ったことではなく、他の契約にも存在するリスクである。そのために北九州市はもちろん、地方公共団体では連帯保証人制度を設けており、受託業者が倒産したり、業務を履行しなかったりといったリスクを回避するために、落札者とは別の業者を連帯保証人として契約している。もしも、落札者が契約を履行しない、もしくはできない場合には、連帯保証人に契約を履行させればよいのである。

給食調理業務が民間業者にとって、経験のない初めての業務であれば、そのリスクが高くなる可能性はあるが、給食調理業務を委託することは、民間認可保育所では北九州市内において4箇所で行われており、入札参加業者のうち2社は、すでに複数の民間認可保育所から給食調理業務を受託している業者である。2箇所の公立直営保育所の給食調理業務を受託すること自体、困難であるとは考えられない。複数の給食調理業務を受託している企業にとって、人員の確保などは当然の業務に過ぎないにもかかわらず、経験を有する「栄養士2名、調理師2名」を確保することに特段のリスクがあるとする北九州市の判断には疑問を感じざるを得ない。また、「2箇所同一のスケジュールで引継ぎを実施する」のであれば、なおさら複数の業者よりも一つの業者に絞り込んだほうが合理的かつ経済的であると思われるので、入札制限を設ける理由にはならないと判断する。

以上のように北九州市が挙げる理由は、わざわざ入札参加資格そのものに制限を設ける理由として、不十分であることは明らかである。競争入札の意義を考慮すれば、他の契約で低い入札価格を提示した業者を排除し、もともと多くはない3社の入札参加者を2社に限定するのでは、何のために競争入札を実施したのかわからなくなってしまう。公正な競争を図るためには他の契約を落札した業者も含めて入札をすべきであった。

また、このような制限を認めれば、競争入札を実施しなければならないにもかかわらず、競争原理を排除して特定の業者に業務を委託したいという意図が働いた場合に、このような制限を悪用される虞がある。例えば、指名業者が3社しかない状態で、特定の業者に業務を委託したいとの意図が働いた場合、この制限がなければ、特定の業者が落札する割合は3分の1しかないが、この制限を設けることで特定の業者が落札する割合を2分の1までに一気に引き上げることができるのである。

指名競争入札は発注者側が入札参加業者を指名するのであるから、既に、その時点で競争に制限を加えていることになる。そうして発注者側が指名した業者の入札に、さらに不要な制限を設けることを認めれば、競争入札に不正な意図が入り込むことになりかねない。指名競争入札は一定の条件の下で認められた、例外的な入札方法であることを再認識し、他の契約で落札した業者を入札から排除するといった不要な制限を設けることなく、公正な競争が行われるように図られたい。

(意見 - 41) 給食調理業務委託の指名競争入札参加制限について

公立直営保育所のうち、穴生保育所と堂山保育所では給食調理業務の委託が行われている。

委託先の決定のために、指名競争入札が行われているが、「北九州市立堂山保育所給食調理業務委託契約に係る指名競争入札の実施について」の入札方針には、「同日に先行して行われる「北九州市立穴生保育所給食調理業務」での落札者はこの入札への参加を辞退するものとする」との規定が設けられており、一方の調理業務を落札した業者が、もう一方の調理業務の入札に参加できないことになっている。結果として、北九州市立堂山保育所給食調理業務の落札金額は、北九州市立穴生保育所給食調理業務の落札金額よりも、割高となってしまった。

もしも、落札者が契約を履行しない、もしくはできない場合には、連帯保証人に契約を履行させればいいし、入札参加業者のうち2社は、すでに複数の民間保育所から給食調理業務を受託している業者であるから、他の契約と比較して給食調理業務委託契約が特別にリスクの高い契約というわけでもない。競争入札の意義を考慮すれば、他の契約で低い入札価格を提示した業者を排除して競争原理を制限するのではなく、公正な競争を図るためには他の契約を落札した業者も含めて入札をすべきであった。

指名競争入札は発注者側が入札参加業者を指名するのであるから、既に、その時点で競争に制限を加えていることになる。そうして発注者側が指名した業者の入札に、さらに不要な制限を設けることを認めれば、競争入札に特定の業者の落札可能性を高めたいとの不正な意図が入り込むことにもなりかねない。指名競争

入札は一定の条件の下で認められた、例外的な入札方法であることを再認識し、他の契約で落札した業者を入札から排除するといった不要な制限を設けることなく、公正な競争が行われるように図られたい。

30. 給食調理業務委託の予定価格の積算について

平成 18 年 4 月時点では 25 箇所¹の公立直営保育所のうち、穴生保育所と堂山保育所において給食の委託が行われているが、その委託契約の期間と委託料は以下のとおりである。

(表 - 52) 給食調理業務委託

	期間	委託料
北九州市立堂山保育所給食調理業務委託	平成 18 年 4 月 1 日 ~ 平成 21 年 3 月 31 日	23,814,000 円 (税込み)
北九州市立穴生保育所給食調理業務委託	平成 18 年 4 月 1 日 ~ 平成 21 年 3 月 31 日	22,642,200 円 (税込み)

当該業務の積算根拠資料を見ると、予定価格は、過去の毎月の実績単価を算定基礎としている。

(表 - 53) 算定基礎

	月額	年額 (税抜き)	年額 (税込み)
平成 18 年度	640,000 円	7,680,000 円	8,064,000 円
平成 19 年度	640,000 円	7,680,000 円	8,064,000 円
平成 20 年度	640,000 円	7,680,000 円	8,064,000 円
合計		23,040,000 円	24,192,000 円

地方公共団体が業務を委託する場合、原則として競争入札により委託先を決めることになっているが、競争入札を実施する場合、もっとも重要な要素の一つが予定価格の算定である。例えば、競争入札では、予定価格以内で最も低廉な価格の入札を落札としなければならないが、それでも落札できない場合は随意契約によることができる²とされており、競争入札にとって予定価格はもっとも重要な要素である。また、一般競争入札が原則とされているものの、指名競争入札も、一般競争に付することが不利な場合や予定価格が少額である場合などには認められており、国は指名競争ができる予定価格の限度額を定めている。一方では落札価格が予定価格よりも著しく低い場合には、品質を無視した低価格入札 (ダンピング) の可能性があり、予定価格を基準として、落札価格が著しく低い場合、国は、そのような低価格で契約が履行可能かどうかを調査する低価格調査制度を導入しており、適切な積算によって予定価格が算定されなければ、このような制度が十分に機能しない可能性がある。

このように、予定価格は入札の際の基準となる価格であるから、明らかな算定根拠のもと、適切に算定されなければならない。適切に算定されていない場合は、入札参加者の入札価格が異常に高いのか低いのか、適切か不適切か、判断することができなくなる。委託契約における予定価格の場合、その委託業務の内容を考慮して、業務にかかる費用を具体的に積み上げて、客観的な金額も参考にしながら算定されなければならないし、通常、他の業務委託の予定価格はそのように算定されている。

しかし、給食調理業務委託の予定価格は、毎月の委託料のみを基準として積算されている。ここで、毎月の委託料を算定する場合、その具体的な根拠が必要であるが、今までの実績から概ね必要と思われる金額を毎月の委託料としているだけで、委託業務内容を具体的に考慮して積算している訳ではない。

当該業務の積算を行うには、給食調理業務について受託業者と北九州市の費用負担区分が明確になっている必要がある。そこで、契約書等には以下のように費用負担区分が明確に定められている。

北九州市負担区分
・調理用機器、調理用消耗品 ・食器類（コップ、箸等含む） ・衛生用品 / 調理業務に際して衛生管理を要するもの（消毒液、洗剤、トイレトーパー、ペーパータオル、使い捨て手袋、マスク等） ・食材料費 ・伝票類（発注伝票等） ・調理室清掃用機器、調理室清掃用消耗品 ・光熱水費 ・業務に関する電話
受託業者負担区分
・衛生用品 / 調理業務従事者が個人的に使用するもの（救急絆創膏、薬等） ・健康診断（採用時及び年1回） ・検便（採用時及び月1回以上、0 - 157、サルモネラ、赤痢菌群） ・白衣、スモック（市規定のものと同品以上）、履物等 ・研修費 ・人件費 ・事務所管理費 ・営業所経費

受託業者負担となっている費用を見てみると、いずれも給食調理業務に欠かせない重要な費用である。単に過去の実績から推定される月額を基準として年間委託料を見積もるだけでは、これらの費用が、それぞれどの程度かかると見積もられているのかまったく不明であり、適切な予定価格が決定されたとはいえない。

まず、適切に委託料の積算を行うには、委託業務の内容を考慮し、受託業者負担区分の費用が年間でどれくらいの費用がかかるのか、具体的な根拠を示して積算し、人件費や研修費や健康診断費といった、いわゆる直接費用を算定しなければならない。その上で、直接費用に対して何%かを掛けることによって、事務所管理費や営業所経費などの間接的な費用を積算すべきである。

給食材料費は北九州市負担であるから、当該委託業務にかかわる費用のほとんどは人件費ではあるが、衛生用品、健康診断、検便、研修費など、当該業務に直

接的に必要な費用については人件費とともに、直接必要と思われる費用を積算し、その上で、事務所管理費や営業所経費を見積もるべきである。

(意見 - 42) 給食調理業務委託の予定価格の積算について

競争入札にとって、予定価格は重要な要素であり、落札価格が妥当な金額かどうかを判断する重要な基準である。適切な競争入札を行うためには、明らかな算定根拠のもと、業務にかかる費用を具体的に積み上げて予定価格を適切に算定しなければならない。

しかし、給食調理業務委託の予定価格は、毎月の委託料を基準として積算されているが、毎月の委託料は、今までの実績から概ね必要と思われる金額であって、委託業務内容を具体的に考慮して積算している訳ではない。

受託業者負担となっている費用は、いずれも給食調理業務に欠かせない重要な費用であり、単に過去の実績から推定される月額を基準として年間委託料を見積もるだけでは、これらの費用が、それぞれどの程度かかると見積もられているのかまったく不明であり、適切な予定価格が決定されたとはいえない。

どの委託契約でも行われているように、予定価格の積算を行うには、委託業務の内容を考慮し、受託業者負担区分の費用が年間でどれくらいの費用がかかるのか、具体的な根拠を示して積算し、人件費や研修費や健康診断費といった、いわゆる直接費用を算定しなければならない。その上で、直接費用に対して何%かを掛けることによって、事務所管理費や営業所経費などの間接的な費用を積算し、北九州市として、業者による落札価格が妥当な金額かどうか判断するための基準となりうる適切な予定価格を算定されたい。

・ < 保育料の収納事務に関する指摘と意見 >

(保育料の収納事務の概要)

(1) 歳入の目的、内容

保育料は、保育所運営事業に充てるため児童福祉法第 56 条第 3 項の規定により本人または扶養義務者から、負担能力に応じて徴収する負担金である。入所と同時に納付義務が生じ、保育料は児童の年齢および父母等扶養義務者の前年分の所得税額、前年度分の市民税額によって北九州市児童福祉措置費等徴収規則別表第 1 (表 - 54) に基づき決定される。保育料の決定に際し A (生活保護世帯) から D10 (前年度所得税額 459,000 円以上の世帯) の 14 区分がなされている。A (生活保護世帯) からは徴収額はなく、前年度所得税額 459,000 円以上の世帯からは 59,300 円 (月額) を徴収している (3 歳未満児の場合)。

(表 - 54) 保育所にかかわる徴収額表

各月の初日における入所児童に属する世帯の階層区分		徴収額 (月額)		
階層区分	定義	3歳未満児 円	3歳以上児 円	
A	生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0	0	
B	A階層及びD1からD10までの階層を除く前年度分の市町村民税非課税世帯	7,200	4,800	
C1	A階層及びB階層を除く前年度分の所得税非課税世帯	前年度分の市町村民税課税世帯のうち均等割のみの課税世帯	12,000	10,200
C2		前年度分の市町村民税課税世帯のうち所得割課税世帯	14,100	12,000
D1	A階層を除く前年度分の所得税課税世帯	所得税年額9,000円未満	17,100	15,600
D2		9,000円以上45,000円未満	21,600	20,200
D3		45,000円以上72,000円未満	28,400	25,500
D4		72,000円以上99,000円未満	33,200	29,800
D5		99,000円以上153,000円未満	39,900	30,400
D6		153,000円以上180,000円未満	43,800	30,900
D7		180,000円以上270,000円未満	49,800	31,300
D8		270,000円以上360,000円未満	52,800	31,500
D9		360,000円以上459,000円未満	55,800	31,700
D10		459,000円以上	59,300	32,300

(2) 担当課および徴収事務体制

保育料は毎月扶養義務者から徴収されており、ほとんどの扶養義務者が滞納なく納付しているが、一部、諸々の事由により期限までに納付されない保育料があ

る。納付されない保育料は収入未済額として別個に管理されているが、毎年度、多額の収入未済額が発生しており、滞納保育料の管理と回収は北九州市にとっても他の自治体と同様、重要な問題となっている。

北九州市では、通園している児童に対する滞納管理は各区役所の保健福祉課、卒園した児童に対する滞納管理は保育課にて行っている。したがって、卒園時には各区役所の保健福祉課で管理していた資料の写しを保育課へ引き継いでおり、以後は保育課にて管理が行われることになる。

また、保育課においては卒園した児童に対する滞納管理以外にも北九州市全体を統括する立場として各区役所の保健福祉課に対して徴収方針等の指導をすることとしている。

なお、通園している児童の保育料が滞納している場合には、保護者に接することが多い保育所長も区保健福祉課や保育課と連携して、保護者に対して納付指導を行っている。

(3) 収入事務の状況

平成 18 年度に調定を行った収納状況（平成 18 年度決算）は（表 - 55）のとおりである。平成 18 年度においては調定額 3,733,325,730 円に対して収入未済額が 58,504,660 円発生しており滞納率は 1.5%となっている。また、過年度からの収入未済額は平成 18 年度に 208,322,915 円繰り越されており、そのうち 51,075,978 円が徴収され 157,246,937 円が収入未済額として繰り越されている。過年度と平成 18 年度の収入未済額合計は 209,949,117 円となっている。

ここに、調定とは、地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、その内容を調査して収入金額を決定する行為であり、調定額とは、その決定した額をいう。

(表 - 55) 平成 18 年度保育料収納状況 (決算ベース)

区役所別 (現年度)

区別	調定額 (円)	収入済額 (円)	収入未済額 (円)	収納率 (%)	平成17年度5月末 との比較		平成16年度5月末 との比較	
					収納率 (%)	18年度 との増減	収納率 (%)	18年度 との増減
門 司	391,636,610	382,579,280	9,057,330	97.69	97.40	0.29	98.50	-0.81
小 倉 北	684,166,310	670,674,700	13,491,610	98.03	97.60	0.43	97.50	0.53
小 倉 南	839,560,030	828,437,940	11,122,090	98.68	98.60	0.08	99.00	-0.32
若 松	306,636,050	300,118,010	6,518,040	97.87	98.70	-0.83	99.00	-1.13
八 幡 東	319,023,920	313,363,950	5,659,970	98.23	97.40	0.83	98.50	-0.27
八 幡 西	907,650,810	897,076,940	10,573,870	98.84	97.70	1.14	98.50	0.34
戸 畑	284,652,000	282,570,250	2,081,750	99.27	98.70	0.57	99.00	0.27
合 計	3,733,325,730	3,674,821,070	58,504,660	98.43	98.00	0.43	98.50	-0.07

過年度

全 市	208,322,915	51,075,978	157,246,937	24.52	19.80	4.72	15.10	9.42
-----	-------------	------------	-------------	-------	-------	------	-------	------

+ (現年度 + 過年度)

全 市 合 計	3,941,648,645	3,725,897,048	215,751,597	94.53	94.30	0.23	94.30	0.23
------------	---------------	---------------	-------------	-------	-------	------	-------	------

収納未済額には不納欠損額 5,802,480 円を含む。

(4) 児童数・滞納者数

北九州市における各区の保育所に通園する児童数は(表 - 56)のとおりである。平成 18 年度においては児童数が 17,797 人在籍し平成 17 年度より 68 人少なくなっている。なお、平成 18 年度における滞納率は、年度中の措置児童数 19,072 人に対して、滞納者数 958 人(18 年度決算ベース)で滞納の割合は 5.0%であった。

(表 - 56) 区役所別管理児童数推移

(単位:人)

区別	措置児童数(各年度3月末時点)					平成18年度3月末時点 滞納者数
	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	
門 司	1,983	1,923	1,924	1,937	1,883	111
小 倉 北	3,355	3,392	3,432	3,336	3,338	255
小 倉 南	4,018	4,056	4,043	4,013	4,136	220
若 松	1,647	1,674	1,622	1,569	1,525	96
八 幡 東	1,381	1,445	1,422	1,461	1,415	81
八 幡 西	4,027	4,036	4,168	4,263	4,227	161
戸 畑	1,332	1,295	1,308	1,286	1,273	34
合 計	17,743	17,821	17,919	17,865	17,797	958

(5) 徴収業務の流れ

平成 18 年度末においては、過年度分も含めて 209,949,117 円の収入未済額が発生している。保育料が滞納する背景としては、世帯の経済状況の悪化以外に、「払わなくても保育所を退所させられることはない。」という保護者側のモラル低下もあると考えられる。経済的理由による保育料の滞納はともかく保護者の責任感の欠如による滞納の場合には給与、財産の差押等の厳しい措置をとることが必要である。

北九州市においては保育料の滞納に対する対応として、支払期日から 1 ヶ月経過分については、保健福祉総合システムから自動出力される督促状が保育所を通じて保護者に手渡される。

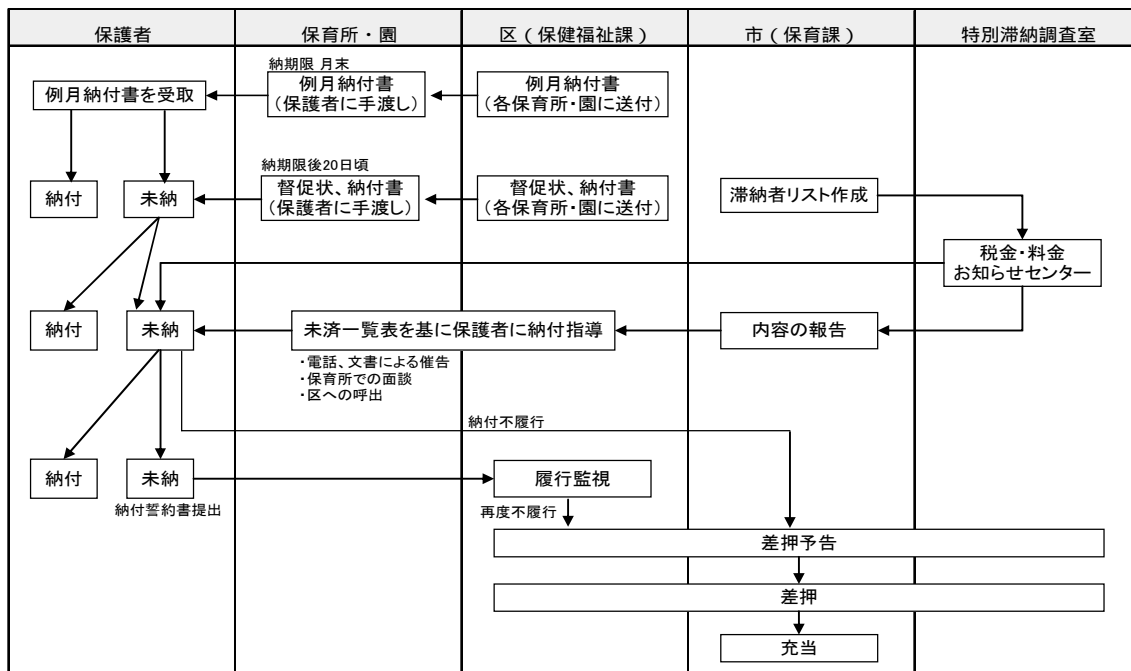
さらに平成 19 年 8 月からは、督促状送付後に納付の確認できない初期滞納世帯に対して、財政局特別滞納調査室に設置されている「北九州市税金・料金お知らせセンター」から納付勧奨を行っている。

支払期日から 3 ヶ月程度経過しても支払が行われない場合には、保護者から「納付誓約書・分割納付申請書」を入手することとしている。なお、地方自治法第 236 条第 1 項にて「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5 年間これを行わないときは、時効により消滅する。」と規定されており、保育料もこれに従い 5 年で時効を迎えることになるが、「納付誓約書・分割納付申請書」の入手が民法第 147 条第 1 項第 3 号の金銭債権の消滅時効の中断事由である「承認」に該当し、「納付誓約書・分割納付申請書」を入手した日をもって時効は中断することになる。

さらに悪質な滞納者に対しては、給与調査を行い給与の差し押さえ、財産の差し押さえに至ることもある。

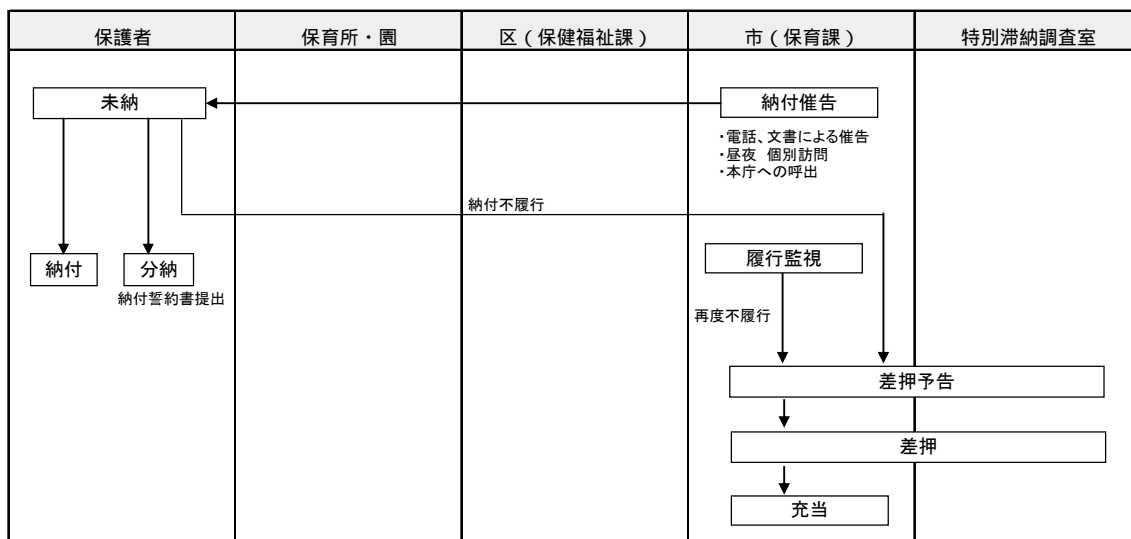
なお、平成 18 年度における滞納整理の業務フローは（表 - 57）のとおりである。

(表 - 57) 平成 18 年度 滞納整理フロー (現年度および過年度)



財務局特別滞納調査室に設置されている「北九州市税金・料金お知らせセンター」においては、税金の納付勧奨が主要な業務であるが、平成 19 年 8 月 16 日から保育料も併せて初期滞納者に対する納付勧奨を行っている。平成 19 年 8 月に行った納付勧奨では、平成 19 年 6 月の保育料が未納の世帯 (約 300 世帯) に対して納付勧奨を行っている。

(表 - 58)



31. 保育料の徴収方法について

保育料の徴収は口座振替のほか金融機関での納付、区役所や保育所への持込による方法がある。金融機関での納付や区役所の持込による場合には、保護者の仕事の都合や納付忘れ等により保育料の徴収が遅延し、ひいては滞納につながることもある。現に、平成19年3月分の保育料滞納件数に占める割合は、口座振替利用者が約43%、口座振替を利用していない者が約57%となっており、口座振替利用率が、79.3%であることを考えると口座振替を利用していない者が、口座振替利用者より保育料を滞納する傾向が見られるといえることができる。

したがって、延滞を発生させないようにするべく期日どおりに保育料を徴収するには口座振替による徴収が最も効果的かつ効率的であるといえる。平成18年度における北九州市全体の口座振替利用率は約79.3%であり、過去5年の口座振替利用率は(表-59)のとおりである。また、聞き取りによる他の政令指定都市の口座振替率は(表-60)のとおりである。

(表-59) 口座振替利用率推移表

年度	口座振替利用率
平成14年度	80.1%
平成15年度	80.0%
平成16年度	80.3%
平成17年度	79.3%
平成18年度	79.3%

(表-60) 平成18年度政令指定都市別口座振替利用率

札幌市	89.7%	静岡市	74.0%	大阪市	65.5%
仙台市	86.0%	新潟市	83.7%	神戸市	90.0%
さいたま市	87.4%	浜松市	96.3%	広島市	90.9%
千葉市	89.2%	名古屋市	96.7%	北九州市	79.3%
川崎市	85.0%	堺市	72.0%	福岡市	69.0%
横浜市	86.6%	京都市	90.0%		

(注) 名古屋市は公立保育所のみ利用率

担当者によれば、保育所入所の手続に際して保護者に口座振替を利用してもらうよう窓口で声掛けをしたり、保育料の納入方法の案内に口座振替を利用するよう強調して記載したりしているとのことであったが、過去5年間の推移を見ても特段の効果は認められない。また、他の政令都市と比較しても北九州市の口座振

替利用率を上回る政令指定都市が 12 市あることを鑑みると利用率の向上の余地は今後も十分にあると考えられる。

口座振替による納付は、安定した歳入の確保と徴収コストの削減につながるため、窓口での口座振替の利用への呼びかけ等を今後も積極的に実施すべきである。他の政令指定都市では利用率 90%程度の都市もあることを考慮し、例えば 90%程度を目標とするなど、更なる口座振替の利用の促進を図りたい。

(意見 - 43) 保育料の徴収方法について

保育料の徴収は口座振替のほか金融機関への振込、区役所への持込による方法が認められている。口座振替ならば、自動的に引き落とされるので、保育料の未納を予防する効果があるが、金融機関への振込や区役所への持込では納付忘れにより未納となる場合がある。そのため、保育料の未納を防止するためにも保育料の徴収は口座振替にて行うことが望まれる。平成 18 年度における北九州市全体の口座振替を利用している率は 79.3%であった。この数字は全 17 の政令指定都市と比較しても 13 番目の利用率であることを鑑みると口座振替利用率の向上の余地は十分にあると考えられる。

口座振替による納付は、安定した歳入の確保と徴収コストの削減につながるため、窓口での口座振替の利用への呼びかけ等を今後も積極的に実施すべきである。他の政令指定都市では利用率 90%程度の都市もあることを考慮し、例えば 90%程度を目標とするなど、更なる口座振替の利用の促進を図りたい。

32. 滞納保育料の消し込みについて

保育料の長期滞留が発生しているケースは主に生活困窮を理由によることが多い。このようなケースにおいては滞納額も長期、多額になっている場合が少なくない。そのため、滞納者は少しでもお金ができる都度 1 ヶ月分ずつの納付や分割納付により返済をしていくよう保育課では指導している。

保育料の滞納管理は保健福祉総合システムから毎月出力される「保育収入未済一覧」により行われている。「保育収入未済一覧」は各区役所の保健福祉課および保育課それぞれにおいて出力され管理資料として利用されている。保育所を卒園した滞納者を管理する保育課においては、長期滞留の多くを管理しているため、の「保育収入未済一覧」を閲覧したところ(表 - 61)のような事項が見受けられた。また、現場視察を行った小倉北区役所、小倉南区役所、戸畑区役所においても少なからず同様の事項があった。

(表 - 61) 滞納保育料の消し込みが古い順に行われていないケース

区	保育所	児童名	指摘事項
若松区	積徳保育所	A さん	平成12年度の債権があるにも関わらず、平成13年度の債権から消し込み
若松区	石峰保育所	B さん	平成13年度、平成17年度の債権があるにも関わらず平成17年度の債権から消し込み
若松区	石峰保育所	C さん	平成13年度11月の債権があるにも関わらず同年度12月の債権から消し込み
八幡西区	永犬丸保育所	D さん	平成12年度、平成15年度の債権があるにも関わらず平成15年度の債権から消し込み
小倉南区	徳吉保育所	E さん	平成12年度12月の債権があるにも関わらず、同年度2月の債権から消し込み
小倉南区	高倉保育所	F さん	平成9～13年度の債権があるにも関わらず、平成13年度の債権から消し込み

後述するが、保育料は地方自治法第 236 条第 1 項により保育料が滞納してから 5 年で時効により債権が消滅する。そのため、毎月の保育料を滞納しているケース、すなわち、保育料という毎月の債権が複数発生しているケースにおいて 1 ヶ月分の保育料を徴収した場合や保育料の一部を分割徴収した場合には、発生年月が古い債権から順次充当し、消し込み処理を行うことが必要である。

それにもかかわらず、(表 - 61) のように過年度の債権からではなく一番新しい債権から消し込みを行っている状況であった。これについて担当者に質問したところ、「滞納者が納付書での納付する際、送られた納付書を約束どおりの順番ではなく金融機関で納付するケース」などがあり、その場合には、やむを得ずその月分の保育料として充当しているとの回答であった。

北九州市は「納付誓約書・分割納付申請書」を作成し、未済保育料を一覧表に記入して、保護者から確認印をもらうこととしている。この「納付誓約書・分割納付申請書」が漏れなく入手されていれば、その保育料がいつのものか関係なく時効は中断するので、徴収した保育料を古いものから充当しても新しいものから充当しても、なんら実害は無い。しかし、後述するように、この「納付誓約書・分割納付申請書」は漏れなく入手されておらず、入手されていない未済保育料については古いものから時効が到来するので、納付書とともに持ってくるからといって新しい債権から消し込みを行っていけば、古い債権の時効が到来してしまう。

保育課担当者は債権消し込みに関して、その重要性を再認識するとともに各区の保健福祉課に対して通達を出す等により債権消し込みに関する考え方を再確認する必要がある。そして、直接の納入の窓口となる各区の保健福祉課においても徴収をする際には、古い債権から順次充当するよう滞納者に対して積極的に呼び掛けを行うことが求められる。

(意見 - 44) 回収された滞納保育料の消し込みについて

保育料は地方自治法第 236 条第 1 項により保育料が滞納してから 5 年で時効により債権が消滅する。そのため、毎月の保育料を滞納しているケース、すなわち、保育料という毎月の債権が複数発生しているケースにおいて 1 ヶ月分の保育料を徴収した場合や保育料の一部を分割徴収した場合には、発生年月が古い債権から順次充当し消し込み処理を行うことが必要である。

それにもかかわらず、長期滞留の多くを管理している保育課においては過年度の債権からではなく一番新しい債権から消し込みを行っているケースが見受けられた。理由としては、「滞納者が納付書での納付する際、送られた納付書を約束どおりの順番でなく金融機関で納付するケース」などがあり、その場合には、やむを得ずその月分の保育料として充当しているとの回答であった。

北九州市は「納付誓約書・分割納付申請書」を作成し、未済保育料を一覧表に記入して、保護者から確認印をもらうこととしている。この「納付誓約書・分割納付申請書」が漏れなく入手されていれば、その保育料がいつのものか関係なく時効は中断するので、徴収した保育料をいつの債権から消し込んでも何ら実害は無い。しかし、この「納付誓約書・分割納付申請書」は漏れなく入手されておらず、入手されていない未済保育料については古いものから時効が到来するので、納付書とともに持ってくるからといって新しい債権から消し込みを行っていけば、古い債権の時効が到来してしまう。

保育課担当者は債権消し込みに関して、その重要性を再認識するとともに各区の保健福祉課に対して通達を出す等により債権消し込みに関する考え方を再確認する必要がある。そして、直接の納入の窓口となる各区の保健福祉課においても徴収をする際には、古い債権から順次充当するよう滞納者に対して積極的に呼び掛けを行うことが求められる。

33. 「納付誓約書・分割納付申請書」について

(1) 「納付誓約書・分割納付申請書」の作成ルールについて

収入未済額は月末締後、翌月 10 日頃にシステムから個人別に出力される「保育収入未済一覧」によって管理されている。未納保育料を管理している保健福祉課の担当者にヒアリングしたところ、滞納が 2~3 ヶ月経過すると保護者から「納付誓約書・分割納付申請書」を入手しているとのことであった。この「納付誓約書・分割納付申請書」には滞納状況、納付計画が記載されており、保健福祉課(保育課)が作成したものを滞納者が自書押印することで承認するものである。「納付誓約書・分割納付申請書」については、入手を義務付ける条例規則等は存在していないものの、当該書類は時効の中断のための資料として重要な書類であるため、時効の 5 年が経過する前にすべての滞納者から漏れなく入手することが必要である。

平成 19 年 3 月末の「保育収入未済一覧」において、3 ヶ月以上滞納している先について「納付誓約書・分割納付申請書」の作成状況を確認したところ、現場調査を行った小倉北区役所、小倉南区役所、戸畑区役所いずれにおいても「納付誓約書・分割納付申請書」を入手していない案件があった。また、保育課においても同様に調査を行ったところ保育課管轄の債権は卒園児が対象であるため、滞納期間の長短にかかわらず当然に管理債権すべてに対して漏れなく「納付誓約書・分割納付申請書」を入手しておく必要があるが、区役所管轄債権と同様に入手していない案件があった。

主な原因は、保健福祉課担当者からの回答にも「滞納後 2~3 ヶ月経過した場合に作成する。」とあるように、「納付誓約書・分割納付申請書」を作成するルールが規定や要領等で定められておらず、しかも、条例規則等で入手が義務付けられていないためと考えられる。保健福祉課を統括する保育課においても、担当者の回答は「概ね 3 ヶ月以上滞納した保護者に作成してもらおう。」とのことであり、「納付誓約書・分割納付申請書」の入手について認識が十分ではなかった。その結果、3 ヶ月以上滞納している先についても「納付誓約書・分割納付申請書」の作成が漏れてしまったのではないと思われる。

「納付誓約書・分割納付申請書」が入手されなければ、北九州市の債権(保育料)はそのまま時効を迎えることになり、回収可能性のある債権が不納欠損処理され、北九州市の財政に損失を与えることになる。よって、「納付誓約書・分割納付申請書」の入手は債権回収の業務にとっては基本的な業務である。保護者が行方不明などの個別的な事情により入手することが困難なケースもありうるが、回収業務を行う上で、「納付誓約書・分割納付申請書」は漏れなく入手すべきであり、上級管理者は漏れなく入手されているかどうか、定期的にチェックしなければならない。債権の回収を担当する部署の上級管理者および担当者は、その重要性を

再認識するとともに入手のためのルール化を図り、原則として、「納付誓約書・分割納付申請書」の入手を義務付け、定期的に「保育収入未済一覧」と「納付誓約書・分割納付申請書」を照合し、漏れがある場合には、上級管理者が作成を指導することなどにより、「納付誓約書・分割納付申請書」の作成漏れを防止することが必要である。

(2)「納付誓約書・分割納付申請書」の記載内容について

「納付誓約書・分割納付申請書」は作成された日付が民法第147条第1項第3号の滞納者の債務の承認の日付となるため「納付誓約書・分割納付申請書」における作成日付の記載が必要である。また、保育料は毎月発生するので、滞納総額だけではなく、何月の保育料が滞納しているか分かるよう内訳の記載も必要となる。

入手されている「納付誓約書・分割納付申請書」を閲覧したところ、現場調査を行った小倉北区役所、小倉南区役所、戸畑区役所の保健福祉課および保育課のいずれにおいても、日付の記載漏れがある、日付が鉛筆書きである、滞納金額が総額で記載されている、滞納金額の記載がない、等のケースが見受けられた。「納付誓約書・分割納付申請書」は入手さえすればよいわけではなく、その記載内容が重要である。すなわち、日付の記載漏れは時効がいつの時点で中断するかが不明であり、滞納金額の総額記載、記載漏れのケースは滞納者がいつの保育料を承認したか不明確であるため、時効の中断事由である「承認」の要件を満たすには不十分である。

このような状況に陥っている原因としては、まず保育課が、現場である保健福祉課に対して「納付誓約書・分割納付申請書」の記載についての指導を徹底していないことが考えられる。現場調査で担当者にヒアリングをした結果、「納付誓約書・分割納付申請書」の記載方法について保育課から特段の指導を受けたことはないとのことであった。担当者の異動が頻繁に行われる組織においては、担当者が交代になる都度、保健福祉課を統括する保育課が年2回行われている担当者会議の中で、今後も、責任をもって指導することが必要である。

また、「納付誓約書・分割納付申請書」の記載のルールが規定、要領等で定められておらず、基本的なマニュアルさえ作成されていないことも原因として指摘される。そもそも、「納付誓約書・分割納付申請書」の記載のルールが明確に定められていないがゆえに、保育課の指導も有効に行うことができず、担当者の記載内容の重要性に対する認識が欠如しているものと考えられる。

この「納付誓約書・分割納付申請書」には滞納状況、納付計画など、債権を回収するために必要不可欠な事項が記載されており、時効の中断のための資料としても重要な書類であるから、書類の記載は漏れなく、適切に行われなければならない。

ない。そのために、「納付誓約書・分割納付申請書」の記載内容のルールを早急に整備するとともに、現在入手されている「納付誓約書・分割納付申請書」の記載内容の見直しが必要である。また、規定、要領の整備後には保育課による各区役所保健福祉課に対する「納付誓約書・分割納付申請書」の作成指導を徹底し、時効が経過する前に全ての滞納者から漏れなく入手するように努められたい。

(指摘 - 1)「納付誓約書・分割納付申請書」の入手および作成ルールについて

保育料が長期に滞留している場合には「納付誓約書・分割納付申請書」を保護者から入手している。この「納付誓約書・分割納付申請書」には滞納状況、納付計画が記載されており、基本的に各区役所の保健福祉課もしくは保育課が作成したものを滞納者が自書押印することで債務の承認をするものである。この「納付誓約書・分割納付申請書」は時効の中断のための資料として重要であるため時効の5年が経過する前にすべての滞納者から漏れなく入手することが必要である。

平成18年度において3ヶ月以上滞納している先の「納付誓約書・分割納付申請書」の作成状況を確認したところ、現場調査を行った小倉北区役所、小倉南区役所、戸畑区役所いずれにおいても「納付誓約書・分割納付申請書」を入手していない案件があった。また、保育課においても入手していない案件があった。

その主な原因として考えられるのは、「納付誓約書・分割納付申請書」を作成するルールが規定、要領等で定められていないことである。保健福祉課を統括する保育課においても、担当者の回答は「概ね3ヶ月以上滞納した保護者に作成してもらう。」とのことであり、「納付誓約書・分割納付申請書」の入手について認識が十分でなかった。

「納付誓約書・分割納付申請書」は時効の中断のための重要書類であるため、担当者はその重要性を再認識するとともに入手のためのルール化を図り、定期的に「保育収入未済一覧」と「納付誓約書・分割納付申請書」を照合し、漏れがある場合には、上級管理者が作成を指導することなどにより、「納付誓約書・分割納付申請書」の作成漏れを防止することが必要である。

(指摘 - 2)「納付誓約書・分割納付申請書」の記載内容について

「納付誓約書・分割納付申請書」は作成された日付が民法第147条第1項第3号の滞納者の債務の承認の日付となるため「納付誓約書・分割納付申請書」における作成日付の記載が必要である。また、保育料は基本的に毎月発生する性質であるため、滞納総額だけではなく、何月の保育料が滞納しているか分かるよう内訳の記載も必要となる。

現場調査を行った小倉北区役所、小倉南区役所、戸畑区役所の保健福祉課および保育課において「納付誓約書・分割納付申請書」を閲覧したところ、日付の記

載漏れがある、日付が鉛筆書きである、滞納金額が総額で記載されている、滞納金額の記載がない、等のケースが見受けられた。「納付誓約書・分割納付申請書」は入手さえすればよいわけではない。日付の記載漏れは時効がいつの時点で中断するかが不明となり、滞納金額の総額記載、記載漏れのケースは滞納者がいつの保育料を承認したか不明確であるため、時効の中断事由である「承認」の要件を満たすには不十分である。

このような状況に陥っている原因としては、まず保育課が、現場である保健福祉課に対して「納付誓約書・分割納付申請書」の記載についての指導を徹底していないことが考えられる。担当者の異動が頻繁に行われる組織においては、担当者が交代になる都度、保健福祉課を統括する保育課が年2回行われている担当者会議の中で、今後も、責任をもって指導することが必要である。また、「納付誓約書・分割納付申請書」の記載のルールが規定、要領等で定められていないことも原因の一つとして指摘される。

この「納付誓約書・分割納付申請書」には滞納状況、納付計画など、債権を回収するための重要な事項が記載されており、時効の中断のための資料としても重要な書類である。その書類の記載が不十分であることは、債権回収のための北九州市の取り組みが十分に行われていないことを意味する。「納付誓約書・分割納付申請書」の記載内容のルールを早急に整備するとともに、現在入手されている「納付誓約書・分割納付申請書」の記載内容の見直しが必要である。また、規定、要領の整備後には保育課による各区役所保健福祉課に対する「納付誓約書・分割納付申請書」の作成指導を徹底されたい。

34. 保育料滞納者との折衝履歴および承認状況について

(1) 折衝履歴の作成、記録について

未納保育料の徴収は、通園児に対する保育料については各区役所保健福祉課の担当者と保育所所長が協力して行っている。徴収の主な方法としては、電話・文書による催告や面談等である。保健福祉課の担当者が滞納者に対して電話での催促を行うとともに、保育所において保護者との面談も行っている。そのやりとりはその後の滞納者に対する回収方針に関係するとともに担当者の異動があった際には引継ぎを行う必要が生じるため、そのやりとりを折衝履歴として書面で詳細に記録しておくことが必要である。また、債権回収は個人の努力でできるものではなく、組織的な対応が行われなければ成果を挙げることは困難である。折衝履歴は、上級管理者が回収状況をチェックし、組織的な回収方針、計画を立て、担当者を指導するためには、必要不可欠な書類である。

北九州市においては、滞納者との折衝履歴を記録するための様式として「保育料滞納者指導票」を準備し、保健福祉課長会議で滞納者との折衝履歴を記録するために使用するよう指導が行われている。「保育料滞納者指導票」には、電話や訪問などによる保護者との折衝履歴を記載することとなっている。

しかしながら、現場調査を行った小倉北区役所においては、一部「保育料滞納者指導票」が作成されてはいるものの、滞納者によっては別の資料の枠外にメモ書き程度にやりとりが記載されているケースや、「保育料滞納者指導票」自体作成されていないケースが見受けられた。また、小倉南区役所、戸畑区役所では「保育料滞納者指導票」そのものが作成されておらず、小倉北区役所と同様に滞納者に対する納付催告書・分割誓約書・保護者からの納付確認書等により代替しているのみであった。滞納者と折衝しているとしてもそのやりとりが記録として何も残っていなければ、第三者的立場からは徴収業務を適切に遂行しているかどうかさえ判断できない。

「保育料滞納者指導票」に記録してある内容にしても、いつ電話したのかが記録されているだけのものもあれば、記録が数年間も途切れているものもあった。また、「保育料滞納者指導票」が手書きでメモ程度に乱雑に書かれているケースもあり引継ぎを困難にしているケースもあった。その記録内容を見る限り折衝履歴の作成・記録が不十分であったと言わざるを得ない。

その主な原因としては、「保育料滞納者指導票」の作成に関して規則、要領等が定められておらず、保育料の回収担当者への指導が不十分であることが考えられる。明確にルール化されていないため担当者によって記録の仕方、記載内容等にばらつきが見られ、折衝履歴としては不十分なものがほとんどであった。

「保育料滞納者指導票」は滞納者ひとりひとりに漏れなく作成されるべきであ

るし、その記載にあたっては、督促後の催告書通知から滞納整理の実施経過およびその後の折衝内容並びに回収状況までの結果について、より詳細に記述することが必要である。それを徹底するべく「保育料滞納者指導票」の作成に関する規則、要領を早急に整備することが必要である。

(2) 折衝履歴の承認状況について

「保育料滞納者指導票」は、滞納者との折衝履歴が記載された重要資料であるため、定期的に作成者の上級管理者が内容を閲覧して滞納状況および今後の回収方針を把握し、債権を回収するための、組織としての計画や方針を立て、回収担当者に指示していくことが必要である。

しかし、現場調査を行った小倉北区役所、小倉南区役所、戸畑区役所においては、悪質な滞納者を除き、上級管理者が「保育料滞納者指導票」を定期的に閲覧していないということであった。上級管理者として担当者が滞納者とどのようなやりとりをしているかを把握しておくことは管理者として当然の業務であるから、上級管理者が定期的に閲覧するべきである。また、現状のような担当者が作成するだけで上級管理者等の第三者が見ないという体制では、担当者の負担となる「保育料滞納者指導票」が適切に作成されず、作成されたとしても、その記載内容は担当者の自己満足的なものとなり、不明瞭な記載、内容の間違い、記録の漏れなどに繋がり、保育料の徴収が有効に行われぬ可能性がある。担当者としても上席者から定期的に内容をチェックされるとするならば記載内容もより詳細に分かりやすく充実したものにしようと心掛けるであろう。

組織的に「保育料滞納者指導票」を利用するには、まず、その職責を明確にするために誰が作成、記録したかわかるよう担当者名を記録することが必要である。そして、上級管理者は「保育料滞納者指導票」の作成漏れの有無を定期的に確認しなければならない。漏れなく作成されていることが確認されたら、内容を閲覧し担当者の業務内容を把握するとともに、その証跡として検印を押印することが必要である。そして、上級管理者は、「保育料滞納者指導票」を閲覧することにより、滞納状況および今後の回収方針を把握し、債権を回収するための、組織としての計画や方針を立て、回収担当者に指示していかなくてはならない。さらに、容易に引継ぎができるよう手書きで記録している「保育料滞納者指導票」を電算化することも検討されたい。

(指摘 - 3) 保育料滞納者との折衝履歴について

滞納者との折衝履歴はその後の滞納者に対する回収方針や回収計画を組織として策定するために必要な書類であり、担当者の異動があった際に行われる引継ぎのためにも、書面でそのやりとりを詳細に記録しておくことが必要である。

北九州市においては、滞納者との折衝履歴を記録するための様式として規則、要領等には規定されていないものの、「保育料滞納者指導票」を準備し、保健福祉課長会議で滞納者との折衝履歴を記録するために使用するよう指導が行われている。しかしながら、現場調査を行った小倉北区役所においては、滞納者によって別の資料の枠外にメモ書き程度にやりとりが記載されているケースや「保育料滞納者指導票」自体作成されていないケースが見受けられた。また、小倉南区役所、戸畑区役所では「保育料滞納者指導票」そのものが作成されておらず、小倉北区役所と同様に滞納者に対する納付催告書・分割誓約書・保護者からの納付確認書等により代替しているのみであった。

「保育料滞納者指導票」に記録してある内容にしても、いつ電話したのかが記録されているだけのものもあれば、記録が数年間も途切れているものもあった。また、「保育料滞納者指導票」が手書きでメモ程度に乱雑に書かれているケースもあり引継ぎを困難にしているケースもあった。その記録内容を見る限り折衝履歴の作成・記録が不十分であったと言わざるを得ない。

その主な原因としては、「保育料滞納者指導票」の作成に関して規則、要領等が定められていないことが考えられる。そのため担当者間によって記録の仕方、記載内容等にばらつきがみられ折衝履歴としては不十分なものがほとんどであった。

「保育料滞納者指導票」は滞納者ひとりひとりに漏れなく作成されるべきであるし、その記載にあたっては、督促後の催告書通知から滞納整理の実施経過およびその後の折衝内容並びに回収状況までの結果について、より詳細に記述することが必要である。それを徹底するべく「保育料滞納者指導票」の作成に関する規則、要領を早急に整備することが必要である。

さらに、容易に引継ぎができるよう手書きで記録している「保育料滞納者指導票」を電算化することも検討されたい。

(意見 - 45)「保育料滞納者指導票」の折衝履歴の承認状況について

「保育料滞納者指導票」は、滞納者との折衝履歴が記載された重要資料であるため、定期的に上級管理者が内容を閲覧して滞納状況を把握し、今後の回収方針や計画を策定し、回収担当者に指示することが必要である。

しかし、現状では、悪質な滞納者を除き、上級管理者が「保育料滞納者指導票」を定期的に閲覧していないということであった。上級管理者として担当者が滞納者とどのようなやりとりをしているかを把握しておくことは当然の業務であるから、上級管理者が定期的に閲覧するべきである。上級管理者のチェックが行われなければ、担当者の負担となる「保育料滞納者指導票」は作成されなくなるおそれがあるし、作成されたとしても、その内容が不十分かつ不備となり、保育料の

徴収が有効に行われたい可能性がある。

組織的に「保育料滞納者指導票」を利用するには、まず、その職責を明確にするために誰が作成、記録したかわかるよう担当者名を記録することが必要である。そして、上級管理者は「保育料滞納者指導票」の作成漏れの有無を定期的を確認し、記載内容と担当者の業務内容を検討するとともに、滞納状況および今後の回収方針を把握し、債権を回収するための、組織としての計画や方針を立て、回収担当者を指導していかなくてはならない。

35. 不納欠損処理について

(1) 不納欠損処理の状況について

平成18年度決算における保育料に関する不納欠損額は次表のとおりである。

(表-62) 不納欠損年度別推移

年度	人員(人)	件数(件)	金額(円)
平成14年度	526	1,933	29,040,422
平成15年度	582	1,849	25,955,470
平成16年度	505	1,436	19,425,610
平成17年度	384	1,145	15,618,324
平成18年度	144	469	5,802,480

(表-63) 平成18年度区役所別不納欠損処理内訳

	平成8年度			平成9年度			平成12年度			平成13年度			合計		
	人員	件数	金額	人員	件数	金額	人員	件数	金額	人員	件数	金額	人員	件数	金額
門司							15	26	325,600	8	28	231,100	23	54	556,700
小倉北							16	29	323,860	19	121	1,277,450	35	150	1,601,310
小倉南							12	23	402,720	20	92	1,220,230	32	115	1,622,950
若松							8	12	214,400	12	43	571,450	20	55	785,850
八幡東							4	8	76,200	9	25	191,720	13	33	267,920
八幡西	1	2	59,600	1	12	365,800	13	28	291,700	6	20	250,650	21	62	967,750
戸畑															
合計	1	2	59,600	1	12	365,800	68	126	1,634,480	74	329	3,742,600	144	469	5,802,480

不納欠損処理とは、地方税法に基づき、滞納者の生活困窮、居所不明などで徴収できず、5年の時効を過ぎた保育料を「損失」として処理する決算手続のことである。財源の確保と負担の公平性の見地から、不納欠損に至らないよう未収保育料の管理を適切に行う必要がある。

(2) 不納欠損処理の事務手続について

不納欠損処理は、歳入主管課の保育課が時効の完成により行っている。保健福祉課で不納欠損処理をしていないのは、卒園と同時に滞納管理が保健福祉課から保育課に移管するため、時効である5年を経過する滞納が保健福祉課管轄の時点で発生することは通常起こり得ないためである。なお、時効期間については、保育課から区役所を通じて保育所へ送付される督促状が、保育所から保護者に手渡された日から5年を経過した時点、もしくは、「納付誓約書・分割納付申請書」を入手している場合には作成の日のいずれか遅い日から5年を経過した時点としている。

不納欠損処理は起案用紙に「不納欠損処分内訳」、「時効の成立した理由別一覧表」、「不納欠損年度別推移」、「不納欠損対象者一覧」を添付し稟議の後、保健福祉局局長の決裁を得ることで実行される。

なお、起案用紙に添付される「時効の成立した理由別一覧表」にて平成18年度の不納欠損処理を実施した理由として一番多かったのは居所不明で128人であ

った。

(表 - 64) 平成 18 年度不納欠損理由別一覧表

	平成8年度			平成9年度			平成12年度			平成13年度			合計		
	人員	件数	金額	人員	件数	金額	人員	件数	金額	人員	件数	金額	人員	件数	金額
居所不明							61	114	1,418,080	67	294	3,250,090	128	408	4,668,170
生活困窮	1	2	59,600	1	12	365,800	7	12	216,400	3	20	280,400	12	46	922,200
その他										4	15	212,110	4	15	212,110
合計	1	2	59,600	1	12	365,800	68	126	1,634,480	74	329	3,742,600	144	469	5,802,480

平成 18 年度に不納欠損処理された保育料にかかわる添付資料を閲覧したところ「不納欠損理由別一覧表」の理由が居所不明、生活困窮、その他という項目別に記載されているだけであった。「不納欠損理由別一覧表」は個人別の「不納欠損対象者一覧」の中に記載されている不納欠損事由を集計した資料であるが、当該資料だけでは滞納者がどのような状況、理由で保育料を徴収できなかったのかまったく知りうるできない状況であった。

不納欠損処理は保育料の徴収に対してあらゆる手段をとり最善を尽くしたにもかかわらず、生活困窮や居所不明等の理由によりやむを得ず損失処理するものである。したがって、不納欠損処理をする場合の稟議にかけるに際して、当然、最善を尽くした状況が分かる資料を添付して決裁を得ることが必要である。

また、不納欠損処理をする際の稟議書をチェックしたところ、起案日時が平成 19 年 3 月 31 日になっており、起案日と同一日に決裁が行われていた。しかし、起案用紙の添付資料である「不納欠損対象者一覧」においては出力日付が平成 19 年 4 月 20 日になっており、稟議書の起案日、決裁日、添付資料の日付に矛盾があった。稟議書の起案日は起案者が、その決裁日は決裁者が、実際に起案した日、決裁した日を記入すべきである。年度の不納欠損処理を取りまとめ、その年度の不納欠損処理金額として決裁を得るのは、その年度の 3 月 31 日である必要はなく、出納整理期間内に実施すればよい。出納整理期間とは、年度内に収入または支出すべきと確定したものの、未収入または未払いとなっているものについて、収入または支出を行うために設けられている期間であり、会計年度終了後の 4 月 1 日から 5 月 31 日までの 2 ヶ月間をいう。この期間内に、終了した年度の収入と支出の整理が行えることになっている。したがって、事務処理上、3 月 31 日の日付で稟議書を起案し、その日のうちに決裁する必要はなく、とりまとめが完了し、資料が打ち出される 4 月 20 日に起案し、その後、十分に検討したうえで決裁すればよいのである。

担当者に質問したところ、実際の業務としては、取りまとめが終了するのが 4 月 20 日以降となり、その日以降に稟議書に資料を添付し、検討されたうえで決

裁されているということであるから、稟議書の起案日と決裁日は、3月31日ではなく、4月20日以降の実際に起案、決裁が行われた日付で記載されるべきであった。また、事実上、3月31日には不納欠損処理を取りまとめることは不可能であるから、添付資料の日付よりも早い3月31日起案の稟議書が回付されてきた時点で、承認者はその旨を指摘し、稟議書の訂正などの処置が行われるべきであった。

稟議制度にとっては、いつ起案されたのか、いつ決裁されたのかも重要な情報であるので、実際に行われた日付が適時に稟議書に記入されるべきである。

(3) 不納欠損処理の状況について

平成18年度の不納欠損処理が行われたのは469件、5,802,480円であった。保育課では5年以上経過している債権のうち時効の中断が行われていないものを不納欠損処理している。つまり、債権が発生してから「納付誓約書・分割納付申請書」を入手できていないものなど、時効の中断事由がないものについて時効が成立したものとして損失処理している。

保育課の「保育収入未済一覧」から5年以上経過している滞納者を抽出し、「不納欠損対象者一覧表」において不納欠損処理を実施していない滞納者について、「納付誓約書・分割納付申請書」が入手されているか調査したところ、平成18年度において(表-65)のように「納付誓約書・分割納付申請書」がないもの、「納付誓約書・分割納付申請書」はあるものの滞納額内訳の記載がされていないもの、入手された日付から5年以上経過しているものが見受けられた。

保育課では、これらは滞納者との折衝において、滞納額全体について分割納付の意思を確認し、民法における債務の承認を得ているため時効の中断事由に該当するものとして不納欠損処理を行っていないということであったが、債務者の動向によっては時効の中断が立証できないケースもありうるので、時効の中断を立証するために、債務の承認の内容を明確にした納付誓約書を提出させるべきである。

(表-65)5年以上経過している債務者当のうち、「納付誓約書・分割納付申請書」が未入手等の年度別一覧

(単位:円)

	件数(件)	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	合計
門司区	9	-	48,400	334,800	-	127,600	199,400	710,200
若松区	12	-	-	-	-	64,680	428,580	493,260
八幡東区	14	-	-	-	-	68,400	534,500	593,700
八幡西区	16	14,400	27,500	205,200	39,900	227,800	479,400	994,200
戸畑区	7	-	-	-	-	251,000	144,050	395,050
小倉南区	36	-	205,800	-	45,900	473,640	1,406,450	2,825,090
小倉北区	34	81,400	343,600	-	-	398,400	1,416,320	2,239,720
合計	128	95,800	625,300	540,000	85,800	1,611,520	4,608,700	8,251,220

(指摘 - 4) 不納欠損処理の起案と決裁について

不納欠損処理とは、地方税法に基づき、滞納者の生活困窮、居所不明などで徴収できず、5年の時効を過ぎた保育料を「損失」として処理する決算手続のことである。不納欠損処理をする際の起案用紙をチェックしたところ、起案日時が平成19年3月31日になっており同日に決裁が行われていた。しかし、起案用紙の添付資料である「不納欠損対象者一覧」においては出力日付が平成19年4月20日になっており、稟議書の起案日、決裁日、添付資料の日付に矛盾があった。

年度の不納欠損処理を取りまとめ、その年度の不納欠損処理金額として決裁を得るのは、その年度の3月31日である必要はなく、会計年度終了後の4月1日から5月31日までの出納整理期間内に実施すればよい。事務処理上3月31日の日付で稟議書を起案し、その日のうちに決裁する必要はなく、とりまとめが完了し、資料が打ち出される4月20日に起案し、その後、十分に検討したうえで決裁すればよいのである。

担当者に質問したところ、実際の業務としては、取りまとめが終了するのが4月20日以降となり、その日以降に稟議書に資料を添付し、検討されたうえで決裁されているということであるから、稟議書の起案日と決裁日は、3月31日ではなく、4月20日以降の実際に起案、決裁が行われた日付で記載されるべきであった。また、事実上、3月31日には不納欠損処理を取りまとめることは不可能であるから、添付資料の日付よりも早い3月31日起案の稟議書が回付されてきた時点で、承認者はその旨を指摘し、稟議書の訂正などの処置が行われるべきであった。

稟議制度にとっては、いつ起案されたのか、いつ決裁されたのかも重要な情報であるので、実際に起案、決裁が行われた日付が適時に稟議書に記入されるべきである。

(指摘 - 5) 不納欠損処理をしていない債権と「納付誓約書・分割納付申請書」について

保育課では5年以上経過している債権のうち時効の中断が行われていないものを不納欠損処理している。つまり、債権が発生してから「納付誓約書・分割納付申請書」を入手できていないものについて時効が成立したものとして損失処理している。

保育課の「保育収入未済一覧」から5年以上経過している滞納者を抽出し、「不納欠損対象者一覧表」において不納欠損処理を実施していない滞納者について、「納付誓約書・分割納付申請書」が入手されているか調査したところ、「納付誓約書・分割納付申請書」がないもの、「納付誓約書・分割納付申請書」はあるものの滞納額内訳の記載がされていないもの、入手された日付から5年以上経過してい

るものが見受けられた。

保育課では、これらは滞納者との折衝において、滞納額全体について分割納付の意思を確認し、民法における債務の承認を得ているため時効の中断事由に該当するものとして不納欠損処理を行っていないということであったが、口頭の承認だけでは債務者の動向によっては時効の中断が立証できないケースもありうるので、時効の中断を立証するために、債務の承認の内容を明確にした「納付誓約書・分割納付申請書」を提出させるべきである。

(意見 - 46) 不納欠損処理の起案文書の決裁年月日とその決裁年月日の記載者について

北九州市においては、起案文書の処理日時について、「文書事務の手引き」で以下のように規定されている。

- ・起案年月日...起案文を作成し、伺いをしようとするときの年月日を記入する。
- ・決裁年月日...事案が決裁され、起案者に返付されたときの年月日を記入する。
- ・施行年月日...決裁事案を施行したとき（例えば、文書を発送したときや契約書の交換をしたときなど。）の年月日を記入する。

起案年月日や施行年月日が、伺いをしようとするとき、施行したときであるのに対し、決裁年月日は起案者に返付されたときとなっている。したがって、決裁年月日を記載するのは決裁者ではなく起案者であり、北九州市文書管理規則にも起案者は「速やかに決裁年月日を記載」すべき旨が明記されている。

しかしながら、民間企業の実態を考慮すると、起案文書に決裁された年月日を記載するのは、起案者ではなく、実際に決裁をした決裁権限者であるべきと考える。決裁権限者が決裁したときに決裁日を起案文書に記載すれば、起案文書が「決裁され、起案者に返付されたとき」の年月日ではなく、事案が決裁された年月日が決裁されたときに記載されることになる。

起案文書は、内部意思の決定時期、内部意思を外部に発した日が重要となることもあるので、決裁者が起案文書を決裁したときに、決裁された年月日を記載することについて検討されたい。

36．公立直営保育所の保育料領収書について

保育料は通常口座振替にて徴収をしているが、指定金融機関への振込や区役所での納付、保育所での納付という徴収も行われている。口座残高が不足して口座振替できず、滞納しているときには、保護者が保育所に保育料を持ち込む場合がある。保育所では保護者から受領した保育料を保育料領収書等にて管理している。保育料領収書等は連番管理がされ、保育料領収済通知書、保育料領収書、保育料原符、保育料領収書控の4枚複写となっている。このうち保育料領収済通知書、保育料原符については保育料を受領後、当日もしくは翌日に区役所の口座に振り込む際に金融機関に切り離して渡される。保育料領収書は保育料を受領時に保護者に渡され、口座振込み後は保育料領収書控が保育料領収書等綴りに残ることになる。

保育所へ現場調査に行ったところ、ある保育所では、保育料領収書等を書き損じた場合に書き損じた保育料領収書等は不正に使用できないよう保育料領収済通知書に×印の上、押印されていたが、4枚複写のうちの保育料領収書、保育料原符、保育料領収書控が切り取られて現物が確認できない状況であった（シュレッターで裁断したとのこと）。また、別の保育所では、保育料領収済通知書に×印がされているだけであった。

領収書を書き損じた処理については、保育料領収済通知書、保育料領収書、保育料領収書控および保育料原符とも一緒に綴り込んで大きく×印をして「書き損じ」と記載して押印し、そのまま保存することと領収書綴りに記載されている。

保育料領収書等は現金受領の際の重要な証憑であり、現場において現金着服に利用されるおそれがある。そのため、書き損じた際は不正に使用できないよう適切に処理することが求められる。その処理方法について、保育所への徹底が十分ではないと思われるので、例えば領収書綴りに記載しておくだけでなく、規定として整備しておくなど、保育課による画一的な指導が望まれる。

（指摘 - 6）公立保育所における保育料の領収書書き損じた処理について

保育所へ現場調査に行ったところ、ある保育所では、保育料領収書等を書き損じた場合に書き損じた保育料領収書等は不正に使用できないよう保育料領収済通知書に×印の上、押印されていたが、4枚複写のうちの保育料領収書、保育料原符、保育料領収書控が切り取られて現物が確認できない状況であった（シュレッターで裁断したとのこと）。また、別の保育所では、保育料領収済通知書に×印がされているだけであった。領収書を書き損じた処理については、保育料領収済通知書、保育料領収書、保育料領収書控および保育料原符とも一緒に綴り込んで大きく×印をして「書き損じ」と記載して押印し、そのまま保存することと領収書綴りに記載されている。

保育料領収書等は現金受領の際の重要な証憑であり、現場において現金着服に利用されるおそれがある。そのため、書き損じの際は不正に使用できないよう適切に処理することが求められる。その処理方法について、保育所への徹底が十分ではないと思われるので、例えば領収書綴りに記載しておくだけでなく、規定として整備しておくなど、保育課による画一的な指導が望まれる。

・ < 資産の管理に関する指摘と意見 >

37. 公立直営保育所の備品管理台帳について

北九州市の物品管理要領には物品管理者に北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号。）および北九州市自動車管理規則（昭和 41 年 12 月 21 日規則第 85 号。）に従い善良な管理者の注意義務があるとしており、台帳等の関係帳簿を正確に整備しておくことが義務付けられている。

上記の北九州市会計規則第 84 条では、「 1 物品管理者は、その所管に属する物品を適正かつ効率的に管理し、常にその使用状況を把握しておかなければならない。 2 備品は全て整理票その他の方法により、分類表示して管理しなければならない」と定めている。そこで、保育所においては、備品管理台帳を使用して物品を管理している。備品管理台帳には備品番号、品名、仕様、取得日、取得理由、取得価格、相手方名称等、保育所が管理する物品の基本情報が記載されている。

この備品管理台帳（実際に調査を行った徳力保育所および今町保育所の備品管理台帳）を閲覧した結果、取得価格が 0 円のもの多数発見された。以下、徳力保育所（表 - 66）と今町保育所（表 - 67）で取得価格が 0 円のものうち、昭和 49 年 4 月 1 日以降に取得したものについて記載する。

(表 - 66) 徳力保育所 (取得日が昭和 49 年 4 月 1 日以降のもの)

備品番号	品名	取得日	所管課名称	取得価格
0119055	両そで机	S58/04/01	小倉南区役所 保健福祉課	¥0
0119057	片そで机	S51/02/01	小倉南区役所 保健福祉課	¥0
0124245	洗濯機	H09/06/10	小倉南区役所 保健福祉課	¥0
0126009	太鼓橋	S49/10/01	小倉南区役所 保健福祉課	¥0
0126150	跳び箱	S62/04/01	小倉南区役所 保健福祉課	¥0
0126879	炊飯器	H14/06/20	小倉南区役所 保健福祉課	¥0
0132428	職員用椅子	S62/04/01	小倉南区役所 保健福祉課	¥0
0132429	職員用椅子	S62/04/01	小倉南区役所 保健福祉課	¥0
0132452	下駄箱	S56/05/16	小倉南区役所 保健福祉課	¥0
0132457	ファイリング	S62/04/01	小倉南区役所 保健福祉課	¥0
0133710	湯沸器	H09/07/24	小倉南区役所 保健福祉課	¥0
0133711	湯沸器	H09/07/24	小倉南区役所 保健福祉課	¥0
0133712	湯沸器	H10/11/11	小倉南区役所 保健福祉課	¥0

(表 - 67) 今町保育所 (取得日が昭和 49 年 4 月 1 日以降のもの)

備品管理台帳を紙ベースで入手したが、備品台帳には、所管課名称が記載されていないので仕様欄に今町保育所と記載があるものについて表にした。

備品番号	品名	取得日	取得価格
0380148	Eカーペット	H14.1.22	¥0
0380151	ポータブルステレオCD	H14.9.12	¥0
0380342	エアコン	H16.3.24	¥0
0378510	ロッカー	S63.7.1	¥0
0271138	太鼓	S59.1.4	¥0

取得価格が0円として登録されている理由について、徳力保育所、今町保育所の見解は、「平成15年以前に取得した備品については、紙台帳で管理していました。平成16年度に会計室より紙台帳の情報を備品管理システムへ移行登録するよう通知があり、入力作業を行いました。紙台帳に記載のないものについてはその項目を未入力にしていますので、空欄になっています。金額については空欄の場合、0円に自動変換されるようになっています。」ということであった。

しかし、紙台帳においても、取得価格は重要な記載要件であり、紙台帳において、取得価格の記載がないのは、運用管理が不適切であったに過ぎず、言い換えれば、備品管理システムの運用管理が過去何年もの間、不適切に行われてきた結果に過ぎない。よって、紙台帳で空欄であったから電子台帳で取得価格が0円が良いという理由にはならない。また、同一時期に取得した備品には取得価格が付されているものもあることから、取得価格の取り扱いそのものが曖昧であり、備品の管理体制自体に問題があると言わざるを得ない。

取得価格が物品を管理する上で重要な情報であることは、北九州市の物品管理についての規定によって明らかである。北九州市の物品管理については、物品管理要領（昭和49年4月1日財務局長通知）および物品の分類範囲（昭和38年3月11日訓令第15号）では以下のように分類するように規定されている。

- (1) 備品 性質及び形態を変ざることが少なく、おおむね1年以上使用することができるもので取得価格10,000円以上のもの。
- (2) 消耗品 次に掲げるもの
 - ア 使用により、その性質及び形態を変じ、その一部又は全部を消耗するもの
 - イ 備品に類するもので取得価格10,000円未満のもの

- (3) 原材料 工事、生産及び工作のため消耗され、又は構築物の構成部分となるもの並びに病院において使用する医薬用薬品。

また、同じく物品管理要領においては、重要物品についての管理が定められている。重要物品とは備品のうち取得価格100万円以上のものをいい、重要物品管理台帳（システム）の作成と登録方法等が定められている。

このように、取得価格は物品を管理する上で、重要な項目であり、取得価格を記録しなければ、規定に基づいて物品が管理されているか、自己チェックも第三者のチェックも実施することができないので、これらの物品管理についての規定はいずれも有効に運用されたとはいえない。

北九州市会計規則の制定が昭和39年3月31日であり、物品管理要領の制定が昭和49年4月1日であるから、少なくとも物品管理要領が制定された以後の取得であれば、取得価格についても明確に把握し、紙台帳にも物品管理システムに

も漏れなく記載し、適切に管理すべきであった。

また、平成 18 年度の包括外部監査において、北九州市港湾空港局の備品管理台帳で取得価格が 0 円のものが多いことが多数発見され、備品管理台帳の不備を指摘している。それにもかかわらず、今回は、北九州市が管轄する公立直営保育所の備品管理台帳においても平成 18 年度と同様な不備が発見されたことは、北九州市全体の備品管理体制に問題があると判断せざるを得ない。

(指摘 - 7) 公立直営保育所の備品管理台帳の記載について

北九州市が管轄する公立直営保育所では、備品管理台帳において、物品を管理しているが、この備品管理台帳を徳力保育所および今町保育所の 2 公立直営保育所において閲覧した結果、取得価格が 0 円のものが多いことが多数散見された。この要因は、備品管理システム（平成 16 年度開始）以前の紙台帳の管理から取得価格について漏れていたためであり、従前から、備品の管理体制自体に問題があったといわざるを得ない。

北九州市の物品管理については、物品管理要領（昭和 49 年 4 月 1 日財務局長通知）および物品の分類範囲（昭和 38 年 3 月 11 日訓令第 15 号）には、例えば、100 万円以上の備品は重要物品として別の台帳で管理することを義務付ける規定など、物品、消耗品および重要物品についての規定があり、取得価格によって分類し、どのように管理すべきか定められている。

したがって、取得価格は物品を管理する上で重要な項目であり、取得価格を記録しなければ、自己チェックや第三者のチェックは不可能であるから、これらの物品管理についての規定はいずれも有効に運用されたとはいえない。物品管理要領の制定が昭和 49 年 4 月 1 日であることを考慮すれば、少なくとも昭和 49 年 4 月 1 日以降に取得した物品については取得価格まで明確にして適切に管理されるべきであったと判断する。

38. 公立直営保育所における物品と関係帳簿の照合・検査に関する規定の作成および物品の管理状況について

(1) 物品と関係帳簿の照合・検査に関する規定について

物品管理要領の「第1 物品管理者及び出納職員の留意すべき事項 1 物品管理者 (3)」では、「所管に属する物品は、その用途にしたがい効率的に使用するとともに、常に関係帳簿と照合・検査しておくこと。」と定められている。しかしながら、今回、実地調査した保育所(徳力保育所、今町保育所)においては、定期的な関係帳簿(備品管理台帳)と物品との照合・検査は行われていなかった。

また、公立直営保育所が所属している区役所(保健福祉課)の担当者からも、定期的な関係帳簿(備品管理台帳)と物品との照合・検査は行っておらず、保育課も各区役所からの報告は受けていないとの回答を得た。

これは照合・検査に関して明確な規定がなく、実施時期・方法が統一されていないことが主な原因と考えられる。また、結果報告についても規定がないために行われておらず、実際に照合・検査が行われた事実を把握できない。物品管理要領には「常に関係帳簿と照合・検査しておくこと」と定められているのであるから、いつ誰が実施するのか、具体的な実施方法や実施した結果の報告手段も含めて、規定として明確に定め、定期的に物品の照合・検査を行っていかねばならないと考えられる。

物品の照合・検査についての規則は、以下の点に注意して作成される必要がある。

物品の照合・検査は原則として、各保育所で同時に行われることが望ましい。同時に行わなければ、各保育所間で物品の付け替えを行うことが可能となり、紛失の事実が発見されない可能性、物品の2重計上の可能性のおそれがあるためである。そのために、実施時期の統一に関する規定を作成する必要があると考える。

物品の照合・検査する場合、1人で行うのではなく、実際に照合・検査する人と別に備品管理責任者等の立会のもとで行われるのが望ましい。1人で照合・検査が行われる場合、相互牽制が機能せずに紛失等の事実が発見できないおそれがあるためである。

照合・検査の報告に関して、報告書等を作成し、報告を受けた人は承認印等を付すことが望ましい。報告書の承認印等があることにより、外部に対しても、照合・検査が行われていることが明確になり、責任の所在も明らかになるためである。

(2) 実物検査の結果について

今回、実地調査を行った徳力保育所および今町保育所で、物品の実物を照合・検査した結果、現品があるのに台帳に記載されていないものが散見された。

< 実物検査の方法 >

備品管理台帳から任意にサンプルを抽出して、現物との照合を行った。また、存在する現物が備品管理台帳に記載があるかどうかの照合も行った。

< 実物検査の結果 >

備品管理台帳に記載あるものは、現物が存在したが、現物が存在するもので備品管理台帳に記載ないものが散見されたので、以下に記載する。

徳力保育所

実物検査の結果、ジャングルジム、すべり台、パソコン、プリンター、テレビが備品管理台帳に記載漏れになっていた。

今町保育所

実物検査の結果、パソコン、乾燥機が備品管理台帳に記載漏れになっていた。

また、他の保育所（例えば閉鎖された保育所など）から備品を受け入れた場合には、備品管理台帳にも受け入れた旨を記載すべきであるが、備品管理台帳（徳力保育所、今町保育所）を閲覧した結果、記載されているものと記載されていないものがあった。この事実を保育所に質問したところ「移管した備品の記載についてのルールはありません。したがって、他の保育所から受け入れた備品も、購入時と同様に備品台帳に登録していますが、受け入れ元に関する記載（どこから取得したか等）は、ルールがないため、特に行っていません。しかし、購入と同様、いつ、どこから受け入れたのか今後は記載していきます。」との回答を得た。

他の保育所からの備品の受け入れも備品管理の対象とすべきであり、現状では管理が不十分である。今後は他の保育所から受け入れた備品についても一定の規程を設けて、管理していくべきだと考えられる。

(指摘 - 8) 公立直営保育所の物品の管理状況について

物品管理要領の「第1 物品管理者及び出納職員の留意すべき事項 1 物品管理者 (3)」では、「所管に属する物品は、その用途にしたがい効率的にしようするとともに、常に関係帳簿と照合・検査しておくこと。」と定められているが、今回、実地調査した徳力保育所および今町保育所においては、定期的な関係帳簿（備品管理台帳）と物品との照合・検査は行われていなかった。そこで、当該保

育所で、備品管理台帳から任意にサンプルを抽出して、現物との照合を行い、また、存在する現物が備品管理台帳に記載されているかどうか照合した結果、備品管理台帳に記載あるものは、現物が存在したが、現物が存在しているにもかかわらず備品台帳に記載がないものが散見された。(徳力保育所においては、ジャンゲルジム、すべり台、パソコン、プリンター、テレビが、今町保育所においては、パソコン、乾燥機が備品管理台帳に記載漏れとなっていた。)

他の保育所でも同様の状況となっている可能性があるので、北九州市の物品管理要領に従い、定期的な関係帳簿(備品管理台帳)と物品との照合・検査を実施し、適切に管理しなければならない。

(意見 - 47) 公立直営保育所の物品の照合・検査の規定の作成について

北九州市の物品管理要領では「常に関係帳簿と照合・検査しておくこと。」と定められているが、公立直営保育所においては定期的に物品の照合・検査が行われておらず、公立直営保育所が所属している区役所(保健福祉課)も保育課も、照合・検査についての実態を把握していない状況にあった。

現状の物品管理要領においては、関係帳簿と物品との照合・検査をいつ、誰が実施するのか、その結果をどのような様式で誰に報告するのか、具体的な規定がない。結果として、公立直営保育所においては十分に物品との照合・検査を実施していないにもかかわらず、いずれの部署も、定期的に照合・検査するように指導していなかった。

物品管理要領には「常に関係帳簿と照合・検査しておくこと」と定められているのであるから、関係帳簿と物品との照合・検査を、いつ、誰が実施するのか、具体的な実施方法をどうするのか、また、その結果をどのような様式で誰に報告するのかといった事項を規定として明確に定め、定期的な物品の照合・検査を実施されたい。

39. 公有財産台帳の管理と記載事項について

北九州市の公有財産である公立直営保育所の土地・建物については、「地方自治法施行規則 第 16 条の 2、地方自治法施行規則（別記）財産に関する調書様式（第 16 条の 2 関係）」（昭和 22 年 5 月 3 日内務省令第 29 号）の「財産に関する調書 1 公有財産（1）土地及び建物」に記載しなければならないとの規定に基づいて、公有財産台帳に登載し、管理している。

公有財産台帳については、「北九州市公有財産管理規則」（昭和 39 年 3 月 31 日規則 61 号）第 34 条において作成すべき旨が定められている。しかし、平成 16 年 8 月に、公有財産管理システムを導入したことに伴い、「北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 17 年 10 月 6 日条例第 50 号）第 6 条」、「北九州市行政手続等における情報通信の技術利用に関する条例施行規則（平成 17 年 12 月 27 日規則第 114 号）第 7 条」において、電磁的記録により代替できる旨が規定されている。そのため、公有財産台帳に記載していた内容は、当然に公有財産管理システムにおいても記載されていなければならないこととなる。

しかし、公有財産管理システムのデータを閲覧したところ、取得価格が記載されているものが、土地に関しては、公立直営保育所のうち蜷田保育所だけであり、他の公立直営保育所は取得価格に 0 円との記載がなされていた。

取得価格が 0 円になっている理由を担当者に質問したところ、「取得価格がわかっているものについては、取得価格を、取得価格が不明なものは台帳備考欄に「金額不明」と入力するようになっていますが、入力が漏れていました。」とのことであった。

取得価格が不明なものについて、台帳の備考欄に「金額不明」と記載すべきところ、漏れていたことは、管理体制の不備といえるが、それよりも公立直営保育所で蜷田保育所以外の土地の取得価格が不明という状況の方が重大な管理体制の不備だといえる。確かに、土地を取得した年月日は古いものが多く、取得年月日が新しいものでも昭和 54 年 3 月 13 日である。しかし、取得価格が記録されている蜷田保育所の土地の取得年月日は、昭和 49 年であり、それよりも新しく取得した土地の取得価格が把握されていないのは、過去の管理体制の不備にほかならない。

確かに北九州市には、土地と建物について、取得価格を記載するよう義務付ける規則はないが、北九州市は公有財産を管理しなくてはならない義務を負っているものであり、その管理のために、取得価格を把握しておくことが必要である。また、取得価格の把握は企業会計の立場からは基本的な情報であり、貸借対照表を作成する地方公共団体が多くなってきていることを考えると、今後、北九州市にとっても必要な情報となりうる。よって、取得価格等主要な情報の記載について

も公有財産台帳に記載するよう義務付けるべきである。

また、公有財産台帳から削除されるべき上富野保育所に移譲された建物が、公有財産台帳に記載されていた。上富野保育所は、昭和 51 年 4 月 1 日付で公設民営保育所（北九州市設置、社会福祉法人北九州市福祉事業団運営委託）として開所し、平成 17 年 4 月 1 日付で社会福祉法人北九州市福祉事業団に移譲している。よって現在は、北九州市の所有建物ではないために、公有財産台帳から削除されなければならないが、手続がなされておらず、北九州市所有の建物のままで登録されていた。公有財産の管理は北九州市の財産（市民の財産）であるから、適正な管理をしなければならず、そのためには、管理ミスを防ぐための一定のルールを作り、ルールに従って実施しているかのチェックが必要になる。具体的には、定期的に公有財産管理システムをチェックしたり、登録や削除について二重チェックを行うことなどを規定に明記し、上級管理者は、この規定に従って、公有財産の管理が適切に行われているか、常時管理することにより、このような管理ミスが発生しないように努められたい。

（指摘 - 9）公有財産台帳の管理について

公有財産台帳をチェックしたところ、民間認可保育所の上富野保育所の建物が、北九州市所有の建物として記載されていた。上富野保育所は昭和 51 年 4 月 1 日付で公設民営保育所（北九州市設置、社会福祉法人北九州市福祉事業団運営委託）として開所し、その時点で公有財産台帳に記載されたものの、平成 17 年 4 月 1 日付で社会福祉法人北九州市福祉事業団に移譲されている。その時点で北九州市の所有ではなくなったのだから、台帳から削除すべきであったにもかかわらず、削除手続が漏れていたために、その後も北九州市所有の財産として公有財産管理システムに登録されたままであった。

このような公有財産の管理の不備については、定期的に公有財産管理システムをチェックしたり、登録や削除について二重チェックを行うことなどにより、発見するように努められたい。またこのようなチェックは常時、組織的に行われるべきであるから、その旨を規定に明記し、義務付けられたい。

（意見 - 48）公有財産の取得金額の把握について

公立直営保育所の公有財産の管理システムデータから出力した紙ベースの台帳を閲覧すると、取得価格が記載されているものが、土地については、公立直営保育所のうち蜷田保育所だけであり、他の公立直営保育所は取得価格に 0 円との記載がなされていた。

取得価格の記載は義務付けられておらず、規則違反とはならないが、北九州市は公有財産を管理しなくてはならない義務を負っているものであり、公有財産を管

理するためには取得価格を把握しておく必要がある。また、取得価格は企業会計の立場からは基本的な情報であり、貸借対照表を作成する地方公共団体が多くなっていることを考えると、公有財産を管理する北九州市にとっては、今後必要な情報となりうる事項である。今後は、取得価格等の主要な情報を、公有財産台帳への記載必須事項とすべきである。

40. 保育施設の耐震対策について

(1) 保育所の耐震対策への対応義務

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、6千人を超える尊い命が奪われ、このうち地震による直接的な死者数は5千人を超えており、さらにこのうち9割超の人々が住宅・建築物の倒壊等を原因として亡くなっている。また、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成19年7月の新潟県中越沖地震においても住宅・建築物等の損壊等の被害やそれにともなって多くの人々が亡くなられたことは記憶に新しいところである。

日本がいかに地震大国であるかということ、地震は時と場所を選ばず、いつでも、どこでも起こりうる自然災害であって、甚大な被害をもたらす可能性があることを改めて認識させられたと言ってよいであろう。北九州市内においても、活断層として小倉東、福智山、頓田断層が確認されている。よって、普段から計画的に地震に対する対応策を講じていく必要があるといえる。

特に、子どもは高齢者とともに災害弱者であることから、保育所入所児童を預かる保育所園舎についても耐震基準をクリアしているか否かは重要な問題であり、保育所入所児童を保育所に預けている保護者もこの点について大きな関心を持っているのではないと思われる。

建物の耐震基準は、建築基準法および建築基準法施行令等の法令によって定められている。建築基準法による建築物の耐震設計は、対象の地震を中地震と大地震の二つに分けて考えている。中地震時の耐震設計は、建築物の耐用年数中に数回遭遇する中程度(気象庁震度階による震度5程度)の地震時にはほぼ無被害で、建築物の機能を損なうことがないように部材の許容応力度に着目した一次設計を行うこととし、建築物の耐用年数中一度遭遇するかもしれない大地震時(気象庁震度階による震度6~7程度)に対しては、建築物の被害を部分的な損傷にとどめ、建築物全体の倒壊を防ぎ、人命の保護を図ることを目標として二次設計を行う。

また、阪神・淡路大震災の後においては、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年10月27日法律第123号)が制定されている。この法律は、平成7年12月の施行後、さらに全国各地での大地震の頻発等を背景として、平成17年10月に改正されており、特定建築物の範囲の拡大、建築物に対する地方公共団体の指導権等の強化、都道府県の耐震改修促進計画の義務付け等が図られた。

この法律の目的は、「地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。」というものである。

まず、建築物の所有者に対する努力義務として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第6条第1項において、学校等の特定建築物の所有者は耐震診断(地震に対する安全性の評価)および必要に応じ耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的として、補強、増築、改築等を行うこと)を行うように努めなければならないと規定されている。ここで、特定建築物に保育所園舎が該当することとなる要件は、建築基準法第3条第2項に該当する新耐震基準適用前の旧耐震基準で建築されたものであって、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」施行令第2条第2項第1号により、その階数が2以上で、かつ、床面積の合計が500㎡以上と定められている。

さらに、所管行政庁の指導および助言指示権として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第7条第1項では、所管行政庁は、学校等の特定建築物の耐震診断および耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断および耐震改修について必要な指導および助言をすることができる」と規定、また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第7条第2項では、所管行政庁は、学校等の特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもののうち、政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる」と規定している。保育所園舎が「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第7条第2項でいう特定建築物に該当することとなる要件は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」施行令第5条第2項第2号によれば、床面積の合計が750㎡以上の園舎であり、前述の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」施行令第2条第2項第1号と少し規模要件が異なっている。

また、都道府県は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第5条第1項により、都道府県の区域内の建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための都道府県耐震改修促進計画を定めるものとなっており、さらに、市町村においても、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第5条第7項により、市町村の区域内の建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとなっている。

以上のように、北九州市は、耐震改修促進計画の策定に努める必要がある。また、特定建築物の要件に該当する保育所園舎を所有していれば、当該保育所園舎については耐震診断および必要に応じ耐震改修を行う努力義務を負っている。一方、園舎が北九州市の所有ではない民間保育所についても、特定建築物の要件に

該当すれば、所有者は、認可・無認可を問わず耐震診断および必要に応じ耐震改修を行う努力義務を負っており、北九州市は、市内に設置されている特定建築物の要件に該当する一定規模以上の民間保育所に対しては、必要な指導および助言並びに必要な指示を行うことで、その計画の実現を図っていく必要がある。

(2) 北九州市の公立直営保育所の耐震対策への対応状況

北九州市の所有する保育所園舎は、平成 19 年 4 月 1 日現在で 31 棟あり、そのうち新耐震基準を満たしている園舎は 8 棟であり、耐震化率が 25.8%となっている。ここで、耐震化率とは建築基準法の耐震基準を有している建築物数の割合をいう。耐震基準を満足している建築物は、昭和 56 年以降に建築されたもの（昭和 56 年 6 月以降に建築確認を受けたもの）、昭和 56 年以前に建築された建築物のうち耐震診断の結果耐震性ありと診断されたものおよび耐震改修を行ったものをいう。北九州市の所有する保育所園舎の場合、上記の 8 棟は全て昭和 56 年 6 月以降に建築されたものである。旧耐震基準で昭和 56 年以前に建築された園舎は残りの 23 棟であるが、このうち「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第 6 条第 1 項の特定建築物に該当するものは 17 棟存在する。

当該 17 棟の園舎について、現況を質問したところ、耐震対策については市の耐震計画の策定状況を踏まえて実施するとの回答であったが、現状では、耐震診断すら実施していないため、新耐震基準を満たしているか否かは不明とのことである。当然、耐震改修も実施されていない。つまり、北九州市の公立直営保育所のうち 74.2%は、耐震改修の必要があるかどうか不明である。なお、平成 19 年 4 月 1 日現在で、公立直営保育所園舎の全入所児童数 3,023 人のうち 49.5%の 1,496 人がこのような園舎に入所していることになる。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」は、平成 7 年 12 月に施行されているが、この法律によれば、学校等を所有する市は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うように努めなければならないとの努力義務が課されていた。それにもかかわらず、法律の施行から 10 年以上たった今においても、全くこの努力義務が果たされていないことになる。

耐震診断は、耐震改修の前提となるもので、耐震診断の結果は、市民に対して、どの建築物が危険かを示すという意味でも極めて重要である。耐震診断を行っていない状況にあっては、どの園舎がどれくらい危険なのか、またはそうでないのか、市民は知ることができないし、耐震改修の要否すら判断できない状況となっている。

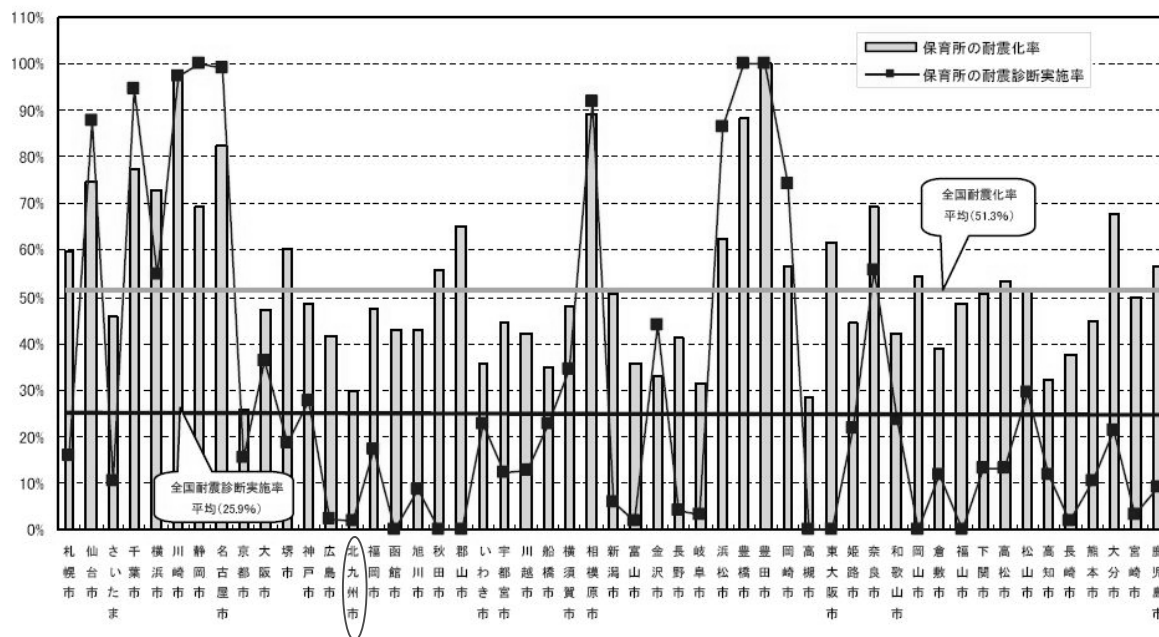
(3) 民間認可保育所における耐震対策について北九州市の対応

厚生労働省調べにおいて、平成18年4月1日現在の各政令指定都市および中核市の保育所の耐震化状況のデータがある(表-68)。このデータは、公立と民間の両方を含むデータとなっており、耐震診断実施率および耐震化率を示したものである。北九州市の耐震診断実施率および耐震化率はともに全国平均に比べて著しく低いものとなっている。

耐震診断実施率については、全国平均が25.9%であるのに対して、北九州市平均は1.7%、また、耐震化率については、全国平均が51.3%であるのに対して、北九州市平均は29.7%となっている。

(表-68) 保育所の耐震化の状況<政令指定都市・中核市分>

平成18年4月1日現在(厚生労働省調べ)



北九州市の民間認可保育所が保有する園舎は、平成18年4月1日現在で125棟あり、そのうち新耐震基準で建てられた園舎は38棟である。残り87棟のうち2棟が耐震診断を実施済みであり、2棟全て要改修と判定されたものの、1棟が改修済、1棟が改修中となっている。民間認可保育所の耐震診断実施率は2.3%、耐震化率は32.0%となる。民間認可保育所についても全国平均より著しく低い状況となっている。

公立直営保育所だけでなく民間認可保育所についても、建築物の所有者に対す

る努力義務として、学校等の特定建築物の所有者は耐震診断および必要に応じ耐震改修を行うように努めなければならないと法律で規定されているにもかかわらず、民間レベルにおいてもこの努力義務の遂行は、他市と比較して進んでいない状況である。

この状況に対する北九州市の対応としては、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第7条第1項に基づいて、特定建築物に該当する園舎の耐震診断および耐震改修の適確な実施を確保する必要性を判断して、必要と判断されれば、当該保育所の所有者に対して、耐震診断および耐震改修についての指導および助言を行うことである。さらに、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第7条第2項に基づいて、特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要な一定規模以上の園舎について必要な耐震診断又は耐震改修の実施状況を把握して、未実施の場合には、当該保育所の所有者に対し、必要な指示を行うことである。

しかし、北九州市は、民間認可保育所所有の園舎について、明確な建築日やいつの建築基準で建築されたかといった基本的な情報を十分把握していないため、指導および助言を行うことができない状況であった。

その結果が、公立直営保育所だけでなく民間認可保育所においても保育所園舎の耐震診断実施率および耐震化率が、全国の政令指定都市および中核都市と比較して、最低レベルの対応しか行われていない状況を招いてしまったといえる。耐震化率が低いというえ、耐震診断さえも実施されていないのであるから、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の努力義務についても、北九州市が十分な対応を怠ってきたのは明らかである。

(表 - 68)を見れば、地震が将来発生する可能性が高いといわれている地域の耐震診断実施率および耐震化率が高いのはもちろんであるが、そうではない地域においても保育所園舎の耐震診断実施および耐震化に取り組んでいることが分かる。

北九州市は政令指定都市として、努力義務であっても率先して対策を講じるべきであると思われる。全国の政令指定都市および中核都市と比べて、耐震化が取り組まれていない保育所園舎を有することについての危険性を再認識し、公立直営保育所については、耐震計画を早急に策定し、計画に基づく保育所園舎の耐震診断を漏れなく実施し、耐震化対策を採るべきである。また、民間認可保育所においては、まず、明確な建築日やいつの建築基準で建築されたかといった基本的な情報の把握に努め、さらに、公立直営保育所と同様に、耐震診断を漏れなく実施し、耐震化対策を採るように、指導および助言していく必要がある。

(4) 早急な耐震診断の実施および耐震改修促進計画の策定について

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第5条第7項では、市町村の区域内の建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めることとなっている。平成18年1月には、「建築物の診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が国土交通省より告示され、建築物の耐震診断および耐震改修の具体的な目標数値として、住宅の耐震化率および特定建築物の耐震化率を平成27年度までに少なくとも90%以上にするものとしている。北九州市においては、平成18年3月に策定された福岡県の耐震改修促進計画と国の基本方針を踏まえて、市全体としてより地域性を考慮した耐震改修促進計画を平成19年度中に策定予定とのことである。

しかしながら、北九州市の現状は、公立直営保育所について、耐震診断すら実施していない状況であり、民間認可保育所についても、十分な現状把握も行われていない状況である。平成27年度までに少なくとも耐震化率を90%以上にするという国の方針を達成するために、他市と比較して著しく遅れている耐震対策の現状を考慮すれば、一層の努力が必要である。

市町村レベルにおける耐震対策、耐震計画の策定は、法に規定されているとおり、努力義務にとどまる。しかし、努力する義務は負うのであるから、予算やその他の条件が厳しくとも、年々、目標値に向かって耐震診断を実施し、耐震化対策を進めてこなくてはならなかったはずである。多数の児童および職員の人命にかかわるものである以上、全国最低レベルの耐震診断実施率および耐震化率に甘んじているのでは、努力する義務さえも怠ってきたといわざるを得ない。北九州市は、平成27年度までに少なくとも耐震化率を90%以上にするという国の方針について、早急に取り組む必要がある。

耐震化率を90%以上にするということは、少なからず、園舎の建て替え、統廃合または民間への譲渡等も含め、時間と金銭を費やすものである。そもそも、耐震診断が早期に実施されないと平成27年度までに目標数値を達成するという財政上の計画を立てること自体が困難であり、有効かつ効率的な耐震化計画の策定は困難になるといえる。よって、公立直営保育所の園舎に対する耐震診断の実施や、民間認可保育所の園舎に対する指導および助言権や指示権を発揮するための前提となる耐震状況の把握を早急に実施していく必要がある。また、情報開示という観点からも、園児を預かる保育所園舎が耐震基準をクリアしているか否かということは、乳幼児をもつ保護者にとっても関心が高いと思われるので、状況把握を早急に実施して、市民に公表していく必要があるといえる。

(意見 - 49) 北九州市における保育施設の耐震対策について

保育所園舎の耐震対策については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」において、耐震診断および耐震改修について努力義務が定められている。北九州市の保育所に対する耐震対策の現状は、公立直営保育所については、耐震診断を実施していない状況であり、民間認可保育所については、対策の対象となる園舎の十分な現状把握が行われていない状況である。耐震診断実施率については、全国平均が 25.9%であるのに対して、北九州市平均は 1.7%、また、耐震化率については、全国平均が 51.3%であるのに対して、北九州市平均は 29.7%と、耐震化についての取り組みが不十分といわざるを得ない。

北九州市としては、公立直営保育所については、耐震計画を早急に策定し、計画に基づく保育所園舎の耐震診断をもれなく実施し、耐震化対策を採るべきである。また、民間認可保育所においては、まず、明確な建築日やいつの建築基準で建築されたかといった基本的な情報の把握に努め、さらに、公立直営保育所と同様に、耐震診断をもれなく実施し、耐震化対策を採るように、指導および助言していく必要がある。

平成 18 年 1 月には、「建築物の診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が国土交通省より告示され、建築物の耐震診断および耐震改修の具体的な目標数値として、住宅の耐震化率および特定建築物の耐震化率を平成 27 年度までに少なくとも 90%以上にすることとしている。

耐震化率を 90%以上にすることとは、全国最低レベルの耐震診断実施率および耐震化率に甘んじている北九州市にとって、少なからず、園舎の建て替え、統廃合または民間への譲渡等も含め、多くの時間と金銭を費やすものである。そもそも、耐震診断が早期に実施されないと平成 27 年度までに目標数値を達成するという財政上の計画を立てること自体が困難であり、有効かつ効率的な耐震化計画の策定は難しいといえる。よって、公立直営保育所の園舎に対する耐震診断の実施や、民間認可保育所の園舎に対する指導および助言権や指示権を発揮するための前提となる耐震状況の把握を早急には実施していく必要がある。また、情報開示という観点からも、園児を預かる保育所園舎が耐震基準をクリアしているか否かということは、乳幼児をもつ保護者にとっても関心が高いと思われるので、状況把握を早急には実施して、市民に公表していく必要があるといえる。

41. 民営化に伴って無償譲渡された建物の耐震化計画について

北九州市においては、保育事業の民営化の移行の一環として、保育施設（建物）の移譲を平成17年度および平成18年度において、（表-69）のとおり22施設について実施している。

（表-69）移譲保育所一覧

	区	名 称	移譲年月日	敷地面積 (㎡)	移譲先	延床面積 (㎡)	当初建設年月	当初取得価格 (円)
17 年度	門 司	みなと保育所	平成17年4月1日	1,547.56	福祉事業団	454.76	S46.8.1	48,153,000
		すみれ保育所	平成17年4月1日	990.00	福祉事業団	526.81	S46.10.15	26,193,000
		清滝保育所	平成17年4月1日	1,601.95	門司民生事業協会	663.04	S56.3.20	42,260,900
		古城保育所	平成17年4月1日	1,259.80	門司民生事業協会	671.53	S49.7.5	49,193,000
		藤松保育所	平成17年4月1日	1,090.30	門司民生事業協会	612.19	S50.3.31	60,299,000
	小 倉 北	清水保育所	平成17年4月1日	1,664.85	福祉事業団	602.47	S48.5.26	33,015,000
		到津保育所	平成17年4月1日	1,315.90	福祉事業団	756.14	S51.3.25	71,707,000
		上富野保育所	平成17年4月1日	1,299.28	福祉事業団	545.40	S54.4.1	83,168,100
		三萩野保育所	平成17年4月1日	1,318.17	小倉社会事業協会	784.91	S52.8.16	92,338,200
	小 倉 南	若園保育所	平成17年4月1日	990.28	福祉事業団	603.27	S48.1.21	31,102,000
		若松二島保育所	平成17年4月1日	1,249.00	福祉事業団	356.76	S44.11.1	8,135,000
	八 幡 西	折尾丸山保育所	平成17年4月1日	1,103.69	福祉事業団	526.81	S46.10.13	24,554,000
		楠橋保育所	平成17年4月1日	1,784.79	福祉事業団	603.19	S49.3.30	30,060,000
	18 年度	小 倉 南	南丘保育所	平成18年4月1日	(市営南丘団地)	福祉事業団	749.78	S53.4.1
八 幡 西		永犬丸保育所	平成18年4月1日	2,199.00	福祉事業団	841.24	S53.10.1	93,745,000
		うさぎ保育所	平成18年4月1日	1,811.74	福祉事業団	614.96	S50.3.31	62,462,000
		陣山乳児保育所	平成18年4月1日	519.30	福祉事業団	358.95	S47.12.14	19,671,000
		東筑保育所	平成18年4月1日	2,328.52	保育事業協会	723.92	S55.3.31	109,264,200
戸 畑		西中原保育所	平成18年4月1日	1,035.11	戸畑民生事業協会	651.96	S50.3.31	60,772,000
		中原保育所	平成18年4月1日	571.31	戸畑民生事業協会	477.77	S49.7.15	34,348,000
		牧山保育所	平成18年4月1日	1,137.57	戸畑民生事業協会	365.52	S54.3.31	57,009,300
		一枝保育所	平成18年4月1日	1,439.61	福祉事業団	817.75	S48.1.22	57,558,300

（注）根拠法令

北九州市財産条例（抜粋）

第3条（普通財産の譲与又は減額譲渡）

普通財産は、次の各号の(1)に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価格で譲渡することができる。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に譲渡するとき。

しかしながら、これらの移譲施設は、建築後概ね 25 年以上を経過し老朽化しており、耐震性に問題があると考えられる。

譲渡人である北九州市においても耐震性に問題があることについては、認識はしているところではあるが、耐震化に伴う大規模改修、改築については、多額の資金が必要であることから、建物の移譲の際、移譲先法人に対し耐震化工事の義務付けを行っていない。

また、北九州市の移譲施設に対する考え方は、移譲施設は、建築後 25 年以上を経過し老朽化しており、改修ではなく改築により耐震性の向上、施設の多機能化等を図りたいと考えている。よって、多額となると予想される改築費用については、施設整備費全額を移譲先法人が自己負担で賄えないことから国の交付金制度の活用を前提に、順次改築を行っていく予定とのことであった。

既に、22 施設のうち、うさぎ保育所(社会福祉法人北九州市福祉事業団)・西中原保育所(社会福祉法人北九州市戸畑民生事業協会)の 2 保育施設については、改築済みである。

なお、移譲先は社会福祉法人北九州市福祉事業団、社会福祉法人北九州市門司民生事業協会、社会福祉法人北九州市戸畑民生事業協会、社会福祉法人北九州市小倉社会事業協会、社会福祉法人北九州市保育事業協会の 5 社会福祉法人である。

(意見 - 50) 民営化に伴って無償譲渡された建物の耐震化計画について

北九州市が、保育事業の民営化の移行の一環として、22 施設の保育施設(建物)の無償移譲を平成 17 年度および平成 18 年度において、社会福祉法人北九州市福祉事業団、社会福祉法人北九州市門司民生事業協会、社会福祉法人北九州市戸畑民生事業協会、社会福祉法人北九州市小倉社会事業協会、社会福祉法人北九州市保育事業協会の 5 社会福祉法人に実施しているが、これらの移譲施設は、建築後概ね 25 年以上を経過し老朽化しており、耐震性に問題があることは、北九州市も認識しているところである。

これらの施設は老朽化しているということで無償で譲渡し、耐震対策については何ら条件を付けていない。しかし、耐震化に問題のある保育施設を譲渡する場合、その施設の公共性を考慮すれば、移譲先には、移譲条件として、耐震化工事の計画を義務付けるべきであったと考える。

早急に、北九州市は移譲先である 5 社会福祉法人に対し、耐震化工事の計画を策定させ、提出させるべきと考える。

42. 民間認可保育所に対する土地の貸付料について

北九州市はその所有する土地を、25 箇所の民間認可保育所に対して貸し付けている。民間認可保育所では、保育所用地もしくは駐車場用地として使用している。

北九州市保育所用地貸付要綱の第 5 条には、「貸付料は、「北九州市公有財産管理規則」第 18 条第 2 項の規定および「平成 10 年度以降の市有地（土地）の貸付料等の取扱いについて」（平成 10 年 3 月 20 日付財政局長通知）第 5 項第 1 号に基づき、月額 10 円/㎡とする。」とあり、この規定に従って、保育所部分について、月額 10 円/㎡で貸し付けている。（平成 18 年度までの市有財産の貸付料の取扱い）

北九州市が用地を貸し付けている民間認可保育所は以下のとおりである。

（表 - 70）土地貸付先一覧表

平成 18 年 4 月 1 日現在

施設名	貸付面積 単位㎡	貸付料	算定方法
		年額(円)	
門司保育所(みどり園)	1,297.67	155,720	貸付面積(㎡) × 10 円 × 12 月
旧諏訪乳児保育園	371.41	44,569	貸付面積(㎡) × 10 円 × 12 月
白鳩保育園	834.75	100,170	貸付面積(㎡) × 10 円 × 12 月
若竹保育園	1,111.04	133,324	貸付面積(㎡) × 10 円 × 12 月
本城西保育園	1,500.73	180,087	貸付面積(㎡) × 10 円 × 12 月
若松乳児保育所	607.80	72,936	貸付面積(㎡) × 10 円 × 12 月
つばさ保育園	1,414.26	169,704	貸付面積(㎡) × 10 円 × 12 月
春の町保育園	4,121.50	494,580	貸付面積(㎡) × 10 円 × 12 月
引野保育園	2,100.00	648,772	保育所部分：1,860.28 ㎡ × 10 円/㎡ × 12 月 駐車場部分：14,184,951 円 × 3/100()
井堀保育園	3,340.97	400,908	貸付面積(㎡) × 10 円 × 12 月
高坊保育園	2,712.89	325,536	貸付面積(㎡) × 10 円 × 12 月
城野保育園	1,836.30	220,356	貸付面積(㎡) × 10 円 × 12 月
北方なかよし保育園	2,401.06	288,120	貸付面積(㎡) × 10 円 × 12 月
鳴水保育園	2,416.52	289,980	貸付面積(㎡) × 10 円 × 12 月
萩原保育園	1,162.73	139,524	貸付面積(㎡) × 10 円 × 12 月
れんげの花保育園	3,080.34	369,636	貸付面積(㎡) × 10 円 × 12 月

足原だきしめ保育園	2,238.92	483,511	保育所部分：2,130.52 m ² × 10 円/m ² × 12 月 駐車場部分：108.40 m ² /2,238.92 m ² × 156,869,929 円 × 3/100 (注)
光沢寺第二保育園	1,722.86	206,736	貸付面積(m ²) × 10 円 × 12 月
大蔵保育園	978.08	117,360	貸付面積(m ²) × 10 円 × 12 月
高見の森保育園	3,033.70	471,927	保育所部分：2,908.70 m ² × 10 円/m ² × 12 月 駐車場部分：125.00 m ² /1,802.04 m ² × 59,051,048 円 × 3/100 ()
片野保育園	694.18	83,301	貸付面積(m ²) × 10 円 × 12 月
ふたば保育園	578.25	69,390	貸付面積(m ²) × 10 円 × 12 月
則松保育園	1,450.51	174,061	貸付面積(m ²) × 10 円 × 12 月
さかえ保育園	200.00	24,000	貸付面積(m ²) × 10 円 × 12 月
大川保育園	1,532.46	183,895	貸付面積(m ²) × 10 円 × 12 月

(注) 駐車場部分の計算方法：駐車場部分の面積/固定資産税評価額対象の面積 × 固定資産税評価額 × 3/100

駐車場部分は固定資産税評価額を基準に、経済的価値を考慮した賃貸料とされているが、保育所部分は月 10 円の賃貸料である。ここで、月 10 円の貸付料が妥当かどうか検討するために、参考として他の政令指定都市における土地の貸付料の算定方法を記載する。

(表 - 71) 政令指定都市の社会福祉法人に対する土地の貸付料(平成 18 年 4 月 1 日)の金額について

都市名	有償・無償の別	算定方法
札幌市	有償・無償混在	公有財産台帳登録価格 × 2.4/100 (年額)
仙台市	無償貸付	
さいたま市	有償・無償混在	土地評価額 × 4.2/100 (年額)
千葉市	無償貸付	

川崎市	無償貸付	
横浜市	無償貸付	
静岡市	無償貸付	
名古屋市	有償貸付	年度総合評価額 × 貸付面積 / 評価面積 × 1/10 (減額率) × 貸付日数
京都市	有償・無償混在	固定資産評価単価 × 使用面積 × 35/100 (年額)
大阪市	有償・無償混在	貸付規則に基づき計算
堺市	無償貸付 (注)	時価 (堺市不動産審査委員会の評価額) × 5/100
神戸市	有償・無償混在	固定資産税評価見込額 × 0.6 × 5/1000 × 12 (年額)
広島市	無償貸付	
北九州市	有償貸付	貸付面積 × 10 円/m ² (月額)
福岡市	無償貸付	

(注) 堺市は、初年度から 5 年間無償。6 年目以降は有償。

上記 15 政令指定都市の土地貸付料の方法については、無償貸付が 8 市、有償・無償混在貸付が 5 市、有償貸付のみが北九州市含め 2 市であった。

有償貸付 (有償・無償混在貸付も含む) を行っている他の政令指定都市には、貸付の算定方法に固定資産税評価見込額や時価等を基準にしている都市があり、土地の経済的な価値に基づいた合理的な貸付料となるように、算定方法を定めている。これに対して、北九州市は月額 10 円/m² という算定方法であるが、月額 10 円/m² という金額には具体的な算定根拠がない。よって、北九州市としても、土地の貸付料をできるだけ経済的な価値を反映させた貸付料とするために、有償貸付を行っている他の政令指定都市を参考にして、固定資産税評価額などの合理的な基準を用いることについても考慮されたい。

また、前述したのは平成 18 年度までの土地の貸付料であり、平成 18 年度以降の取り扱いとしては、「平成 18 年度以降の市有財産の貸付料等の取扱いについて」（北九州財財活 1494 号 平成 18 年 3 月 29 日）に算定基準が明示されている。

以下、規定を抜粋する。

- 1 平成 18 年度以降の貸付料については、従来どおり当該年度の固定資産税評価額 $\times 3/100$ （年額）とする。

（2 から 4 は直接関係する規定でないため省略）

- 5 公民館類似施設等地域集会用地及び社会福祉施設に対する貸付料

- (1) 貸付面積（ m^2 ） $\times 10$ 円 （月額）

- (2) この貸付料の算定方法は、無償貸付していたものを有償貸付に移行する際に経過的に設置した例外措置である。よって、新規貸付分を含め原則どおりの取扱いに向けた検討を行うこと。

付則

- 1 平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 平成 10 年 3 月 20 日付財政局長通知「平成 10 年度以降の市有地（土地）の貸付料等の取り扱いについて」は廃止する。

この規定によると平成 18 年度以降の土地の貸付に関しては、原則、固定資産税評価額を基準とすることとなっており、月額 10 円/ m^2 は例外的な経過措置であることが明記されている。北九州市としては、保育所部分の月額 10 円/ m^2 についても、原則的な「固定資産税評価額 $\times 3/100$ （年額）」に改め、経済的な価値を加味した原則的な方法で貸し付けるように努められたい。

（意見 - 51）民間認可保育所に対する土地の貸付料について

北九州市所有の土地を民間認可保育所に貸し付ける際の貸付料は、北九州市保育所用地貸付要綱に、月額 10 円/ m^2 と定められている。

一方、他の政令指定都市の有償貸付の事例を見ると、貸付の算定方法に固定資産税評価見込額や時価等を基準にしており、土地の経済的な価値に基づいた合理的な貸付料となるように、算定方法を定めている都市もある。これに対して、北九州市は月額 10 円/ m^2 という算定方法であり、月額 10 円/ m^2 という金額には具体的な根拠がない。よって、北九州市としても、土地の貸付料をできるだけ経済的な価値を反映させた貸付料とするために、有償貸付を行っている他の政令指定都市を参考にして、固定資産税評価額などの合理的な基準を用いることについても

考慮されたい。

また、平成 18 年度以降の取り扱いとしては、「平成 18 年度以降の市有財産の貸付料等の取扱いについて」(北九州財財活 1494 号 平成 18 年 3 月 29 日)に算定基準が定められているが、ここでも月額 10 円/m²は例外的な経過的措置であることが明記されているので、原則的な「固定資産税評価額×3/100(年額)」に改め、経済的な価値を加味した原則的な方法で貸し付けるように努められたい。

43. 民間認可保育所に対する賃借料（土地）の計算根拠について

民間認可保育所に、北九州市が土地を貸与している場合における賃借料の計算は、貸与敷地面積に単価および使用月数を乗じて算出している。

敷地面積の確認方法は、一般的には、登記簿謄本（理論的には、実測面積と考えられるが）と考えられるが、北九州市においては明確な基準がなく、「測量図若しくは登記簿謄本等により確認できるものがあれば」それに基づいて行うということであった。

現状、25 施設のうち、（表 - 72）のとおり、登記簿謄本で確認されている貸与施設は 7 施設であり、求積図で確認している貸与施設は 17 施設である。残る 1 施設は、土地台帳による確認である。

（表 - 72）

保育所名	確認方法
若松乳児保育所	土地台帳（ ）
つばさ保育園	求積図
春の町保育園	求積図
引野保育園（職員用駐車場あり）	求積図・固定資産税評価額
井堀保育園	求積図
高坊保育園	求積図
城野保育園	求積図
北方なかよし保育園	登記簿謄本
鳴水保育園	求積図
萩原保育園	求積図
れんげの花保育園	求積図
足原だきしめ保育園(職員用駐車場あり)	求積図・固定資産税評価額
光沢寺第二保育園	求積図
大蔵保育園	求積図
高見の森保育園(職員用駐車場あり)	求積図・固定資産税評価額
門司保育所（みどり園）	登記簿謄本、求積図
旧諏訪乳児保育園	登記簿謄本、求積図
白鳩保育園	登記簿謄本、求積図
若竹保育園	登記簿謄本、求積図
本城西保育園	登記簿謄本、求積図

保育所名	確認方法
片野保育園	求積図
ふたば保育園	登記簿謄本、求積図
則松保育園	求積図
さかえ保育園	求積図
大川保育園	求積図

(注)昭和48年度頃に測量した内容に基づき土地台帳が作成されているが、測量図面等がないため、現在再度測量中である。

なお、25施設のうち、門司保育所(みどり園、(財)鉄道弘済会)に対する土地の賃借については、登記簿謄本・求積図が一部欠けており、その部分の敷地面積の確認方法は、従前より稟議書で行っている。

(意見-52)民間認可保育所に対する賃借料(土地)の計算根拠について

敷地面積の確認方法は、一般的には、登記簿謄本(理論的には、実測面積)と考えられるが、北九州市においては、敷地面積の確認方法について明確な基準がない。現状では、測量図もしくは登記簿謄本があれば問題なしとしているが、賃貸料算出の基礎資料となるものであるから、「原則、登記簿謄本による」との通達等の明確な基準の設定が必要と考える。

なお、25施設のうち、門司保育所(みどり園、(財)鉄道弘済会)に対する土地の賃借については、登記簿謄本・求積図が一部欠けており、その部分の敷地面積の確認方法は、従前より稟議書で行っている。

・ < 補助金に関する意見 >

(北九州市の保育事業にかかる補助金の概要)

補助金とは、特定の事務事業に対して、公益上必要があると認めて、その事務事業の奨励および促進を図るために反対給付を求めることなく交付される金銭給付である。

補助金には、支給対象となる事業より便益を受けない市民からも税金が投入されており、補助金を支出するにあたっては、規則、要綱等の規定を作成し、これに基づき支給手続の過程を明らかにして、公金支出の公平性および透明性を確保することが必要である。また、規則、要綱等の規定については、補助金の既得権益化が生じることがないように、社会経済情勢および行政に対する需要の変化に応じて絶えず公益性の観点から客観的に必要性を見直すことが必要である。

北九州市の保育事業にかかる補助金制度としては6つの制度が設けられている。各補助金は、北九州市補助金等交付規則および補助金ごとの交付要綱・実施要綱等に基づいて支給されることとなっている。また、支給対象事業は主に、保育所の運営にかかる経費の補助、延長保育および一時保育等のサービス提供に関する経費の補助といった保育対策等の促進事業および保育所施設の新設・整備に関する経費の補助といった施設整備事業などである。

北九州市における保育事業にかかる具体的な補助金名称と平成17年度、平成18年度の予算と決算の金額は(表-73)のとおりである。平成17年度から平成18年にかけて各補助金の支給額は増加していることが分かる。

(表 - 73) 北九州市保育事業補助金予算・決算額 (平成 17 年度、平成 18 年度)

補助金名称		平成 17 年度 (千円)	平成 18 年度 (千円)	増減 (千円)
民間保育所運営補助金	予算	1,061,132	848,531	□ 212,601
	決算	692,965	708,113	15,147
特別保育事業補助金	予算	791,541	1,158,244	366,703
	決算	766,156	1,035,947	269,791
地域子育て支援センター 事業補助金	予算	38,950	47,154	8,204
	決算	38,950	47,154	8,204
家庭支援推進保育職員費	予算	39,806	88,230	48,423

用補助金	決算	35,928	81,416	45,487
民間保育所施設整備費補助金	予算	12,201	18,287	6,086
	決算	12,185	18,286	6,101
保育所施設整備民設民営支援補助金	予算	184,576	126,904	□ 57,672
	決算	57,672	107,310	49,638
合計	予算	2,128,206	2,287,350	159,143
	決算	1,603,857	1,998,227	394,369

また、補助金の中には、国からの補助金が市を通過して支給されるもの（市が上乘せする場合も含む）と市が独自に支給するものに分けられる。近年、三位一体の改革により各種制度が頻繁に変更されており、国の財政難もあり国からの補助金が一般財源化、交付金化およびカットされているものもある。

（表 - 74）は、平成 18 年度の市の各補助金の国と市の負担額の内訳を表している。

以上のように、北九州市の保育事業に係る補助金支出は増加傾向にあり、市の補助金負担も増加する傾向にあるといえる。

（表 - 74）各補助金の国と北九州市の負担額（平成 18 年度）

補助金名称	補助金総額 （千円）	国負担額 （千円）	市負担額 （千円）	国の補助（率）
民間保育所運営補助金	708,113	-	708,113	なし
特別保育事業補助金	1,035,948	334,358	701,593	
（内訳）障害児保育事業補助金	204,584	-	204,584	平成 15 年度より 一般財源化
延長保育事業補助金	757,905	306,379	451,526	平成 17 年度より 交付金化
保育所地域活動事業補助金	24,802	12,481	12,321	平成 17 年度より 一部交付金化
一時保育事業補助金	48,657	15,498	33,162	1/3
地域子育て支援センター事業補助金	47,154	15,718	31,436	1/3

家庭支援推進保育職員費用補助金	81,417	21,895	59,522	平成 17 年度より 交付金化
民間保育所施設整備費補助金	18,286	-	18,286	なし
保育所施設整備民設民営支援補助金	107,310	-	107,310	なし

以下、北九州市が保育事業の実施に対して設けている 6 制度の補助金の個々の概要について説明する。

民間保育所運営補助金について

民間保育所運営補助金は、「北九州市民間保育所運営補助金交付要綱」に規定されており、施設の管理に要する経費（施設管理費）、児童の処遇向上に要する経費（入所者処遇費）、職員の処遇改善に要する経費（職員処遇費）を対象として支給されるものである。詳細な内容、支出金額については以下の（表 - 75）のとおりである。

なお、（その他）とは、北九州市民間保育所運営補助金交付要綱第 4 条但書において社会福祉法人北九州市福祉事業団の運営する保育所に対しては、市長が認める額を交付するものと規定されており、これに基づく支給額のうち、通常の実給算定基準を上回って支給された部分（（表 - 18）参照）のことである。

（表 - 75）民間保育所運営補助金の詳細内容

項目		内容	決算額（千円）	
			平成 17 年度	平成 18 年度
施設管理費	1 建物維持管理費	施設の維持管理に必要な経費の一部を補助する。	20,720	23,032
	2 損害賠償保険掛金	施設の管理下における不慮の災害に対処するため、損害保険に加入する経費の一部を補助する。	314	356
	3 園舎修繕費	園舎の修繕に必要な経費の一部を補助する。	10,860	12,217
	4 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金	施設の管理下における負傷、疾病に対処するため、災害共済に加入する経費（設置者負担分）の一部を補助する。	1,623	1,798

	5	光熱水費	採暖費及び光熱水費の一部を補助する。	38,183	43,229
	6	市保育研修大会資料代	市保育所連盟と共催して行う、市保育研修大会の資料代を補助する。	366	396
入所者処遇費	1	一般生活費	入所児童の処遇充実及び施設運営の円滑化を図るため、児童生活用品の購入、給食費、研修費、事務費の経費の一部を補助する。	67,332	75,748
	2	体育・文化奨励費	児童の体育・文化活動の向上を図るため、備品等の購入に要する経費の一部を補助する。	8,082	8,922
	3	0歳児オムツ借上料	0歳児(1歳移行児はその年度中0歳児とみなす)のオムツ使用に際し、その借上料の一部を補助する。	37,784	44,037
	4	バス借上料	児童のための園外保育に要するバス借上料の一部を補助する。	3,136	3,486
職員処遇費	1	年休等代替職員費	職員の年休等に伴う代替職員の雇用に要する人件費の一部を補助する。	64,492	65,077
	2	給与改善費	施設職員の処遇改善のための経費を補助する。	8,702	9,407
	3	事務職員雇用費	適正な経理を実施し施設運営の安定を図るため、事務職員の雇用に必要な経費の一部を補助する。	117,072	117,697
	4	非常勤職員等一時金	職員の処遇改善のために雇用された非常勤職員等の一時金に要する経費の一部を補助する。	37,980	36,742
	5	入所児童欠員対策補助	入所児童数が定員を下回った場合に、職員処遇を維持するため、職員人件費の一部を補助する。	2,156	1,320
	6	独立行政法人福祉医療機構退職共済掛金補助	職員処遇向上のため、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入する事業主負担金の一部を補	25,929	28,404

		助する。		
	7	被服購入費	施設職員（加配保育士含む）の被服購入経費の一部（夏物、冬物を隔年で1着分）を補助する。	3,423 3,748
	8	職員研修旅費	職員の資質向上を図るため、職員（施設長は除く）の県外における研修経費の一部を補助する。	5,712 6,972
その他		社会福祉法人北九州市福祉事業団の運営する保育所に対する上乗せ支給額	社会福祉法人北九州市福祉事業団の運営する保育所に対しては、市長が必要と認める額を交付する。	239,092 225,519

特別保育事業補助金について

特別保育事業補助金は、「北九州市特別保育事業補助金交付要綱」に規定されており、障害児保育事業、延長保育事業、保育所地域活動事業、一時保育事業および保育所分園推進事業を実施する保育所を対象として支給されるものである。当該補助金制度は主として、特別保育事業を行う場合に生じる保育士の人件費の負担を補助するためのものである。各事業の詳細な内容および補助額は以下のとおりである。

障害児保育事業		(昭和49年度より開始)
(内容) 障害児保育事業は、保育に欠ける障害児については、保育所の集団保育が可能な限りできるだけ保育所に受け入れて、健常な児童とともに保育することを行い、児童の福祉の増進を図ることを目的とした事業である。		
受け入れた障害児の人数に応じて保育士の加配も必要となるため、補助金も加配された保育士数に応じて支給される。		
平成17年度の補助額		203,304千円
平成18年度の補助額		204,583千円

延長保育事業		(昭和57年度より開始)
(内容) 延長保育事業は、保護者の就労形態の多様化および通勤時間の通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するために、通常の保育時		

間を超えて保育を行ない、保育に欠ける児童の福祉向上を図ることを目的とした事業である。	
補助金は、11時間開所の保育所に対して、一定額が支給され、さらに11時間以上の開所の保育所については、11時間を超える時間と利用児童数に応じて補助金が加算され支給される。	
平成17年度の補助額	500,931千円
平成18年度の補助額	757,905千円

保育所地域活動事業 (平成2年度より開始)	
(内容) 保育所地域活動事業は、障害児保育、夜間保育等に掛かる特別な経費の助成を行う事業である。	
補助金は、1保育所当たり合計額は100万円を限度とし、夜間保育を含めて実施する保育所については200万円を限度として支給される。	
平成17年度の補助額	18,890千円
平成18年度の補助額	24,801千円

一時保育事業 (平成2年度より開始)	
(内容) 専業主婦家庭等の育児疲れの解消、急病や入院等に伴う一時的な保育、又は保護者の就労形態の多様化等に伴う断続的な保育など、需要に応じた保育サービスを提供することにより、児童の福祉の増進を増進することを目的とした事業である。	
補助金は、1保育所当たり540万円を限度として、利用時間数と延べ利用児童数に応じて支給される。	
平成17年度の補助額	43,030千円
平成18年度の補助額	48,656千円

地域子育て支援センター事業補助金について

地域子育て支援センター事業補助金は、「北九州市地域子育て支援センター事業実施要綱」に規定されており、近年の核家族化の進行、出生率の低下に対応して、地域全体で子育てを支援する基盤を形成することにより、育児支援を図ることを目的として事業を実施する保育所等を対象に支給されるものである。当該事業は平成7年度より開始されている。

当該事業は、市長が事業の活動の中心となる保育所等を指定して実施され、指定された施設には、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を専門に担当する地域子育て指導者(児童の育児、保育に関する相談指導等について相当の知識および経験を有するものであって、各種福祉施策についても知識を有している保育

士)およびその補助的業務を行う子育て指導者(児童の育児、保育に関する相談指導等について相当の知識および経験を有する保育士)を置くものとなっている。事業の実施内容、方法は以下のとおりである。

- ・ 育児不安等についての相談指導の実施に当たっては、常に子育て家庭の把握に努め、必要な援助を行う。
- ・ 子育て家庭に対する相談指導は、来所、電話および家庭への訪問による等、家庭の状況や地域の実状に適した方法により実施する。
- ・ 地域の子育てに関する情報を収集し、必要に応じ子育て家庭に対しその提供を行う。
- ・ 他の機関等に対応することが適切であると考えられる事例は、他の機関等に紹介するなど適切に対応を行う。
- ・ 子育て家庭が育児等に関する情報交換や子育ての相互協力等を行う地域の子育てサークルおよび子育て家庭や地域の保育所に協力する子育てボランティアの育成・支援を行う。
- ・ 地域の保育ニーズに応じた特別保育事業の積極的な実施するため、指定施設および地域の保育所等との連携および地域の保育所が行う特別保育事業の実施に関し、必要な協力を行う。

北九州市の地域子育て支援センターは、延長保育と一時保育を実施している保育所の中から、地理的条件や施設面での条件等を考慮し、あらかじめ、実施施設を決定した上で、その法人に対して実施の打診を行い、了解があればセンターとして指定を行い実施施設として決定される。

補助金は、1か所当たり年額7,859千円、事業期間が6ヶ月未満の施設にあつては、ほぼその半額が支給されることとなっている。

家庭支援推進保育職員費用補助金について

家庭支援推進保育職員費用補助金については、「北九州市家庭支援推進保育職員費用補助要綱」に規定されており、日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行ううえで特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図るために支給されるものである。

補助を受けることができる保育所は、上記要件に該当する児童が、入所児童の概ね40%以上入所している保育所となっている。また、補助を受ける保育所は、必要に応じて特別保育職員を加配することが必要となる。

平成17年度の補助金は、5カ所の保育所に対して1カ所当たり平均7,185千円支給されているのに対し、平成18年度は8カ所の保育所に対して1カ所当たり平均10,177千円と支給対象保育所、平均支給額は共に増加している。

民間保育所施設整備費補助金について

民間保育所施設整備費補助金は、「北九州市民間保育所施設整備費補助金交付要綱」に規定されており、保育所の老朽改築等施設整備を促進することにより、入所児童の処遇向上と生活環境の整備を促進するとともに、法人運営の適正化を図るため支出されるものである。

補助金は、保育所の老朽改築等施設整備のため、独立行政法人福祉医療機構および北九州市社会福祉協議会から貸付をうけ、借入金の元金および利息を現に償還している社会福祉法人等に交付される。

平成 17 年度に支給対象となった法人は 31 法人、平成 18 年度に支給対象となった法人は 34 法人となっている。

保育所施設整備民設民営支援補助金について

保育所施設整備民設民営支援補助金は「北九州市保育所施設整備民設民営支援補助金交付要綱」に規定されており、北九州市次世代育成行動計画に基づき、公立保育所の民営化および乳児専門保育所の一般保育化を円滑に進めるため、社会福祉法人等が行う保育所の施設・設備整備に対して支出されるものである。

補助対象経費は、施設・設備整備に要する経費のうち新たに保育所を整備するための基本設計および実施設計に要する経費（設計費）、新たに保育所を整備するための工事に要する経費（工事費）および保育所の運営に必要な備品、消耗品の購入に要する経費（設備費）であり、補助金の額は、国庫補助金に基づく民間負担分（1/4）のうち 8 割に相当する額となっている。

平成 17 年度の支給対象となった法人は 2 法人、平成 18 年度の支給対象となった法人は、3 法人となっている。

(運営費収入の概要)

保育所の主な収入は国および地方公共団体の負担金からなる「運営費」収入である。

「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和 51 年 4 月 16 日厚生省発児第 59 号の 2)の「第 1 用語の意義」によれば、「運営費」とは、市町村が保育所での保育の実施を行った場合に、保育の実施につき、その最低基準を維持するための費用であって、次の範囲内の費用をいう。

(1) 事業費

ア 一般管理費

入所児童の給食に要する材料費(3歳未満児については主食および副食給食費、3歳以上児については副食給食費とする。)および保育に直接必要な保育材料費、炊具食器費、光熱水費等(3歳未満児については月額 9,550 円、3歳以上児については月額 6,466 円とする。)

イ 児童用採暖費

入所児童の冬期の採暖費

(2) 人件費

入所児童の保育に必要なその保育所の長、保育士(乳児 3 人につき 1 人、1~2 歳児 6 人につき 1 人、3 歳児 20 人につき 1 人、4 歳以上児 30 人につき 1 人とする。ただし、定員 90 人以下の施設においては、この定数のほか 1 人を加算する。)、調理員その他の職員の人件費

(3) 管理費

保育所の管理に必要な経費

さらに、その保育所の保育単価は、保育単価表による保育単価に次の から までによる額を加算した額とすることとされている。

児童用採暖費加算

すべての保育所について、児童用採暖費として次の表に掲げる額を加算すること。ただし、その支弁のできる期間は、10 月分から翌年 3 月分までに限ること。

次の表の「旧 5 級地から旧 2 級地」までの級地区分は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 136 号)の施行(平成 16 年 10 月 28 日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第 1 条に定める地域(以下「旧寒冷地」という。)とし、「その他の地域」は、旧 5 級地から旧 2 級地までの地域以外の地域とすること。

(表 - 76)

級地区分	加算額
旧 5 級地	1,130 円
旧 4 級地	960 円
旧 3 級地	590 円
旧 2 級地	380 円
その他の地域	190 円

寒冷地加算

寒冷地手当の支給地域に所在する保育所については、次の表（表は省略）に掲げる額を加算すること。

単身赴任手当加算

別に定めるところにより、単身赴任手当加算費を必要とするものと認定された場合の保育単価を加算すること。

事務用採暖費の加算

北海道に所在する保育所については、事務用採暖費として 120 円を加算すること。

除雪費加算

豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく地域に所在する保育所については、保育所の建物、工作物等の除雪及び雪囲いを行うに要する費用として除雪費 5,650 円を 2 月分の保育単価に加算すること。

降灰除去費加算

活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）の規定に基づく降灰防除地域に所在する保育所については、火山の爆発による保育所の建物、工作物、敷地等の降灰除去を行うために要する費用として 1 施設当たり降灰除去費 139,020 円を 2 月分の保育単価に加算すること。

入所児童（者）処遇特別加算費の加算

別に定めるところにより、入所児童（者）処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合の認定額を加算すること。

施設機能強化推進費の加算

別に定めるところにより、施設機能強化推進費を必要と認定された場合の認定額を加算すること。

保育所事務職員雇上費の加算

別に定めるところにより、事務職員雇上費を必要とするものと認定された場合には、次の表に掲げる額を加算すること。

(表 - 77) 事務職員雇上費加算単価表

区分	基本分加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
		円	円	円	円
~ 45人	510	60	50	40	20
平成19年9月まで 平成19年10月から	1,020	120	100	80	40
46人~60人	760	90	70	60	30
61人~90人	510	60	50	40	20
91人~120人	380	40	30	30	10
121人~150人	300	30	30	20	10
151人~	250	30	20	20	10

主任保育士の専任加算

別に定めるところにより、主任保育士の専任加算費を必要とするものと認定された場合には、次の表に掲げる額を加算すること。

(表 - 78) 主任保育士の専任加算単価表

区分	基本分加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
		円	円	円	円
~ 45人	5,470	650	540	430	210
46人~60人	4,100	490	410	320	160
61人~90人	2,730	320	270	210	100
91人~120人	2,050	240	200	160	80
121人~150人	1,640	190	160	130	60
151人~	1,360	160	130	100	50

以上のように運営費収入には、それぞれの状況に応じた加算金を加算されているが、それでも保育所にとって必要となる費用で、運営費収入や加算金だけでは賅えないものがある場合、各地方公共団体はそれぞれの予算やその補助金の必要性を考慮して独自の補助金を設けている。北九州市においても、いくつかの民間保育所運営補助金を設けて、民間認可保育所の経費を補助することとしている。

民間保育所運営補助金は北九州市民間保育所運営補助金交付要綱に基づいて支払われており、その第 3 条には対象となる経費として、「施設の管理に要する経費」、「児童の処遇向上に要する経費」、「職員の処遇改善に要する経費」の 3 つが挙げられている。

本来、補助金とは、補助金の支給対象となる団体において、何らかの支出が必要とされていることが前提であり、そのうちの一部もしくは全部を補助するために支払われるものである。もちろん、補助金は税金から支払われるのであるから、補助するための合理的な理由がなくてはならない。

そこで、その必要性や補助金額の根拠をポイントにして、補助金の内容を検討した。

44 . (民間保育所運営補助金) 一般生活費への補助金について

民間保育所運営補助金には、一般生活費への補助金（(表 - 75) 参照）が設けられている。この補助金は北九州市民間保育所運営補助金交付要綱によれば、保育所入所児童の処遇充実および施設運営の円滑化を図るため、児童生活用品の購入、給食費、研修費、事務費の経費の一部を補助することを目的としており、定員に対して、一人当たり 6,200 円が支払われることとなっている。

まず、この補助金は、その補助対象となる費用の種類が多く、その目的と効果を明確することができない。例えば、児童生活用品の購入や給食費は保育所入所児童の処遇充実のため、研修費や事務費は施設運営の円滑のためと、いろいろな目的の支出を補助対象とするため、どの費用にどれだけの補助が必要とされているのか、本当に必要な補助金であるのか、実際に補助金の対象となる支出に補助金が充当されているのか、その補助金によって、保育所入所児童の処遇充実という目的と施設運営の円滑化という目的にどの程度効果があるのか、検討することができなかった。

そもそも、児童生活用品の購入、給食費、研修費、事務費の経費については、すでに「運営費」収入に含まれているのであるから、別個に補助金を支給して補助するのであれば、どの費用がどの程度、「運営費」収入で賄えないのか明確にした上で、補助金額を決定する必要がある。そこで、定員一人当たり 6,200 円の積算根拠を求めたところ、特にないとの回答であり、補助金額についても妥当な金額であるのか、検討することができなかった。

また、補助金の支給の仕方についても、定員一人当たり支給することとなっているが、児童生活用品の購入や給食費への補助であるならば、実際の保育所入所児童数に対する補助金にすべきであるし、施設運営の円滑化のための研修費は、

保育所入所児童数に対してではなく、保育士数に対して補助すべきものである。事務費については、そもそも事務費とは範囲が広い概念であって、具体的にどのような費用に対するものなのか、内容自体が不明である。

このように、この補助金については、その目的を特定することも、その目的にどの程度の効果があるのかも不明であり、金額についても具体的な根拠がなく、その存在意義と効果自体に疑問を持たざるを得ない。補助金には、その補助金が、その目的のために使用されているかどうかをチェックする執行管理が欠かせないが、この補助金のように使用目的そのものが曖昧な補助金については、執行管理ができない。結果として、実質的に使用目的が特定されない渡し切り補助金となってしまう、費用の補助ではなく、保育所の利益の一部になってしまう可能性がある。

一般生活費への補助金は、平成 18 年度だけで民間認可保育所（社会福祉法人北九州市福祉事業団以外）に 65,410,000 円、社会福祉法人北九州市福祉事業団に 10,338,500 円が支給されており、決して少額な補助金ではない。にもかかわらず、

その内容が多岐にわたり、かつ具体的ではないために、本当に必要な補助金であるのか、補助金の対象となる支出に補助金が充当されているのか、その補助金によって、保育所入所児童の処遇充実という目的と施設運営の円滑化という目的にどの程度効果があるのか把握することができない。

支出基準は定員一人当たりとなっているが、その補助対象とする費用の性格を考慮すれば、実際の保育所入所児童数や保育士数一人当たりを支出基準とすべきである。

補助額 6,200 円の積算根拠がない

など、多くの問題点があるので、北九州市としてはこのような補助金については廃止する方向で検討されたい。

その上で、補助対象となる費用は、いずれも「運営費」収入に含まれているのであるから、別個に補助金を支給して補助するのであれば、どの費用がどの程度、「運営費」収入で賄えないのか明確にした上で、その必要性や、効果が明確となる補助金を設定すればよい。例えば、現在、保育士の研修については義務付けられておらず、必要な研修を受けているのかも不明な状態にあるので、研修を努力義務とするのではなく、義務とするのであれば、研修費用が増加し、「運営費」収入だけでは賄えない可能性がある。そうした場合、具体的な積算根拠を明確にした上で、研修費用のための補助金を設定するなど、その必要性や効果が明確になるような補助金を設定するように努められたい。

(意見 - 53)(民間保育所運営補助金)一般生活費への補助金について

民間保育所運営補助金には、保育所入所児童の処遇充実および施設運営の円滑化を図るため、児童生活用品の購入、給食費、研修費、事務費の経費の一部を補助することを目的とした一般生活費への補助金が設けられており、定員に対して、一人当たり 6,200 円が支払われることとなっている。この補助金は、平成 18 年度だけで民間認可保育所(社会福祉法人北九州市福祉事業団以外)に 65,410,000 円、社会福祉法人北九州市福祉事業団に 10,338,500 円が支給されており、決して少額な補助金ではない。

しかしながら、

その内容が多岐にわたり、かつ具体的ではないために、補助金の執行管理が不可能であり、本当に必要な補助金であるのか、補助金の対象となる支出に補助金が充当されているのか、その補助金によって、保育所入所児童の処遇充実という目的と施設運営の円滑化という目的にどの程度効果があるのか把握することができない。

支出基準は定員一人当たりとなっているが、その補助対象とする費用の性格を考慮すれば、実際の保育所入所児童数や保育士数一人当たりを支出基準とすべきである。

定員一人当たりの補助額 6,200 円の積算根拠がない

など、多くの問題点があり、実質的に渡し切りの補助金となるおそれがある中で、北九州市としては一般生活費への補助金については、廃止する方向で検討されたい。

その上で、当該補助金の補助対象となる費用は、いずれも「運営費」収入に含まれているのであるから、別個に補助金を支給して補助するのであれば、どの費用がどの程度、「運営費」収入で賄えないのか明確にした上で、その必要性や、効果が明確となる補助金を設定するように図られたい。

45.(民間保育所運営補助金)光熱水費への補助金について

民間保育所運営補助金には、採暖費および光熱水費の一部を補助する目的で、光熱水費への補助金((表 - 75)参照)が設けられている。補助金額は定員一人当たり、鉄筋構造の保育所が 3,600 円、木造構造の保育所が 2,500 円とされている。平成 18 年度の光熱水費への補助金の実績は、民間認可保育所(社会福祉法人北九州市福祉事業団以外)が 37,287,000 円、社会福祉法人北九州市福祉事業団が 5,942,000 円となっている。

補助金額は、保育所の構造により金額が定められているが、その積算根拠について質問したところ、特に積算根拠はないとの回答であり、定員一人当たりの補

助金額の妥当性については検討することができなかった。

光熱水費については、補助金を支給するまでもなく、すでに運営費収入でも考慮されている。上記の概要に記載したように、まずは運営費収入の範囲として、事業費の一般管理費の一部に光熱水費等が含まれることが明記されているし、一般管理費とは別に、事業費の一部として、保育所入所児童の冬期の採暖費も含まれている。それだけでなく、「保育単価に加える加算額」の(1)に記載のとおり、加算額に児童用採暖費が設けられており、各保育所には基本分保育単価とは別に支給が行われており、必要な光熱水費は補助金収入に含まれている。

既に運営費収入にも、「保育単価に加える加算額」にも別個に考慮されているにもかかわらず、さらに北九州市が採暖費および光熱水費の一部を補助する目的で光熱水費への補助金を支給する必要があるれば、まず、保育所の光熱水費の実態を把握し、あるべき光熱水費を試算した上で、運営費収入および「保育単価に加える加算額」のみでは光熱水費が不足している事実を把握し、その不足がどのくらいであるか試算した上で、不足金額を補助するように補助金額を積算しなければならない。

しかし、現状では北九州市には光熱水費への補助金について積算根拠がなく、当該補助金の必要性と金額の妥当性について、検討することができなかった。

採暖費や光熱水費は、保育所にとって必要な費用ではあるが、多ければ多いほど保育サービスの充実に繋がるというわけではない。節電や節水は社会的に重要な活動となっており、保育所においても取り組まなければならない課題である。北九州市としては民間認可保育所における光熱水費の実態を把握し、あるべき光熱水費を民間認可保育所が支出するには、運営費収入および「保育単価に加える加算額」のみではどの程度不足しているのか算定し、必要な補助金額を積算されたい。その結果、必要性が説明できない場合には、光熱水費への補助金を廃止することについても検討されたい。

(意見 - 54)(民間保育所運営補助金)光熱水費の補助金について

民間保育所運営補助金には、採暖費および光熱水費の一部を補助する目的で、光熱水費への補助金が設けられている。補助金額は定員一人当たり、鉄筋構造の保育所が3,600円、木造構造の保育所が2,500円で、平成18年度の光熱水費への補助金の実績は、民間認可保育所(社会福祉法人北九州市福祉事業団以外)が37,287,000円、社会福祉法人北九州市福祉事業団が5,942,000円であった。

光熱水費については、すでに運営費収入と「保育単価に加える加算額」に考慮されているが、それでも北九州市が独自に補助金を支給するのであれば、民間認可保育所があるべき光熱水費を支出することができない実態を把握し、その不足

額を算定して、妥当な補助金額を積算する必要がある。

しかし、現状では北九州市には光熱水費への補助金について積算根拠がなく、当該補助金の必要性和金額の妥当性について、検討することができなかった。

採暖費や光熱水費は、保育所にとって必要な費用ではあるが、多ければ多いほど保育サービスの充実に繋がるというわけではない。節電や節水は社会的に重要な活動となっており、保育所においても取り組まなければならない課題である。

北九州市としては民間認可保育所における光熱水費の実態を把握し、あるべき光熱水費を民間認可保育所が支出するには、運営費収入および「保育単価に加える加算額」のみではどの程度不足しているのか算定し、必要な補助金額を積算されたい。その結果、必要性が説明できない場合には、光熱水費への補助金を廃止することについても検討されたい。

46. 補助金の積算根拠について

補助金は支給対象となる団体にとって、特定の支出の一部もしくは全部を補助するためのものであって、その目的は特定されている。その補助金が目的とする支出以外の支出に転用されたり、利用されずに団体の利益となったりすることがあってはならない。そのためには、補助金が実際に目的のために使用されているかの事後的なチェックと、事前にその補助金が本当に必要とされているのか、必要とされているのであれば、どの程度の金額が必要なかが検討されなければならない。

そのために必要なのが補助金の積算である。補助金を創設する時にもあるべき補助金額を算定するために必要であるが、補助金の対象となる支出には、市場の動向や社会情勢の変化によりその支出額が増減するものもあるので、そのような支出に対する補助金については、本当に必要な金額を補助しているのかどうかを確認するためにも、創設した後であっても定期的に積算する必要がある。

また、補助金の積算がなければ、補助金の執行管理が適切に行われるのかについても疑問である。例えば、0歳児オムツ借上げ料に対する補助金のように、その目的が明確で積算根拠のある補助金は、補助金を受給する保育所にとっても実績の集計が容易であり、実績の報告を受けた北九州市がその妥当性をチェックすることも困難ではない。しかしながら、建物維持管理費などのように、その目的が「施設の維持管理に必要な経費の一部」と具体的に明記されておらず、その補助金額の根拠もない補助金については、執行管理をする際に、補助金を受けた民間認可保育所がどのような費用を実績として集計すべきか明確な指針となるべきものがないし、その執行管理をする北九州市としても、その集計された実績が妥当な金額であるのかチェックすることができない。

すでに、一般生活費への補助金や、光熱水費への補助金について、積算根拠がないことに言及したが、他にも建物維持管理費の1施設当たり185,000円、園舎修繕費の定員1人当たり1,000円、バス借上料の1施設当たり28,000円、職員研修旅費の1施設当たり56,000円など、北九州市の民間保育所運営補助金については、具体的な積算根拠のない補助金が散見された。

市民の税金から補助金を支給する以上、その金額の妥当性を検討するために積算根拠が必要となるのは当然である。積算根拠のない補助金については、その補助金額が妥当であると判断することができなかつたので、北九州市としては補助金額の積算を行い、その妥当性を確認するとともに、必要なものについては金額を変更すべきである。

園舎修繕費については建物、構築物等の固定資産簿価に対する割合を積算根拠とする方法が考えられるし、バス借上げ料については、バス会社を調べれば、すぐに積算できるはずである。また、積算しようにも困難な補助金もある。例えば、建物維持管理費について、積算根拠の有無を質問したところ、「積算根拠はありませんが、火災保険料に係る経費などを基に考えています。」との回答を得た。しかし、火災保険料は保育所によって金額はまちまちであり、その積算根拠を出そうにも困難であると思われる。このような補助金については、保育所から火災保険料の納付書、領収書などを提出させ、その一部について補助を行うようにするなど、実績に基づいた補助金にすることも考慮すべきである。

補助金の積算については一度実施すればよいというわけではない。定期的に見直しを行わなければ、実態とかけ離れてしまう可能性もある。

補助金額については定期的に積算を行い、その金額の妥当性を検討されたい。

(意見 - 55) 補助金の積算根拠について

補助金には目的が設定されており、目的とする支出以外に転用されたり、利用されずに団体の利益となることを防ぐためには、補助金額を適切に積算する必要がある。補助金を創設する時はもちろん、補助金対象となる費用には市場の動向や社会情勢の変化によりその支出額が増減するものもあるので、そのような補助金については創設した後であっても定期的に積算する必要がある。

また、補助金の積算がなければ、執行管理をする際に、補助金を受けた民間認可保育所がどのような費用を実績として集計すべきか明確な指針となるべきものがないし、その執行管理をする北九州市としても、その集計された実績が妥当な金額であるのかチェックすることができない。

北九州市の民間保育所運営補助金については、一般生活費への補助金や、光熱水費への補助金、建物維持管理費への補助金、園舎修繕費への補助金、バス借上料の補助金、職員研修旅費への補助金など、具体的な積算根拠のない補助金が散

見された。

市民の税金から補助金を支給する以上、その金額の妥当性を検討するために積算根拠が必要となるのは当然である。積算根拠のない補助金については、その補助金額が妥当であると判断することができなかつたので、北九州市としては定期的に補助金額の積算を実施し、補助金額の妥当性を確かめるとともに、金額を変更すべきものについては変更されたい。

47. 地域子育て支援センター事業補助金について

地域子育て支援センター事業補助金は、「北九州市地域子育て支援センター事業実施要綱」に規定されているように、近年の核家族化の進行、出生率の低下に対応して、地域全体で子育てを支援する基盤を形成することにより、育児支援を図ることを目的として事業を実施する保育所等を対象に支出されるものである。

当該事業は、北九州市が事業の活動の中心となる保育所等を指定して実施され、指定された施設には、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を専門に担当する地域子育て指導者（児童の育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有するものであって、各種福祉施策についても知識を有している保育士）及びその補助的業務を行う子育て指導者（児童の育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する保育士）を置くものとなっている。

平成 18 年度地域子育て支援センター事業の実施内容、方法は以下のとおりである。

- ・ 育児不安等についての相談指導の実施に当たっては、常に子育て家庭の把握に努め、必要な援助を行う。
- ・ 子育て家庭に対する相談指導は、来所、電話及び家庭への訪問による等、家庭の状況や地域の実状に適した方法により実施する。
- ・ 地域の子育てに関する情報を収集し、必要に応じ子育て家庭に対しその提供を行う。
- ・ 他の機関等に対応することが適切であると考えられる事例は、他の機関等に紹介するなど適切に対応を行う。
- ・ 子育て家庭が育児等に関する情報交換や子育ての相互協力等を行う地域の子育てサークル及び子育て家庭や地域の保育所に協力する子育てボランティアの育成・支援を行う。
- ・ 地域の保育ニーズに応じた特別保育事業を積極的に実施するため、指定施設及び地域の保育所等との連携及び地域の保育所が行う特別保育事業の実施に関し、必要な協力を行う。

北九州市の地域子育て支援センターは、延長保育と一時保育を実施している保育所の中から、専門の人員が確保できるか、施設に公開できるスペースがあるかなど、地理的条件や施設面での条件等を考慮し、あらかじめ、実施施設を決定した上で、その法人に対して実施の打診を行い、了解があればセンターとして指定を行い実施施設として決定される。

平成 18 年度の地域子育て支援センター事業実施保育所等（以下、指定施設という）は以下のとおりである。

（表 - 79）

センター名	設置区
古城保育園	門司区
光沢寺保育園	小倉北区
あけぼの保育園	小倉南区
若松コスモス保育所	若松区
八幡東さくら保育所	八幡東区
聖愛保育園	八幡西区
西中原保育所	戸畑区
北方地域子育て支援センター	小倉南区

平成 18 年度は、上記 8 箇所の指定施設のうち公立直営保育所である若松コスモス保育所、公設民営施設である北方地域子育て支援センターを除く 6 カ所の指定施設に対して補助金の支給を行っている。平成 18 年度の補助金の額は、1 箇所当たり一律に年額 7,859 千円となっており、補助金の総額は 47,154 千円でそのうち北九州市の負担は 31,436 千円であった。

補助金を受給しようとする指定施設は、各年度において、北九州市に対して事前の計画書と実績報告書の提出が求められている。計画、実績における報告内容は、大きく分けて、「育児不安に対する相談事業に関する事項」、「子育てサークル等の育成支援に関する事項」および「特別保育事業に関する事項」の 3 項目に分けられる。そこで、平成 18 年度の各指定施設の計画書と実績報告書を閲覧し、「育児不安に対する相談事業に関する事項」および「子育てサークル等の育成支援に関する事項」について内容を比較検討したところ、保育所によって計画書や実績報告書の内容にばらつきがあった。

例えば、ある指定施設は、内容の記述が具体的かつ詳細な計画書を提出し、実績報告書においても、事業活動の実施日時もしくは回数、内容、件数および人数等について、具体的な数値かつ詳細な記載があるのに対し、ある指定施設においては、計画書自体の記載内容が簡易であるにもかかわらず、報告書はその計画書

に数箇所を書き加えたのみであり、具体的な数値も詳細な記載も欠けたものがあった。また、いずれの指定施設においても一般に開放されているスペースが施設内に設けられているという北九州市の説明であったが、計画書を見ると、その開放日時や時間、広さなどの状況まで記載されている施設もあれば、日時や時間どころか、開放スペースがあるのかも判然としない計画書があった。また、肝心の地域子育て支援センター利用数についても具体数を記載していない実績報告書があった。

理由について北九州市に質問したところ、この計画書や実施報告書の記載内容については、各指定施設に対して、事業名と事業内容を報告するように指導し、具体的な数値の記載は可能な限り報告するように求めているのみであって、特に具体的に記載内容を義務付けているわけではないとのことであった。

しかしながら、当該補助金は、指定施設に対して、活動実績に応じてではなく一律定額支給されるものであるから、その補助金が有効に使われているかどうかチェックするには、詳細な計画書と実施報告書の入手が必須の条件となる。現状のように計画書や実施報告書に具体的に記載すべき内容を義務付けないのであれば、指定施設の詳細な活動状況や市民の利用状況が不明瞭となり、支給された補助金が市民にとって有効かつ効率的に使用されているかチェックすることができなくなる。

北九州市は、「新新北九州市保育 5 か年プラン」において、保育所における子育て家庭支援の拡充を施策の柱の 1 つとしている。その具体策として、地域子育て支援センター事業の拡充をあげており、平成 18 年度において 8 箇所設置されている指定施設を平成 21 年度末までには 14 箇所と大幅に増加させる計画となっている。

したがって、補助金を支給する北九州市としては、計画書によって、補助金を支給する意義のある事業が計画されているかを毎年度検討し、その補助金が有効に活用され、地域子育て支援センター事業の適切な実施に貢献していることを確認しなくてはならない。また、地域子育て支援センター事業を市民がどれだけ利用しているのか、北九州市にとっても重要な事業なのであるから、その実績を把握し、利用実績の少ない施設については、利用実績を向上するように指導または施策を行わなければならない。

しかしながら、計画書や実績報告書の内容が具体的に義務付けられておらず、指定施設によってばらつきがあるのでは、補助金を支給するために当然実施すべき計画書や実績報告書のチェックが十分に行われたと判断することはできない。また、具体的な数値を記載していない報告書では、北九州市は市民の利用実績など地域子育て支援センター事業の実績を十分に把握できていないといわざるを得ない。もっと市民に利用してもらえるように指導または施策を行おうにも、利

用実績が把握できていないのであるから、十分にできない状況にある。

今後、北九州市としては第 1 に、事業の計画書および実績報告書について、より具体的で詳細な記載内容を義務付け、地域子育て支援センター事業の事業別の利用数や活動実績を漏れなく把握すべきである。第 2 に、この報告に基づき、市民の利用実績の少ない施設を把握し、施設の利用実績の向上を促す指導または施策を行っていくべきである。

(意見 - 56) 地域子育て支援センター事業補助金について

地域子育て支援センター事業補助金を受給しようとする指定施設は、各年度において、北九州市に対して事前の計画書と実績報告書の提出が求められている。しかしながら、計画書や実績報告書の内容が具体的に義務付けられておらず、各活動の利用実績数が不明なもの、一般に公開されているスペースの概要が不明なものなど、内容に具体性の欠けるものが見受けられた。計画書や実績報告書の内容が、指定施設によってまちまちで不明瞭な点があるのでは、補助金を支給するために当然実施すべき計画書や実績報告書のチェックが十分に行われたと判断することはできない。また、具体的な数値を記載していない報告書では、北九州市は市民の利用実績など地域子育て支援センター事業の実績を十分に把握できていないといわざるを得ない。

地域子育て支援センター事業補助金については、施設に対して一律定額に支給されるので、その施設が市民に利用されなければ意義が損なわれてしまう。利用実績の少ない施設があれば、もっと市民に利用してもらえるように、指導または施策を行っていくべきであるが、利用実績が把握できていないので、指導または施策を行おうにも、十分にできない状況にある。

今後、北九州市としては第 1 に、事業の計画書および実績報告書について、より具体的で詳細な記載内容を義務付け、地域子育て支援センター事業の事業別の利用数や活動実績を漏れなく把握すべきである。第 2 に、この報告に基づき、市民の利用実績の少ない施設を把握し、施設の利用実績の向上を促す指導または施策を行っていくべきである。

・ < 保育事業の運営費支出に関する意見 >

48. 賄い材料費について

(1) 公立直営保育所と民間認可保育所の賄い材料費の比較

賄い材料費は、北九州市の公立直営保育所においては、北九州市が定めた指定業者の中より、各保育所が任意に納入業者を選択できる仕組みになっている。民間認可保育所においては、北九州市が定めた指定業者に限られず、任意に納入業者を選択できる。

以下、公立直営保育所と民間認可保育所を比較した賄い材料費である。

(表 - 80) 入所児童一人当たり賄い材料費 (平成 18 年度)

	公立直営保育所	民間認可保育所
賄い材料費合計 (円)	174,107,538	898,574,584
平成 19 年 3 月における入所児童数(人)	2,552	13,994
入所児童一人当たり年間賄い材料費 (円)	68,224	64,211

(表 - 81) 保育所別保育所入所児童数一覧 (平成 19 年 3 月 1 日時点)

	公立直営保育所	民間認可保育所	基準額
3 歳未満児の人数	984 人	6,223 人	7,080 円
3 歳以上児の人数	1,568 人	7,771 人	5,050 円
合計	2,552 人	13,994 人	

(表 - 82) 賄い材料費合計額 (平成 18 年度)

	公立直営保育所	民間認可保育所
3 歳未満児の賄い材料費 (円)	81,487,987	475,258,319
3 歳以上児の賄い材料費 (円)	92,619,551	423,316,265
合計 (円)	174,107,538	898,574,584

なお、(表 - 82) では集計した賄い材料費を 3 歳未満児と 3 歳以上児に分けて表にしているが、公立直営保育所も民間認可保育所もともに、賄い材料費を 3 歳未満児と 3 歳以上児に分類して把握しているわけではないので、基準値を基に算定している。その具体的な計算方法であるが、まず、3 歳未満児と 3 歳以上児の人数に基準値を乗じた値を算出し、当該数値の割合 (3 歳未満児の金額と 3 歳以上児の金額の割合) に応じて、賄い材料費の合計額を按分することによって算出している。

(表 - 82) の計算式を示すと以下のようになる。

6,223 人 × 7,080 円 = 44,058,840 円 7,771 人 × 5,050 円 = 39,243,550 円。

(3 歳未満児)

898,574,584 円 ÷ (44,058,840 + 39,243,550) × 44,058,840 = 475,258,319 円。

(3 歳以上児)

898,574,584 円 ÷ (44,058,840 + 39,243,550) × 39,243,550 = 423,316,265 円。

同様に、公立直営保育所においても算定すると、(表 - 82) の数値になる。

また、年間の賄い材料費の中には、公立直営保育所、民間認可保育所とも保育士の賄い材料費が含まれている。

(表 - 83) 3 歳未満児および 3 歳以上児の一人当たり賄い材料費 (年間)

(平成 18 年度)

	公立直営保育所	民間認可保育所	差額
3 歳未満児の一人当たり賄い材料費 (円)	82,813	76,371	6,442
3 歳以上児の一人当たり賄い材料費 (円)	59,069	54,474	4,595

ここで、民間認可保育所の賄い材料費については、各民間認可保育所から北九州市がとりよせた事業活動収支計算書から事業支出の内訳項目である給食費について、平成 18 年度を合計した。ただし、民間認可保育所のうち、ルンビニー保育園・戸畑保育所 (わかば園) ・西中原保育所・足原だきしめ保育園・おぶね保育園・花園保育園・浅川保育園・三郎丸保育園・高須保育園・栄美保育園は給食費の金額が不明のために除外している。

また、公立直営保育所の賄い材料費は、保育所に依頼するか、もしくは区役所で実際に領収書を閲覧して保育所別に (表 - 85) を作成し、それを集計した金額である。そのうち、サンプルのため、徳吉保育所 (小倉南区) について作成した表は以下のとおりである。

(表 - 84) 平成 18 年度徳吉保育所の賄い材料費

	基準金額 (円)	支出金額 (円)	過不足金 額(円)	過不足金 額計(円)	3歳未満 人数(人)	3歳以上 人数(人)
平成 18 年 4 月	588,230	563,708	24,522	24,522	41	59
平成 18 年 5 月	588,230	562,371	25,859	50,381	41	59
平成 18 年 6 月	598,330	687,501	-89,171	-38,790	41	61
平成 18 年 7 月	610,460	723,157	-112,697	-151,487	42	62
平成 18 年 8 月	631,700	645,077	-13,377	-164,864	45	62
平成 18 年 9 月	629,670	632,683	-3,013	-167,877	44	63
平成 18 年 10 月	648,880	679,247	-30,367	-198,244	46	64
平成 18 年 11 月	648,880	574,446	74,434	-123,810	46	64
平成 18 年 12 月	648,880	639,893	8,987	-114,823	46	64
平成 19 年 1 月	641,800	641,298	502	-114,321	45	64
平成 19 年 2 月	641,800	652,982	-11,182	-125,503	45	64
平成 19 年 3 月	641,800	692,547	-50,747	-176,250	45	64
計	7,518,660	7,694,910	-176,250			

(表 - 85) 平成 18 年度公立直営保育所の賄い材料費

区	保育所名	(年間)基準 金額(円)	(年間)支出 額(円)	過不足額(円)
八幡東区	中央保育所	5,665,990	5,830,192	-164,202
	堂山保育所	7,103,320	7,064,171	39,149
八幡西区	穴生保育所	7,233,970	7,163,689	70,281
	折尾保育所	8,949,300	8,346,849	602,451
	黒崎保育所	6,842,540	6,692,158	150,382
若松区	積徳保育所	5,791,630	5,790,638	992
	畑保育所	6,783,870	6,882,503	-98,633
	修多羅保育所	5,518,890	5,750,132	-231,242
	若松コスモス保育 所	8,781,610	8,163,446	618,164
門司区	新門司保育所	5,086,130	5,056,906	29,224
	早鞆保育所	8,916,080	8,571,440	344,640
	吉野保育所	5,768,920	6,083,931	-315,011
戸畑区	三六保育所	6,596,620	7,033,483	-436,863
	天籟寺保育所	8,600,060	8,762,302	-162,242

	初音保育所	7,066,630	7,715,136	-648,506
	西戸畑保育所	6,945,330	7,681,576	-736,246
小倉北区	篠崎保育所	4,124,340	4,345,573	-221,233
	下富野保育所	7,719,820	6,820,931	898,889
	今町保育所	5,309,170	5,290,302	18,868
	白銀保育所	6,547,070	6,317,023	230,047
	東篠崎保育所	6,620,250	6,612,769	7,481
		貫保育所	6,301,750	6,308,402
小倉南区	徳力保育所	8,389,650	8,139,455	250,195
	徳吉保育所	7,518,660	7,694,910	-176,250
	蛭田保育所	7,874,040	7,915,335	-41,295
		合計	172,055,640	172,033,252

(注) 支出額には保育士の給食費も含む。

以上の算式による結果を考慮して、公立直営保育所と民間認可保育所を比較すると、年間の3歳未満児童数の一人当たりの賄い材料費は6,442円、年間の3歳以上児童数の一人当たりの賄い材料費は4,595円、公立直営保育所が割高になっていることがわかる。もし、公立直営保育所が一人当たりの賄い材料費を民間保育所と同じ程度まで節約できたとすれば、年間13,543,888円の賄い材料費を節約できることになる。(算定方法は、(6,442円×984人)+(4,595円×1,568人)=13,543,888円)

給食内容の充実は入所児童の健康や満足に繋がるため、安ければ安いほどいいとは言えないが、単価の差の原因を分析し、価格・内容共に、充実したものになるように努めていく必要がある。

(意見-57) 公立直営保育所と民間認可保育所の賄い材料費の比較

賄い材料費は、北九州市の公立直営保育所においては、北九州市が定めた指定業者の中より、各保育所が任意に納入業者を選択できる仕組みになっている。民間認可保育所においては、北九州市が定めた指定業者に限られず任意に納入業者を選択できる。

公立直営保育所と民間認可保育所を比較すると、年間の3歳未満児童数の一人当たりの賄い材料費は6,442円、年間の3歳以上児童数の一人当たりの賄い材料費は4,595円、公立直営保育所が割高になっていることがわかる。年間の金額で言えば、13,543,888円、民間認可保育所より割高になっている。

給食内容の充実は保育所入所児童の健康や満足に繋がるため、安ければ安いほどいいとは言えないが、単価の差の原因を分析し、価格・内容共に、充実したも

のようになるように努めていく必要がある。

(2) 基準金額の活用の見直し

上記の小倉南区の徳吉保育所の(表-84)では基準金額と実際の支出金額を比べて過不足金額を算定している。ここで基準金額とは、3歳未満児一人当たり1ヶ月が7,080円、3歳以上児一人当たり1ヶ月が5,050円で算定された金額である。北九州市の説明によれば、この基準金額の根拠は民間認可保育所に対する補助基準額と同額であり、3歳未満児と3歳以上児の金額の違いは、3歳未満児は「主食(ご飯、パン等)」と「副食」を3歳以上児は「副食」のみを提供しているためとのことであった。

そこで、(表-85)として、保育所別に取りまとめて分析したところ、例えば西戸畑保育所のように賄い材料費を基準額と比較して年間736,246円も多く支出している保育所もあり、一方で下富野保育所のように年間898,889円も少なく支出している保育所があった。割合を算定すると、西戸畑保育所は基準額より10%も多く、下富野保育所では基準額より11.6%も少なく支出しているのである。

北九州市では、保育所入所児童たちの健康や成長を考慮し、食事摂取基準に合うように保育所連盟給食献立検討委員会によって検討された、統一した給食献立表を使用している。したがって、食材の種類や価格が同じであれば、基準額よりも割合的に多く支出したり少なく支出したりすることはない。

基準金額と支出金額を比較して、それほど差異のない保育所については問題無いが、著しく多かたり少なかりした保育所については、北九州市としてさらなる調査が必要であったと思われる。なぜなら、給食献立表は統一されているのであるから、基準額よりも賄い材料費が多ければ、必要以上の食材を使用し、過剰なカロリーを保育所入所児童に賄っているか、不必要に高額な食材を購入している可能性があり、一方で、基準額よりも賄い材料費が少なければ、使用する食材の量が少なく、保育所入所児童に必要として計算されたカロリーが実際には少なく賄われている可能性があるし、もしくは、何らかの努力により、食材を安く購入できている可能性もあるからである。その原因を調査することによって、北九州市としては、賄い材料費に関する指導ができたはずであるし、また指導されなければならなかったはずである。

しかしながら、北九州市では、このような調査を義務付けることはなく、基準金額と支出金額との比較をしているのみで、その結果を保育事業には利用していなかった。

基準金額と支出金額を比較する意義としては、「毎月の入所児童数を目安に、執行額の基準を示し、本基準額と比較することにより、適正に「賄い材料費」を執行するために実施している。なお、毎日、出席児童数は変動しているため、あく

までも、目安としての数値である。」との見解を北九州市は持っており、「適正に賄い材料費を執行する」という目的がある。しかし、基準金額と支出金額を比較して分析を行っているかという質問に関しては、「支出額との比較については、基準額が児童人数分の計算であるのに対し、支出額は保育士人数も含めた金額のために単純比較できず、分析の材料としての活用は難しい状況にあります。」との回答であり、結果としてせつかく情報を入手していても「適正に賄い材料費を執行する」ために、十分にデータが活用されていないのが現状である。

基準額が児童人数分の計算であるのに対し、支出額は保育士人数も含めた額であるために分析ができないということであれば、保育士人数分を含めたものを基準額として使用すればよいのであって、分析をしない理由にはならない。保育所入所児童にとって、食育は非常に重要な要素であるから、食事摂取基準に見合うように作成された給食献立表に基づいて、品質および価格ともに必要な食材が購入され、給食が調理されているかどうかをチェックすべきである。

基準金額よりも賄い材料費が少ない保育所には、必要な量の食材が購入されているかどうか、品質の劣化した食材を購入していないかどうかをチェックするとともに、一方で適切な量や品質の食材を他の保育所よりも特定の仕入先より廉価で購入しているのであれば、他の保育所でも当該仕入先を利用して廉価で購入できないか検討すべきであるし、賄い材料費が多くかかっている保育所では、必要量以上の食材が購入され調理されていないか、不必要に高い食材を購入していないか、食材を無駄遣いしたり、腐らせたりしていないか、特定の仕入先より高値で購入していないか等をチェックすることによって、給食の経済的な面だけでなく、質的な面でも管理するようにすべきである。まずは、基準金額と賄い材料費の実際支出額の比較を義務付け、分析の結果、基準よりも著しく多すぎたり、少なすぎたりする保育所に対しては給食調理事業の調査を行うなどして、分析結果を給食調理事業の効率的かつ効果的な執行に利用されたい。

また、北九州市は、約 20 品目の食材について、各保育所の購入単価を年 1 回の特定日でまとめた表を作成している。この表を閲覧したところ、同じ食材でも各保育所によって単価はまちまちであった。例えば、鯖の単価は安いものは 1,800 円 / kg、高いものは 4,000 円 / kg と大きな差が発生しており、牛肉なども 1,800 円 / kg から 4,000 円 / kg と大きな差が発生していた。このような食材は産地や冷凍か否かなどで単価に大きな差が発生することであるが、そうであればなおさら、同じ食材で単価に大きな差があるものについては、その必要性を吟味し、不必要に高額の食材を利用していれば利用しないように、必要な品質を満たしていないものについては、ある程度の単価のものを購入するように指導すべきであるにもかかわらず、このような調査の結果、保育所への指導が十分に行われていなかった。

このように購入単価に大きな差のある食材は、牛乳や米のように毎日購入するものではなく、市場単価が増減する機会が多いため、各保育所が購入単価をチェックするのは困難である。各保育所の単価を集計している保育課の指導が無ければ、このような単価の差を修正するのは難しい。せっかく購入単価を集計しているのであるから、同じ食材で単価が著しく高いもの、低いものについては、その原因を把握し、内容が不適切であれば保育所に指導されたい。

(意見 - 58) 基準金額の活用の見直し

北九州市では、賄い材料費について、基準金額と実際の支出金額を比べて過不足金額を算定している。基準金額とは、3歳未満児一人当たり1ヶ月額が7,080円、3歳以上児一人当たり1ヶ月額が5,050円で、この基準金額の根拠は民間認可保育所に対する補助基準額と同額である。3歳未満児と3歳以上児の金額の違いは、3歳未満児は「主食(ご飯、パン等)」と「副食」を3歳以上児は「副食」を提供していることによる。

北九州市としては、「毎月の入所児童数を目安に、執行額の基準を示し、本基準額と比較することにより、適正に「賄い材料費」を執行するために実施している。」とのことであったが、結果的に十分にデータを活用していなかった。

北九州市では、保育所入所児童たちの健康や成長を考慮し、食事摂取基準に合うように保育所連盟給食献立検討委員会によって検討された、統一した給食献立表を使用しているから、基準金額よりも著しく多く支出したり少なく支出したりすることはないはずである。しかし、分析した結果、賄い材料費を基準額と比較して年間736,246円(基準額より10%増)も多く支出している保育所があり、一方で、年間898,889円(基準額より11.6%減)も少なく支出している保育所があった。

基準金額と支出金額に著しい差額がある保育所については、北九州市として更なる調査が必要であったと思われる。なぜなら、給食献立表は統一されているのであるから、基準額よりも賄い材料費が多ければ、必要以上の食材を使用し、過剰なカロリーを保育所入所児童に賄っているか、不必要に高額な食材を購入している可能性があり、一方で、基準額よりも賄い材料費が少なければ、使用する食材の量が少なく、保育所入所児童に必要として計算されたカロリーが実際には少なく賄われている可能性があるし、もしくは、何らかの努力により、食材を安く購入できている可能性もあるからである。

北九州市としては、基準額と実際の支出金額との比較を、ルールとして義務付け、基準額と著しい差額がある場合には、その原因を調査することによって、保育所入所児童の食育に関する指導に活用されたい。

(3) 賄い材料(牛乳・米など)の一括購入について

賄い材料の購入において、公立直営保育所は、北九州市が定めた指定業者から各保育所の判断により自由に納入業者を選定している。各公立直営保育所は指定業者の中から、児童のために材料の価格・品質ともに満足する業者を選定していかなければならないが、現状では、購入先だけでなく、材料の価格・品質ともに、各保育所に任せている。

ここで、平成19年2月1日から平成19年2月7日までの一週間の献立表と同時期の公立直営保育所の牛乳の購入業者と購入単価を記載する。

(表 86) 平成19年2月1日から平成19年2月7日までの献立表

18年度後期予定献立一覧表(2月分)				
	全児		1.2歳児	
	献立名	午後 おやつ	主食	午前 おやつ
2007/2/1(木)	・魚のみそ煮 ・里芋と豚肉の照煮 ・すまし汁(麩)	・牛乳 ・クラッカー	・ごはん	・牛乳
2007/2/2(金)	・だいこんシチュー ・ツナサラダ	・牛乳 ・大豆の	・パン	・牛乳
2007/2/3(土)	・玉目豆 ・みそ汁(小松菜)	・牛乳 ・あられ	・ごはん	・牛乳
2007/2/5(月)	・ハヤシ汁 ・白菜サラダ	・牛乳 ・パン缶	・ごはん	・牛乳
2007/2/6(火)	・豚汁 ・ひじきと油揚げの炒め煮	・牛乳 ・ホーレン草のカップケーキ	・ごはん	・牛乳
2007/2/7(水)	・レバーボール ・ブロッコリー ・わかめスープ ・いちご	・固形ヨーグルト ・せんべい	・パン	・牛乳

(表 - 87) 保育所別牛乳購入単価(平成19年2月1日から平成19年2月7日)

区役所名	保育所名	納入者	規格	単価(円)
戸畑区役所	三六保育所	A	1,000cc	230
	天籟寺保育所	A	1,000cc	230
	西戸畑保育所	A	1,000cc	230
	初音保育所	A	1,000cc	230

八幡東区役所	中央保育所	B(株)	1,000cc	230
	堂山保育所	B(株)	1,000cc	230
八幡西区役所	穴生保育所	B(株)	1,000cc	215
	折尾保育所	(有)C	1,000cc	230
若松区役所	若松コスモス保育所	D	1,000cc	230
	修多羅保育所	E	1,000cc	230
	畑保育所	D	1,000cc	230
	積徳保育所	D	1,000cc	230
門司区役所	新門司保育所	F	1,000cc	230
	早鞆保育所	(有)G	1,000cc	230
	吉野保育所	H(株)	1,000cc	230
小倉北区役所	篠崎保育所	I	1,000cc	230
	下富野保育所	I	1,000cc	230
	今町保育所	J	1,000cc	230
	白銀保育所	I	1,000cc	230
	東篠崎保育所	I	1,000cc	230
小倉南区役所	貫保育所	K	1,000cc	230
	徳力保育所	H(株)	1,000cc	230
	徳吉保育所	H(株)	1,000cc	230
	蜷田保育所	K	1,000cc	230

(表 87)は、各公立直営保育所および区役所から、平成 19 年 2 月 1 日から平成 19 年 2 月 7 日までの材料費の納入伝票を入手し、表にしてまとめたものである。1 日から 7 日まではいずれの保育所も同じ単価だったので、当該単価のみを記載した。

牛乳については、ほとんどの保育所で 1,000cc の単価が 230 円、表では省略したが、500cc の単価が 120 円であった。唯一八幡西区の穴生保育所のみが、1,000cc の単価が 215 円、500cc の単価が 110 円で異なっていた(仕入業者は B(株))が、当該業者は別の保育所には他の保育所と同じ単価で販売しているので、北九州市の保育所が購入する牛乳は、業者は複数あるものの、すべての業者からほぼ同じ単価で購入していると判断することができる。

通常、牛乳であっても、国や同業者協会によって購入しなければならない単価が決まっているわけではなく、自由競争により購入単価が決定される。北九州市の場合、競争入札で購入単価を決定しているわけではないが、保育所における牛乳の場合、指定業者を保育所が選定し、どの業者からでも自由に購入することができるのであるから、業者の申し合わせが無ければ、自然と安い業者に注文が集まり、結果として緩やかながら競争原理が働くことになる。しかしながら、今回の調査の結果、一箇所の例外を除き、それ以外のすべての業者から同じ金額で購入しており、単価について競争原理が十分に働いていない。

また、この結果と、総務省統計局が発表している小売価格と比較すると、1,000cc牛乳の小売価格は187円（総務省統計局小売物価統計調査「第1表調査品目の月別価格および年平均価格」の北九州市における平成18年度平均価格）であり、公立直営保育所に納入する場合には、配達料が多少かかると思われるが、それを考慮しても高い価格で購入している状況である。

一箇所のみを例外を除き、それ以外のすべての業者から同じ単価で購入しており、しかもその単価が小売価格よりも高いということは、業者と北九州市の間には競争原理が十分に働いていないということになる。北九州市としては牛乳の購入に、早急に効果的な競争原理を導入すべきである。

競争原理を導入するための方法であるが、他の食材と異なり、牛乳はすべての公立直営保育所で毎日のように大量に購入しているのであるから、それぞれの保育所が別々の業者から購入するのではなく、複数の業者による競争入札によって特定の業者を選定し、その特定業者から一括して購入するようになれば、もっと安価で購入することも可能ではないかと思われる。牛乳は献立表（表-86）を見てもらえば分かるように、ほとんど毎日購入するものであるから、現在の購入金額よりも安く、せめて総務省統計局が発表している小売価格と同じくらいの金額で購入できれば、多額の経済的効果が期待できる。総務省統計局小売物価統計調査は月別のデータもタイムリーに公表されているから価格調査も容易にできるし、特定の業者から一括して購入するのだから、抜き打ち検査等を実施すれば、品質のチェックも簡単にできる。

北九州市としては、すべての業者からほぼ同じ金額で購入するのではなく、競争入札により一括購入業者を選定し、競争原理を導入することを検討すべきである。

また、このような競争入札による一括購入業者を選定するメリットは、米に関してもいえる。上記の牛乳と同様に米に関して、献立表と同一時期の仕入単価・仕入業者の表を作成した。

(表-88) 保育所別米購入単価(平成19年2月1日から平成19年2月7日)

区役所名	保育所名	納入年月日	納入者	品名	規格	数量 (単位)	単価(円)	金額(円)	1kgあたり (円)
戸畑区 役所	三六保育所	平成19年2月1日	木(有)G	強化米入り白米	5kg.	1袋	3,400	3,400	680
	天籟寺保育所	平成19年2月1日	木L	白米		10kg.	500	5,000	500
		平成19年2月6日	火L	米		10kg.	500	5,000	500
		平成19年2月6日	火L	強化米	入手した伝票が写りが悪いために不明				
西戸畑保育所	平成19年2月1日	木L	米		10kg.	500	5,000	500	
初音保育所	平成19年2月1日	木L	米		5kg.	500	2,500	500	
	平成19年2月5日	月L	米		5kg.	500	2,500	500	
八幡東 保育所	中央保育所	平成19年2月1日	木M	強化米入り白米		1kg.	540	540	540
		平成19年2月3日	土M	強化米入り白米		0.8kg.	540	432	540
		平成19年2月5日	月M	強化米入り白米		1.2kg.	540	648	540
		平成19年2月6日	火M	強化米入り白米		1kg.	540	540	540
堂山保育所	平成19年2月1日	木M	米		1.8kg.	500	900	500	
	平成19年2月6日	火M	米		1.8kg.	500	900	500	
八幡西 区役所	穴生保育所	平成19年2月1日	木N	精白米		5kg.	450	2,250	450
		平成19年2月3日	土N	精白米		5kg.	450	2,250	450
	折尾保育所	平成19年2月1日	木N	精白米		1.6kg.	450	720	450
		平成19年2月3日	土N	精白米		1.6kg.	450	720	450
		平成19年2月5日	月N	精白米		1.8kg.	450	810	450
		平成19年2月6日	火N	精白米		1.6kg.	450	720	450
		平成19年2月7日	水N	精白米		1.6kg.	450	720	450
黒崎保育所	平成19年2月1日	木(有)G	強化米入り白米	5kg.	1袋	2,700	2,700	540	
若松区 役所	若松コスモス 保育所	平成19年2月1日	木(有)O	強化米入り白米		1.8kg.	530	954	530
		平成19年2月3日	土(有)O	強化米入り白米		1.5kg.	530	795	530
		平成19年2月5日	月(有)O	強化米入り白米		2kg.	530	1,060	530
		平成19年2月5日	月(有)O	強化米入り白米	1kg.	3袋	530	1,590	530
		平成19年2月6日	火(有)O	強化米入り白米		1.8kg.	530	954	530
	修多羅保育所	平成19年2月1日	木(有)O	強化米入り白米		5kg.	530	2,650	530
畑保育所	購入なし								
積徳保育所	購入なし								
門司区 役所	新門司保育所	平成19年2月5日	月(有)P	無洗米		10kg.	510	5,100	510
	早鞆保育所	平成19年2月1日	木Q	米	5kg.	2袋	2,650	5,300	530
	吉野保育所	平成19年2月3日	土Q	米	5kg.	1袋	2,650	2,650	530
小倉北 区役所	篠崎保育所	平成19年2月1日	木R	米		0.8kg.	480	384	480
		平成19年2月3日	土R	米		0.8kg.	480	384	480
		平成19年2月5日	月R	米		0.8kg.	480	384	480
		平成19年2月6日	火R	米		0.8kg.	480	384	480
	下富野保育所	平成19年2月1日	木S	米		1.4kg.	500	700	500
		平成19年2月3日	土S	米		1.4kg.	500	700	500
		平成19年2月5日	月S	米		1.4kg.	500	700	500
		平成19年2月6日	火S	米		1.4kg.	500	700	500
	今町保育所	平成19年2月5日	月J	米		5kg.	610	3,050	610
	白銀保育所	平成19年2月1日	木T	無洗米(こしひかり)		1kg.	600	600	600
		平成19年2月1日	木T	無洗米(こしひかり)		1kg.	600	600	600
平成19年2月3日		土T	無洗米(こしひかり)		1kg.	600	600	600	
平成19年2月5日		月T	無洗米(こしひかり)		1.2kg.	600	720	600	
平成19年2月6日		火T	無洗米(こしひかり)		1kg.	600	600	600	
東篠崎保育所	平成19年2月1日	木(有)G	強化米入り白米	10kg.	1袋	6,800	6,800	680	
小倉南 区役所	貴保育所	平成19年2月1日	木M	米		1.4kg.	460	644	460
		平成19年2月5日	月M	米		1.5kg.	460	690	460
		平成19年2月6日	火M	米		1.4kg.	460	644	460
	徳力保育所	平成19年2月1日	木M	強化米入り白米		2.2kg.	540	1,188	540
		平成19年2月3日	土M	強化米入り白米		2.2kg.	540	1,188	540
		平成19年2月5日	月M	強化米入り白米		2.5kg.	540	1,350	540
		平成19年2月6日	火M	強化米入り白米		2.2kg.	540	1,188	540
	徳吉保育所	平成19年2月1日	木M	米		1.4kg.	500	700	500
		平成19年2月3日	土M	米		1.4kg.	500	700	500
		平成19年2月5日	月M	米		1.6kg.	500	800	500
		平成19年2月6日	火M	米		1.4kg.	500	700	500
蛭田保育所	平成19年2月1日	木M	米		1.8kg.	510	918	510	
	平成19年2月3日	土M	無洗米		1.8kg.	510	918	510	
	平成19年2月5日	月M	米		2kg.	510	1,020	510	
	平成19年2月6日	火M	米		1.8kg.	510	918	510	

(表 88)においては、各公立直営保育所で、単価が1kgあたり450円のところもあれば、1kgあたり680円のところもあり、ばらつきがある。コシヒカリや無洗米を購入している保育所は当然高くなるし、産地や品質によっても価格に違いがある。牛乳と同じように、総務省統計局が発表している小売価格(総務省統計局小売物価統計調査「第1表調査品目の月別価格および年平均価格」の北九州市における平成18年度平均価格)を参照してみると、コシヒカリが一袋(5kg)で平成18年度の平均が2,676円であるから、1kgあたり535.2円となり、それ以外のうるち米であれば1kgあたり430円となる。このようにコシヒカリかうるち米かで、米の単価は1.24倍もの開きがあるのだから、北九州市としては米の購入を保育所任せにすべきではない。献立が統一されているのであるから、米の種類をどうするのか、簡単に統一できるようなものは統一すべきである。

また、総務省統計局の発表する、北九州地区のうるち米の小売単価は1kgあたり430円であるが、各保育所の米の購入単価は安くて450円、高ければ680円と小売単価よりかなり高い単価で購入している。牛乳のように全ての単価が統一されているわけではないが、その購入単価には十分に競争原理が働いていないと思われる。毎日、大量に購入するのだから、保育所が独自に色々な種類の米を色々な業者から購入するのではなく、米についても特定の種類を一括して購入すれば、牛乳と同様、多額の経済的効果が期待できる。米に関しても競争入札を行い、一括購入業者を選定し、その業者から購入することにより、安価で品質の良い米が納入できることになると考える。

(4) 一括購入の方法について

以上のように、牛乳や米など、毎日もしくは頻繁に購入する食材については、競争入札を通して一括購入する方法を提言したが、ここでは、一括購入によるメリットとデメリットを提示して、それ以外の、たまにしか購入しない食材についても一括購入すべきかどうかを検討する。

一括購入するメリットとしては、以下のことが考えられる。

一括購入する仕入業者を決定する際に、業者間で競争原理が働き、価格、質ともに現状より向上すると考えられる。

同一の業者より仕入れることで、業者から多量の食材を購入することになり値引き交渉が可能となる。また、配送料も複数の業者で購入していた場合よりも安価になると考えられる。

各公立直営保育所に同一の材料が届けられるようになり、一つの献立に対して、同一の材料で、同一の品質の食材を確保することが可能となる。北九州市は統一の献立を採用しているのであるから、同一の品質を確保する必要があると考えられる。

食材の品質や価格をチェックするためには、複数業者より単一業者のほうが容易であり、各公立直営保育所および保育所を管轄する区役所等のチェック機能がより細かく働くことが期待される。

賄い材料を一括購入することは、上記のメリットがあると考えられるが、一方で種類を問わずに、すべての賄い材料を一括購入する場合、以下のデメリットが考えられる。

すべての賄い材料を、すべての公立直営保育所のために、同一の品質で大量に調達することができる業者は、非常に少ないと考えられるが、その結果、業者選定の際に、競争原理が働かず、結果として、不適切な業者を選定せざるを得なくなるリスクがある。

たまにしか利用しない食材は、多量に調達するためのコストがかかり、かえって一つの業者では経済的なメリットが発揮されない可能性がある。

たまにしか利用しない食材は、その一つの業者から購入することが、価格や品質の面で適切かどうか、チェックすることが困難である。(かえって複数の業者から購入して比較したほうが、価格や品質が適切かどうかチェックしやすい。)

たまにしか利用しない食材は、北九州市も業者も、年間利用量を見積もることが難しいので、経済的効果が計算できず、価格交渉そのものが困難になる可能性がある。

そこで、このようなデメリットを避けて、一括購入によるメリットだけを楽しむようにするためには、購入頻度が毎日もしくは週に数回等、経常的に購入されるもので、当該食材の価格やその取引量が季節的変動によって大きく変化しない食材(たとえば、牛乳・パン・米等)のみを、全公立直営保育所で一括購入することが望ましいと考えられる。

このような食材については量をそろえることも容易であり、取り扱うことができる業者も多いと思われるので、業者選定の際にも、より多くの業者による競争入札が期待できる。その結果、安価で良質な食材の購入も可能となる。また、どこでもいつでも見かける食材なので、市場調査も容易であるから、価格のチェックも簡単にできる。すべての保育所を配送の対象とするので、配送料の削減、注文事務作業の省力化も可能であると考えられる。

それ以外の食材については、購入の頻度によって上記のようなデメリットがあることを考慮しながら、可能なものについては競争入札を導入し、購入単価に競争原理を導入すべきである。

(意見 - 59) 賄い材料(牛乳・米など)の一括購入について

賄い材料の購入において、公立直営保育所は、保育所ごとに北九州市が定めた指定業者から自由に納入業者を選定し、購入している。児童のために、材料の価格・質共に満足する業者を選定するのは、事実上、保育所に委ねられている。

そこで、牛乳や米などの毎日購入する食材について、購入単価と総務省統計局が発表する北九州市の小売物価とを比較したところ、いずれも指定業者からの購入単価が著しく高かった。また、牛乳については購入している牛乳の品質は同じであるが、単価はいずれの業者もほぼ同一であり、米については、保育所によってコシヒカリを購入しているところやうるち米を購入しているところなどまちまちであるなど、競争原理が十分に働いていない状況であった。

牛乳や米など、毎日もしくは定期的に購入する食材については、その購入単価に競争原理を導入するために、競争入札を行い、一括購入業者を選定して、その業者から購入するようにされたい。

このような食材は一括して購入する量をそろえることも容易であり、取り扱うことができる業者も多いと思われるので、業者選定の際にも複数の業者による競争入札が期待できる。その結果、安価で良質な食材の購入も可能となる。また、どこでもいつでも見かける食材なので、市場調査も容易であるから、価格のチェックも簡単にできる。そしてこのような食材は、他の食材よりも大量に購入するので、一括購入すれば、大きく購入価格を下げる効果も期待できる。また、すべての保育所を配送の対象とするので、配送料の削減も可能である。

ほとんど毎日購入する食材については、競争入札による競争原理の導入により、現在の購入金額よりも安く、せめて総務省統計局が発表している小売価格と同じくらいの金額で購入できれば、多額の経済的効果が期待できる。

それ以外の食材についても、購入の頻度によっては、購入するのが一業者のみでは量をそろえることが困難なことなどのデメリットがあることも考慮しながら、可能なものについては競争入札を導入し、購入単価に競争原理を導入すべきである。

(意見 - 60) 牛乳の購入単価がほとんどの保育所で同じ金額であることについて

牛乳については、ほとんどの保育所で 1,000cc の単価が 230 円、500cc の単価が 120 円であった。通常、牛乳であっても、国や同業者協会によって購入しなければならない単価が決まっているわけではなく、当然ながら自由競争により購入単価が決定される。北九州市の場合、競争入札で購入単価を決定しているわけではないが、指定業者を保育所が選定し、各保育所は、どの業者からでも自由に購入することができるので、自然と安い業者に注文が集まり、結果として緩やかながら競争原理が働くはずである。しかしながら、今回の調査の結果、ほぼすべて

の業者から同じ金額で購入しており、単価について競争原理が十分に働いていない状況であった。

また、保育所の購入価格に比べて、総務省統計局が発表している小売価格は、1,000cc 牛乳で 187 円（総務省統計局小売物価統計調査「第 1 表調査品目の月別価格および年平均価格」の北九州市における平成 18 年度平均価格）であり、北九州市の保育所では 1.2 倍以上高い価格で購入している。

業者が異なるにもかかわらず、ほとんどすべての業者から同じ単価で牛乳を購入し、しかも、その単価が小売価格よりも高いのは問題である。早急に競争入札によって一括購入業者を選定するなどして、購入価格に競争原理を導入し、公正な取引が行われるようにすべきである。

49. 公立直営保育所のペーパータオルについて

北九州市における公立直営保育所の事業費の支出の実態を把握するために、事業費の支出のサンプルとして、各公立直営保育所のペーパータオルの使用について調査した。

平成 18 年度の各公立直営保育所のペーパータオルの使用について、調査した結果が、(表 - 89)である。

(1) ペーパータオルの使用について

北九州市は、衛生管理(0-157等対策)の観点から、公立直営保育所については、児童のトイレ後の手洗い後は、「個人専用のタオル」、「ペーパータオル」のいずれかを使用することになっている。

また、運用にあたっては、原則的に個人専用のタオルを置くスペースのある保育所は、ペーパータオルを使用しない立場をとっているとのことであった。

よって、蜷田保育所・折尾保育所・積徳保育所・修多羅保育所は、個人専用のタオルを置くことができる(トイレの一部には、専用タオルを置く事が困難なものがあり、若干のペーパータオルを使用とのこと)ということで、ペーパータオルの使用金額が他の保育所に比較して少ない。

なお、現状、保育課では、各保育所について、「個人専用のタオル」、「ペーパータオル」か、あるいは併用しているのかについては、把握はしていないとのことであった。

(2) 北九州市のペーパータオルの使用についての考え方について

北九州市は、ペーパータオルの使用は、コスト面からは、「個人専用のタオル」が優れているが、衛生面からは「ペーパータオル」が優れていると考えている。

(3) 各保育所のペーパータオル購入について

地方自治体が行う契約に関しては、地方自治法で、「一般競争入札、指名競争入札、随意契約又は、せり売りの方法によること」(第 234 条)とされている。

さらに、一般競争入札および指名競争入札の参加者の資格については、地方自治法施行令で、「普通地方公共団体の長は、政令で定めるもののほか、必要があるときは一般(指名)競争入札に参加する者に必要な資格(中略)を定めることができる」(第 167 条の 5、第 167 条の 1)と規定している。北九州市は、これに基づき、「北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則」を定めており、この中で、指名競争入札における指名および随意契約の相手方の選定に当たっては「有資格業者名簿に記載されている者のうちから(中略)

指名及び選定しなければならない」(第12条、第13条)と規定されているため、公立直営保育所においては、食材をはじめとする物品の購入を有資格業者名簿に記載されている業者の中から選定して行っている。

したがって、各保育所のペーパータオル購入にあたっては、有資格業者名簿に記載されている業者の中から選定している。

(表 - 89) 平成18年度公立直営保育所ペーパータオルの年間使用状況一覧

(消費税抜き)									
区役所	保育所名	定員	日付 (納品書 OR請求)	品名	単価	数量	金額	業者名	
門司	新門司		H18.10.3	ペーパータオルタクティ(200枚*40入)	5,000	1	5,000	(有)A	
			H19.2.3	ペーパータオルタクティ(200枚*40入)	5,000	1	5,000	(有)A	
			H19.3.8	ペーパータオルタクティ(200枚*40入)	5,000	1	5,000	(有)A	
		計	60					15,000	
		早鞆	120	H19.3.26	タオルペーパーエコクリーン	80	150	12,000	B
		吉野		H18.4.7	エルベールペーパータオル(200*40)	4,500	1	4,500	C株
	H18.5.19			エルベールペーパータオル(200*40)	4,500	1	4,500	C株	
	H18.7.6			エルベールペーパータオル(200*40)	4,500	1	4,500	C株	
	H18.8.5			エルベールペーパータオル(200*40)	4,500	1	4,500	C株	
	H18.9.16			エルベールペーパータオル(200*40)	4,500	1	4,500	C株	
	H18.10.17			エルベールペーパータオル(200*40)	4,500	1	4,500	C株	
	H18.11.9			エルベールペーパータオル(200*40)	4,500	1	4,500	C株	
	H18.12.21			エルベールペーパータオル(200*40)	4,500	1	4,500	C株	
	H19.1.29			エルベールペーパータオル(200*40)	4,500	1	4,500	C株	
	H19.2.23			エルベールペーパータオル(200*40)	4,500	1	4,500	C株	
	H19.3.22			エルベールペーパータオル(200*40)	4,500	1	4,500	C株	
		計	120					49,500	
小倉北	篠崎		H18.6.14	エルベールペーパータオル(200*40)	4,500	1	4,500	C株	
			H18.8.22	エルベールペーパータオル(200*40)	4,500	1	4,500	C株	
			H18.11.25	エルベールペーパータオル(200*40)	4,500	1	4,500	C株	
			H19.2.27	エルベールペーパータオル(200*40)	4,500	1	4,500	C株	
		計	60					18,000	
		今町		H18.6.12	タオルペーパー クローパー	138	30	4,140	B
	H18.8.10			タオルペーパー ロベリアS(40)P	4,980	1	4,980	(有)D	
	H18.10.11			タオルペーパー クローパー	138	30	4,140	B	
	H19.1.17			タオルペーパー クローパー	138	60	8,280	B	
	H19.3.26			タオルペーパー クローパー	138	60	8,280	B	
		計	90					29,820	
		下富野		H18.6.7	タオルペーパーエコクリーン	40	155	6,200	B
	H18.8.1			タオルペーパーエコクリーン	40	155	6,200	B	
	H18.9.22			タオルペーパーエコクリーン	40	155	6,200	B	
	H18.11.21			タオルペーパーエコクリーン	40	155	6,200	B	
	H18.12.26			タオルペーパーエコクリーン	40	155	6,200	B	
	H19.2.28			タオルペーパーエコクリーン	40	155	6,200	B	
		計	120					37,200	
		白銀		H18.6.19	タオルペーパーエコクリーン	40	160	6,400	B
	H18.12.22			ペーパータオルタクティ(200枚*40入)	5,000	1	5,000	E株	
	H19.3.5			タオルペーパーエコクリーン	80	155	12,400	B	
		計	90					23,800	
		東篠崎		H18.5.10	エルベールペーパータオル(200*40)	4,500	1	4,500	C株
H18.6.20	エルベールペーパータオル(200*40)			4,500	2	9,000	C株		
H18.7.26	エルベールペーパータオル(200*40)			4,500	1	4,500	C株		
H18.11.28	エルベールペーパータオル(200*40)			4,500	1	4,500	C株		
H18.12.25	エルベールペーパータオル(200*40)			4,500	1	4,500	C株		
H19.2.14	エルベールペーパータオル(200*40)			4,500	2	9,000	C株		
	計	120					36,000		

(消費税抜き)

区役所	保育所名	定員	日付 (納品書 OR請求)	品名	単価	数量	金額	業者名
小倉南	徳吉		H18.5.25	ペーパータオルタクティ(200枚*40入)	5,000	1	5,000	(有)A
			H18.7.21	タクティ(200*40)	5,000	1	5,000	(有)A
			H18.10.6	ペーパータオルタクティ(200枚*40入)	5,000	1	5,000	(有)A
			H19.1.15	エルベールペーパータオル(200*40)	4,500	1	4,500	C株
	計	90					19,500	
	徳力		H18.6.6	エルベールペーパータオル(200*40)	4,500	1	4,500	C株
			H18.7.19	エルベールペーパータオル(200*40)	4,500	1	4,500	C株
			H18.8.12	エルベールペーパータオル(200*40)	4,500	1	4,500	C株
			H18.9.28	エルベールペーパータオル(200*40)	4,500	2	9,000	C株
			H18.11.17	エルベールペーパータオル(200*40)	4,500	2	9,000	C株
H19.1.13			エルベールペーパータオル(200*40)	4,500	2	9,000	C株	
H19.3.8	エルベールペーパータオル(200*40)	4,500	2	9,000	C株			
計	120					49,500		
貴		H18.9.21	カクタイ ペーパータオルボックス	2,500	1	2,500	B	
		H18.9.27	ステップペーパー(36パック入)	4,158	2	8,316	(有)F	
		H19.3.15	紙タオルライト30パック 4,000円	3,809	3	11,427	(有)D	
計	70					22,243		
蛭田		90					0	

区役所	保育所名	定員	日付 (納品書 OR請求)	品名	単価	数量	金額	業者名
八幡東	堂山		H18.8.29	タオルペーパーエコクリーン	40	150	6,000	B
			H18.11.24	タオルペーパーエコクリーン	40	150	6,000	B
			H19.1.18	タオルペーパーエコクリーン	40	150	6,000	B
			H19.3.6	タオルペーパーエコクリーン	40	150	6,000	B
	計	90					24,000	
	中央		H18.6.13	タクティ(200*40)	5,000	1	5,000	(有)A
			H18.9.4	タクティ(200*40)	5,000	1	5,000	(有)A
			H18.11.27	タクティ(200*40)	5,000	1	5,000	(有)A
			H19.1.29	タクティ(200*40)	5,000	1	5,000	(有)A
			H19.3.27	タクティ(200*40)	5,000	1	5,000	(有)A
計	80					25,000		

区役所	保育所名	定員	日付 (納品書 OR請求)	品名	単価	数量	金額	業者名	
八幡西	穴生		H18.6.5	ペーパータオルタクティ(200枚*40入)	5,000	1	5,000	E株	
			H18.7.12	ペーパータオルタクティ(200枚*40入)	5,000	1	5,000	E株	
			H18.9.25	ペーパータオルタクティ(200枚*40入)	5,000	1	5,000	E株	
			H18.11.20	ペーパータオルタクティ(200枚*40入)	5,000	1	5,000	E株	
			H19.2.2	ペーパータオルタクティ(200枚*40入)	5,000	1	5,000	E株	
			H19.3.22	ペーパータオルタクティ(200枚*40入)	5,000	1	5,000	E株	
	計	90					30,000		
	折尾		120	H19.3.16	タオルペーパーエコクリーン	40	150	6,000	
	黒崎		H18.4.14	タクティ(200*40)	5,000	1	5,000	(有)A	
			H18.9.25	ペーパータオル(200*40)	4,700	1	4,700	(有)D	
H19.2.19	ペーパータオル(200*40)	4,700	1	4,700	(有)D				
計	110					14,400			

(消費税抜き)

区役所	保育所名	定員	日付 (納品書 OR請求)	品名	単価	数量	金額	業者名	
戸畑	三六		H18.5.12	ペーパータオルタクティ (200枚*40入)	5,000	1	5,000	E(株)	
			H18.6.13	ペーパータオルタクティ (200枚*40入)	5,000	1	5,000	E(株)	
			H18.8.1	ペーパータオルタクティ (200枚*40入)	5,000	1	5,000	E(株)	
			H18.9.12	ペーパータオルタクティ (200枚*40入)	5,000	1	5,000	E(株)	
			H18.11.1	ペーパータオルタクティ (200枚*40入)	5,000	1	5,000	E(株)	
			H18.12.7	ペーパータオルタクティ (200枚*40入)	5,000	1	5,000	E(株)	
			H19.1.29	ペーパータオルタクティ (200枚*40入)	5,000	1	5,000	E(株)	
			H19.3.23	ペーパータオルタクティ (200枚*40入)	5,000	1	5,000	E(株)	
			計	120					40,000
	天籟寺			H18.4.19	ペーパータオルタクティ (200枚*40入)	5,000	1	5,000	(有)A
				H18.7.20	ペーパータオルタクティ (200枚*40入)	5,000	2	10,000	(有)A
				H18.9.29	ペーパータオルタクティ (200枚*40入)	5,000	1	5,000	(有)A
				H18.12.20	ペーパータオルタクティ (200枚*40入)	5,000	2	10,000	(有)A
				H19.3.20	ペーパータオルタクティ (200枚*40入)	5,000	3	15,000	(有)A
	計	120					45,000		
	西戸畑			H18.6.24	ハンドタオルペーパー (200*40) 袋	100	40	4,000	G
				H18.10.13	ハンドタオルペーパー (200*40) 袋	100	40	4,000	G
				H18.12.22	ハンドタオルペーパー (200*40) 袋	100	40	4,000	G
				H19.1.25	ハンドタオルペーパー (200*40)	4,000	4	16,000	G
	計	110					28,000		
初音			H18.4.7	ペーパータオル (N0 15J - M25)	3,015	5	15,075	(株)H	
			H18.7.27	ペーパータオル (N0 15J - M25)	3,015	3	9,045	(株)H	
			H18.9.15	ペーパータオル (タウバタクティ 40ヶ入)	4,000	1	4,000	(株)H	
			H18.10.6	タウパー・タクティ 40個入り	4,320	2	8,640	(株)H	
			H18.11.15	ペーパータオル (N0 15J - M25)	2,596	2	5,192	(株)H	
			H18.12.8	タウパー・タクティ 40個入り	5,400	1	5,400	(株)H	
			H18.12.20	ペーパータオル (N0 15J - M25)	2,596	2	5,192	(株)H	
			H19.1.26	ペーパータオル (N0 15J - M25)	2,596	3	7,788	(株)H	
			H19.3.14	ペーパータオル (N0 15J - M25)	2,596	2	5,192	(株)H	
			H19.3.29	ペーパータオル (N0 15J - M25)	2,596	2	5,192	(株)H	
計	100					70,716			

区役所	保育所名	定員	日付 (納品書 OR請求)	品名	単価	数量	金額	業者名	
若松	積徳		H18.7.12	ハンドタオルペーパー (200*30)	3,300	1	3,300	G	
			H18.10.25	ハンドタオルペーパー (200*30)	3,300	1	3,300	G	
	計						6,600		
	畑			H18.7.27	タオルペーパー 口ベリアS (40) P	4,950	1	4,950	(有)D
				H18.11.14	ペーパータオル (40包 エコノミーサイズ)	4,980	2	9,960	(有)D
				H19.2.21	ペーパータオル (40包 エコノミーサイズ)	4,980	1	4,980	(有)D
	計	110					19,890		
	若松コスモス			H18.8.22	エルベールペーパータオル (200*40)	4,500	2	9,000	C(株)
				H19.1.23	エルベールペーパータオル (200*40)	4,500	1	4,500	C(株)
				H19.3.21	エルベールペーパータオル (200*40)	4,500	3	13,500	C(株)
計	120					27,000			
修多羅							0		

(表 - 90) 平成 18 年度 公立直営保育所 (台所用) タオルペーパーの量販店からの購入状況一覧

区役所	保育所名	定員	日付 (納品書 OR請求書)	品名	単価	数量	金額
門司	新門司	60	H19.2.16	1タオルペーパー 8ロール 285円	271	1	271
小倉北	篠崎	60	H18.4.18	業務用TP J (110M*18ロール)	1280	1	1,280
			H18.7.28	KデラックスTP 12R S	348	8	2,784
			H18.10.27	KデラックスTP 12R S	448	6	2,688
	白銀	90	H18.9.21	Kデラックス激タオル 4R	148	6	888
H18.11.15			Kデラックス激タオル 4R	158	12	1,896	
H19.2.6			Kデラックス激タオル 4R	158	5	790	
八幡西	黒崎	110	H18.6.5	1タオルペーパー 8ロール	309	4	1,236
			H19.3.30	1タオルペーパー 8ロール	283	2	566

(意見 - 61) 公立直営保育所でのペーパータオルの使用について

北九州市は、トイレ後の手洗い後のペーパータオルの使用は、個人専用のタオルを置くスペースの無い保育所についてのみ行われているということであるが、保育課においては、各保育所について、「個人専用のタオル」、「ペーパータオル」か、あるいは併用しているのかについては、現状、把握していないとのことであった。

しかしながら、定員1人当たり延床面積を保育所ごとにみると個人専用のタオルを置くスペースがあると考えられる保育所が、必ずしも「個人専用のタオル」の方式を採用しているとはいえない。北九州市においては、各保育所について、「個人専用のタオル」方式か、「ペーパータオル」方式か、あるいは、「併用」方式か、を把握し、原則的に、個人専用のタオルを置くスペースのある保育所には、ペーパータオルを使用しないことを徹底させるべきと考える。

(意見 - 62) ペーパータオルの購入単価について

公立直営保育所は、全て有資格業者名簿に記載されている業者より、ペーパータオルを購入しているが、種類については、特定されていないためペーパータオルタクティ(5,000円)・エルベールタオル(4,500円)・タオルペーパーエコクリーン(6,000円)の3製品が購入されている。

3製品の材質、使用方法による大きな違いは特段ないと考えるが、購入単価には4,500円から6,000円と相違が見られた。

このペーパータオルの支出は、事業費の些細な支出項目の一つに過ぎないことは十分承知しているが、些細な支出項目とはいえども事業費の一部を構成するものであるから、各公立直営保育所については、ペーパータオルを始めとする支出項目について、購入価格には十分なる注意を払い、事業費の効率性に目を向けるべきと考える。

(意見 - 63) ペーパータオルの購入方法について

現在、ペーパータオルの購入について、各保育所独自で有資格業者名簿に記載されている業者から、購入した結果、購入価格について、ばらつきが生じているが、北九州市全体で、競争入札により業者を選定しペーパータオルの価格を統一すべきと考える。

なお、ペーパータオルの価格を統一すべきという考え方は、ペーパータオルに限ったことではなく、公立直営保育所が日常使用する物品のうち、使用頻度が多いもの全てにいえることである。

北九州市は、同一品目の価格を統一させることは可能であり、ロットをまとめることにより、年間を通して価格を低くできることが見込まれるというメリット

があるが、

- ・ その品目については、他の業者から購入することができないため、緊急時に対応できない可能性がある。
- ・ 決定すれば、その後の競争原理が働かないため、価格が高止まりする可能性がある。

というデメリットがあると思われるため、今後検討したい。とのことであったが、日常使用する物品や緊急時の対応が少ないものについては、年間契約であれば、価格の高止まりの影響も少ないと考えられるので、ペーパータオルに限らず、公立直営保育所が日常使用する物品のうち、使用頻度が多いものについては、競争入札により公立直営保育所の購入価格を統一すべきと考える。

(意見 - 64) 有資格業者名簿に掲載されている量販店からの直接購入について

(台所用) タオルペーパーの購入の調査において、僅かであるが、平成 18 年度量販店からの直接購入の実績が 4 保育所 10 件あった。この量販店は、有資格業者名簿に掲載され、公立直営保育所が量販店で直接購入した場合でも、後日、量販店からの請求書に基づき、北九州市が支払うことになっている。

量販店での購入価格は、通常の業者よりも安価であるが、量販店での直接購入ということで、現状、公立直営保育所の利用はごく少数に限られている。

量販店と日常、公立直営保育所が購入している業者との購入価格の差は歴然であるが、量販店での直接購入は保育所での勤務時間内の行為ということで、ごく一部の利用者に限られていることを考え併せると、北九州市として、量販店の直接購入に関し、コストの面から利用を促進するのか、直接利用を緊急時を除いて中止するのか、北九州市の画一的な方針を明確にすべきと考える。

XI．＜その他に関する意見＞

50．日本スポーツ振興センター災害共済保険料の領収書の管理状況について

保育所入所児童は保育所での怪我等に備えて日本スポーツ振興センター災害共済に加入することになる。この日本スポーツ振興センター災害共済は任意保険であるが、保護者が加入を希望する場合には北九州市が保険料の一部を負担し、その残りを保護者が負担する。保育所が保険料の徴収窓口となるため、保険料を受領した際には、保育料と同様に保育所にて領収書を発行することになる。

現場調査としてある保育所にて領収書綴りを閲覧したところ、未発行の領収書にすでに保育所の印鑑が押印されている状況の保育所があった。領収書にあらかじめ押印がされていると、不正に領収書が発行されるおそれがある。印鑑自体は不正に使用されないよう金庫に保管し、鍵のかかる場所で管理されていたものの、あらかじめ押印しているのでは、印鑑を厳重に保管していても意味がない。

例えば、ある担当者が現金を外部から入金したとする。その担当者が責任者に入金の実事を連絡しなければ、現金を横領するのは簡単であるが、その横領を防ぐための手段の一つが領収書の発行を義務付けることである。領収書には、責任者の印鑑や組織の印鑑が必要であり、その印鑑を責任者に押印してもらう必要があるため、そこで、入金の実事が責任者に通知される。その結果、入金された現金の横領を予め防ぐことができるのである。ところが、予め、印鑑が領収書に押印してあれば、担当者は勝手に有効な領収書を発行することができるため、その牽制効果がまったく発揮されないことになる。

領収書と印鑑の管理は別々の者が行い、現金受領の都度、印鑑の管理者（所長）が領収書に押印することが不正防止のための原則である。

（意見 - 65）日本スポーツ振興センター災害共済保険料の領収書の管理状況について

保育所入所児童は保育所での怪我等に備えて任意に日本スポーツ振興センター災害共済に加入することになるが、保育所が保険料の徴収窓口となる。そのため、保険料を受領した際には、保育料と同様に保育所にて領収書を発行することになる。

現場調査としてある保育所にて領収書綴りを閲覧したところ、未発行の領収書にすでに保育所の印鑑が押印されている状況の保育所があった。領収書に予め押印がされていると、不正に領収書が発行されるおそれがある。印鑑自体は不正に使用されないよう金庫に保管し鍵のかかる場所で管理していたが、押印自体を予めしているのでは、印鑑を厳重に保管していても意味がない。

領収書と印鑑の管理は別々の者が行い、現金受領の都度、印鑑の管理者（所長）が領収書に押印することが不正防止のための原則である。